電気通信紛争処理マニュアル

― 紛争処理の制度と実務 ―

平 成 ２ ３ 年 １ ２ 月

電気通信紛争処理委員会

はじめに

電気通信設備の接続等に関する電気通信事業者間の紛争を迅速、円滑かつ公正に処理することを目的に、総務省の許認可部門とは独立した専門的機関として、平成１３年１１月３０日に電気通信事業紛争処理委員会が発足し、１０年が経過しました。

電気通信事業分野では、昭和６０年に日本電信電話公社の民営化、競争原理の導入が行われて以来、累次の電気通信事業法の改正により、規制緩和が進められる一方で、電気通信事業者間の公正競争確保のための環境整備が進められてきているところです。

公正競争の確保は、電気通信サービスの円滑な提供と電気通信の健全な発達の基礎となるものであり、そのためには、事前の電気通信事業者間の競争ルールの整備とともに、紛争が生じた場合にこれを円滑かつ迅速に解決する仕組みの整備が重要です。

当委員会は事後の紛争処理を担う機関として、発足以来、あっせん・仲裁等の制度を活用して、電気通信事業者間の様々な紛争の解決に当たってまいりましたが、近年の電気通信の高度化に伴う紛争の多様化・増加に対応するため、法改正により、その機能を拡大してきています。

具体的には、平成２０年４月１日に、無線局の開設・変更に当たっての混信等防止措置に関する紛争が、当委員会の処理の対象に追加されました。

また、平成２３年６月３０日には、再放送の同意に関するケーブルテレビ事業者等と基幹放送事業者との間の紛争、電気通信役務の提供条件等に関する電気通信事業者といわゆるコンテンツ配信事業者等との間の紛争等が当委員会の処理の対象に追加され、これに合わせて当委員会の名称は「電気通信紛争処理委員会」に変更されました。

この冊子は、当委員会が関係する紛争解決のための制度の手続の解説と実際に処理した事例の紹介をまとめたものです。

これまでは、電気通信事業法に関する「電気通信事業紛争処理マニュアル」、電波法に関する「無線局紛争処理マニュアル」という形で法律ごとに別冊としていましたが、平成２３年６月３０日から放送に関する紛争も当委員会の処理の対象となったことを踏まえ、内容の整理・統合や追加を行い、新たに「電気通信紛争処理マニュアル」として、電気通信事業法、電波法及び放送法の紛争処理制度を一覧できるようにしました。

関係各方面において、このマニュアルがさらに有効に活用され、円滑な紛争の解決が図られることを切に期待しております。

平成２３年１２月

電気通信紛争処理委員会
委員長　　坂庭　好一

目　次

はじめに

序 ……序－1

１　電気通信紛争処理委員会の機能 …序－ 1

２　本マニュアルについて …序－ 2

第Ⅰ部　手続解説

第１章　あっせん・仲裁 ……Ⅰ－ 1

第１節　あっせん ……Ⅰ－ 1

１　趣旨 …Ⅰ－ 1

２　対象となる紛争 …Ⅰ－ 1

（１）　電気通信事業法関係 …Ⅰ－ 1

（２）　放送法関係 …Ⅰ－ 4

（３）　電波法関係 …Ⅰ－ 4

３　手続 …Ⅰ－ 7

（１）　あっせんの申請 …Ⅰ－ 8

（２）　あっせんをしない場合 …Ⅰ－15

（３）　相手方への通知 …Ⅰ－15

（４）　あっせん委員の指名 …Ⅰ－15

（５）　意見の聴取 …Ⅰ－16

（６）　代理人及び補佐人の参加 …Ⅰ－16

（７）　手続の分離又は併合 …Ⅰ－16

（８）　あっせん手続の非公開 …Ⅰ－17

（９）　あっせん案の提示 …Ⅰ－17

（10）　あっせんの終了・打切り …Ⅰ－17

（11）　あっせん手続に関する事実の公表 …Ⅰ－18

第２節　仲裁 ……Ⅰ－19

１　趣旨 …Ⅰ－19

２　対象となる紛争 …Ⅰ－19

（１）　電気通信事業法関係 …Ⅰ－19

（２）　放送法関係 …Ⅰ－20

（３）　電波法関係 …Ⅰ－20

３　手続 …Ⅰ－22

（１）　仲裁の申請 …Ⅰ－23

（２）　仲裁手続の開始 …Ⅰ－31

（３） 仲裁委員の指名 …Ⅰ－31
（４） 仲裁廷の議事 …Ⅰ－33
（５） 代理人及び補佐人の参加 …Ⅰ－34
（６） 仲裁委員の忌避 …Ⅰ－34
（７） 仲裁委員の解任の申立て …Ⅰ－35
（８） 手続の分離又は併合 …Ⅰ－35
（９） 仲裁廷の仲裁権限の有無についての判断 …Ⅰ－35
(10) 暫定措置又は保全措置 …Ⅰ－36
(11) 審理・調査 …Ⅰ－36
(12) 仲裁手続の非公開 …Ⅰ－39
(13) 和解 …Ⅰ－40
(14) 仲裁判断 …Ⅰ－40
(15) 仲裁手続の終了 …Ⅰ－41
(16) 仲裁手続終了後の手続 …Ⅰ－42
(17) 仲裁手続に関する事実の公表 …Ⅰ－43

第２章 総務大臣からの諮問に対する審議・答申 ……Ⅰ－45

第１節 電気通信事業法関係 ……Ⅰ－45

１ 接続協定等に関する協議命令 ……Ⅰ－45
（１） 趣旨 …Ⅰ－45
（２） 対象となる場合 …Ⅰ－45
（３） 手続 …Ⅰ－46
２ 接続協定等に関する細目の裁定 ……Ⅰ－54
（１） 趣旨 …Ⅰ－54
（２） 対象となる場合 …Ⅰ－54
（３） 手続 …Ⅰ－55
３ 土地等の使用に関する協議認可 ……Ⅰ－59
（１） 趣旨 …Ⅰ－59
（２） 対象となる土地等の利用 …Ⅰ－60
（３） 手続 …Ⅰ－61
４ 土地等の使用に関する裁定 ……Ⅰ－68
（１） 趣旨 …Ⅰ－68
（２） 対象となる場合 …Ⅰ－68
（３） 手続 …Ⅰ－69
５ 線路の移転その他支障の除去に関する裁定 ……Ⅰ－75
（１） 趣旨 …Ⅰ－75
（２） 対象となる場合 …Ⅰ－75
（３） 手続 …Ⅰ－76

６　電気通信事業者に対する業務改善命令等 ……Ⅰ－81
（１）　趣旨 …Ⅰ－81
（２）　委員会に諮問がなされる命令等 …Ⅰ－81
（３）　手続 …Ⅰ－81
＜参考＞　総務大臣に対する意見申出制度 …Ⅰ－83

第２節　放送法関係 ……Ⅰ－87

地上基幹放送の再放送の同意に関する裁定 ……Ⅰ－87
（１）　趣旨 …Ⅰ－87
（２）　対象となる場合 …Ⅰ－87
（３）　手続 …Ⅰ－87

第３章　総務大臣に対する勧告 ……Ⅰ－92

第Ⅱ部　事例集成

処理事例目次（内容別一覧） …Ⅱ－ 1
参考　処理事例の時系列一覧（再掲） …Ⅱ－ 6

第１章　あっせん・仲裁 ……Ⅱ－11
第１節　あっせん ……Ⅱ－11
【電気通信事業法関係】
１　接続の諾否に関する紛争 …Ⅱ－11
２　接続料及び網改造料に関する紛争 …Ⅱ－21
３　接続のための工事・網改造等に関する紛争 …Ⅱ－35
４　コロケーション等に関する紛争 …Ⅱ－43
５　契約締結の媒介その他の業務委託に関する紛争 …Ⅱ－54

第２節　仲裁 ……Ⅱ－56
【電気通信事業法関係】
１　接続料及び網改造料に関する紛争 …Ⅱ－56
２　接続のための工事・網改造等に関する紛争 …Ⅱ－59

第２章　総務大臣からの諮問に対する審議・答申 ……Ⅱ－60
【電気通信事業法関係】
１　接続協定等に関する協議命令 …Ⅱ－60
２　接続協定等に関する細目の裁定 …Ⅱ－85
３　土地等の使用に関する協議認可 …Ⅱ－114
４　電気通信事業者に対する業務改善命令 …Ⅱ－127

第３章　総務大臣に対する勧告　……Ⅱ－143
【電気通信事業法関係】
1　コロケーションのルール改善に向けた勧告　…Ⅱ－143
2　接続における適正な料金設定が行い得る仕組みの整備の勧告　…Ⅱ－145
3　接続料金の算定の在り方などＭＶＮＯとＭＮＯとの間の円滑な協議に資する措置の勧告　…Ⅱ－149

付属　関係資料

資料Ⅰ　関係資料
○委員・特別委員名簿　……資料－ 1
○事務局概要　……資料－ 6
○活動状況　……資料－7
○窓口一覧　……資料－9

資料Ⅱ　関係法令集成
【電気通信事業法関係】
○電気通信事業法（昭和５９年法律第８６号）（抄）　…法令　1
○電気通信事業法施行令（昭和６０年政令第７５号）（抄）　…法令 19
○電気通信事業法施行規則（昭和６０年郵政省令第２５号）（抄）　…法令 20
【放送法関係】
○放送法（昭和２５年法律第１３２号）（抄）　…法令 29
○放送法等の一部を改正する法律（平成２２年法律第６５号）附則（抄）　…法令 33
○放送法施行規則（昭和２５年電波監理委員会規則第１０号）（抄）　…法令 34
○放送施行規則の一部を改正する省令（平成２３年総務省令第６２号）附則（抄）　…法令 38
【電波法関係】
○電波法（昭和２５年法律第１３１号）（抄）　…法令 39
○電波法施行規則（昭和２５年電波監理委員会規則第１４号）（抄）　…法令 40
○無線設備規則（昭和２５年電波監理委員会規則第１８号）（抄）　…法令 41
【電気通信紛争処理委員会関係】
○電気通信紛争処理委員会令（平成１３年政令第３６２号）　…法令 42
○電気通信紛争処理委員会事務局組織規則（平成１３年総務省令第１５４号）　…法令 45
○総務省電気通信紛争処理委員会事務局組織規程（平成１３年総務省訓令第２３２号）　…法令45
○電気通信紛争処理委員会手続規則（平成１３年総務省令第１５５号）　…法令 46
○電気通信紛争処理委員会運営規程（平成１３年電気通信事業紛争処理委員会決定第１号）　…法令54
○電気通信紛争処理委員会仲裁準則（平成１５年電気通信事業紛争処理委員会決定第３号）　…法令59

序

１　電気通信紛争処理委員会の機能

（１）委員会の設置

電気通信市場に多くの事業者が参入し電気通信サービスの高度化・多様化が進む中で、電気通信設備の接続を巡る紛争など電気通信事業者間の紛争が増加・複雑化したことなどを踏まえ、平成１３年１１月３０日、これらの紛争を迅速・公正に処理する専門的機関として、電気通信事業紛争処理委員会が設置された。

その後、平成２０年４月１日に、無線局の開設・変更に当たっての混信等防止措置に係る紛争が処理の対象に追加され、また、平成２３年６月３０日に、地上基幹放送の再放送の同意に係る紛争等が処理の対象に追加され、それに伴い組織の名称が「電気通信紛争処理委員会」（以下「委員会」という。）と変更された。

委員会は、法律、経済・会計、通信工学等の有識者からなる委員５名で構成され、そのほかに特別委員１０名（平成２３年１２月１日現在）が任命されており、また、電気通信事業や放送業の監督を担当する部局から独立した事務局を設けて、その中立性・専門性を確保している。

（２）委員会の機能

委員会の機能としては、①あっせん・仲裁、②総務大臣からの諮問に対する審議・答申、③総務大臣に対する勧告が挙げられる。委員会は、中立性を確保する一方で、勧告等を通じて紛争処理と競争ルール整備等との連携も図っている（委員会の機能の概要は、図表１のとおり。）。

①　あっせん・仲裁

委員会の中核的な機能として、個別具体的な事業者間（又は無線局を開設・変更しようとする者と他の無線局の免許人等との間）の紛争を解決するための「あっせん・仲裁」がある。委員会のあっせん・仲裁の対象となる紛争の種類については後述する。

これまで委員会では、電気通信事業者間の紛争に関して、中継光ファイバとの接続に関する紛争、接続料や網改造料の支払いに関する紛争、コロケーションスペースの利用に関する紛争などについて、あっせんを行っている。

②　総務大臣からの諮問に対する審議・答申

電気通信事業法（昭和５９年法律第８６号。以下「事業法」という。）において、総務大臣が接続協定等に関する協議命令、接続協定等の細目の裁定、業務改善命

令等を行う際には、委員会に諮問しなければならないこととされている。

また、放送法（昭和２５年法律第１３２号）の改正により、平成２３年6月３０日から、地上基幹放送の再放送の同意に関し、総務大臣が裁定を行う場合にも、委員会に諮問しなければならないこととされている。

委員会では、総務大臣から諮問を受け、これらの事案について審議・答申を行う。

これまで委員会では、電気通信事業法に関して、ＭＶＮＯとＭＮＯ間の接続協定に関する裁定や接続に関し知り得た他の電気通信事業者に関する情報の取扱いに関する業務改善命令などについて、総務大臣から諮問を受け、審議・答申を行っている。

③　総務大臣に対する勧告

事業法第１６２条第１項では、委員会はその権限に属させられた事項に関し、総務大臣に対し勧告をすることができるとされている。

これまで委員会では、あっせんや諮問に対する審議・答申を通じて明らかになった競争ルールの改善点について、コロケーションルールの改善に向けた勧告や接続料金設定の仕組みの整備に関する勧告を行っており、それによりブロードバンドサービスの競争促進や固定発携帯着電話料金の低廉化などに貢献してきた。

④　その他

委員会では、あっせん・仲裁の円滑な利用の支援等のため、事務局に事業者相談窓口を設け、各種紛争に関する事業者からの相談を受け付けている。

委員会事務局（事業者相談窓口）では、あっせん・仲裁の利用を検討している事業者に制度や手続の説明を行うだけでなく、過去の事例や関係法令などの紹介・説明等を行うことにより、本格的な紛争を未然に防止するという機能も果たしている。

２　本マニュアルについて

本マニュアルでは、第Ⅰ部において、「あっせん・仲裁」、「総務大臣からの諮問に対する審議・答申」、「総務大臣に対する勧告」といった委員会の機能ごとに、総務大臣の協議命令等も含めた紛争処理制度全体の解説を行うことにより、事業法、放送法及び電波法（昭和２５年法律第１３１号）に規定されている様々な紛争処理制度が理解できるようにした。

また、第Ⅱ部において、委員会がこれまでに取り扱った事例を「事例集成」とし、制度に関する理解を深める一助となるようにするとともに、同様の紛争の未然防止・解決のための参考にできるようにした。

図表１　電気通信紛争処理委員会の機能の概要

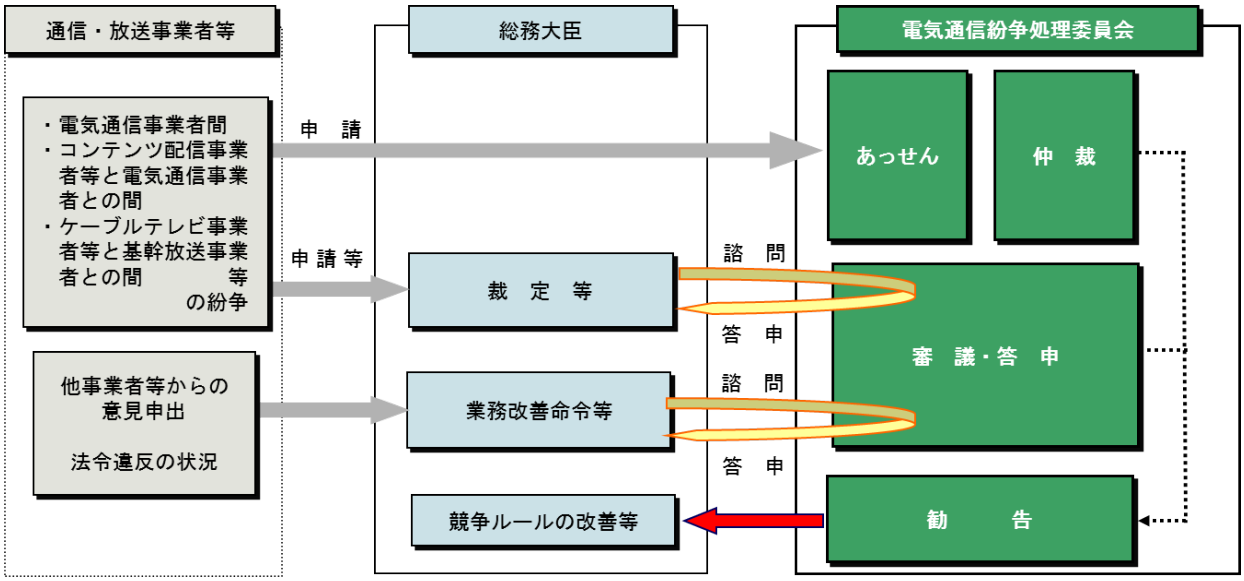

第Ⅰ部　手続解説

第１章　あっせん・仲裁

第１節　あっせん

１　趣旨

委員会のあっせんは、事業者間（又は無線局を開設・変更しようとする者と他の無線局の免許人等との間）に紛争が生じた場合において、委員会が指名するあっせん委員が両当事者の間に入り、必要に応じあっせん案を提示する等両当事者の合意の成立に向けて協力することにより、紛争の迅速な解決を図る制度である。

あっせんは、当事者が互いに譲歩することが期待できるような紛争をその対象とするものであり、裁判や後述する仲裁よりも簡易な手続により行われる。

あっせん委員が提示することができるあっせん案は、その受諾を当事者に強いるものではないが、あっせんの手続を経た上で当事者の合意が成立した場合には、民法（明治２９年法律第８９号）上の和解が成立したこととなる。

２　対象となる紛争

（１）　電気通信事業法関係

ア　電気通信事業者間の協定・契約に関する紛争

電気通信事業者間の協定・契約に関する紛争については、協定・契約の種類に応じ、それぞれ以下のものが委員会のあっせんの対象となる。

(ｱ)　電気通信設備の接続、電気通信設備若しくは電気通信設備設置用工作物の共用又は卸電気通信役務の提供に関する協定・契約に関する紛争

電気通信設備の接続、電気通信設備若しくは電気通信設備設置用工作物の共用又は卸電気通信役務の提供に関する協定・契約については、以下の場合に、あっせんの申請を行うことができる（事業法第１５４条第１項並びに第１５６条第１項及び第２項）。

ただし、当事者が委員会に対して仲裁の申請をした後又は総務大臣に対して協議命令の申立て若しくは裁定の申請をした後は、あっせんを申請することはできない（事業法第１５４条第１項（事業法第１５６条第１項及び第２項で準用。））。

協定・契約の種類	紛争の内容
①電気通信設備の接続に関する協定 ②電気通信設備又は電気通信設備設置用工作物の共用に関する協定 ③卸電気通信役務の提供に関する契約	・締結を申し入れたにもかかわらず相手方がその協議に応じないとき。[1] ・協議を開始したものの協議が調わないとき。[2] ・当事者が取得・負担すべき金額、接続・共用・提供の条件、その他協定又は契約の細目について、当事者間の協議が調わないとき。[3]

(ｲ)　電気通信役務の円滑な提供の確保のために締結が必要な協定・契約に関する紛争

電気通信役務の円滑な提供の確保のために締結が必要な協定・契約として電気通信事業法施行令（昭和６０年政令第７５号。以下「事業法施行令」という。）第７条及び電気通信事業法施行規則（昭和６０年郵政省令第２５号。以下「事業法施行規則」という。）第５４条の２で規定するものについては、「当事者が取得・負担すべき金額、条件、その他協定又は契約の細目について当事者間の協議が調わないとき」に、あっせんの申請を行うことができる（事業法第１５７条第１項）。

なお、その協定・契約に関する紛争があっせんの対象となる協定・契約の種類及び具体例は、次のとおりである。

1　「締結を申し入れたにもかかわらず相手方がその協議に応じないとき」とは、協定等を締結することについて、一方当事者が協議を申し入れたものの、相手方が全くその協議に応じない場合をいう。

2　「協議を開始したものの協議が調わないとき」とは、協定等を締結することについて、その協議を開始したものの、協定等の締結自体について協議が調わない場合をいう。

3　「協定又は契約の細目について当事者間の協議が調わないとき」とは、当事者間において協定又は契約を締結すること自体は合意しているが、その細目について協議が調わない場合をいう。

協定・契約の種類	具体例
① 接続に必要な電気通信設備の設置・保守に関する協定・契約	・接続のための伝送路の設置・保守契約 ・コロケーション設備の設置・保守契約
② 接続に必要な土地及びこれに定着する建物その他の工作物の利用に関する協定・契約	・局舎、管路、とう道の利用契約 ・遠隔収容装置（ＲＴ）設置施設の利用契約
③ 接続に必要な情報の提供に関する協定・契約	・伝送路設備の設置場所・仕様・空き状況の提供契約 ・局舎の設置場所・空き状況の提供契約 ・接続料、工事費等の負担額及び算定根拠の提供契約
④ 電気通信役務の提供に関する業務の委託に関する協定・契約	・料金請求や料金回収に関する委託契約 ・各種販売や注文取次に関する委託契約
⑤ 電気通信役務の円滑な提供の確保のための設備の利用又は運用に関する協定・契約	・利用者情報の取扱いに関して用いられる設備（データベースなど）の利用又は運用契約 ・優先接続登録センタ設備の運用契約 ・自家発電設備・空調設備の利用契約 ・クロージャの利用契約 ・専用役務の提供に当たって用いられる設備の利用契約 ・電気通信業務用無線局の無線設備（フェムトセルなど）の利用又は運用契約

イ　電気通信事業者と事業法第１６４条第１項第３号に掲げる電気通信事業を営む者との間の契約に関する紛争

電気通信事業者と事業法第１６４条第１項第３号に掲げる電気通信事業（以下「第３号事業」という。）を営む者との間における、第３号事業を営む者が当該第３号事業を営むに当たって利用すべき電気通信役務の提供に関する契約について、「当事者が取得・負担すべき金額、条件、その他契約の細目について協議が調わないとき」には、あっせんの申請を行うことができる（事業法第１５７条の２第１項）。

ただし、当事者が委員会に対して仲裁の申請をした後は、あっせんを申請することはできない（事業法第１５７条の２第１項ただし書き）。

なお、第３号事業とは、「電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務を電気通信回線設備を設置することなく提供する電気通信事業」のことであり、例えば、電気通信回線設備を設置せずに、配信サーバのみを設置して、動画、音楽、ゲーム等のコンテンツを提供する事業（いわゆるコンテンツ配信事業）などが該当する。

（２）放送法関係

放送事業者は、他の放送事業者の同意を得なければ、その放送を受信し、その再放送をしてはならないとされている（放送法第１１条）。

有線電気通信設備を用いてテレビジョン放送の業務を行う一般放送事業者（登録一般放送事業者については、指定再放送事業者に限る。）（以下「ケーブルテレビ事業者等」という。）が、地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者の地上基幹放送を受信して再放送を行う場合には、当該基幹放送事業者の同意が必要である。

この再放送に係る同意について、次のいずれかの場合に、当事者（ケーブルテレビ事業者等又は基幹放送事業者）はあっせんを申請することができる（放送法第１４２条第１項）。

① ケーブルテレビ事業者等が協議を申し入れたにもかかわらず、基幹放送事業者がその協議に応じないとき。
② 協議は開始したものの協議が調わないとき。

ただし、当事者が委員会に対して仲裁の申請をした後又はケーブルテレビ事業者等が総務大臣に対して裁定の申請をした後は、当事者はあっせんを申請することはできない（放送法第１４２条第１項ただし書き）。

なお、「指定再放送事業者」とは、放送法第１４０条第１項の規定により、市町村の区域を勘案して総務省令で定める区域の全部又は大部分において有線電気通信設備を用いてテレビジョン放送を行う者として総務大臣が指定する者のことである（法改正に伴う経過措置により、平成２３年６月３０日時点で、旧有線テレビジョン放送法第３条第１項の許可を受け、かつ同法第１２条の規定による届出をしている者のうち、放送法第１２６条第１項の規定により登録を受けるべき者に該当する者は、この指定を受けたものとみなされている。）。

（３）電波法関係

無線局の種類、当事者及び紛争の内容が以下のものが委員会のあっせんの対象であり、その場合に、あっせんの申請を行うことができる（電波法第２７条の３５第１項）。

ア　無線局の種類

両当事者の無線局が、次の①から⑦までのいずれかの業務（電波法施行規則（昭和２５年電波監理委員会規則第１４号）第２０条の２）を行うことを目的とする無線局であること。

① 電気通信業務
② 放送の業務
③ 人命若しくは財産の保護又は治安の維持に係る業務
（例：地方公共団体の防災行政事務等）
④ 電気事業に係る電気の供給の業務
⑤ 鉄道事業に係る列車の運行の業務
⑥ ガス事業に係るガスの供給の業務
⑦ ＭＣＡ陸上移動通信（アナログ、デジタル）を行う無線局を使用する業務

イ　当事者

免許等（免許又は電波法第２７条の１８第１項の登録をいう。以下同じ。）を受けて無線局を開設しようとする者又は免許等を受けた無線局に関する次の①から⑪までのいずれかの事項（電波法施行規則第２０条の３）を変更しようとする者と、当該無線局の開設又は当該無線局に関する事項の変更により混信その他の妨害を与えるおそれがある他の無線局の免許人等（免許人又は電波法第２７条の２３第１項の登録人をいう。以下同じ。）との間の紛争であること。

① 通信の相手方
② 通信事項
③ 無線設備の設置場所（包括登録に係る登録局にあっては、無線設備を設置しようとする区域（移動する無線局にあっては、移動範囲））
④ 無線設備
⑤ 放送事項
⑥ 放送区域
⑦ 識別信号
⑧ 電波の型式
⑨ 周波数
⑩ 空中線電力
⑪ 運用許容時間

ウ　紛争の内容

混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約の締結について、次のいずれかの場合であること。

① 無線局の開設又は変更をしようとする者が協議を申し入れたにもかかわらず、相手方である他の無線局の免許人等が協議に応じないとき。
② 協議を開始したものの協議が調わないとき。

３　手続

あっせんの手続の概要は、図表２のとおりである。

図表２　あっせんの手続の概要

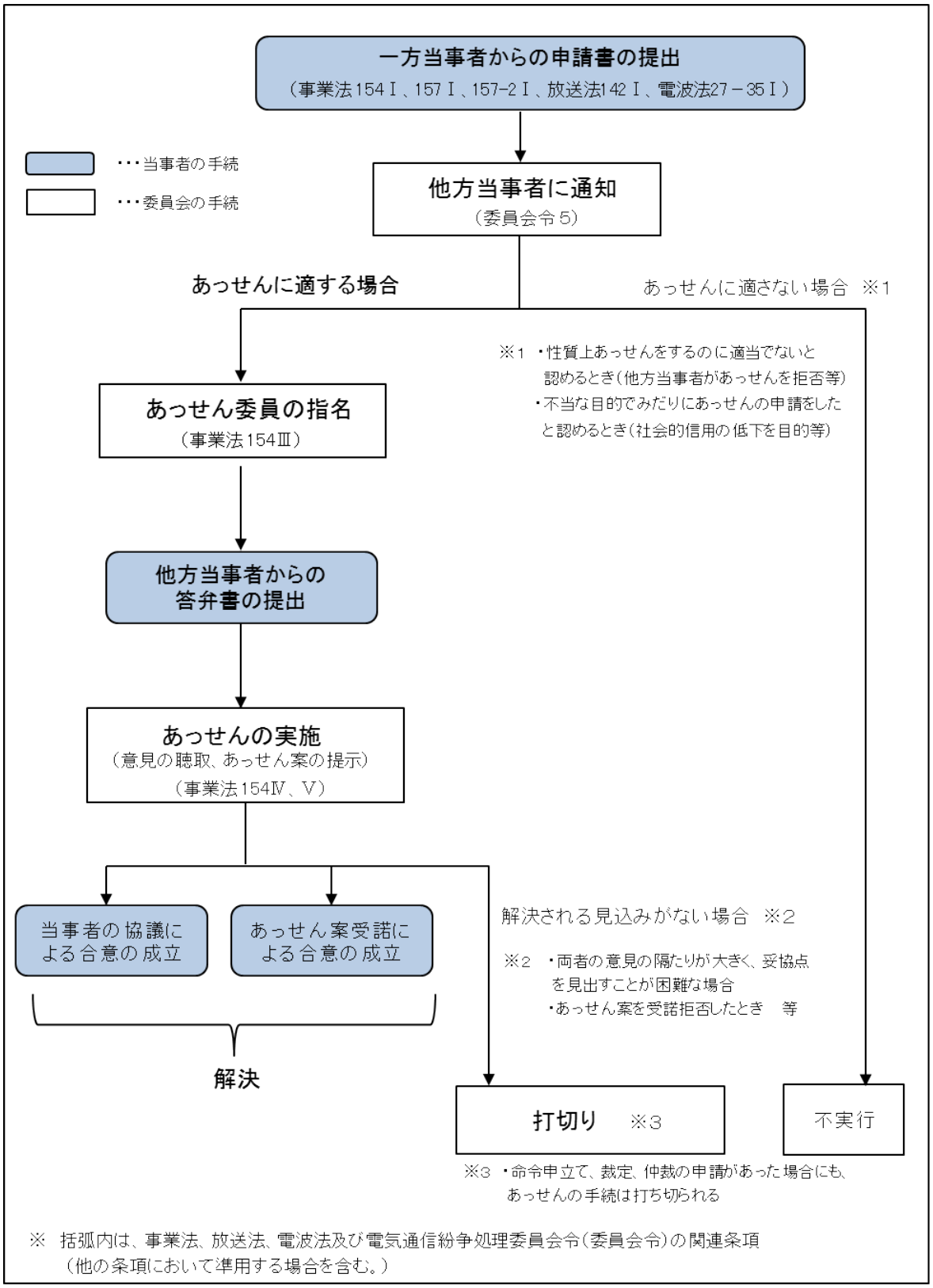

（１）あっせんの申請

ア　申請書の提出

あっせんを申請しようとする者は、申請書に必要事項を記載して、これを提出しなければならない（電気通信紛争処理委員会手続規則（平成１３年総務省令第１５５号。以下「手続規則」という。）第４条第１項、第２項及び第３項）。

また、証拠となるものがある場合においては、それを申請書に添えて提出しなければならない（手続規則第４条第４項）。

申請書の様式は、申請について定める法律の別に、それぞれ図表３、図表５及び図表７のとおりであり、申請書の記載における留意点は、それぞれ図表４、図表６及び図表８のとおりである。

なお、手数料は無料である。

イ　申請の窓口

委員会に対するあっせんの申請は、総務大臣を経由して行わなければならない（事業法第１５８条、放送法第１４２条第５項及び電波法第２７条の３５第５項）。

具体的な申請書の提出先は、事業法及び電波法関係の申請にあっては総務省総合通信基盤局総務課、放送法関係の申請にあっては総務省情報流通行政局総務課となっている。

あっせんの申請は、このほか、申請しようとする者の住所を管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長を経由して行うことができる（手続規則第６条）。

この場合の具体的な申請書の提出先は、総合通信局については、事業法関係の申請にあっては情報通信部電気通信事業課、放送法関係の申請にあっては有線放送課（有線放送課がない総合通信局にあっては放送課）、電波法関係の申請にあっては総務部総務課となっており、沖縄総合通信事務所については、事業法関係の申請にあっては情報通信課電気通信事業担当、放送法関係の申請にあっては情報通信課放送担当、電波法関係の申請にあっては総務課総務担当となっている。

図表３　あっせん申請書（電気通信事業法関係）

あ　っ　せ　ん　申　請　書

年　　月　　日

電気通信紛争処理委員会委員長　殿

郵便番号
（ふりがな）
住　　所
（ふりがな）
氏　　名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）　印
登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号（申請者が電気通信事業法第164条第１項第３号に掲げる電気通信事業を営む者であるときは、記載を要しない。）
連　絡　先（連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）

（協定又は契約（注１））に関する協議が不調／不能のため、電気通信事業法（関連条項（注１））の規定により、次のとおりあっせんを申請します。

当事者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所	
あっせんを求める事項	
協議の不調又は不能の理由及び協議の経過	
その他参考となる事項	

注１　次の区分により、該当する協定又は契約及び電気通信事業法の関連条項を記載すること。

協定又は契約	関連条項
電気通信設備の接続に関する協定	第 154 条第１項
電気通信設備又は電気通信設備設置用工作物の共用に関する協定	第 156 条第１項
卸電気通信役務の提供に関する契約	第 156 条第２項
電気通信役務の円滑な提供の確保のためにその締結が必要な協定又は契約	第 157 条第１項
電気通信事業法第 164 条第１項第３号に掲げる電気通信事業を営むに当たって利用すべき電気通信役務の提供に関する契約	第 157 条の２第１項

２　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

図表４　あっせん申請書の記載における留意点（電気通信事業法関係）

あっせん申請書

平成○○年○○月○○日

電気通信紛争処理委員会委員長　殿

郵便番号
（ふりがな）
住　　所　東京都○○区××町△－△－△
（ふりがな）
氏　　名　株式会社　○○ネットワーク
代表取締役社長　○○　○○　印
登録年月日及び登録番号
平成○○年○○月○○日　第××号
連 絡 先　○○企画部
電話番号

（協定又は契約（注１））に関する協議が不調のため、電気通信事業法（関連条項（注１））の規定により、次のとおりあっせんを申請します。

当事者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所	
あっせんを求める事項	
協議の不調又は不能の理由及び協議の経過	
その他参考となる事項	

次の区分により、該当する協定又は契約、電気通信事業法の関連条項を記載して下さい。

協定又は契約	関連条項
電気通信設備の接続に関する協定	第 154 条第１項
電気通信設備又は電気通信設備設置用工作物の共用に関する協定	第 156 条第１項
卸電気通信役務の提供に関する契約	第 156 条第２項
電気通信役務の円滑な提供の確保のためにその締結が必要な協定又は契約	第 157 条第１項
電気通信事業法第164条第１項第３号に掲げる電気通信事業を営むに当たって利用すべき電気通信役務の提供に関する契約	第 157 条の２第１項

用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番です。

代表者が自筆で記入したときは、押印が省略できます。

登録事業者は登録年月日及び登録番号を、届出事業者は届出年月日及び届出番号を記載して下さい。
電気通信事業法第164条第１項第３号に掲げる電気通信事業を営む者(登録又は届出を要しない者)であるときは、記載不要です。

連絡のとれる担当部署名、担当者名、メールアドレス、電話番号等を記載して下さい。

相手方が協議に応じないときには「不能」と、協議に応ずるもののその協議が調わないときには「不調」と記載して下さい。

両当事者の氏名、住所を記載して下さい。

それぞれ別紙とすることもできます。

図表５　あっせん申請書（放送法関係）

あ　っ　せ　ん　申　請　書

年　　月　　日

電気通信紛争処理委員会委員長　殿

郵 便 番 号
（ふりがな）
住　　所
（ふりがな）
氏　　名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）
印
連　絡　先（連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）

放送法第142条第１項に規定する同意に関する協議が不調／不能のため、同項の規定により、次のとおりあっせんを申請します。

当事者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）、住所及び放送事業者の種別（注１）	
あっせんを求める事項	
協議の不調又は不能の理由及び協議の経過	
その他参考となる事項	

注１　放送事業者の種別は、基幹放送事業者（放送法第２条第23号の基幹放送事業者をいう。様式第６において同じ。）、指定再放送事業者（放送法第140条第２項の指定再放送事業者をいう。様式第６において同じ。）又は届出一般放送事業者（放送法第133条第１項の届出をした者をいう。様式第６において同じ。）のいずれかを記載すること。
２　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

図表６　あっせん申請書の記載における留意点（放送法関係）

あっせん申請書

平成○○年○○月○○日

電気通信紛争処理委員会委員長　殿

郵便番号
（ふりがな）
住　　所　東京都○○区××町△－△－△
（ふりがな）
氏　　名　株式会社　○○ネットワーク
代表取締役社長　○○　○○　印
連 絡 先　○○企画部
電話番号

放送法第 142 条第１項に規定する同意に関する協議が不調のため、同項の規定により、次のとおりあっせんを申請します。

当事者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）、住所及び放送事業者の種別	
あっせんを求める事項	
協議の不調又は不能の理由及び協議の経過	
その他参考となる事項	

用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番です。

代表者が自筆で記入したときは、押印が省略できます。

連絡のとれる担当部署名、担当者名、メールアドレス、電話番号等を記載して下さい。

相手方が協議に応じないときには「不能」と、協議に応ずるもののその協議が調わないときには「不調」と記載して下さい。

両当事者の氏名、住所、放送事業者の種別（基幹放送事業者、指定再放送事業者、届出一般事業者のいずれか）について記載して下さい。
有線テレビジョン放送法に基づき施設の許可を受け、業務の届出を行った事業者のうち新放送法の登録一般放送事業者に該当する事業者は、指定再放送事業者とみなされておりますので「指定再放送事業者」と記載して下さい。

それぞれ別紙とすることもできます。
再放送(再送信)同意申込書がある場合は、参考資料として添付して下さい。

図表７　あっせん申請書（電波法関係）

あ　っ　せ　ん　申　請　書

年　　月　　日

電気通信紛争処理委員会委員長　殿

郵 便 番 号
（ふりがな）
住　　所
（ふりがな）
氏　　名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）　印
連　絡　先（連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）

電波法第27条の35第１項に規定する契約に関する協議が不調／不能のため、同項の規定により、次のとおりあっせんを申請します。

当事者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所	
あっせんを求める事項	
協議の不調又は不能の理由及び協議の経過	
その他参考となる事項	

注　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

図表８　あっせん申請書の記載における留意点（電波法関係）

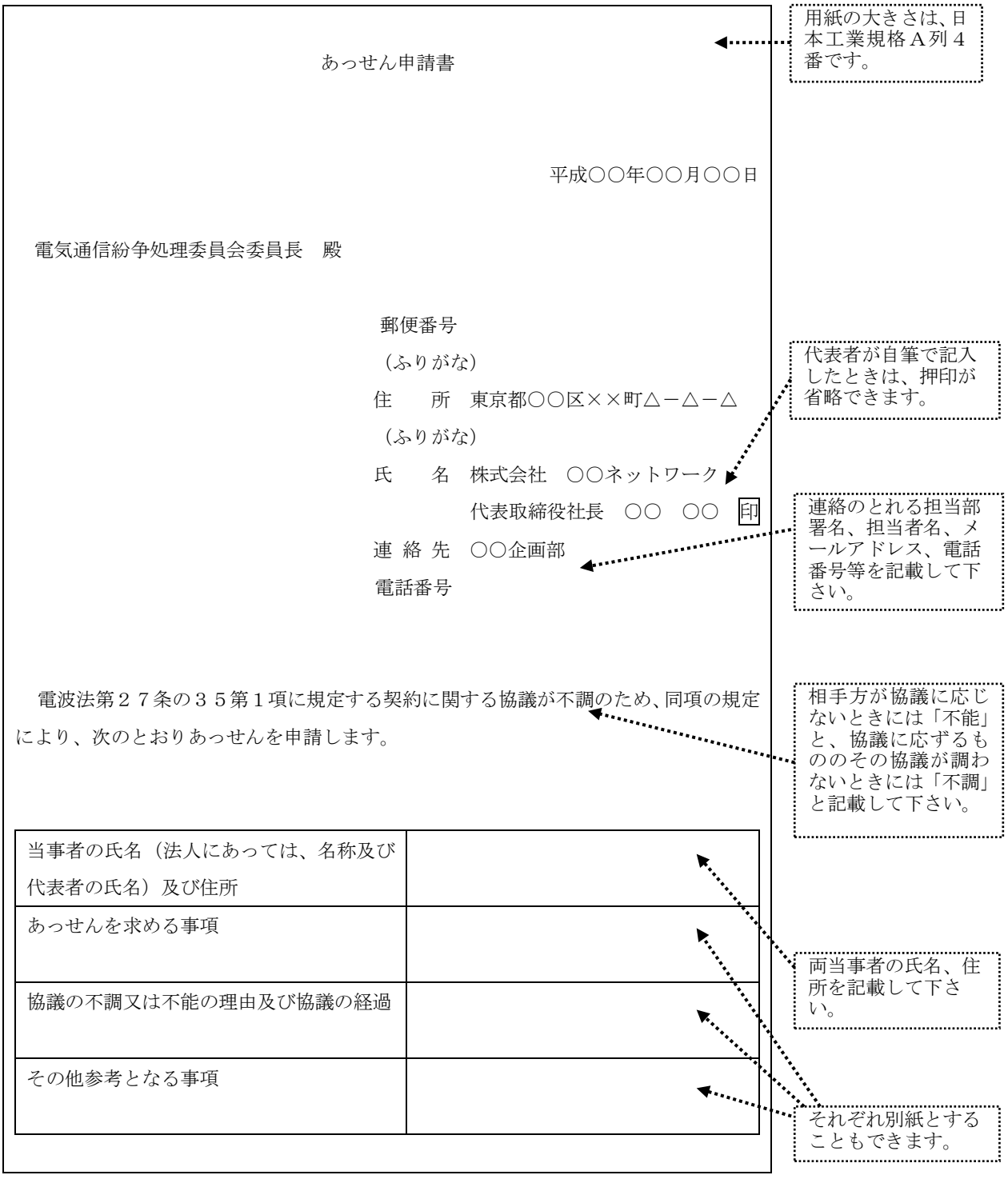

（２）あっせんをしない場合

以下の場合には、委員会はあっせんをしないものとされており、その場合、委員会は当事者に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知する（事業法第１５４条第２項（事業法第１５６条第１項及び第２項、第１５７条第２項並びに第１５７条の２第２項、放送法第１４２条第２項並びに電波法第２７条の３５第２項で準用。）、電気通信紛争処理委員会令（平成１３年政令３６２号。以下「委員会令」という。）第６条前段、手続規則第１条第１項）。

① 事件がその性質上あっせんをするのに適当でないと委員会が認める場合（例えば、当事者の一方があっせんを拒否するなどあっせんの手続を進めることができないことが明らかな場合、当事者間の対立が激しく、当事者の互譲による妥協の余地が全くないことが明らかな場合等）

② 当事者が不当な目的でみだりにあっせんの申請をしたと委員会が認める場合（例えば、あっせんの申請が、紛争の解決を求める形式をとってはいるが、実質的には嫌がらせ、相手の社会的信用の低下、契約の締結の引き延ばし等を目的にしていることが明らかな場合等）

（３）相手方への通知

あっせんの申請がなされたときは、委員会は、その写しを添えて、その相手方に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知する（委員会令第５条、手続規則第１条第１項）。

委員会は、この通知をするときは、相当の期間を指定して適宜の様式により答弁書を提出すべき旨の指示をすることができる（電気通信紛争処理委員会運営規程（平成１３年電気通信事業紛争処理委員会決定第１号。以下「運営規程」という。）第４条の２）。

（４）あっせん委員の指名

委員会は、あらかじめ指定する委員及び特別委員のうちから、事件ごとに、あっせんを行うあっせん委員を指名する（事業法第１５４条第３項（事業法第１５６条第１項及び第２項、第１５７条第２項並びに第１５７条の２第２項、放送法第１４２条第２項並びに電波法第２７条の３５第２項で準用。）、委員会令第１条第１項）。

委員会は、委員又は特別委員のうち、事件の当事者たる法人の役員であるとき等事件の当事者との特別な関係[4]にある者をあっせん委員に指名しない（運営規程第３条第１項）。

また、委員会は、既にあっせん委員の指名をされた委員又は特別委員が事件の当事者と特別な関係にあることが判明したときは、速やかに当該指名を解除する（運営規程第３条第２項）。

なお、委員及び特別委員は、自己の公正性又は独立性に疑いを生じさせるおそれのある事情がある場合には、事件の担当を回避すべき旨を委員会に申し出なければならない（運営規程第３条の２）。

あっせん委員は、１人の場合も複数の場合もあり得る。複数のあっせん委員が指名された場合は、あっせんの審理の指揮を行う者を、あっせん委員の互選により選任する（運営規程第４条の３）。

あっせん委員は、当事者間をあっせんし、双方の主張の要点を確かめ、事件が解決されるよう努める（事業法第１５４条第４項（事業法第１５６条第１項及び第２項、第１５７条第２項並びに第１５７条の２第２項、放送法第１４２条第２項並びに電波法第２７条の３５第２項で準用。））。

（５）意見の聴取

あっせん委員は、両当事者から意見を聴取し、又は両当事者に対し報告を求めることができる（事業法第１５４条第５項（事業法第１５６条第１項及び第２項、第１５７条第２項並びに第１５７条の２第２項、放送法第１４２条第２項並びに電波法第２７条の３５第２項で準用。））。

（６）代理人及び補佐人の参加

当事者は、弁護士、弁護士法人又は委員会の承認を得た適当な者を代理人とすることができる。代理人の権限は、書面で証明しなければならない。また、当事者又は代理人は、あっせん委員の許可を得て、補佐人（当事者又は代理人の意見の陳述などを補助する者）とともに出頭することができる（運営規程第３条の３）。

（７）手続の分離又は併合

あっせん委員は、適当と認めるときは、当事者全員の合意を得て、あっせんの

---

[4] あっせん委員の欠格事由（運営規程第３条第１項）
① 委員若しくは特別委員又はその配偶者若しくは配偶者であった者が事件の当事者、当事者の子会社、当事者を子会社とする親会社又は当該親会社の子会社（当事者を除く。）の役員であるとき。
② 委員若しくは特別委員が事件の当事者、当事者の子会社、当事者を子会社とする親会社又は当該親会社の子会社（当事者を除く。）の役員の四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族であるとき。
③ 委員又は特別委員が事件について当事者の代理人又は補佐人であるとき、又はあったとき。
④ ①から③までに掲げる場合のほか、委員又は特別委員が事件の当事者と特別な関係にあるとき。

手続を分離し、又は併合することができる（運営規程第３条の４）。

（８）あっせん手続の非公開

あっせん委員の行うあっせんの手続は、非公開とする（委員会令第１３条）。ただし、あっせん委員は、相当と認める者に傍聴を許すことができる（同条ただし書）。

あっせんの手続においてあっせん委員又は委員会の事務局（以下「委員会事務局」という。）が作成し、又は取得した資料は、非公開とする（運営規程第１９条第１項）。

ただし、委員会は、次のいずれかの場合には、当該資料を委員会事務局において一般の閲覧に供することができる（運営規程第１９条第２項）。

① あっせんの当事者がその公開を承諾する場合
② その公開が委員会の運営又は紛争の公正かつ円滑な解決の妨げになるものではなく、当事者の事業運営に支障をもたらさないものとして、委員会が公開を適当と認める場合

（９）あっせん案の提示

あっせん委員は、事件の解決に必要なあっせん案を作成し、これを当事者に提示することができる（事業法第１５４条第５項（事業法第１５６条第１項及び第２項、第１５７条第２項並びに第１５７条の２第２項、放送法第１４２条第２項並びに電波法第２７条の３５第２項で準用。））。

あっせん案の提示は必ず行われるものではなく、また、これに応ずるか否かについては、両当事者の任意である。

（10）あっせんの終了・打切り

両当事者間において合意が成立した場合には、民法上の和解が成立したこととなり、権利関係が確定し（民法第６９５条、第６９６条）、あっせんは終了する。

当事者間に合意が成立する見込みがなくなったとあっせん委員が認める場合のほか、当事者が委員会に対して仲裁の申請をした場合又は総務大臣に対して協議命令の申立て若しくは裁定の申請をした場合においては、あっせんは打ち切られる（事業法第１５４条第６項（事業法第１５６条第１項及び第２項並びに第１５７条の２第２項、放送法第１４２条第２項及び電波法第２７条の３５第２項で準用。））。

委員会は、あっせんを打ち切ったときは、当事者に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知する（委員会令第６条後段、手続規則第１条第１項）。

(11) あっせん手続に関する事実の公表

委員会は、あっせんの申請の受理及び手続の終結の年月日（手続を行わない場合には、手続を行わないことが確定した年月日）を公表することができる（運営規程第２０条第１項）。

委員会は、次のいずれかの場合には、事件の性質を勘案し、処理の終結後の適当な時点において、あっせんの手続に関する主な経過、当事者の氏名（当事者が法人であるときは、その名称）、当事者の主な主張及び結果の概要を公表することができる（運営規程第２０条第２項及び第３項）。

① あっせんの当事者がその公表を承諾する場合
② その公表が委員会の運営又は紛争の公正かつ円滑な解決の妨げになるものではなく、当事者の事業運営に支障をもたらさないものとして、委員会が公表を適当と認める場合

第２節　仲裁

１　趣旨

委員会の仲裁は、事業者（又は無線局を開設・変更しようとする者と他の無線局の免許人等との間）間に紛争が生じた場合において、当事者が、委員会が指名する仲裁委員が行う仲裁判断に服することに合意して行われる紛争解決の制度である。

仲裁判断には、確定判決と同一の効力が発生し、当事者は、仲裁判断に不満があっても、手続上瑕疵のある場合を除いて訴訟で争うことはできない。

また、仲裁判断が命ずる給付は、執行決定により強制執行の対象となるものである。このため、仲裁については、あっせんと異なって厳格な手続がとられる。

２　対象となる紛争

（１）電気通信事業法関係

ア　電気通信事業者間の協定・契約に関する紛争

(ｱ)　電気通信設備の接続、電気通信設備若しくは電気通信設備設置用工作物の共用又は卸電気通信役務の提供に関する協定・契約に関する紛争

電気通信設備の接続、電気通信設備若しくは電気通信設備設置用工作物の共用又は卸電気通信役務の提供に関する協定・契約について、「当事者が取得・負担すべき金額、接続・共用・提供の条件、その他協定又は契約の細目について協議が調わないとき」には、仲裁の申請を行うことができる（事業法第１５５条第１項並びに第１５６条第１項及び第２項）。

あっせんとは異なり、これらの協定・契約について、「締結を申し入れたにもかかわらず相手方がその協議に応じないとき」及び「協議を開始したものの協議が調わないとき」は、委員会の仲裁の対象とはならない。

ただし、当事者が総務大臣に対して協議命令の申立て又は裁定の申請をした後は、仲裁を申請することができない（事業法第１５５条第１項ただし書き（事業法第１５６条第１項及び第２項で準用。））。

なお、申請に先立ってあっせんの手続がとられている必要はない（この点は、委員会に対する仲裁申請すべてについて同様。）。

(ｲ)　電気通信役務の円滑な提供の確保のために締結が必要な協定・契約に関す

る紛争

電気通信役務の円滑な提供の確保のために締結が必要な協定・契約として事業法施行令第７条及び事業法施行規則第５４条の２で規定するものについては、あっせんと同様、「当事者が取得・負担すべき金額、条件、その他協定又は契約の細目について当事者間の協議が調わないとき」に、仲裁の申請を行うことができる（事業法第１５７条第３項）。

イ　電気通信事業者と第３号事業を営む者との間の契約に関する紛争

電気通信事業者と第３号事業を営む者との間における、第３号事業を営む者が当該第３号事業を営むに当たって利用すべき電気通信役務の提供に関する契約については、あっせんと同様、「当事者が取得・負担すべき金額、条件、その他契約の細目について、協議が調わないとき」に、仲裁の申請を行うことができる。（事業法第１５７条の２第３項）。

（２）放送法関係

ケーブルテレビ事業者等が基幹放送事業者の地上基幹放送を受信してする再放送に関し、当該基幹放送事業者の同意について、ケーブルテレビ事業者等と基幹放送事業者が「協議を開始したものの協議が調わないとき」は、仲裁の申請を行うことができる（放送法第１４２条第３項）。

あっせんとは異なり、基幹放送事業者の同意について、「ケーブルテレビ事業者等が協議を申し入れたにもかかわらず、基幹放送事業者がその協議に応じないとき」は、委員会の仲裁の対象とはならない。

ただし、ケーブルテレビ事業者等が総務大臣に対して裁定の申請をした後は、当事者は仲裁を申請することはできない（放送法第１４２条第３項ただし書き）。

（３）電波法関係

無線局の種類、当事者及び紛争の内容が以下のものが委員会の仲裁の対象であり、その場合に、当事者の双方は仲裁の申請を行うことができる（電波法第２７条の３５第３項）。

ア　無線局の種類

両当事者の無線局が、次の①から⑦までのいずれかの業務（電波法施行規則第２０条の２）を行うことを目的とする無線局であること。

① 電気通信業務
② 放送の業務
③ 人命若しくは財産の保護又は治安の維持に係る業務
（例：地方公共団体の防災行政事務等）
④ 電気事業に係る電気の供給の業務
⑤ 鉄道事業に係る列車の運行の業務
⑥ ガス事業に係るガスの供給の業務
⑦ ＭＣＡ陸上移動通信（アナログ、デジタル）を行う無線局を使用する業務

イ 当事者

免許等を受けて無線局を開設しようとする者又は免許等を受けた無線局に関する次の①から⑪までのいずれかの事項（電波法施行規則第２０条の３）を変更しようとする者と、当該無線局の開設又は当該無線局に関する事項の変更により混信その他の妨害を与えるおそれがある他の無線局の免許人等との間の紛争であること。

① 通信の相手方
② 通信事項
③ 無線設備の設置場所（包括登録に係る登録局にあっては、無線設備を設置しようとする区域（移動する無線局にあっては、移動範囲））
④ 無線設備
⑤ 放送事項
⑥ 放送区域
⑦ 識別信号
⑧ 電波の型式
⑨ 周波数
⑩ 空中線電力
⑪ 運用許容時間

ウ 紛争の内容

混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約の締結について、無線局の開設・変更をしようとする者と他の無線局の免許人等が「協議を開始したものの協議が調わないとき」は、仲裁の申請を行うことができる。

あっせんとは異なり、「無線局の開設・変更をしようとする者が協議を申し入れたにもかかわらず、相手方である他の無線局の免許人等が協議に応じないとき」は、委員会の仲裁の対象とはならない。

３　手続

仲裁の手続の概要は、図表９のとおりである。

図表９　仲裁の手続の概要

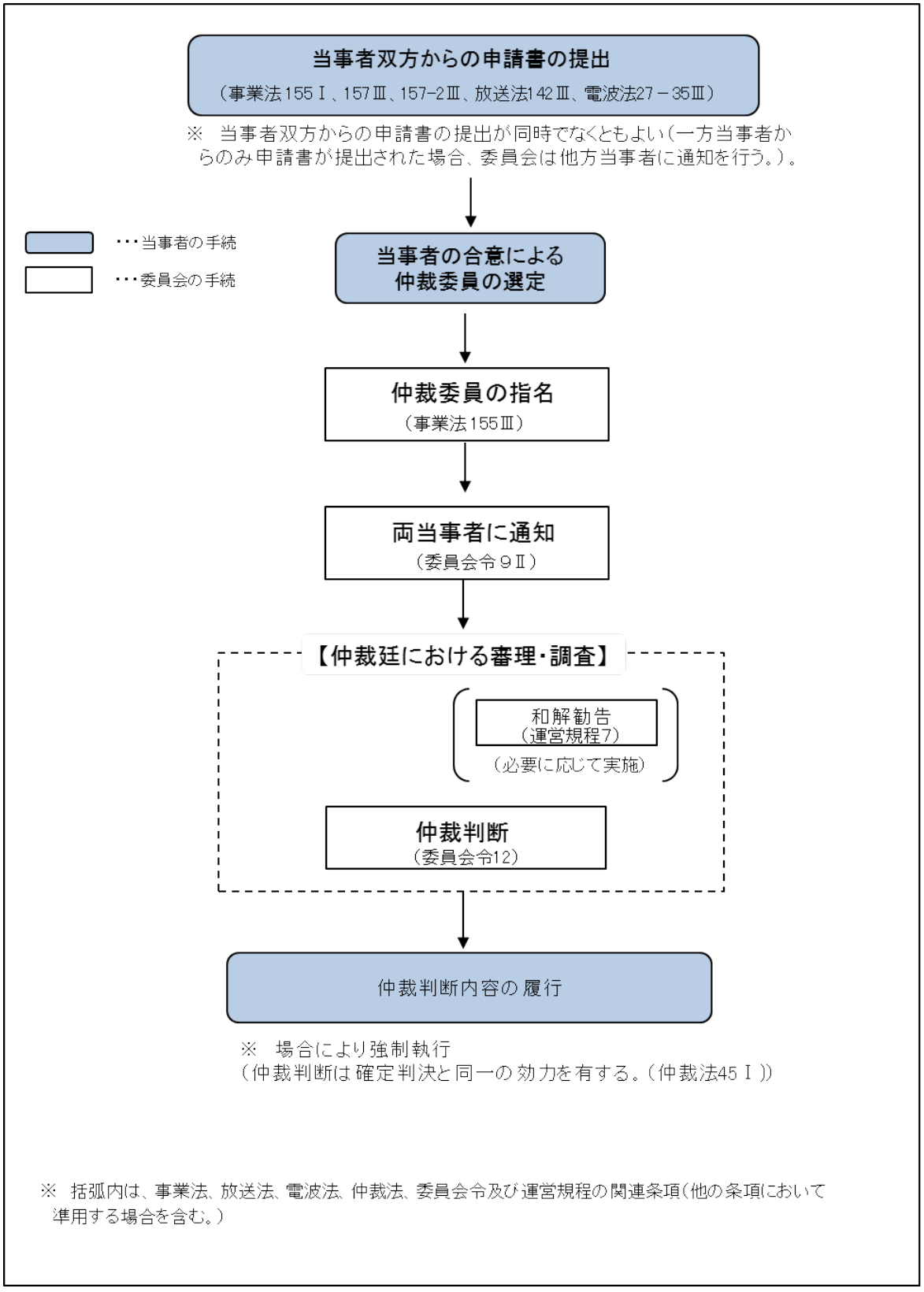

（１）仲裁の申請

ア　申請者

仲裁の申請は、当事者の双方が行うこととされている（事業法第１５５条第１項（事業法第１５６条第１項及び第２項で準用。）、第１５７条第３項及び第１５７条の２第３項、放送法第１４２条第３項並びに電波法第２７条の３５第３項）が、具体的な申請の仕方には、当事者の双方が同時に申請する場合のほか、当事者の一方のみが先に申請し、他方の当事者は後に申請する場合もある。

イ　申請書の提出

仲裁の申請をしようとする者は、申請書に仲裁判断を求める事項（結論として、どのような仲裁判断を求めるか。）等の必要事項を記載して、これを提出しなければならない（手続規則第５条第１項、第２項及び第３項）。

また、証拠となるものがある場合や仲裁合意を証する書面がある場合においては、それを申請書に添えて提出しなければならない（手続規則第５条第４項及び第５項）。

申請書の様式は、申請について定める法律の別に、それぞれ図表１０、図表１２及び図表１４のとおりであり、申請書の記載における留意点は、それぞれ図表１１、図表１３及び図表１５のとおりである。

なお、手数料は無料である。

ウ　申請の窓口

委員会に対する仲裁の申請は、総務大臣を経由して行わなければならない（事業法第１５８条、放送法第１４２条第５項及び電波法第２７条の３５第５項）。

具体的な申請書の提出先は、事業法及び電波法関係の申請にあっては総務省総合通信基盤局総務課、放送法関係の申請にあっては総務省情報流通行政局総務課となっている。

仲裁の申請は、このほか、申請しようとする者の住所を管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長を経由して行うことができる（手続規則第６条）。

この場合の具体的な申請書の提出先は、総合通信局については、事業法関係の申請にあっては情報通信部電気通信事業課、放送法関係の申請にあっては有線放送課（有線放送課がない総合通信局にあっては放送課）、電波法関係の申請にあっては総務部総務課となっており、沖縄総合通信事務所については、事業法関係の申請にあっては情報通信課電気通信事業担当、放送法関係の申請にあっては情報通信課放送担当、電波法関係の申請にあっては総務課総務担当となっている。

エ　当事者の一方のみから申請がなされた場合の措置

当事者の一方のみから仲裁の申請がなされたときは、委員会は、他方の当事者に対し、仲裁の申請があった旨の通知を行う。

委員会は、この通知をするとき（当事者間に、紛争が生じた場合に委員会の仲裁に付する旨の合意がある場合を除く。）は、その相手方に対し、相当の期間を指定して、当該申請に係る事件を仲裁に付することについて同意するかどうかを書面で回答すべきことを求めることができる（電気通信紛争処理委員会仲裁準則（平成１５年電気通信事業紛争処理委員会決定第３号。以下「仲裁準則」という。）[5]第８条の２）。

当事者の一方から仲裁の申請がなされた場合において、他方の当事者が当該申請に係る事件を仲裁に付することに同意して仲裁の申請をするときは、当該他方の当事者は、申請書に、一方当事者が仲裁判断を求めた事項に対する自らの答弁等の必要事項を記載して、これを提出しなければならない（手続規則第５条第１項、第２項及び第３項）。

当該他方の当事者が当該事件を仲裁に付することに同意しないときは、委員会に対し、適宜の様式により、その旨の通知をする。
この場合には、仲裁手続は行われない。

[5] 仲裁準則は、当事者間で別段の合意がない場合に限り、適用する（仲裁準則第１条）。

図表１０　仲裁申請書（電気通信事業法関係）

仲　裁　申　請　書

年　月　日

電気通信紛争処理委員会委員長　殿

郵便番号
（ふりがな）
住　所
（ふりがな）
氏　名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）　印

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号
（申請者が電気通信事業法第164条第１項第３号に掲げる電気通信事業を営む者であるときは、記載を要しない。）

連　絡　先（連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）

（協定又は契約（注１））に関する協議が不調のため、電気通信事業法（関連条項（注１））の規定により、次のとおり仲裁を申請します。

当事者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所	
仲裁判断を求める事項（注２）	
協議の不調の理由及び協議の経過	
その他参考となる事項	

注１　次の区分により、該当する協定又は契約及び電気通信事業法の関連条項を記載すること。

協定又は契約	関連条項
電気通信設備の接続に関する協定	第155条第１項
電気通信設備又は電気通信設備設置用工作物の共用に関する協定	第156条第１項
卸電気通信役務の提供に関する契約	第156条第２項
電気通信役務の円滑な提供の確保のためにその締結が必要な協定又は契約	第157条第３項
電気通信事業法第164条第１項第３号に掲げる電気通信事業を営むに当たって利用すべき電気通信役務の提供に関する契約	第157条の２第３項

２　協議の相手である当事者が当該協議に関して既に仲裁の申請を行っており、その旨の通知が電気通信紛争処理委員会からあった場合には、当該協議の相手である当事者の仲裁判断を求める事項に対する答弁を記載すること。

３　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

図表１１　仲裁申請書の記載における留意点（電気通信事業法関係）

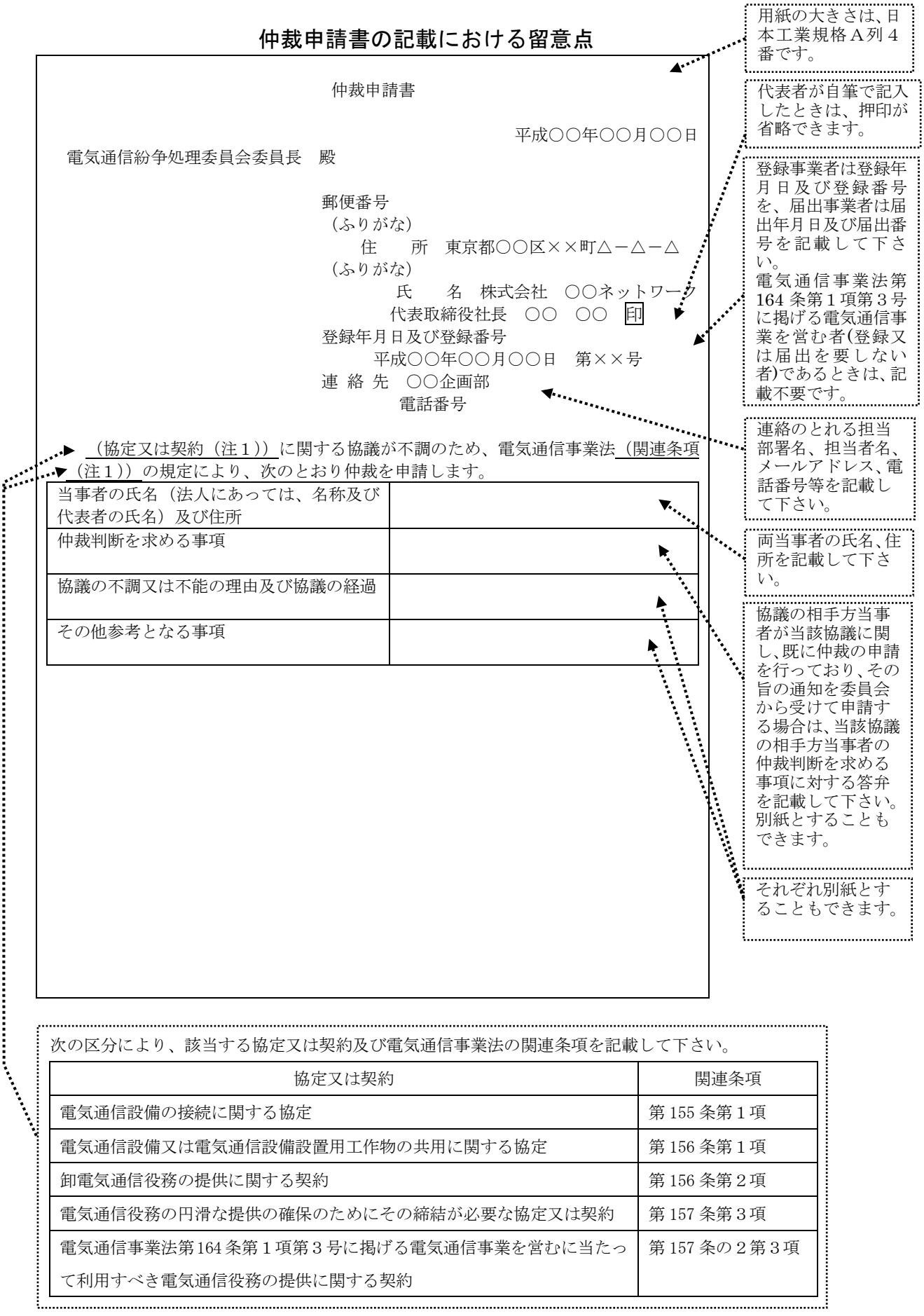

図表１２　仲裁申請書（放送法関係）

仲　裁　申　請　書

年　月　日

電気通信紛争処理委員会委員長　殿

郵便番号
（ふりがな）
住　所
（ふりがな）
氏　名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）
印
連絡先（連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）

放送法第142条第１項に規定する同意に関する協議が不調のため、同条第３項の規定により、次のとおり仲裁を申請します。

当事者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）、住所及び放送事業者の種別（注１）	
仲裁判断を求める事項（注２）	
協議の不調の理由及び協議の経過	
その他参考となる事項	

注１　放送事業者の種別は、基幹放送事業者、指定再放送事業者又は届出一般放送事業者のいずれかを記載すること。
２　協議の相手である当事者が当該協議に関して既に仲裁の申請を行っており、その旨の通知が電気通信紛争処理委員会からあった場合には、当該協議の相手である当事者の仲裁判断を求める事項に対する答弁を記載すること。
３　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

図表１３　仲裁申請書の記載における留意点（放送法関係）

仲裁申請書

平成○○年○○月○○日

電気通信紛争処理委員会委員長　殿

郵便番号
（ふりがな）
住　　所　東京都○○区××町△－△－△
（ふりがな）
氏　　名　株式会社　○○ネットワーク
代表取締役社長　○○　○○　印
連 絡 先　○○企画部
電話番号

放送法第 142 条第１項に規定する同意に関する協議が不調のため、同条第３項の規定により、次のとおり仲裁を申請します。

当事者の氏名（法人にあっては、名称及び代表の名）、住所及び放送事業者の種別	
仲裁判断を求める事項	
協議の不調の理由及び協議の経過	
その他参考となる事項	

用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番です。

代表者が自筆で記入したときは、押印が省略できます。

連絡のとれる担当部署名、担当者名、メールアドレス、電話番号等を記載して下さい。

両当事者の氏名、住所、放送事業者の種別（基幹放送事業者、指定再放送事業者、届出一般事業者のいずれか）について記載して下さい。
有線テレビジョン放送法に基づき施設の許可を受け、業務の届出を行った事業者のうち新放送法の登録一般放送事業者に該当する事業者は、指定再放送事業者とみなされておりますので「指定再放送事業者」と記載して下さい。

協議の相手方当事者が当該協議に関し、既に仲裁の申請を行っており、その旨の通知を委員会から受けて申請する場合は、当該協議の相手方当事者の仲裁判断を求める事項に対する答弁を記載して下さい。別紙とすることもできます。

それぞれ別紙とすることもできます。
再放送(再送信)同意申込書がある場合は、参考資料として添付して下さい。

図表１４　仲裁申請書（電波法関係）

仲　裁　申　請　書

年　月　日

電気通信紛争処理委員会委員長　殿

郵便番号
（ふりがな）
住　所
（ふりがな）
氏　名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）　印
連　絡　先（連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）

電波法第27条の35第１項に規定する契約に関する協議が不調のため、同条第３項の規定により、次のとおり仲裁を申請します。

当事者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所	
仲裁判断を求める事項（注１）	
協議の不調の理由及び協議の経過	
その他参考となる事項	

注１　協議の相手である当事者が当該協議に関して既に仲裁の申請を行っており、その旨の通知が電気通信紛争処理委員会からあった場合には、当該協議の相手である当事者の仲裁判断を求める事項に対する答弁を記載すること。
２　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

図表１５　仲裁申請書の記載における留意点（電波法関係）

仲裁申請書

平成○○年○○月○○日

電気通信紛争処理委員会委員長　殿

郵便番号
（ふりがな）
住　　所　東京都○○区××町△－△－△
（ふりがな）
氏　　名　株式会社　○○ネットワーク
代表取締役社長　○○　○○　印
連 絡 先　○○企画部
電話番号

電波法第２７条の３５第１項に規定する契約に関する協議が不調のため、同条第３項の規定により、次のとおり仲裁を申請します。

当事者の氏名（法人にあって、名称及び代表者の名）及び住所	
仲裁判断を求める事項	
協議の不調の理由及び協議の経過	
その他参考となる事項	

用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番です。

代表者が自筆で記入したときは、押印が省略できます。

連絡のとれる担当部署名、担当者名、メールアドレス、電話番号等を記載して下さい。

両当事者の氏名、住所を記載して下さい。

協議の相手方当事者が当該協議に関し、既に仲裁の申請を行っており、その旨の通知を委員会から受けて申請する場合は、当該協議の相手方当事者の仲裁判断を求める事項に対する答弁を記載して下さい。別紙とすることもできます。

それぞれ別紙とすることもできます。

（２）仲裁手続の開始

仲裁手続は、一方の当事者が他方の当事者に対し書面をもって特定の紛争を仲裁手続に付する旨の通知をした日又は一方の当事者の申請を受けて委員会が他方の当事者に仲裁の申請があった旨の通知をした日のうち最も早い日に開始する（仲裁準則第８条）。

仲裁手続における請求は、仲裁手続が仲裁判断によらずに終了したときを除き、時効中断の効力を生ずる（仲裁法（平成１５年法律１３８号）第２９条第２項）。

（３）仲裁委員の指名

委員会は、あらかじめ指定する委員及び特別委員のうちから、事件ごとに、仲裁を行う３人の仲裁委員を指名する（事業法第１５５条第２項及び第３項（事業法第１５６条第１項及び第２項、第１５７条第４項並びに第１５７条の２第４項、放送法第１４２条第４項並びに電波法第２７条の３５第４項で準用。）、委員会令第１条第１項）。

指名の手続は、次のとおりである。

ア　名簿の写しの送付

委員会は、あらかじめ指定した委員及び特別委員の氏名及び職業、経歴並びに任命及び任期満了の年月日を記載する名簿（以下単に「名簿」という。）の写しを両当事者に送付する（委員会令第８条第１項、手続規則第２条）。

イ　公正性等に疑いを生じさせる事実の開示

委員会は、仲裁の申請がなされた場合において、あらかじめ指定した委員及び特別委員について当該申請に係る事件に関し公正性又は独立性に疑いを生じさせる事実があるときは、その事実を当事者に対して開示する（運営規程第４条の４第１項）。この開示は、名簿の写しを送付する際に行うほか、仲裁委員について該当する事実の存在が判明したときに速やかに行う（同条第２項）。

なお、委員及び特別委員は、自己の公正性又は独立性に疑いを生じさせるおそれのある事情がある場合には、事件の担当を回避すべき旨を委員会に申し出なければならない（運営規程第３条の２）。

ウ　当事者の合意による選定に基づく仲裁委員の指名

当事者は、名簿に記載された委員及び特別委員のうちから仲裁委員となるべき者を合意によって選定する（事業法第１５５条第３項（事業法第１５６条第１項及び第２項、第１５７条第４項並びに第１５７条の２第４項、放送法第１４２条第４項並びに電波法第２７条の３５第４項で準用。））。

当事者の双方が共同に選定する場合においては共同で選定した者について、各当事者が別々に選定する場合においては各々が選定した者のうち一致したものについて、それぞれ合意があったと解される。ただし、３人を超える者について合意があった場合については、全体として無効となる。

当事者が合意により仲裁委員となるべき者の選定をしたときは、書面により、その者の氏名を名簿の写しの送付を受けた日から２週間以内に委員会に対し通知しなければならない（委員会令第８条第２項）。この通知が期間内になかったときは、当事者の合意による選定がなされなかったものとみなされる（同条第３項）。

委員会は、当事者が合意により選定した者につき、仲裁委員に指名する（事業法第１５５条第３項（事業法第１５６条第１項及び第２項、第１５７条第４項並びに第１５７条の２第４項、放送法第１４２条第４項並びに電波法第２７条の３５第４項で準用。））。

エ　当事者の合意による選定がなされない場合における仲裁委員の指名

当事者の合意による仲裁委員となるべき者の選定がなされない場合には、委員会は、独自に、名簿に記載された委員及び特別委員のうちから、事件の性質、当事者の意思等を勘案して、仲裁委員を指名する（事業法第１５５条第３項ただし書（事業法第１５６条第１項及び第２項、第１５７条第４項並びに第１５７条の２第４項、放送法第１４２条第４項並びに電波法第２７条の３５第４項で準用。）、委員会令第９条第２項）。

この場合において、各当事者は、仲裁委員に指名されることが適当でないと認める委員及び特別委員があるときは、名簿の写しの送付を受けた日から２週間以内に限り、委員会に対し、書面により、その者の氏名を通知することができる（委員会令第９条第１項、手続規則第１条第１項）。この通知には、仲裁委員に指名されることが適当でないとする理由を付さなければならない（手続規則第１条第２項）。委員会は、仲裁委員の指名に当たっては、必要に応じてこの通知の内容を勘案するが、これに拘束されるものではない。

委員会は、委員又は特別委員のうち、事件の当事者たる法人の役員であるとき等事件の当事者と特別な関係[6]にある者を仲裁委員に指名しない（運営規程第３条第１項）。

また、委員会は、既に仲裁委員の指名をされた委員又は特別委員が事件の当事者と特別な関係にあることが判明したときは、速やかに当該指名を解除する（運営規程第３条第２項）。

オ　仲裁委員の指名の通知

委員会は、仲裁委員を指名したときは、当事者に対し、遅滞なく、その氏名を書面により通知する（委員会令第９条第２項、手続規則第１条第１項）。

カ　仲裁委員が欠けた場合の措置

委員会は、仲裁委員が死亡、罷免、辞任その他の理由により欠けた場合においては、当事者に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知する（委員会令第１０条第１項、手続規則第１条第１項）。

仲裁委員が欠けた場合における後任の仲裁委員の指名の手続も、アからオまでのとおりである（委員会令第１０条第２項）。

（４）仲裁廷の議事

委員会は、仲裁委員の中から仲裁廷（３人の仲裁委員の合議体をいう。以下同じ。）の長を指名する（仲裁準則第１７条第１項）。仲裁廷の長は、仲裁の審理の指揮を行う（仲裁準則第１７条第２項）。

仲裁廷の議事は、仲裁廷を構成する仲裁委員の過半数で決する（仲裁準則

---

6 仲裁委員の欠格事由（運営規程第３条第１項）
① 委員若しくは特別委員又はその配偶者若しくは配偶者であった者が事件の当事者、当事者の子会社、当事者を子会社とする親会社又は当該親会社の子会社（当事者を除く。）の役員であるとき。
② 委員若しくは特別委員が事件の当事者、当事者の子会社、当事者を子会社とする親会社又は当該親会社の子会社（当事者を除く。）の役員の四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族であるとき。
③ 委員又は特別委員が事件について当事者の代理人又は補佐人であるとき、又はあったとき。
④ ①から③までに掲げる場合のほか、委員又は特別委員が事件の当事者と特別な関係にあるとき。

第１７条第３項)。ただし、仲裁手続における手続上の事項は、仲裁廷の長が決することができる（仲裁準則第１７条第４項)。

（５）代理人及び補佐人の参加

当事者は、弁護士、弁護士法人又は委員会の承認を得た適当な者を代理人とすることができる。代理人の権限は、書面で証明しなければならない。また、当事者又は代理人は、仲裁廷の許可を得て、補佐人（当事者又は代理人の意見の陳述などを補助する者）とともに出頭することができる（運営規程第３条の３)。

（６）仲裁委員の忌避

当事者は、仲裁委員に次に掲げる事由があるときは、当該仲裁委員を忌避することができる（仲裁法第１８条第１項)。

① 当事者の合意により定められた仲裁委員の要件を具備しないとき。
② 仲裁委員の公正性又は独立性を疑うに足りる相当な理由があるとき。

ただし、仲裁委員を選定し、又は当該仲裁委員の指名について推薦その他これに類する関与をした当事者は、当該選任後に知った事由を忌避の原因とする場合に限り、当該仲裁委員を忌避することができる（仲裁法第１８条第２項)。

仲裁委員の忌避についての決定は、当事者の申立てにより、仲裁廷が行う（仲裁準則第３条第１項)。仲裁委員の忌避の申立ては、仲裁委員の指名があったことを知った日から１５日以内に、忌避の原因を記載した申立書を仲裁廷に提出することにより行わなければならない（仲裁準則第３条第２項)。

仲裁廷は、申立てに係る仲裁委員に忌避の原因があると認めるときは、忌避を理由があるとする決定をする（仲裁準則第３条第２項)。

仲裁委員の忌避を理由がないとする決定がされた場合には、その忌避をした当事者は、当該決定の通知を受けた日から３０日以内に、裁判所に対し、当該仲裁委員の忌避の申立てをすることができる（仲裁法第１９条第４項前段)。この場合において、裁判所は、当該仲裁委員に忌避の原因があると認めるときは、忌避を理由があるとする決定をしなければならない（同項後段)。ただし、仲裁廷は、当該申立てに係る事件が裁判所に係属する間にお

いても、仲裁手続を開始し、又は続行し、かつ、仲裁判断をすることができる（同条第５項）。

（７）仲裁委員の解任の申立て

当事者は、以下の場合に、裁判所に対し、仲裁委員の解任の申立てをすることができる。この場合において、裁判所は、当該仲裁委員にその申立てに係る事由があると認めるときは、当該仲裁委員を解任する決定をしなければならない（仲裁法第２０条）。

① 仲裁委員が法律上又は事実上その任務を遂行することができなくなったとき。
② 仲裁委員がその任務の遂行を不当に遅滞させたとき。

（８）手続の分離又は併合

仲裁廷は、適当と認めるときは、当事者全員の合意を得て、仲裁手続を分離し、又は併合することができる（運営規程第３条の４）。

（９）仲裁廷の仲裁権限の有無についての判断

仲裁廷は、仲裁合意の存否又は効力に関する主張についての判断その他自己の仲裁権限（仲裁手続における審理及び仲裁判断を行う権限をいう。）の有無についての判断を示すことができる（仲裁法第２３条第１項）。

仲裁廷が仲裁権限を有しない旨の主張は、その原因となる事由が仲裁手続の進行中に生じた場合にあってはその後速やかに、その他の場合にあっては本案についての最初の主張書面の提出の時（口頭審理において口頭で最初に本案についての主張をする時を含む。）までに、しなければならない（仲裁法第２３条第２項本文）。ただし、仲裁権限を有しない旨の主張の遅延について正当な理由があると仲裁廷が認めるときは、この限りでない（同項ただし書）。

仲裁廷は、適法な主張があったときは、自己が仲裁権限を有する旨の判断を示す場合にあっては仲裁判断前の独立の決定又は仲裁判断により、自己が仲裁権限を有しない旨の判断を示す場合にあっては仲裁手続の終了決定を行うことにより、当該主張に対する判断を示す（仲裁法第２３条第４項）。

仲裁廷が仲裁判断前の独立の決定により仲裁権限を有する旨の判断を示したときは、当事者は、当該決定の通知を受けた日から３０日以内に、裁判所に対し、当該仲裁廷が仲裁権限を有するかどうかについての判断を求める申立てをすることができる（仲裁法第２３条第５項前段）。この場合において、当該申立てに係る事件が裁判所に係属する場合であっても、当該仲裁廷は、仲裁手続を続行し、かつ、仲裁判断をすることができる（同項後段）。

(10) 暫定措置又は保全措置

仲裁廷は、当事者の一方の申立てにより、いずれの当事者に対しても、紛争の対象について仲裁廷が必要と認める暫定措置又は保全措置を講ずることを命ずることができる（仲裁準則第４条第１項）。仲裁廷は、この暫定措置又は保全措置を講ずるについて、相当な担保を提供することを命ずることができる（同条第２項）。

(11) 審理・調査

ア　審理

(ｱ) 当事者の平等待遇

仲裁手続においては、当事者は、平等に取り扱われ、事案について説明する十分な機会が与えられる（仲裁法第２５条第１項及び第２項）。

(ｲ) 仲裁手続の方法

仲裁廷は、仲裁準則に反しない限り、適当と認める方法によって仲裁手続を実施することができる（仲裁準則第５条前段）。

(ｳ) 異議権の放棄

仲裁手続においては、当事者は、委員会の行う仲裁手続に適用される法令、委員会による決定又は当事者間の合意により定められた仲裁手続の準則（いずれも公の秩序に関しないものに限る。）が遵守されていないことを知りながら、遅滞なく異議を述べないときは、異議を述べる権利を放棄したものとみなす（仲裁準則第６条）。

(ｴ) 仲裁地

仲裁地は、東京都とする（仲裁準則第７条第１項）。

ただし、以下については、仲裁廷が適当と認めるいかなる場所においても行うことができる（同条第２項）。

① 仲裁廷の評議
② 当事者、鑑定人又は第三者の陳述の聴取
③ 物又は文書の見分
④ ②及び③のほか、事実関係につき行う調査

(ｵ) 言語

仲裁手続のうち、口頭によるもの、当事者が行う書面による陳述又は通知及び仲裁廷が行う書面による決定（仲裁判断を含む。）又は通知においては、日本語を使用する（仲裁準則第９条）。仲裁廷は、すべての証拠書類について、日本語による翻訳文を添付することを命ずることができる（仲裁法第３０条第４項）。

(ｶ) 当事者の陳述

仲裁廷は、すべての当事者に対し、仲裁申請書に記載した事項に加えて、自己の主張、主張の根拠となる事実及び紛争の要点を、仲裁廷が定めた期間内に陳述することを命ずることができる（仲裁準則第１０条第１項前段）。この場合において、当事者は、取り調べる必要があると思料するすべての証拠書類を提出し、又は提出予定の証拠書類その他の証拠を引用することができる（同項後段）。

また、代理人がいる場合には、代理人に質問することがある。

すべての当事者は、仲裁手続の進行中において、自己の陳述の変更又は追加をすることができる（仲裁準則第１０条第２項前段）。ただし、これが時機に後れてされたものであるときは、仲裁廷は、これを許さないことができる（同項後段）。

(ｷ) 口頭審理

仲裁廷は、当事者に証拠の提出又は意見の陳述をさせるため、口頭審理を実施することができる（仲裁準則第１１条本文）。仲裁廷は、一方の当事者が口頭審理の実施の申立てをしたときは、仲裁手続における適切な時期に、口頭審理を実施する（同条ただし書）。意見の聴取又は物若しくは文書の見分を行うために口頭審理を行うときは、仲裁廷は、当該口頭審理の期日までに相当な期間をおいて、当事者に対し、当該口頭審理の日時及び場所を通知する（仲裁法第３２条第３項）。

イ　証拠の扱い

(ｱ) 証拠に関する判断の権限

仲裁廷は、証拠に関し、証拠としての許容性、取調べの必要性及びその証明力についての判断をする権限を有する（仲裁準則第５条後段）。

(ｲ) 仲裁廷に提供した記録の取扱い

当事者は、主張書面、証拠書類その他の記録を仲裁廷に提供したときは、他の当事者がその内容を知ることができるように措置しなければならない（仲裁法第３２条第４項）。

(ｳ) 証拠資料の閲覧

仲裁廷は、仲裁判断その他の仲裁廷の決定の基礎となるべき証拠資料の内容を、当事者が委員会事務局において閲覧できるようにする（運営規程第８条の２）。当事者は、この閲覧により知り得た相手方当事者の秘密を漏らしてはならない（仲裁準則第１２条）。

(ｴ) 不熱心な当事者がいる場合の取扱い

仲裁廷は、一方の当事者が、正当な理由なく口頭審理の期日に出頭せず、又は証拠書類を提出しないときは、その時までに収集された証拠に基づいて、仲裁判断をすることができる（仲裁準則第１３条第１項）。

ウ　事実関係の調査

(ｱ) 文書及び物件の提出

仲裁委員は、必要があると認めるときは、当事者の申出により、相手方の所持する当該仲裁に係る事件に関係のある文書又は物件を提出させることができる（委員会令第１１条）。

(ｲ) 不熱心な当事者がいる場合の取扱い

仲裁廷は、(ｱ)の申出を行った当事者の相手方の当事者が、正当な理由なく当該申出に係る文書又は物件を提出しないときは、当該文書又は物件に関する当該申出を行った当事者の主張を真実と認めることができる（仲裁準則第１３条第２項）。

(ｳ) 仲裁廷による鑑定人の選任等

仲裁廷は、１人又は２人以上の鑑定人を選任し、必要な事項について鑑定をさせ、文書又は口頭によりその結果を報告させることができる（仲裁準則第１４条第１項）。この場合において、仲裁廷は、当事者に対し、次に掲げる行為をすることを求めることができる（同条第２項）。

① 鑑定に必要な情報を鑑定人に提供すること。
② 鑑定に必要な文書その他の物を、鑑定人に提出し、又は鑑定人が見分をすることができるようにすること。

当事者の求めがあるとき又は仲裁廷が必要と認めるときは、鑑定人は、上記報告をした後、口頭審理の期日に出頭しなければならない（仲裁準則第１４条第３項）。

当事者は、この口頭審理の期日において、次に掲げる行為をすることができる（仲裁準則第１４条第４項）。

① 鑑定人に質問をすること。
② 自己が依頼した専門的知識を有する者に当該鑑定に係る事項について陳述をさせること。

(ｴ) 裁判所により実施する証拠調べ

仲裁廷又は当事者は、裁判所に対し、調査の嘱託、証人尋問、鑑定、書証（当事者が文書を提出してするものを除く。）及び検証（当事者が検証の目的を提示してするものを除く。）であって仲裁廷が必要と認めるものの実施を求める申立てをすることができる（仲裁準則第１５条）。当事者がこの申立てをするには、仲裁廷の同意を得なければならない（仲裁法第３５条第２項）。

この申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができる（仲裁法第３５条第４項）。

申立てにより裁判所が証拠調べを実施するに当たり、仲裁委員は、文書を閲読し、検証の目的を検証し、又は裁判長の許可を得て証人若しくは鑑定人に対して質問をすることができる（仲裁法第３５条第５項）。

(12) 仲裁手続の非公開

仲裁委員の行う仲裁手続は、非公開とする（委員会令第１３条本文）。ただし、仲裁委員は、相当と認める者に傍聴を許すことができる（同条ただし書）。

仲裁手続において仲裁委員又は委員会事務局が作成し、又は取得した資料は、非公開とする（運営規程第１９条第１項）。

ただし、委員会は、次のいずれかの場合には、当該資料を委員会事務局に

おいて一般の閲覧に供することができる（運営規程第１９条第２項）。

① 仲裁の当事者がその公開を承諾する場合
② その公開が委員会の運営又は紛争の公正かつ円滑な解決の妨げになるものではなく、当事者の事業運営に支障をもたらさないものとして、委員会が公開を適当と認める場合

(13) 和解

仲裁廷（仲裁廷が必要があると認めるときは、仲裁廷が選任した１人又は２人の仲裁委員）は、当事者双方の書面による承諾がある場合には、仲裁手続のいかなる段階であっても、仲裁を求める事項の全部又は一部について、当事者に対し和解の勧告を行うことができる（運営規程第７条、仲裁準則第１８条）。

仲裁廷は、仲裁手続中に仲裁を求める事項の全部又は一部について当事者が和解し、かつ、当事者双方の申立てがあったときは、その和解の内容を仲裁判断とすることができる（運営規程第８条第２項）。

(14) 仲裁判断

ア 仲裁判断の実施

仲裁委員は、仲裁判断をするための審尋その他必要な調査を終了したときは、速やかに、仲裁判断をする（委員会令第１２条）。

イ 仲裁判断において準拠すべき法

仲裁廷は、仲裁手続に付された紛争に最も密接な関係がある法令であって事件に直接適用されるべきものを適用する（仲裁準則第１６条）。ただし、仲裁廷は、当事者双方の明示された求めがあるときは、衡平と善により判断する（仲裁法第３６条第３項）。

仲裁廷は、仲裁手続に付された民事上の紛争に係る契約があるときはこれに定められたところに従って判断し、当該民事上の紛争に適用することができる慣習があるときはこれを考慮する（仲裁法第３６条第４項）。

ウ 仲裁判断書の記載事項

仲裁判断に当たっては、次の①から⑥までの事項を仲裁判断書に記載し、仲裁委員がこれに署名する（仲裁法第３９条第１項、運営規程第８条第１項本文）。ただし、④及び⑤については、当事者がこの記載を要しない旨を特に合意している場合及び当事者間で仲裁を求める事項の全部又は一部について当事者が和解し、かつ、当事者双方の申立てがあった場合には、記載されない（運営規程第８条第１項ただし書及び同条第２項）。

① 当事者の氏名（当事者が法人であるときは、その名称及び代表者の氏名）及び住所
② 代理人があるときは、その氏名及び住所
③ 主文
④ 事実
⑤ 理由
⑥ 仲裁判断の年月日及び仲裁地

エ 仲裁判断の通知

仲裁廷は、仲裁判断がされたときは、仲裁委員の署名のある仲裁判断書の写しを送付する方法により、仲裁判断を各当事者に通知する（仲裁法第３９条第５項）。

オ 仲裁判断の効力

仲裁判断は、その内容が公の秩序又は善良の風俗に反する等の場合を除き、確定判決と同一の効力を有する（仲裁法第４５条第１項及び第２項）。

仲裁判断が命ずる給付については、確定した執行決定（仲裁判断に基づく民事執行を許す旨の決定をいう。）を得ることにより強制執行の対象となる（仲裁法第４６条第１項、民事執行法（昭和５４年法律第４号）第２２条第６号の２）。

(15) 仲裁手続の終了

仲裁手続は、仲裁判断又は仲裁手続の終了決定があったときに、終了する（仲裁法第４０条第１項）。

仲裁廷は、次の①から⑥までのいずれかの事由がある場合には、仲裁判

断を行うことなく仲裁手続の終了決定をする（仲裁法第４０条第２項）。

① 自己が仲裁権限を有しない旨の判断を示すとき。
② 当事者のうち先に申請を行った者が、仲裁廷に、仲裁申請書に記載した事項に加えて、自己の主張、主張の根拠となる事実及び紛争の要点を、仲裁廷が定めた期間内に陳述することを命じられたのにもかかわらず、正当な理由なくこれに従わなかったとき。
③ 当事者のうち先に申請を行った者が申請を取り下げたとき（他方の当事者が取下げに異議を述べ、かつ、仲裁手続に付された民事上の紛争の解決について当該他方の当事者が正当な利益を有すると仲裁廷が認めるときを除く。）。
④ 当事者の双方が仲裁手続を終了させる旨の合意をしたとき。
⑤ 当事者間に和解が成立したとき（和解の内容を仲裁判断とするときを除く。）。
⑥ ①から⑤まで掲げる場合のほか、仲裁廷が、仲裁手続を続行する必要がなく、又は仲裁手続を続行することが不可能であると認めたとき。

仲裁手続が終了したときは、仲裁廷の任務は、終了する（仲裁法第４０条第３項本文）。

(16) 仲裁手続終了後の手続

仲裁手続の終了後も、仲裁廷は、仲裁判断の訂正、仲裁判断の解釈、追加仲裁判断をすることができる（仲裁法第４０条第３項ただし書）。

ア 仲裁判断の訂正

仲裁廷は、当事者が仲裁判断の通知を受けた日から３０日以内に行う申立てにより又は職権で、仲裁判断における計算違い、誤記その他これらに類する誤りを訂正することができる（仲裁法第４１条第１項、仲裁準則第１９条）。

当事者は、仲裁判断の訂正の申立てをするときは、あらかじめ、又は同時に、他の当事者に対して、当該申立ての内容を記載した通知を発しなければならない（仲裁法第４１条第３項）。

当事者からの申立てがあった場合には、仲裁廷は、当該申立ての日から３０日以内（必要に応じて延長する。）に、仲裁判断の訂正の決定又は当

該申立てを却下する決定をする（仲裁法第４１条第４項及び第５項）。

イ　仲裁判断の解釈

仲裁廷は、当事者が仲裁判断の通知を受けた日から３０日以内に行う申立てにより、仲裁判断の特定部分の解釈をする（仲裁準則第２０条）。

当事者は、仲裁判断の解釈の申立てをするときは、あらかじめ、又は同時に、他の当事者に対して、当該申立ての内容を記載した通知を発しなければならない（仲裁法第４２条第３項において準用する同法第４１条第３項）。

当事者からの申立てがあった場合には、仲裁廷は、当該申立ての日から３０日以内（必要に応じて延長する。）に、仲裁判断の解釈の決定又は当該申立てを却下する決定をする（仲裁法第４２条第３項において準用する同法第４１条第４項及び第５項）。

ウ　追加仲裁判断

仲裁廷は、仲裁手続における申立てのうちに仲裁判断において判断が示されなかったものがあるときは、当事者が仲裁判断の通知を受けた日から３０日以内に行う申立てにより、追加仲裁判断をする（仲裁準則第２１条）。

当事者は、追加仲裁判断の申立てをするときは、あらかじめ、又は同時に、他の当事者に対して、当該申立ての内容を記載した通知を発しなければならない（仲裁法第４３条第１項において準用する同法第４１条第３項）。

当事者からの申立てがあった場合には、仲裁廷は、当該申立ての日から６０日以内（必要に応じて延長する。）に、追加仲裁判断の決定又は当該申立てを却下する決定をする（仲裁法第４３条第２項において準用する同法第４１条第５項）。

(17) 仲裁手続に関する事実の公表

委員会は、仲裁の申請の受理及び手続の終結の年月日（手続を行わない場合には、手続を行わないことが確定した年月日）を公表する（運営規程第２０条第１項）。

また、委員会は、次のいずれかの場合には、事件の性質を勘案し、処理の

終結後の適当な時点において、仲裁手続に関する主な経過、当事者の氏名（当事者が法人であるときは、その名称）、当事者の主な主張及び結果の概要を公表することができる（運営規程第２０条）。

① 仲裁の当事者がその公表を承諾する場合
② その公表が委員会の運営又は紛争の公正かつ円滑な解決の妨げになるものではなく、当事者の事業運営に支障をもたらさないものとして、委員会が公表を適当と認める場合

第２章　総務大臣からの諮問に対する審議・答申

総務大臣は、電気通信事業法に基づき、接続協定等に関する協議命令、接続協定等の細目の裁定、土地等の使用に関する協議認可・裁定、業務改善命令等を行う際又は放送法に基づき、地上基幹放送の再放送の同意に関する裁定を行う際には、委員会に諮問しなければならないこととされており、委員会はこれを受けて審議・答申を行う。

委員会の審議・答申は、総務大臣が命令、裁定等を行う際の一連の手続の中に組み込まれているものであることから、本章においては、命令、裁定等の手続全体について説明することとする。

第１節　電気通信事業法関係

１　接続協定等に関する協議命令

（１）趣旨

協議命令制度は、電気通信事業者間において協議が不調又は不能である場合に、総務大臣が協議の開始・再開を命ずる制度である。

（２）対象となる場合

総務大臣の協議命令は、次の①から③までの協定又は契約の締結について「締結を申し入れたにもかかわらず相手方がその協議に応じない場合」又は「協議を開始したものの協議が調わない場合」に申し立てることができる（事業法第３５条第１項及び第２項、第３８条第１項、第３９条）。

① 電気通信設備の接続に関する協定
② 電気通信設備又は電気通信設備設置用工作物の共用に関する協定
③ 卸電気通信役務の提供に関する契約

（３）手続

接続協定等に関する協議命令の手続の概要は、図表１６のとおりである。

図表１６　接続協定等に関する協議命令の手続の概要

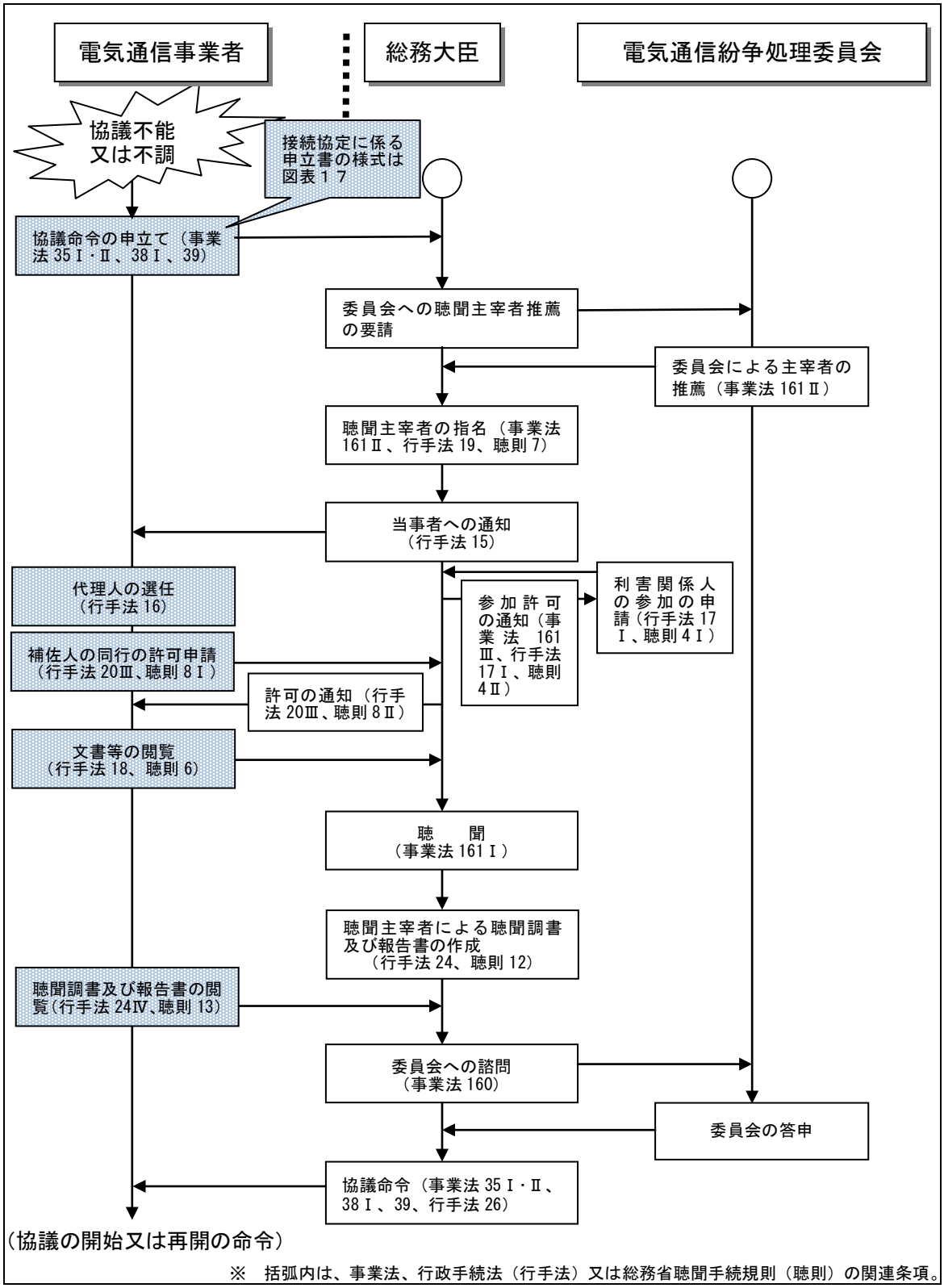

ア　申立て

(ｱ) 申立書の提出

命令を申立てしようとする電気通信事業者は、申立書に必要事項を記載して、これを提出しなければならない（事業法施行規則第２３条の１４、第２５条の３及び第２５条の９）。

なお、申立書の様式は、事業法施行規則の様式第１７の５、様式１７の６、様式１８の３及び様式１９の２に定められており、様式第１７の５は図表１７のとおりである。

(ｲ) 申立ての窓口

申立ては総務大臣に対して行うが、具体的な申立書の提出先は、総務省総合通信基盤局料金サービス課又はデータ通信課となっている。

申立ては、このほか、申立てをしようとする者の住所を管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長を経由して行うこともできる（施行規則第６９条第１項）。

この場合の具体的な申立書の提出先は、総合通信局については情報通信部電気通信事業課、沖縄総合通信事務所については情報通信課となっている。

図表１７　接続協定に関する命令申立書

接続協定に関する命令申立書

年　　月　　日

総務大臣　殿

郵便番号
(ふりがな)
住　　所
(ふりがな)
氏　　名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。
法人にあつては、名称及び代表者の氏名を
記載することとし、代表者が自筆で記入した
ときは、押印を省略できる。）　印
登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号
連 絡 先（連絡のとれる電話番号等を記載すること。
担当部署等がある場合は、当該担当部署名等
を記載すること。）

電気通信設備の接続に関する協議が 不調 / 不能 のため、電気通信事業法第35条第１項の規定により、次のとおり協議の開始又は再開の命令を申し立てます。

当事者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所	
接続しようとする電気通信設備	
締結又は変更しようとする協定の概要	
予定する協定の期間	
協議の不調又は不能の理由	
その他参考となる事項	

注　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

イ　総務大臣による聴聞

総務大臣は、協議命令をしようとするときは、その名あて人たるべき当事者から聴聞を行う（事業法第１６１条第１項）。

(ｱ) 主宰者の指名

総務大臣は、委員会がその委員のうちから推薦をした者を聴聞の主宰者として指名する（事業法第１６１条第２項、行政手続法（平成５年法律第８８号。以下「行手法」という。）第１９条第１項、総務省聴聞手続規則（平成１２年総理府/郵政省/自治省令第３号。以下「聴聞規則」という。）第７条第１項）。

(ｲ) 当事者への通知

総務大臣は、聴聞の主宰者を指名した後に、聴聞を行うべき期日までに相当な期間をおいて、聴聞の名あて人となるべき当事者に対し、次の事項を書面で通知する（行手法第１５条第１項）。

①　予定される命令の内容及び根拠となる法令の条項
②　命令の原因となる事実
③　聴聞の期日及び場所
④　聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

上記の書面では、次の事項が教示される（行手法第１５条第２項）。

①　聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類又は証拠物を提出することができること。
②　聴聞が終結する時までの間、当該命令の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。

(ｳ) 関係人の参加

当該命令につき利害関係を有するものと認められる関係人は、主宰者の許可を受けた上で聴聞に参加することができる（行手法第１７条第１項）。関係人は、その氏名、住所及び当該聴聞に係る命令につき利害関係を有することの疎明を記載した書面を主宰者に提出する（聴聞規則第４条第１項）。主宰者は、利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可し（事業法第１６１条第３項）、速やかに、その旨を当該申請者に通知する（聴聞規則第４条第２項）。

(ｴ) 代理人の選任

当事者及び参加人（主宰者の許可を受けて聴聞に参加する関係人）は、聴聞手続に当たって代理人を選任し、聴聞に関する一切の行為をさせることができる。代理人の資格は、書面により証明されなければならない（行手法第１６条第１項、第２項及び第３項並びに第１７条第２項及び第３項）。

(ｵ) 補佐人の同行の許可

当事者又は参加人は、聴聞の期日に出頭する際に補佐人を同行させることについて、主宰者の許可を得ることを要する。許可の申請は、補佐人の氏名、住所、当事者又は参加人との関係及び補佐する事項を記載した書面を主宰者に提出して行う（行手法第２０条第３項、聴聞規則第８条第１項本文）。

なお、主宰者は、補佐人の出頭を許可したときは、速やかに、その旨を当事者又は参加人に通知する（聴聞規則第８条第２項）。

(ｶ) 参考人の参加

主宰者は、必要に応じて、学識経験者等を参考人として、聴聞に関する手続に参加することを求めることができる（聴聞規則第５条）。

(ｷ) 資料の閲覧

当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人は、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を聴聞の通知があった日から聴聞当日まで求めることができる。この場合において、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことはできない（行手法第１８条、聴聞規則第６条第１項）。

(ｸ) 聴聞の開催

主宰者は、当事者又は参加人の一部が出頭しないときであっても、聴聞の期日における審理を行うことができる（行手法第２０条第５項）。

最初の聴聞の期日の冒頭において、総務省の職員は、協議命令の内容及び根拠となる法令の条項並びにその原因となる事実等を説明する（行手法第２０条第１項）。

当事者又は参加人は、聴聞の期日に出頭して、意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物を提出し、並びに主宰者の許可を得て総務省の職員に質問することができる（行手法第２０条第２項）。

主宰者は、必要に応じて当事者若しくは参加人に質問を行い、意見の陳述や証拠書類又は証拠物の提出を促し、又は総務省の職員に対し説明を求めることができる（行手法第２０条第４項）。

当事者又は参加人は、聴聞の期日への出頭に代えて、聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類又は証拠物を主宰者に対し提出することができる（行手法第２１条第１項）。

また、主宰者は、聴聞の期日の出頭者の求めに応じて、これら提出されたものを当該出頭者に示すことができる（行手法第２１条第２項）。

(ｹ) 聴聞審理の非公開

聴聞の期日における審理は、総務大臣が公開することを相当と認めるときを除き、非公開となる（行手法第２０条第６項）。公開の場合には、総務大臣は、聴聞の期日及び場所を公示し、当事者、参加人及び参考人に対し、その旨を通知する（聴聞規則第１０条）。

図表１８　聴聞の際の座席配置例

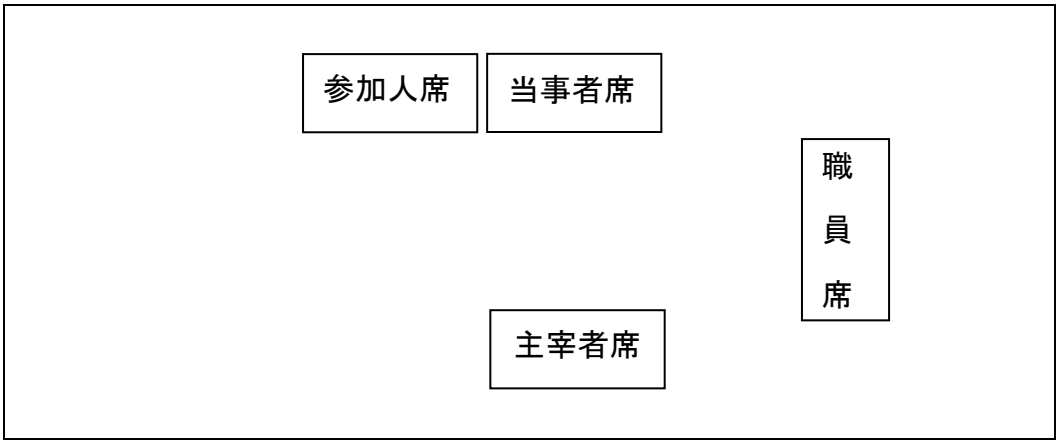

(ｺ) 聴聞の終結

主宰者は、聴聞期日の審理の後、必要に応じて新たな期日を定めて聴聞を続行することができる（行手法第２２条第１項）。

当事者が正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、陳述書又は証拠書類若しくは証拠物を提出しない場合又は参加人が聴聞の期日に出頭しない場合には、主宰者は、改めて当事者又は参加人に意見陳述等の機会を与えることなく、聴聞を終結することができる（行手法第２３条第１項）。

また、当事者が聴聞の期日に出頭せず、かつ、陳述書又は証拠書類若しくは証拠物を提出しない場合において、当事者の聴聞の期日への出頭が相当期間引き続き見込めないときは、当事者に対し、期限を定めて陳述書及び証拠書類又は証拠物の提出を求め、当該期限が到来したときに聴聞を終結することとすることができる（行手法第２３条第２項）。

主宰者は、聴聞終了後、調書（期日ごとに審理の経過を記載し、当事者及び参加人の陳述の要旨を説明したもの）及び報告書（協議命令の原因となる事実に対する当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載したもの）を総務大臣に対して提出する（行手法第２４条第１項及び第３項、聴聞規則第１２条）。

当事者又は参加人は、この調書及び報告書の閲覧を求めることができる（行手法第２４条第４項、聴聞規則第１３条）。

ウ　委員会の審議と答申

総務大臣は、協議命令について委員会に諮問しなければならない（事業法第１６０条第１号）。

委員会は、審議（必要と認めるときは、利害関係者その他の参考人から意見の聴取を行う（運営規程第１１条）。）の上、協議命令について総務大臣に答申を行う。

エ　総務大臣の協議命令

委員会の答申を受けた総務大臣は、聴聞の調書の内容及び報告書に記載された主宰者の意見を十分に参酌し、対象となる協定等の種類に応じ、次の要件を充たす場合に命令を行う。ただし、当事者から仲裁の申請がされているときは、命令は行われない（事業法第３５条第１項及び第２項、第３８条第１項並びに第３９条、行手法第２６条）。

(ｱ) 他の電気通信事業者が設置する電気通信回線設備との接続に関する協定

総務大臣は、当該協定について、次の①から④のいずれかの場合に該当すると認めるときを除き、協議の開始又は再開を命ずる。

①　電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき（事業法第３２条第１号）。

② 当該接続が当該電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき（事業法第３２条第２号）。

③ 当該接続を請求した電気通信事業者がその電気通信回線設備の接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき（事業法第３２条第３号、事業法施行規則第２３条第１号）。

④ 当該接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であるとき（事業法第３２条第３号、事業法施行規則第２３条第２号）。

(ｲ) (ｱ)以外の電気通信設備の接続に関する協定、電気通信設備若しくは電気通信設備設置用工作物の共用に関する協定又は卸電気通信役務の提供に関する契約

総務大臣は、当該接続、共用又は提供が公共の利益を増進するために特に必要であり、かつ、適切であると認めるときは、協議の開始又は再開を命ずることができる（事業法第３５条第２項、第３８条第１項及び第３９条）。

当事者及び参加人は、協議命令に対して異議申立てをすることができない（行手法第２７条第２項本文）。

ただし、聴聞の通知が、当事者の所在が不明であるために掲示によりなされ、かつ、当事者が聴聞の期日に全く出頭しなかった場合には、当該当事者は、異議申立てをすることができる（同項ただし書）。

２　接続協定等に関する細目の裁定

（１）趣旨

細目裁定制度は、電気通信事業者間における接続等に関し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額、接続条件、その他協定又は契約の細目について協議が不調の場合において、当事者の一方から申請があったときに、総務大臣がこれを裁定し、その定めるところに従い、当事者間に協議が調ったものとみなす制度である。

（２）対象となる場合

総務大臣の細目の裁定は、次の①から③までの事項に関して、「当事者が取得し、若しくは負担すべき金額、接続・共用・提供の条件、その他協定又は契約の細目について協議が調わないとき」に申請することができる（事業法第３５条第３項及び第４項、第３８条第２項及び第３９条）。

①　電気通信設備との接続
②　電気通信設備又は電気通信設備設置用工作物の共用
③　卸電気通信役務の提供

ただし、当事者が仲裁の申請をした後は、申請することができない（事業法第３５条第３項ただし書き（事業法第３８条第２項及び第３９条で準用。））。

なお、申請に先立って協議命令の手続がとられている必要はない。

（３）手続

接続協定等に関する細目の裁定の手続の概要は、図表１９のとおりである。

図表１９　接続協定等に関する細目の裁定の手続の概要

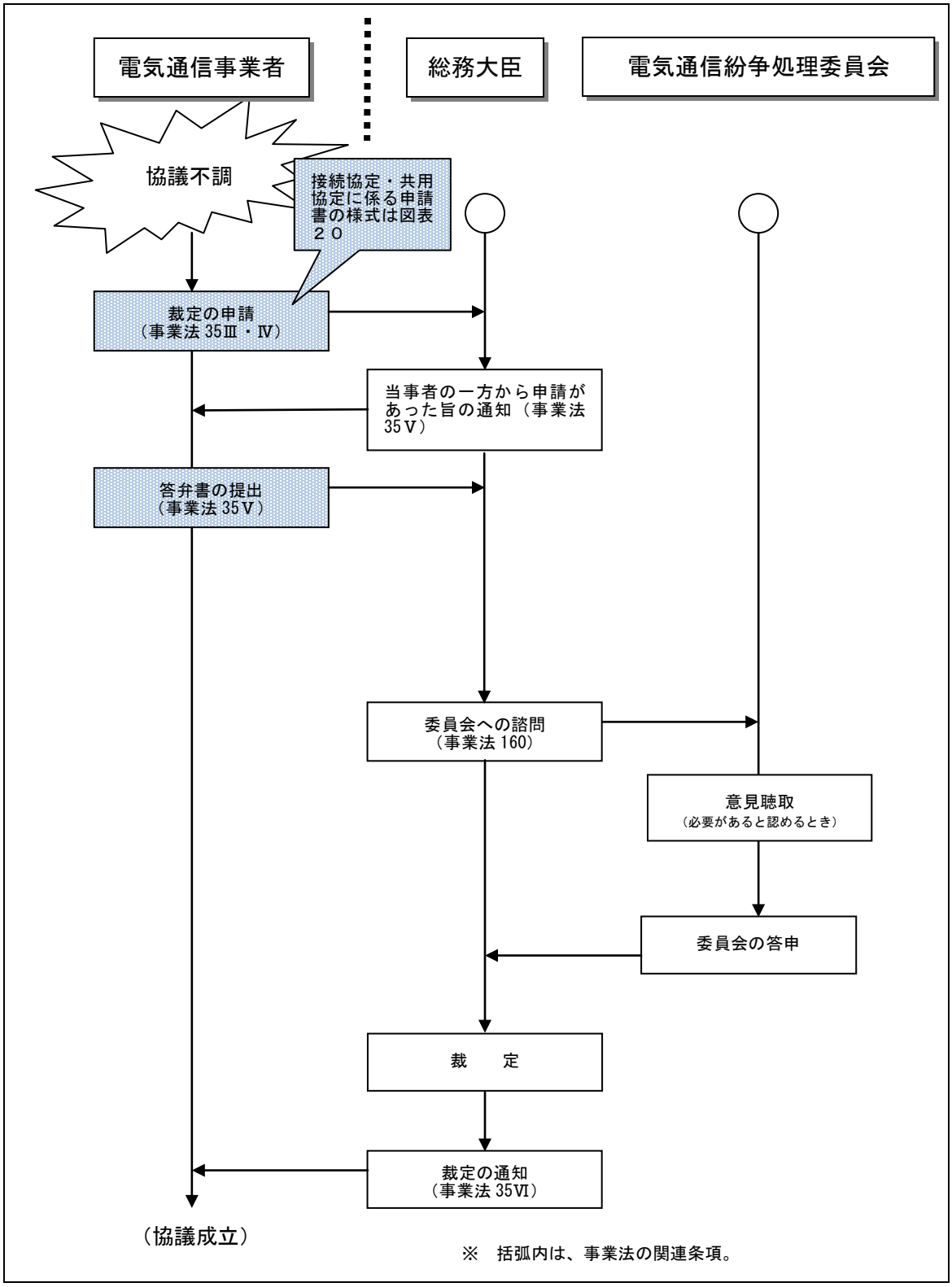

ア　申請

(ｱ) 申請書の提出

裁定を申請しようとする電気通信事業者は、申請書に必要事項を記載して、これを提出しなければならない（事業法施行規則第２３条の１５、第２５条の４及び第２５条の８）。

なお、申請書の様式は、事業法施行規則の様式第１７の７、様式第１８の４及び様式１９に定められており、様式第１７の７は図表２０のとおりである。

(ｲ) 申請の窓口

申請は、総務大臣に対して行うが、具体的な申請書の提出先は、総務省総合通信基盤局料金サービス課又はデータ通信課となっている。

申請は、このほか、申請をしようとする者の住所を管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長を経由して行うこともできる（施行規則第６９条第１項）。

この場合の具体的な申立書の提出先は、総合通信局については情報通信部電気通信事業課、沖縄総合通信事務所については情報通信課となっている。

図表２０　接続協定・共用協定に関する裁定申請書

接続
共用　協定裁定申請書

年　　月　　日

総務大臣　殿

郵便番号
(ふりがな)
住　　所
(ふりがな)
氏　　名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）　印
登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号
連 絡 先（連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）

電気通信設備の接続
共用に関する協議が不調のため、電気通信事業法（注１）の規定により、次のとおり裁定を申請します。

当事者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名	
接続又は共用しようとする電気通信設備	
裁定を求める事項	
予定する協定の期間	
協議の不調の理由及び協議の経過	
接続又は共用命令を経ている場合は、その年月日	
その他参考となる事項	

注１　次に掲げる条項のうち、該当するものを記載すること。

(1) 第 35 条第３項

(2) 第 35 条第４項

(3) 第 38 条第２項において準用する同法第 35 条第３項

(4) 第 38 条第２項において準用する同法第 35 条第４項

２　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

イ　他方当事者への通知及び答弁書の提出

総務大臣は、裁定の申請を受理したときは、他方当事者となる電気通信事業者に裁定の申請があった旨の通知を行う。通知を受けた当事者は、総務大臣の指定した期間内に、一方当事者が裁定を求めた事項に関する自らの答弁を記載した答弁書（様式適宜）を提出することができる（事業法第３５条第５項）。

ウ　委員会の審議と答申

総務大臣は、裁定について委員会に諮問しなければならない（事業法第１６０条第１号）。

委員会は、審議（必要と認めるときは、利害関係者その他の参考人から意見の聴取を行う（運営規程第１１条）。）の上、裁定について総務大臣に答申を行う。

エ　総務大臣の裁定

委員会の答申を受けた総務大臣は裁定を行う。総務大臣は、裁定をしたときは、遅滞なくその旨を当事者に通知する（事業法第３５条第６項）。

裁定のうち当事者が取得し、又は負担すべき金額について不服のある者は、その裁定があったことを知った日から６月以内に、他の当事者を被告とした訴えをもってその金額の増減を請求することができる（事業法第３５条第８項及び第９項）。

なお、裁定についての異議申立てにおいては、当事者が取得し、又は負担すべき金額についての不服をその裁定の不服の理由とすることができない（事業法第３５条第１０項）。

３　土地等の使用に関する協議認可

（１）趣旨

事業法には、事業用の線路設置を円滑に実現するために、他人の土地や工作物の使用に関する規定（第１２８条から第１４３条まで）が設けられている。これらの規定の運用に当たっては、土地・工作物の所有者・使用者の私権を制限することになり、認定電気通信事業者[7]と土地・工作物の所有者・使用者との間で紛争が想定されることから、その解決のために協議認可及び裁定の制度が設けられている。

他人の土地及びこれに定着する建物その他の工作物（以下「土地等」という。）の使用に係る協議認可制度は、認定電気通信事業者がその事業に用いる線路及び空中線並びにこれらの附属設備（以下「線路」と総称する。）の設置を円滑に実現するため、土地等の使用権の設定に関する協議又はその期間を延長するための協議を求める手続を定めるものである。

なお、空中線のうち、主として一の構内（これに準ずる区域内を含む。）又は建物内（以下「構内等」という。）にいる者の通信の用に供するため当該構内等に設置する線路及び空中線については、公衆の通行し、又は集合する構内等に設置するものに限り、この手続の対象に含めることとされた（事業法第１２８条第１項）。

土地等の使用権の内容は、土地等の所有者・使用者との協議又は総務大臣の裁定において確定することになる。

本来、土地等の使用は、私法上の契約により賃借権等を設定することにより行うべきものであるが、認定電気通信事業を行うには所有者等の権利者が異なる土地を繋いで線路を敷設することが必要不可欠であり、これを円滑に実現することが公共の利益に合致すること、線路の設置に当たり一部の電柱等でも設置ができないと全体の工事が完成しない結果になること、また、多

7　認定電気通信事業者とは、電気通信回線設備を設置して電気通信役務を提供する電気通信事業を営む電気通信事業者又は当該電気通信事業を営もうとする者であって、他人の土地や工作物の使用に関する事業法の規定の適用を受けるため、総務大臣から認定を受けた者のこと（事業法第１１７条第１項、第１２０条第１項）。

なお、認定は、次の①から③のいずれにも適合しているときでなければしてはならないとされている（事業法第１１９条）。

① 申請に係る電気通信事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

② 申請に係る電気通信事業の計画が確実かつ合理的であること。

③ 申請に係る電気通信事業を営むために必要とされる事業法第９条の登録若しくは第１３条第１項の変更登録を受け、又は第１６条第１項若しくは第３項の届出をしていること。

数の電柱等を設置するため多数の権利者との間で土地収用法（昭和２８年法律第９７号）の厳格な手続により使用をすべきものとするときは工事の著しい遅延を招きかねないこと、他方、土地等の使用を認めても、電柱等の占有面積が小さいことから、生じる負担は土地収用法が対象としている場合のそれと比較して極めて軽微であることが考慮されて、簡便な制度が設けられているものである。

したがって、私法上の契約により賃借権等を設定することにより土地等を使用することができない場合に限って、この手続がとられることになる。

（２）対象となる土地等の利用

総務大臣の協議認可は、認定電気通信事業者が、隔地者間の通信のための線路を設置するために土地等（次の①～⑧を除く。）を利用することについて申請することができる（事業法第１２８条第１項、事業法施行令第３条）。

① 行政財産（国有財産法（昭和２３年法律第７３号）第３条第２項、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３８条第３項）
② 公共空地（港湾法（昭和２５年法律第２１８号）第３７条第１項第１号）
③ 道路及び道路予定区域（道路法（昭和２７年法律第１８０号）第２条第１項及び第９１条第２項）
④ 都市公園、公園予定区域及び予定公園施設（都市公園法（昭和３１年法律第７９号）第２条第１項及び第３３条第４項）
⑤ 河川区域及び河川予定地内の土地（河川法（昭和３９年法律第１６７号）第６条第１項及び第５６条第１項）
⑥ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第６条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和３５年６月２３日条約第７号）第２条第１項の施設及び区域
⑦ 国有財産法第３条第３項に規定する普通財産であって、地方公共団体において公用又は公共用に供するため当該地方公共団体に貸し付け、又は貸付以外の方法により使用させているもの（②～⑥に該当するものを除く。）
⑧ 地方自治法第２３８条第４項に規定する普通財産であって、国又は他の地方公共団体において公用又は公共用に供するため国又は当該他の地方公共団体に貸し付け、又は貸付以外の方法により使用させているもの（②～⑥に該当するものを除く。）

（３）手続

土地等の使用に関する協議認可の手続の概要は、図表２１のとおりである。

図表２１　土地等の使用に関する協議認可の手続の概要

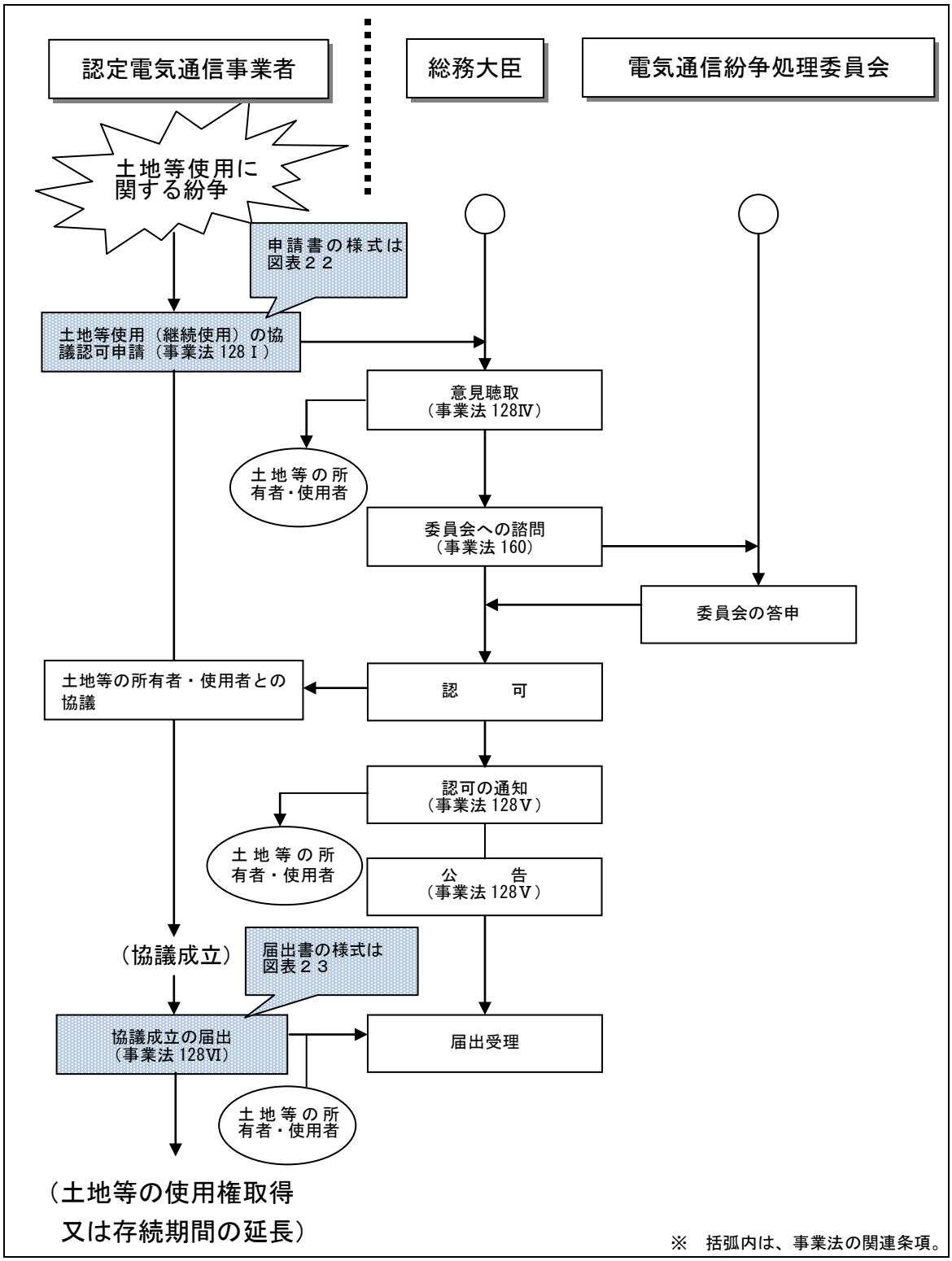

ア　申請

(ｱ) 申請書の提出

申請しようとする認定電気通信事業者は、申請書に必要事項を記載して、これを提出しなければならない（事業法第１２８条第１項、事業法施行規則第４１条及び様式第３９）。

なお、申請書の様式は図表２２のとおりである。

(ｲ) 申請の窓口

申請は、総務大臣に対して行うが、具体的な申請書の提出先は、総務省総合通信基盤局事業政策課となっている。

図表２２　土地等の使用に関する認可申請書

土地等 使　用 / 継続使用 認可申請書

年　　月　　日

総務大臣　殿

（ふりがな）
住　　所
（ふりがな）
氏　　名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。）　印
登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号
連 絡 先（連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）

電気通信事業法第１２８条第１項の規定により、土地等の使用の認可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

１　土地等の種類及び所在地

２　土地等の所有者（所有権以外の権原に基づきその土地等を使用する者があるときは、その者及び所有者）の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

３　使用開始の時期

４　線路の位置、種類及び数

５　土地等の 使　用 / 継続使用 の認可を申請する理由

６　その他参考となる事項

注　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

イ　総務大臣による意見聴取

総務大臣は、認可の申請があった場合で必要があると認めるときには、土地等の所有者・使用者（行政財産等に定着する工作物について認可申請があった場合は、行政財産等の管理者等を含む。）から意見を聴取する（事業法第１２８条第４項）。

ウ　委員会の審議と答申

総務大臣は、協議認可について委員会に諮問しなければならない（事業法第１６０条第１号）。

委員会は、審議（必要と認めるときは、利害関係者その他の参考人から意見の聴取を行う（運営規程第１１条）。）の上、協議認可について総務大臣に答申を行う。

エ　総務大臣の認可

委員会の答申を受けた総務大臣は、認定電気通信事業者がその土地等を利用することが必要かつ適当であり、認定電気通信事業者が土地等の所有者・使用者による利用を著しく妨げない限度においてその土地等を使用する場合に、公益性と土地等の所有者・使用者の受忍限度とを比較衡量して認可を行う（事業法第１２８条第１項及び第２項）。

特に、電気通信事業者、電気事業者、鉄道事業者（以下「設備保有者」という。）の所有する電柱、管路、とう道、ずい道、鉄塔[8]等の使用に関しては、設備保有者による当該設備の利用を著しく妨げ得ることを理由に貸与を拒否できる場合が、次のとおり列挙されている（公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン（平成１３年４月１日策定）（以下「使用指針」という。）第３条）。

①　申請者が使用を希望する区間又は場所に現に空きが無い場合
②　設備保有者が５年以内にその設備をすべて使用する予定であり、その使用の予定の事業年度が設備計画において明示されている場合
③　設備保有者の設備に大幅な改修又は移転の計画があり、その改修又は移転の予定の事業年度が５年以内の期間に係る設備計画において明示されている場合
④　電柱にあっては設備保有者がその地中化を計画しており、その地中化

[8] 鉄塔（空中線を設置するために使用することができる設備）については、電気通信事業者が所有している場合に限り使用指針の対象となる（使用指針第１条第２項）。

の予定の事業年度が５年以内の期間に係る設備計画において明示されている場合

⑤　事業者が設置しようとする伝送路設備が設備保有者の技術基準に適合しない場合又は技術基準に明確な定めがない場合であって、当該伝送路設備を設置することにより設備保有者による建設若しくは保守に困難を生じさせ、又は生じさせるおそれが強い場合

⑥　事業者の責に帰すべき理由により過去に費用負担・使用期間その他の使用条件についての契約が現に履行されなかったことがある場合、又は重大な不履行若しくは救済不能の不履行が発生するおそれが強い場合

⑦　事業者が行おうとする伝送路設備の設置が設備関係法令等の条件を満足しない場合や、当該設備の使用が公物管理関係法令等の規定の適用を受けるものにあっては、事業者又は設備保有者が受ける道路占用許可その他の公物の占用等の許可（変更の許可を含む。）の取得若しくは占用許可等の条件の変更に困難がある場合、又はそのおそれが強い場合

⑧　⑥のほか、事業者の責に帰すべき理由により過去に守秘義務、目的外使用の禁止その他契約に定める事項が履行されなかったことがある場合、又は重大な不履行若しくは救済不能の不履行が発生するおそれが強い場合

⑨　その他設備保有者の行う公益事業の遂行に支障のある場合、又はそのおそれが強い場合

協議認可によって設定される使用権は、次のようなものになる。

①　他の法律によって土地等を収用し、又は使用することができる事業の用に供されている土地等では当該事業のための利用が優先される（事業法第１２８条第２項）。

②　工作物については、線路の支持のための利用の場合に限られる（事業法第１２８条第２項）。

③　存続期間は１５年（地下工作物（地下ケーブル、管路、とう道、マンホール、ハンドホール等）又は鉄鋼若しくはコンクリート造りの地上工作物の設置のためのものの場合は５０年）。ただし、協議又は裁定によってこれより短い期間とすることもできる（事業法第１２８条第３項）。

オ　総務大臣の通知と公告

総務大臣は、認可を行ったときは、土地等の所有者・使用者（行政財産等に定着する工作物について認可を行った場合は、行政財産等の管理者等を含む。）にその旨を通知し、公告する（事業法第１２８条第５項）。

カ　協議の成立

認可の後、協議が成立したときは、当事者である認定電気通信事業者及び土地等の所有者・使用者は、図表２３の様式により、協議において定めた事項を総務大臣に届け出る（事業法第１２８条第６項、事業法施行規則第４２条及び様式第４０）。

具体的な届出書の提出先は、総務省総合通信基盤局事業政策課となっている。

届出があったときは、その届出の内容に従い、認定電気通信事業者は、土地等の使用権を取得し、又は使用権の存続期間が延長される（事業法第１２８条第７項）。

なお、認定電気通信事業者及び土地等の所有者・使用者は、合意により使用権を消滅させた場合は、その旨を総務大臣に届けなければならない（事業法第１２８条第８項）。

図表２３　土地等の使用の協議成立届出書

土地等 使　用 / 継続使用 の協議成立届出書

年　　月　　日

総務大臣　殿

認定電気通信事業者
（ふりがな）
住　　所
（ふりがな）
氏　　名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。）　印
登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号
連 絡 先（連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）

土地等の所有者（所有権以外の権原に基づきその土地等を使用する者があるときは、その者及び所有者）
（ふりがな）
住　　所
（ふりがな）
氏　　名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。）　印

年　　月　　日認可があつた土地等の 使　用 / 継続使用 について、下記のとおり、協議が成立したので、電気通信事業法第１２８条第６項の規定により、届け出ます。

記

１　土地等の種類及び所在地

２　使用開始の時期及び使用期間

３　線路の位置、種類及び数

４　その他参考となる事項

注　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

４　土地等の使用に関する裁定

（１）趣旨

土地等の使用に係る裁定制度は、協議認可を受けて協議を行っても協議が不調又は不能の場合に、使用権の内容を総務大臣が裁定することにより、迅速に確定させる制度である。

（２）対象となる場合

認定電気通信事業者は、協議認可を受けて協議を行っても土地等の所有者・使用者との間で使用権についての協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、協議認可から３月以内に総務大臣の裁定を申請することができる（事業法第１２９条第１項）。

（３）手続

土地等の使用に関する裁定の手続の概要は、図表２４のとおりである。

図表２４　土地等の使用に関する裁定の手続の概要

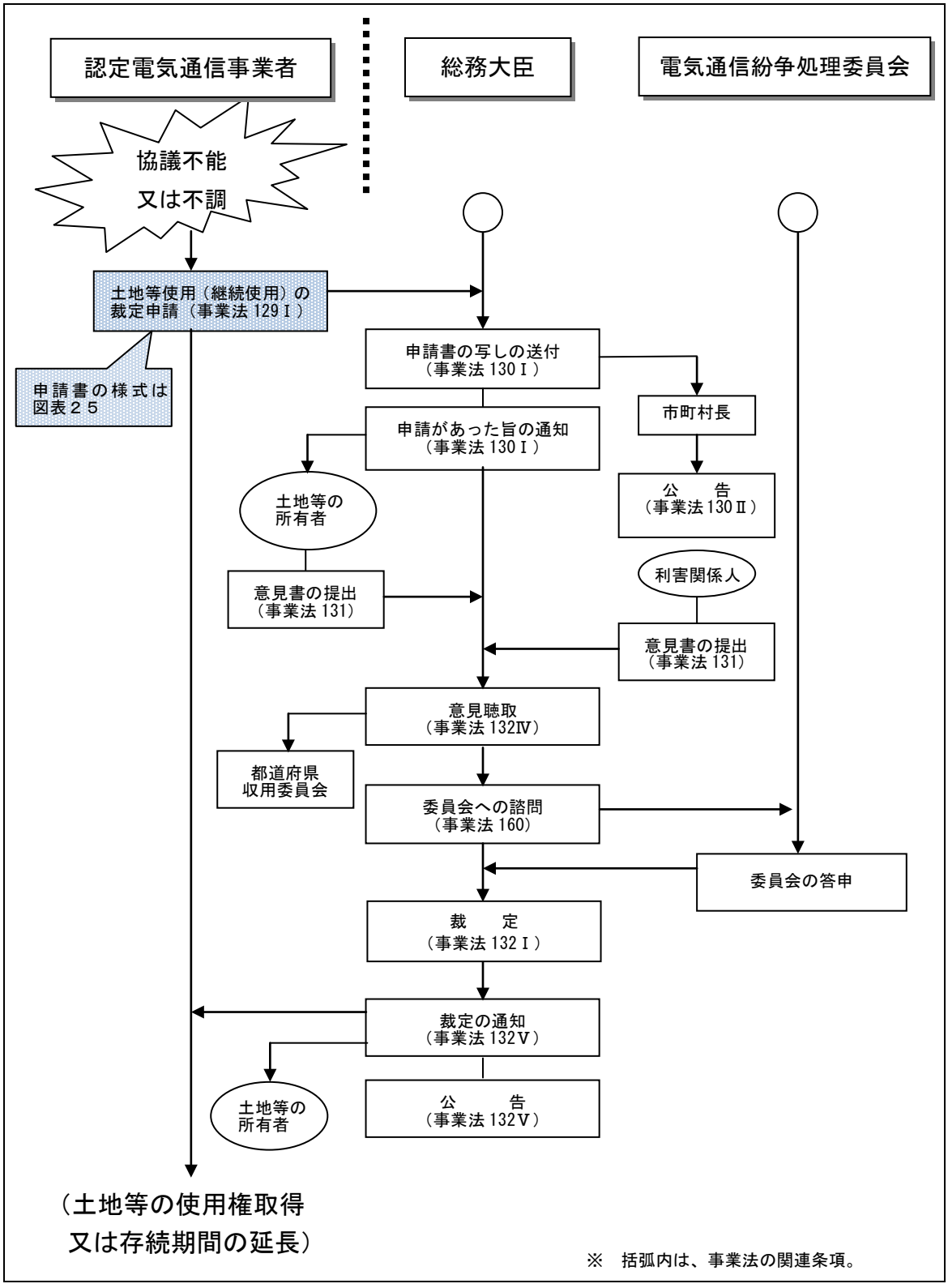

ア　申請

(ｱ) 申請書の提出

裁定を申請しようとする認定電気通信事業者は、申請書の正本１通、副本１通（使用しようとする土地等が２以上の市町村等（特別区、政令指定都市の区を含む。）にまたがる場合には、その数と同数通。）に必要事項を記載して、工事計画書及び工事計画を表示する図面をそれぞれに添えて（使用権存続期間延長の場合には、添付不要）提出しなければならない（事業法施行規則第４３条、第４７条の２及び様式第４１）。

なお、申請書の様式は図表２５のとおりである。

認定電気通信事業者は、使用権の存続期間の延長について裁定を申請したときは、その裁定があるまでは、引き続きその土地等を使用することができる（事業法第１２９条第２項）。

(ｲ) 申請の窓口

申請書は、総務大臣に対して行うが、具体的な申請書の提出先は総務省総合通信基盤局事業政策課となっている。

図表２５　土地等の使用に関する裁定申請書

土地等 使　用 / 継続使用 裁定申請書

年　　月　　日

総務大臣　殿

（ふりがな）
住　　所
（ふりがな）
氏　　名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。）　印
登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号
連 絡 先（連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）

年　　月　　日認可があつた土地等の使用について、協議が 不調 / 不能 のため、電気通信事業法第１２９条第１項の規定に基づき下記のとおり裁定を申請します。

記

１　土地等の種類及び所在地

２　土地等の所有者（所有権以外の権原に基づきその土地等を使用する者があるときは、その者及び所有者）の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

３　使用開始の時期及び使用期間

４　線路の位置、種類及び数

５　協議の不調又は不能の理由

６　その他参考となる事項

注　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

イ　意見書の提出

総務大臣は、裁定の申請を受理したときは、３日以内に、申請書の写しを当該市町村長等に送付するとともに、土地等の所有者・使用者（行政財産等に定着する工作物について裁定申請があった場合は、行政財産等の管理者等を含む。）に裁定の申請があった旨の通知を行う（事業法第１３０条第１項）。

市町村長等は、総務大臣から申請書の写しを受け取ったときは、３日以内にその旨を公告し、公告の日から１週間、送付された写しを公衆の縦覧に供する（事業法第１３０条第１項及び第２項）。

また、市町村長等は、公告をしたときは、公告の日を総務大臣に報告する（事業法第１３０条第３項）。

土地等の所有者・使用者（行政財産等に定着する工作物について裁定申請があった場合は、行政財産等の管理者等を含む。）その他利害関係人は、上記公告の日から１０日以内に、総務大臣に意見書を提出することができる（事業法第１３１条）。

ウ　都道府県収用委員会からの意見聴取

総務大臣は、土地等の使用権の対価の額、対価の支払の時期及び方法について、都道府県の収用委員会から意見聴取を行う（事業法第１３２条第４項）。

エ　委員会の審議と答申

総務大臣は、裁定について、委員会に諮問しなければならない（事業法第１６０条第１号）。

委員会は、審議（必要と認めるときは利害関係者その他の参考人から意見の聴取を行う（運営規程第１１条）。）の上、裁定について総務大臣に答申を行う。

オ　総務大臣の裁定

委員会の答申を受けた総務大臣は、次の事項について裁定を行い、遅滞なく、その旨を認定電気通信事業者及び土地等の所有者・使用者に通知し、公告する（事業法第１３２条第１項、第２項及び第５項）。

① 使用権を設定すべき土地等の所在地及びその範囲
② 線路の種類及び数
③ 使用開始の時期
④ 使用権の存続期間を定めたときは、その期間（設備保有者の設備については原則として５年間とする（使用指針第４条）。）
⑤ 対価の額並びにその支払の時期及び方法

なお、対価の額については、次の基準により決定することとされている（事業法第１３２条第４項、事業法施行令第５条及び別表第１）。

① 山林については、次のとおり。

種類	単位	金額（年額）
裸線又は被覆線	本柱１本ごとに	１，２１０円
ケーブル	本柱１本ごとに	８７０円

② 山林以外の土地については、次のとおり。

種類	単位	金額（年額）				
		田	畑	塩田	宅地	その他
本柱	本柱（H柱又は人形柱を除く。）、コンクリート柱若しくは鉄柱１本又は鉄塔の使用面積１．７平方メートルまでごとに	１，８７０円	１，７３０円	３６０円	１，５００円	１８０円
	H柱又は人形柱１本ごとに	３，７４０円	３，４６０円	７２０円	３，０００円	３６０円
支線又は支柱	１本ごとに	１，８７０円	１，７３０円	３６０円	１，５００円	１８０円
附属設備	線路保護用柱、水底線標示柱、支線柱、標柱又は標石１本ごとに	１，８７０円	１，７３０円	３６０円	１，５００円	１８０円
	ハンドホール又はマンホール１個ごとに	３，７４０円	３，４６０円	７２０円	３，０００円	３６０円
その他の設備	使用面積１．７平方メートルまでごとに	１，８７０円	１，７３０円	３６０円	１，５００円	１８０円

③　土地に定着する工作物については、次のとおり。

ｱ)　建物等

線路を支持する場所１箇所ごとに　　年額１，５００円

ｲ)　電柱・管路等

設備保有者の設備については、設備使用料の原価は、原則として、減価償却費及び保守運営費に、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計額を加えて算定するものとなっている。

なお、上記設備保有者が当該設備使用料の実際の算定に当たって次式のいずれかによる方法その他公正妥当な方法により設備使用料を算定している場合には当該方法によるものとなっている(使用指針第６条第１項及び第２項並びに別表)。

1　Ａ＝（Ｂｘ＋Ｃ）×（Ｄｚ／Ｄｘ）×Ｆ
2　Ａ＝（Ｂｘ＋Ｃ）×（Ｅｚ／Ｅｘ）×Ｆ
3　Ａ＝（Ｂｘ＋Ｃ）×（Ｅｙ／Ｅｘ）×（Ｄｚ／Ｄｙ）×Ｆ
4　Ａ＝｛Ｂｚ＋Ｃ×（Ｄｚ／Ｄｘ)｝×Ｆ
5　Ａ＝｛Ｂｚ＋Ｃ×（Ｅｚ／Ｅｘ)｝×Ｆ
6　Ａ＝｛Ｂｚ＋Ｃ×（Ｅｙ／Ｅｘ）×（Ｄｚ／Ｄｙ)｝×Ｆ
7　Ａ＝｛Ｂｙ×（Ｄｚ／Ｄｙ）＋Ｃ×（Ｄｚ／Ｄｘ)｝×Ｆ
8　Ａ＝｛Ｂｙ×（Ｄｚ／Ｄｙ）＋Ｃ×（Ｅｚ／Ｅｘ)｝×Ｆ
9　Ａ＝｛Ｂｙ＋Ｃ×（Ｅｙ／Ｅｘ)｝×（Ｄｚ／Ｄｙ）×Ｆ

注１　上記の記号の意味は、それぞれ次に定めるところによる。
- Ａ　設備使用料
- Ｂｘ　保有するすべての同種設備に係る減価償却費の総額
- Ｂｙ　一定地域におけるすべての同種設備に係る減価償却費の総額
- Ｂｚ　提供する設備に係る減価償却費
- Ｃ　保有するすべての同種設備に係る原価の額のうち、保有するすべての同種設備に係る減価償却費の総額を除いた額
- Ｄｘ　保有するすべての同種設備の総量
- Ｄｙ　一定地域におけるすべての同種設備の総量
- Ｄｚ　提供する設備の量
- Ｅｘ　保有するすべての同種設備の価額の総額
- Ｅｙ　一定地域におけるすべての同種設備の価額の総額
- Ｅｚ　提供する設備の価額
- Ｆ　提供する設備のうち提供に係る部分の占有率

注２　設備の価額については、再調達価額（設備を新たに取得するものとした場合において見込まれる価額)、取得価額又は正味価額（取得価額から減価償却費累計額を減じて得た価額）のいずれかを採用することができる。

注３　原価、減価償却費、再調達価額、取得価額、正味価額等については、必要に応じて近似値を採用することができる。(例えば、１年を超える期間中、一律の設備使用料を設定することとする場合は、減価償却費等について、合理的な将来の予測に基づく当該期間中の平均値の近似値を採用することができる。)

５　線路の移転その他支障の除去に関する裁定

（１）趣旨

使用権に基づいて線路が設置されている土地等又はこれに近接する土地等の利用の目的又は方法が変更されたため、その線路が土地等の利用に著しく支障を及ぼすようになったときは、その土地等の所有者・使用者は、認定電気通信事業者に、線路の移転その他支障の除去に必要な措置をすべきことを請求することができ（事業法第１３８条第１項）、認定電気通信事業者は、請求された措置が業務の遂行上又は技術上著しく困難な場合を除き、同措置を行わなければならないとされている（事業法第１３８条第２項）。

支障の除去に関する裁定制度は、この認定電気通信事業者の支障の除去に必要な措置について、当事者間で協議が不調又は不能の場合に、支障の除去に必要な措置を総務大臣が裁定し、それに従い、認定電気通信事業者と土地等の所有者・使用者との間に協議が調ったものとみなすことによって、迅速に解決するものである。

（２）対象となる場合

認定電気通信事業者又は土地等の所有者・使用者は、次の要件をともに満たす場合に、総務大臣の裁定を申請することができる（事業法第１３８条第３項）。

①　協議認可を受けて使用権の設定された土地等又はこれに近接する土地等の利用の目的又は方法が変更されたため、当該使用権に基づいて設置されている線路が土地等の利用に著しく支障を及ぼすようになったとき。

②　その支障の除去に必要な措置について、認定電気通信事業者と土地等の所有者・使用者との間の協議が調わないとき、又は協議をすることができないとき。

（３）手続

線路移転等に関する裁定の手続の概要は、図表２６のとおりである。

図表２６　線路移転等に関する裁定の手続の概要

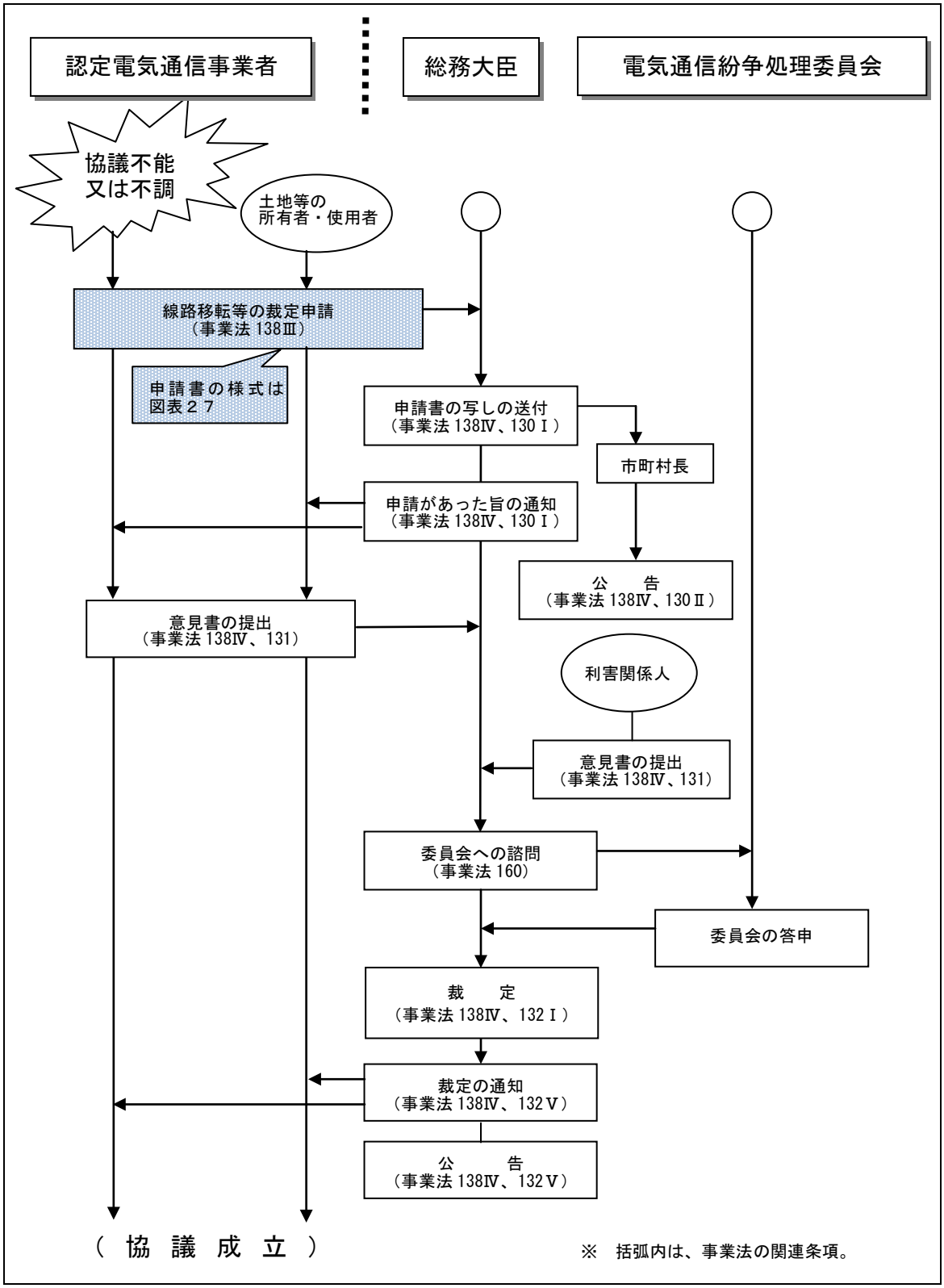

ア　申請

(ｱ) 申請書の提出

裁定を申請しようとする者は、申請書正本１通、副本１通（使用しようとする土地等が２以上の市町村等（特別区、政令指定都市の区を含む。）にまたがる場合には、その数と同数通。）に必要事項を記載して、これを提出しなければならない（事業法施行規則第４７条、第４７条の２及び様式第４５）。

なお、申請書の様式は図表２７のとおりである。

(ｲ) 申請の窓口

申請書は、総務大臣に対して行うが、具体的な申請書の提出先は、総務省総合通信基盤局事業政策課となっている。

図表２７　線路移転等裁定申請書

線路移転等裁定申請書

年　　月　　日

総務大臣　殿

(ふりがな)
住　　所
(ふりがな)
氏　　名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。）　印
登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号
連 絡 先（連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）

線路の移転その他支障の除去に必要な措置について協議が 不調 / 不能 のため、電気通信事業法第１３８条第３項の規定により、下記のとおり裁定を申請します。

記

１　土地等の種類及び所在地
２　相手方の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
３　線路の位置、種類及び数
４　支障の除去を必要とする理由
５　支障の除去に必要な措置の概要及び時期
６　支障の除去に要する費用及びその内訳
７　費用の分担区分に関する意見及びその理由
８　協議の不調又は不能の理由
９　その他参考となる事項

注１　申請者が２人以上の場合は、連名で申請することができること。この場合、そのうちの１人を代表者とし、その旨を記載すること。
２　「協議の不調の理由」については、その理由のほか、協議の経過の概要も明らかにすること。
３　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

イ　意見書の提出

総務大臣は、裁定の申請を受理したときは、３日以内に、申請書の写しを当該市町村長等に送付するとともに、他方当事者である認定電気通信事業者又は土地等の所有者・使用者（行政財産等に定着する工作物について認可申請があった場合は、行政財産等の管理者等を含む。）に裁定の申請があった旨の通知を行う（事業法第１３８条第４項で準用する事業法第１３０条第１項）。

市町村長等は、総務大臣から申請書の写しを受け取ったときは、３日以内にその旨を公告し、公告の日から１週間、送付された写しを公衆の縦覧に供する（事業法第１３８条第４項で準用する事業法第１３０条第１項及び第２項）。

また、市町村長等は、公告をしたときは、公告をした日を総務大臣に報告する（事業法第１３８条第４項で準用する第１３０条第３項）。

土地等の所有者・使用者（行政財産等に定着する工作物について認可申請があった場合は行政財産等の管理者等を含む。）その他利害関係人は、上記公告の日から１０日以内に、総務大臣に意見書を提出することができる（事業法第１３８条第４項で準用する事業法第１３１条）。

ウ　委員会の審議と答申

総務大臣は、裁定について、委員会に諮問しなければならない（事業法第１６０条第１号）。

委員会は、審議（必要と認めるときは、利害関係者その他の参考人から意見の聴取を行う（運営規程第１１条）。）の上、裁定について総務大臣に答申を行う。

エ　総務大臣の裁定

委員会の答申を受けた総務大臣は、認定電気通信事業者が、土地等の所有者・使用者が請求した線路の移転その他支障の除去に必要な措置をすべきか否かについて裁定を行う（事業法第１３８条第４項で準用する事業法第１３２条第１項）。

措置をすべき旨を定める裁定においては、その措置をすべき時期を定めなければならない。また、措置に要する費用の全部又は一部を土地等の所有者・使用者が負担すべき旨を決定することがある（その場合には、負担

額、支払の時期・方法を決定する。）（事業法第１３８条第５項及び第６項）。

総務大臣は、裁定をしたときは、遅滞なく、その旨を認定電気通信事業者及び土地等の所有者・使用者に通知し、公告する（事業法第１３８条第４項で準用する事業法第１３２条第５項）。

６　電気通信事業者に対する業務改善命令等

（１）趣旨

基礎的電気通信役務等の料金等の提供条件、第一種指定電気通信設備等に関する接続料・接続条件等については、届出や認可の対象とされているが、その適正性を担保するため、その内容に問題があるときは、総務大臣が変更の命令・勧告ができる。

また、総務大臣は、電気通信事業者等の業務の方法等が不適切で、利用者の利益や公共の利益が阻害されていると認めるときは業務の方法の改善等を、法令に違反する行為があると認めるときは当該行為の停止・変更、業務の方法の改善等を、電気通信事業者等に対し、命ずることができる。

これらの命令等を発動する場面は、その多くが電気通信事業者間の紛争に端を発するものであることから、電気通信事業者間の紛争のあっせん・仲裁及び裁定等に係る審議を通じた専門的知識の蓄積を踏まえた公正で適切かつ整合性のとれた判断を可能とするため、委員会がこれらの事後的処分に係る諮問を受けることとされている。

（２）委員会に諮問がなされる命令等

事業法第１６０条第２号に掲げる次の①から⑧までの命令等については、総務大臣は委員会に諮問しなければならない。

① 契約約款変更命令（事業法第１９条第２項及び第２０条第３項）
② 特定電気通信役務の料金変更命令（事業法第２１条第４項）
③ 業務改善命令（事業法第２９条第１項及び第２項）
④ 禁止行為停止・変更（措置）命令（事業法第３０条第４項及び第３１条第４項）
⑤ 接続約款変更認可申請命令（事業法第３３条第６項）
⑥ 接続約款変更命令（事業法第３３条第８項及び第３４条第３項）
⑦ 網機能計画変更勧告（事業法第３６条第３項）
⑧ 認定電気通信事業者への業務改善命令（事業法第１２１条第２項）

（３）手続

電気通信事業者に対する業務改善命令等の手続の概要は、図表２８のとおりである。

図表２８　電気通信事業者に対する業務改善命令等の手続の概要

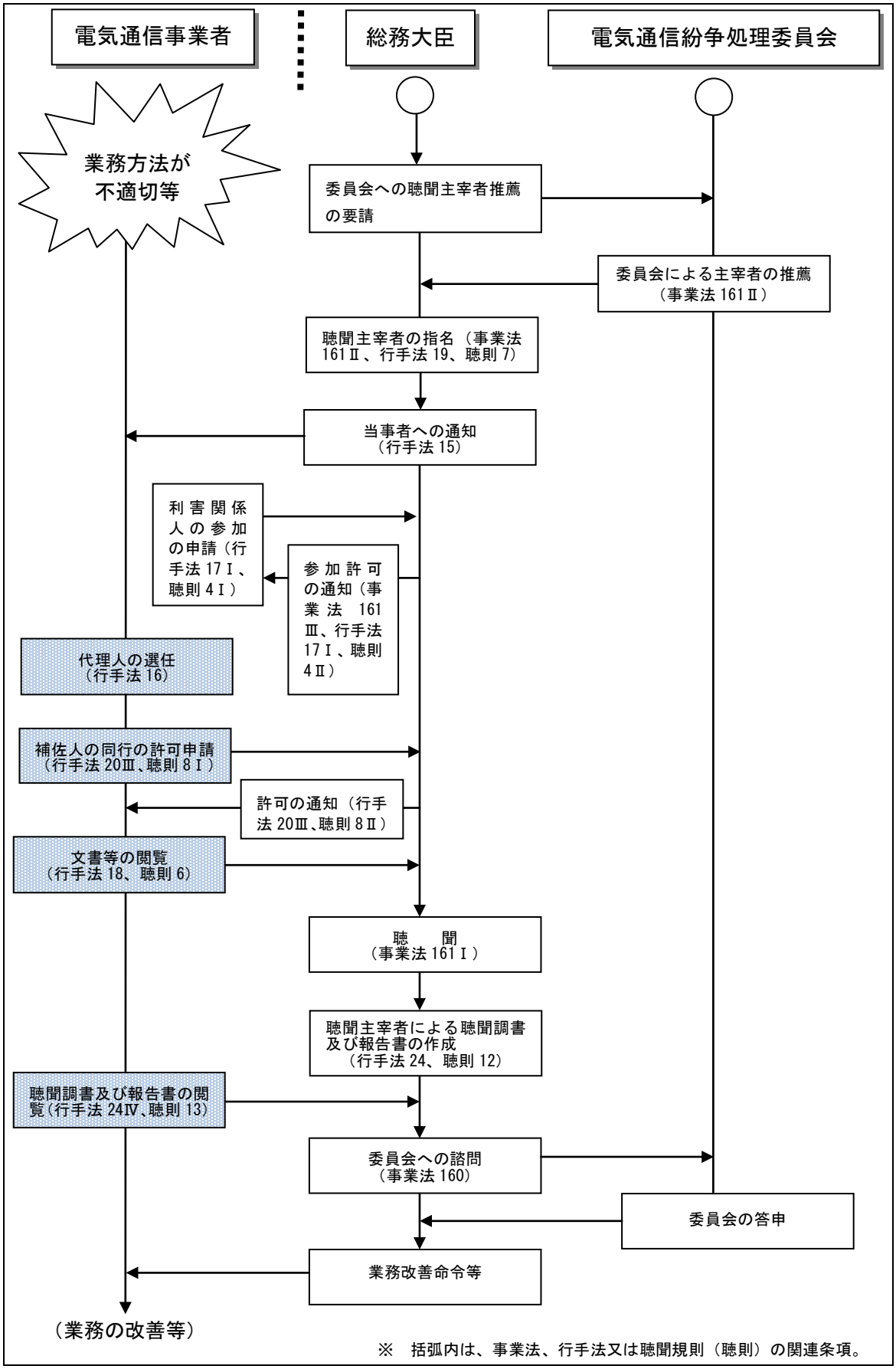

ア　総務大臣による聴聞

総務大臣は、（２）の命令等をしようとするときは、第２章第１節１（３）イで述べた協議命令の場合と同様の聴聞の手続をとる（事業法第１６１条）。

これらの命令等については、利害関係者からの意見申出（後述）を端緒とする場合のほか、総務大臣の職権により行われる場合もある。

イ　委員会の審議・答申

総務大臣は、（２）の命令等について委員会に諮問しなければならない（事業法第１６０条）。

委員会は、審議（必要と認めるときは、利害関係者その他の参考人から意見の聴取を行う（運営規程第１１条）。）の上、諮問された措置について総務大臣に答申を行う。

ウ　総務大臣の業務改善命令等

委員会の答申を受けた総務大臣は、必要な命令等を行う。

＜参考＞　総務大臣に対する意見申出制度

（１）趣旨

総務大臣に対する意見申出制度は、電気通信事業者及び電気通信事業者の電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者（以下「電気通信事業者等」という。）のサービス等に関して苦情その他の意見がある者が、これを総務大臣に申し出て処理を求めることで、問題解決を目指す制度である。

一般の利用者だけでなく、電気通信事業者も他の電気通信事業者の役務提供条件等に関して意見の申出をすることができるため、電気通信事業者間で紛争が生じた場合の紛争解決手段として、この制度を活用することが有用と考えられる。

なお、意見申出制度の運用方針について、平成19年12月21日に「電気通信事業分野における意見申出制度の運用に係るガイドライン」が策定され、申出者の秘密保護に合理的な根拠があると認められる場合には、当該申出者を特定できる情報を開示しない仕組みを導入している。

（２）対象となる事項

次の事項に関し苦情その他の意見のある者は、理由を記載した文書を提出して意見の申出をすることができる（事業法第１７２条第１項）。

① 電気通信事業者の電気通信役務に関する料金その他の提供条件
② 電気通信事業者等の業務の方法

（３）手続

ア 申出

(ｱ) 意見申出書の提出

意見の申出をしようとする者は、意見申出書に必要事項を記載して、これを提出しなければならない（事業法施行規則第６４条の２及び様式第５２）。

なお、意見申出書の様式は図表２９のとおりである。

(ｲ) 意見申出の窓口

意見の申出は総務大臣に対して行うものであるが、具体的な意見申出書の提出先は、各総合通信局等の申出受付窓口（総合通信局については情報通信部電気通信事業課、沖縄総合通信事務所については情報通信課電気通信事業担当）又は総務省総合通信基盤局総務課（申出をする者が電気通信事業者である場合）若しくは総務省総合通信基盤局消費者行政課（申出をする者が電気通信事業者でない場合）となっている。

図表２９　意見申出書

意見申出書

年　　月　　日

総務大臣　殿

郵便番号
(ふりがな)
住　　所
(ふりがな)
氏　　名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）　印
連 絡 先（連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）

電気通信事業法第１７２条の規定により、次のとおり意見の申出をします。

項　　目	内　　容
申出対象の電気通信事業者等の氏名又は名称及び住所	
申出の内容	
申出の理由	
その他参考となるべき事項	

注　用紙の大きさは、日本工業規格A列４番とすること。

イ　処理

(ｱ)　是正の措置

総務大臣は、意見の申出があったときには、これを誠実に処理する（事業法第１７２条第２項）。

総務大臣は、意見の申出に係る事項について、意見の申出のあった日から、速やかに処理を終了するよう努める。

処理に当たっては、必要に応じ、事業法に基づき、電気通信事業登録取消、契約約款変更命令、業務改善命令等の措置を行ったり、また、行政指導を行うなどの手続をとる。

不利益処分を行う場合には、第２章第１節１（３）イで述べた協議命令の場合と同様の聴聞の手続がとられる（事業法第１６１条）ほか、第２章第１節６（２）の命令等を行う場合には、委員会に諮問がなされる（事業法第１６０条第２号）。

電気通信事業登録取消、契約約款変更命令、業務改善命令等が行われる場合として想定される行為については、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」（平成１３年１１月３０日）において例示が行われている。

(ｲ)　公正取引委員会への連絡

以上のほか、意見の申出に係る事案に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）上問題となる可能性があると判断した場合には、総務省は、申出者の希望を踏まえ、公正取引委員会に連絡する（「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」Ⅳ）。

(ｳ)　結果の公表

総務大臣は、意見の申出の処理を終了したときは、その結果を、申出をした者に通知する（事業法第１７２条第２項）。総務省では、事例として意義があるもの等について、企業秘密や個人情報等への配慮を行った上で公表する。

第２節　放送法関係

地上基幹放送の再放送の同意に関する裁定

（１）趣旨

地上基幹放送の再放送の同意に関する裁定制度は、ケーブルテレビ事業者等と基幹放送事業者との間で、地上基幹放送の再放送の同意について、協議が不能又は不調の場合において、ケーブルテレビ事業者等から申請があったときに、総務大臣がこれを裁定し、その定めるところに従い、当事者間に協議が調ったものとみなす制度である。

（２）対象となる場合

地上基幹放送の再放送の同意に関する総務大臣の裁定は、ケーブルテレビ事業者等が基幹放送事業者の地上基幹放送を受信してする再放送に係る当該基幹放送事業者の同意について、次のいずれかの場合に、ケーブルテレビ事業者等が申請することができる（放送法第１４４条第１項）。

①　ケーブルテレビ事業者等が協議を申し入れたにもかかわらず、基幹放送事業者がその協議に応じないとき。
②　協議は開始したものの協議が調わないとき。

ただし、当事者が委員会に対して仲裁の申請をした後は、申請することができない（放送法第１４４条第１項ただし書）。

（３）手続

地上基幹放送の再放送の同意に関する裁定の手続の概要は、図表３０のとおりである。

図表３０　地上基幹放送の再放送の同意に関する裁定の手続の概要

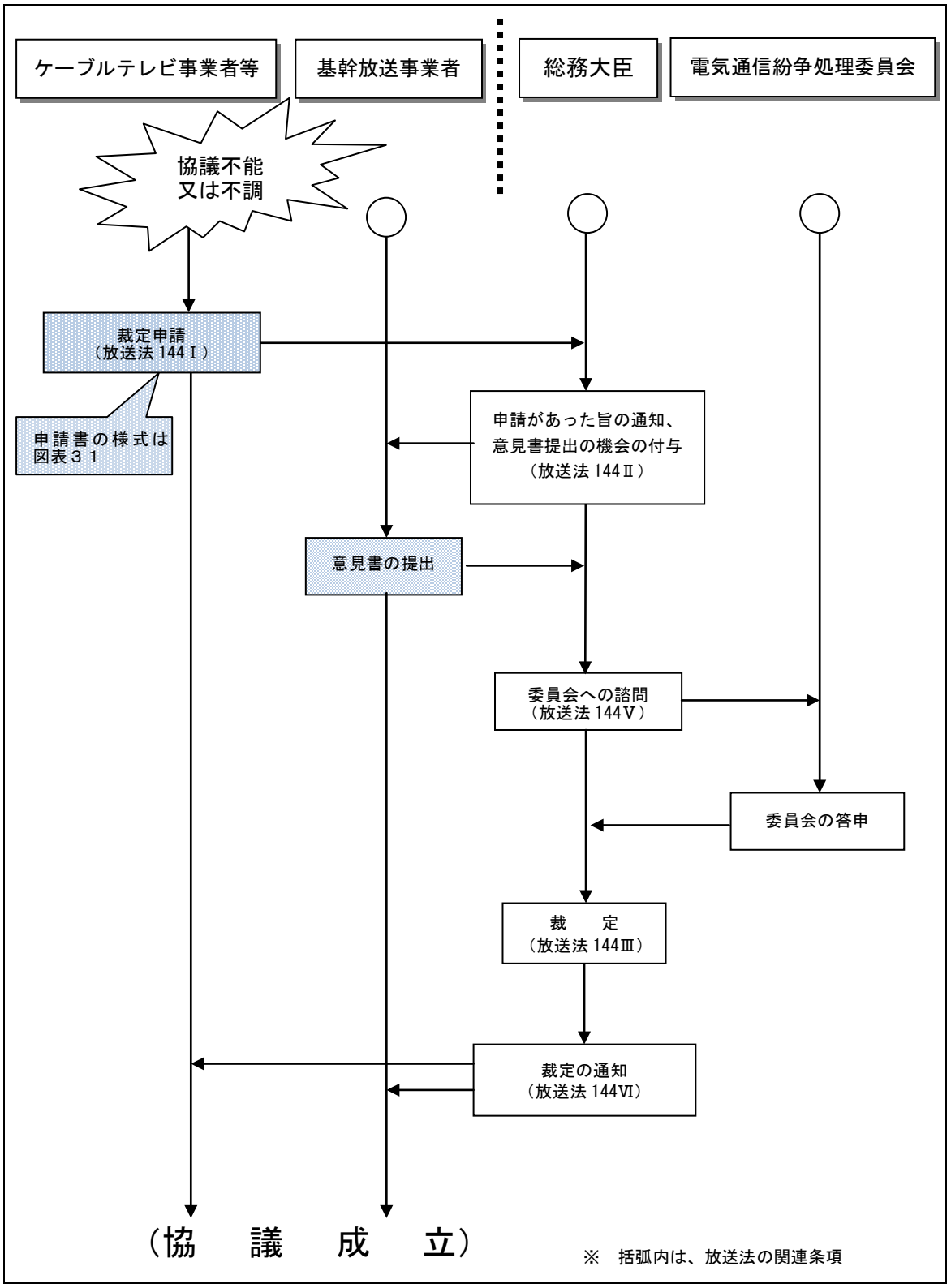

ア　申請

(ｱ) 申請書の提出

裁定を申請しようとするケーブルテレビ事業者等は、申請書に必要事項を記載して、これを提出しなければならない（放送法施行規則（昭和２５年電波監理委員会規則第１０号）第１６６条及び別表第５１号)。

なお、申請書の様式は図表３１のとおりである。

(ｲ) 申請の窓口

総務大臣に対する裁定の申請は、申請しようとするケーブルテレビ事業者等が行おうとする再放送の業務区域（当該区域が二以上の総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。）の管轄区域にわたるときは、そのいずれか一の管轄区域）を管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長を経由して行うこととされている（放送法施行規則第２１６条第１項)。

具体的な申請書の提出先は、総合通信局については有線放送課（有線放送課がない総合通信局にあっては放送課)、沖縄総合通信事務所については情報通信課放送担当となっている。

図表３１　地上基幹放送の再放送の同意に関する裁定申請書

裁定申請書

年　　月　　日

総務大臣　殿

郵便番号
住　　所
（ふりがな）
氏　　名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名）
電話番号

再放送同意について協議が不調[注1]／不能のため、放送法第144条第1項の規定により、下記のとおり裁定を申請します。

記

1　申請に係る基幹放送事業者の氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
2　申請に係る再放送の概要
⑴　再放送しようとするテレビジョン放送
⑵　再放送の業務を行おうとする区域
⑶　再放送の実施の方法
⑷　申請者が希望する再放送の開始期日
3　協議の経過
4　その他参考となる事項

注１　不要の文字は、抹消すること。
注２　「申請に係る再放送の概要」については、例えば、「再放送しようとするテレビジョン放送」は「（何）社（何）テレビジョン放送局の放送」のように、「再放送の業務を行おうとする区域」は「（何）県（何）市」、「（何）県（何）郡（何）町」のように、「再放送の実施の方法」は、同時再放送のみを行う場合にあつては「同時再放送」と、それ以外の場合にあつてはその具体的方法を記載すること。
注３　「協議の経過」については、申請に至るまでの経過の説明のほか、協議が調わない場合には申請に係る放送事業者との意見の対立点を、また、協議をすることができない場合にはその事情を具体的に明らかにすること。
注４　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。
注５　該当箇所に全部を記載することができない場合は、その箇所に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

イ　基幹放送事業者への通知及び意見書の提出

総務大臣は、裁定の申請を受理したときは、他方当事者となる基幹放送事業者に裁定の申請があった旨の通知を行う。通知を受けた基幹放送事業者は、総務大臣の指定した期間内に、ケーブルテレビ事業者等が裁定を求めている再放送について同意をしない理由等を記載した意見書（様式適宜）を提出することができる（放送法第１４４条第２項）。

なお、基幹放送事業者の意見書は、基幹放送事業者の放送対象地域を管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長を経由して提出することとされている（放送法施行規則第２１６条第２項）。

具体的な申請書の提出先は、総合通信局については有線放送課（有線放送課がない総合通信局にあっては放送課）、沖縄総合通信事務所については情報通信課放送担当となっている。

ウ　委員会の審議と答申

総務大臣は、裁定について委員会に諮問しなければならない（放送法第１４４条第５項）。

委員会は、審議（必要と認めるときは、利害関係者その他の参考人から意見の聴取を行う（運営規程第１１条）。）の上、裁定について総務大臣に答申を行う。

エ　総務大臣の裁定

委員会の答申を受けた総務大臣は裁定を行う。総務大臣は、基幹放送事業者がその地上基幹放送の再放送に係る同意をしないことにつき正当な理由がある場合を除き、当該同意をすべき旨の裁定をするものとする（放送法第１４４条第３項）。

同意をすべき旨の裁定においては、申請をした者が再放送をすることができる地上基幹放送、その者が再放送の業務を行うことができる区域及び当該再放送の実施の方法を定めなければならない（放送法第１４４条第４項）。

総務大臣は、裁定をしたときは、遅滞なく、その旨を当事者に通知する（放送法第１４４条第６項）。

第３章　総務大臣に対する勧告

委員会は、その権限に属させられた事項に関し、総務大臣に対し勧告[9]をすることができる（事業法１６２条第１項）。具体的には、あっせん、仲裁又は総務大臣からの諮問に対する審議・答申を行う中で明らかとなった迅速・公正な紛争処理を行うために必要な競争ルールの改善点について、改善を求めることなどが想定される。

また、総務大臣は、委員会の勧告を受けたときは、その内容を公表することになっている（事業法１６２条第２項）。

図表３２　総務大臣に対する勧告の手続の概要

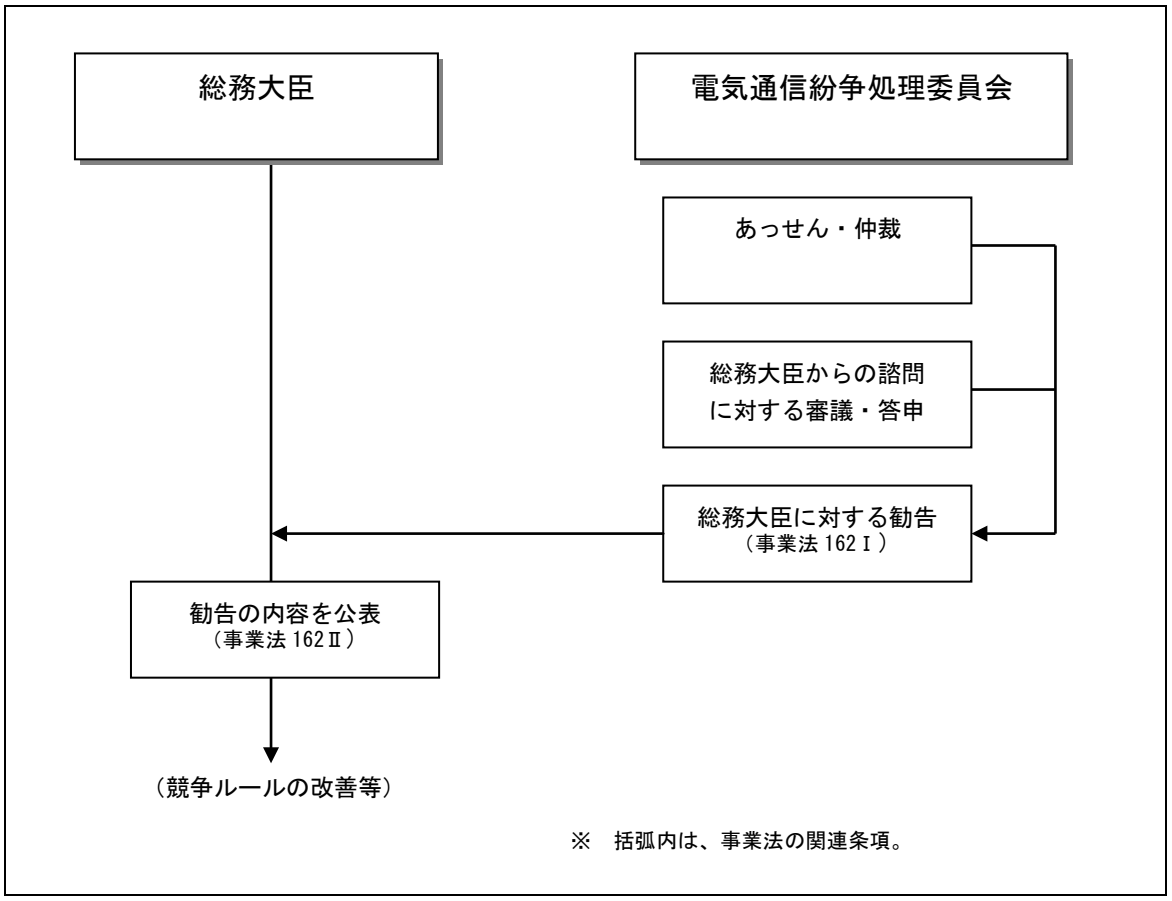

[9]　「勧告」とは、ある事柄を申し出て、その申出に沿う行動をとるよう勧め又は促す行為。ここでの「勧告」は、勧告違反に対して法律上の効果があるものではない。

第Ⅱ部　事例集成

処理事例目次（内容別一覧）

第１章　あっせん・仲裁

第１節　あっせん

【電気通信事業法関係】

１　接続の諾否に関する紛争

	申請者 相手方	申請概要	結果	頁
1－1	彩ネット㈱ NTT 東日本	彩ネット㈱による NTT 東日本の中継光ファイバとの接続（平成１４年(争）第５号）	合意により解決	Ⅱ-11
1－2	ソフトバンク BB㈱ NTT 東日本 NTT 西日本	ソフトバンク BB㈱による NTT 東日本及び NTT 西日本の中継光ファイバとの接続（平成１６年(争）第３号～第４号）	合意により解決 （あっせん案受諾）	Ⅱ-13
1－3	関西ブロードバンド㈱ NTT 西日本	関西ブロードバンド㈱による NTT 西日本の中継光ファイバとの接続（平成２１年(争）第１号）	合意により解決 （あっせん案受諾）	Ⅱ-16
1－4	生活文化センター㈱ NTT ドコモ	生活文化センター㈱による NTT ドコモとのレイヤ２等での接続（平成２１年(争）第３号）	あっせん不実行 *〈参考〉本件終了後の経過* *総務大臣の接続協議再開命令申立て*	Ⅱ-19 *(Ⅱ-77)*

２　接続料及び網改造料に関する紛争

	申請者 相手方	申請概要	結果	頁
2－1	彩ネット㈱ NTT 東日本	彩ネット㈱による NTT 東日本に対する網改造料の支払義務の有無（平成１４年(争）第６号）	合意により解決 （あっせん案受諾）	Ⅱ-21
2－2	Ａ社 Ｂ社等各社	Ａ社による VoIP サービスに係るＢ社等各社との接続に関する事業者間精算の方法（平成１４年(争）第９号～第２３号）	合意により解決 （あっせん案受諾）	Ⅱ-22
2－3	NTT 東日本 NTT 西日本 平成電電㈱	NTT 東日本及び NTT 西日本による法人向け IP 電話網と平成電電㈱電話網との接続条件（接続料等）（平成１６年(争）第５号～第６号）	合意により解決 *〈参考〉本件申請前の経緯* *仲裁申請（仲裁不実行）*	Ⅱ-26 *(Ⅱ-56)*
2－4	Ａ社 Ｂ社 Ｃ社	Ａ社によるＢ社及びＣ社との接続に関する網改造の費用負担（ソフトウェア開発費用全額の預託金）（平成１７年(争）第２号～第３号）	申請取下げ （合意に至らず）	Ⅱ-28

2－5	Ａ社等各社 Ｂ社	Ａ社等各社によるＢ社との接続に関する網使用料の費用負担（平成１８年(争）第１号～第１４号）	申請取下げ （合意に至らず）	Ⅱ-30
2－6	㈲ナインレイヤーズ NTT 西日本	㈲ナインレイヤーズによるNTT西日本との接続に係る債権保全措置の要否（平成２１年(争）第２号）	合意により解決	Ⅱ-33

３　接続のための工事・網改造等に関する紛争

	申請者 相手方	申請概要	結果	頁
3－1	ビー・ビー・テクノロジー㈱ NTT 西日本	ビー・ビー・テクノロジー㈱による NTT 西日本の端末回線との接続に必要な MDF ジャンパ工事の方法（平成１４年(争）第２号）	あっせん打切り *〈参考〉本件終了後の経過* *仲裁申請（仲裁不実行）* *総務大臣の接続協議再開命令申立て*	Ⅱ-35 *(Ⅱ-59)* *(Ⅱ-60)*
3－2	Ａ社 Ｂ社 Ｃ社	Ａ社によるＢ社及びＣ社の設備に対する工事（A社の上位プロバイダ変更に伴う IP アドレス設定変更）の早期実施（平成１４年(争）第７号～第８号）	合意により解決	Ⅱ-39
3－3	Ａ社 Ｂ社 Ｃ社	Ａ社によるＢ社及びＣ社とのジャンパ線切替工事等に関する接続協定の細目等（平成１９年(争）第１号～第２号）	あっせん不実行	Ⅱ-41

４　コロケーション等に関する紛争

	申請者 相手方	申請概要	結果	頁
4－1	Ａ社 Ｂ社	Ａ社による自社伝送路と他事業者が設置する伝送装置との間の接続(横つなぎ)に必要なＢ社のコロケーションスペースの利用（平成１３年（争）第１号）	合意により解決	Ⅱ-43
4－2	イー・アクセス㈱ NTT 東日本	イー・アクセス㈱による NTT 東日本のコロケーションスペース、電源及び MDF の利用（平成１４年(争）第１号）	合意により解決 *〈参考〉本件に関連した措置* *総務大臣に対する勧告*	Ⅱ-45 *(Ⅱ-143)*
4－3	イー・アクセス㈱ NTT 西日本	イー・アクセス㈱による NTT 西日本のコロケーションスペース、電源及び MDF の利用等（平成１４年(争）第３号）	合意により解決	Ⅱ-47
4－4	イー・アクセス㈱ NTT 西日本	イー・アクセス㈱による NTT 西日本のコロケーションスペース、電源及び MDF の利用（平成１４年(争）第４号）	合意により解決 （あっせん案受諾）	Ⅱ-49
4－5	平成電電㈱ NTT 東日本	平成電電㈱によるNTT東日本の設備（MDF）の利用（平成１５年(争）第２号）	合意により解決	Ⅱ-51

５　契約締結の媒介その他の業務委託に関する紛争

	申請者 相手方	申請概要	結果	頁
5－1	イー・アクセス㈱ NTT 西日本	イー・アクセス㈱による NTT 西日本とのフレッツサービス受付業務の再開（平成１７年(争) 第１号)	合意により解決	Ⅱ-54

第２節　仲裁

【電気通信事業法関係】

１　接続料及び網改造料に関する紛争

	申請者 相手方	申請概要	結果	頁
1－1	NTT 東日本 NTT 西日本 平成電電㈱	NTT 東日本及びNTT 西日本による法人向け IP 電話網と平成電電㈱電話網との接続条件（接続料等）（平成１６年(争) 第１号～第２号)	仲裁不実行 *〈参考〉本件終了後の経過* *あっせん申請（合意により解決)*	Ⅱ-56 *(Ⅱ-26)*

２　接続のための工事・網改造等に関する紛争

	申請者 相手方	申請概要	結果	頁
2－1	ソフトバンク BB㈱ NTT 西日本	ソフトバンク BB㈱による NTT 西日本の端末回線との接続に必要な MDF ジャンパ工事の方法（平成１５年（争）第１号)	仲裁不実行 *〈参考〉本件申請前の経緯* *あっせん申請（あっせん打切り)* *〈参考〉本件終了後の経過* *総務大臣の接続協議再開命令申立て*	Ⅱ-59 *(Ⅱ-35)* *(Ⅱ-60)*

第２章　総務大臣からの諮問に対する審議・答申

【電気通信事業法関係】

１　接続協定等に関する協議命令

	概要等	頁
1－1	ソフトバンク BB㈱からの申立てを受けた、DSL サービス提供のための NTT 西日本との接続に関する接続協議再開命令（平成１５年５月１６日申立て） *〈参考〉本答申前の経緯* *あっせん申請（あっせん打切り）* *仲裁申請（仲裁不実行）*	Ⅱ-60 *(Ⅱ-35)* *(Ⅱ-59)*
1－2	生活文化センター㈱からの申立てを受けた、直収パケット交換機接続（レイヤ２接続）等についての、NTT ドコモとの接続に関する接続協議再開命令（平成２２年１月２５日申立て） *〈参考〉本答申前の経緯* *あっせん申請（あっせん不実行）*	Ⅱ-77 *(Ⅱ-19)*

２　接続協定等に関する細目の裁定

	概要等	頁
2－1	平成電電㈱からの申請を受けた、NTT ドコモ等携帯電話事業者に対する直収発携帯着の利用者料金の設定に関する裁定（平成１４年７月１８日申請） *〈参考〉本答申に関連した措置* *総務大臣に対する勧告*	Ⅱ-85 *(Ⅱ-145)*
2－2	日本通信㈱からの申請を受けた、NTT ドコモとの相互接続による MVNO 事業に関する裁定（平成１９年７月９日申請） *〈参考〉本答申に関連した措置* *総務大臣に対する勧告*	Ⅱ-100 *(Ⅱ-149)*

３　土地等の使用に関する協議認可

	概要等	頁
3－1	モバイルインターネットサービス㈱からの申請を受けた、無線 LAN サービスの役務提供のための JR 東日本の土地等の使用に関する協議認可（平成１４年３月１９日申請）	Ⅱ-114

４　電気通信事業者に対する業務改善命令

	概要等	頁
4－1	KDDI㈱に対する、子会社である第二種電気通信事業者を通じた、地方公共団体に対する届出料金を下回る料金での電気通信役務の提供についての業務改善命令（平成１４年４月１９日命令）	Ⅱ-127
4－2	KDDI㈱に対する、子会社である KCOM㈱を通じた、地方公共団体に対する届出料金を下回る料金での電気通信役務の提供についての業務改善命令（平成１６年２月５日命令）	Ⅱ-131
4－3	NTT 西日本に対する、他の電気通信事業者等に関する情報の取扱いについての業務改善命令（平成２２年２月４日命令）	Ⅱ-135

第３章　総務大臣に対する勧告

【電気通信事業法関係】

	概要等（発出日）	頁
1	コロケーションのルール改善に向けた勧告（平成１４年２月２６日電委第３２号） *<参考>本勧告の関連事案* *イー・アクセス㈱によるNTT東日本のコロケーションスペース、電源及びMDFの利用に係るあっせん申請（合意により解決）*	Ⅱ-143 *（Ⅱ-45）*
2	接続における適正な料金設定が行い得る仕組みの整備の勧告（平成１４年１１月５日電委第１１５号） *<参考>本勧告の関連事案* *平成電電㈱からの申請を受けた、NTTドコモ等携帯電話事業者に対する直収発携帯着の利用者料金の設定に関する裁定*	Ⅱ-145 *（Ⅱ-85）*
3	接続料金の算定の在り方などMVNOとMNOとの間の円滑な協議に資する措置の勧告（平成１９年１１月２２日電委第６９号） *<参考>本勧告の関連事案* *日本通信㈱からの申請を受けた、NTTドコモとの相互接続によるMVNO事業に関する裁定*	Ⅱ-149 *（Ⅱ-100）*

（注）実際の紛争は、内容が複雑に絡み合っており、以上の分類は厳密なものではない。

参　考

処理事例の時系列一覧（再掲）

第１章　あっせん・仲裁

第１節　あっせん

※申請順

事件	申請者 相手方	申概概要	結果	頁
平成１３年（争）第１号 H13.12.27 申請 H14. 1.25 終了	Ａ社 Ｂ社	Ａ社による自社伝送路と他事業者が設置する伝送装置との間の接続(横つなぎ)に必要なＢ社のコロケーションスペースの利用	合意により解決	Ⅱ-43
平成１４年(争)第１号 H14. 2. 1 申請 H14. 2.14 終了	イー・アクセス㈱ NTT 東日本	イー・アクセス㈱による NTT 東日本のコロケーションスペース、電源及び MDF の利用	合意により解決 *〈参考〉本件に関連した措置* *総務大臣に対する勧告*	Ⅱ-45 *(Ⅱ-143)*
平成１４年(争)第２号 H14. 2.12 申請 H14. 4. 9 終了	ビー・ビー・テクノロジー㈱ NTT 西日本	ビー・ビー・テクノロジー㈱によるNTT西日本の端末回線との接続に必要なMDFジャンパ工事の方法	あっせん打切り *〈参考〉本件終了後の経過* *仲裁申請（仲裁不実行）* *総務大臣の接続協議再開命令申立て*	Ⅱ-35 *(Ⅱ-59)* *(Ⅱ-60)*
平成１４年(争)第３号 H14. 2.12 申請 H14. 2.26 終了	イー・アクセス㈱ NTT 西日本	イー・アクセス㈱による NTT 西日本のコロケーションスペース、電源及び MDF の利用等	合意により解決	Ⅱ-47
平成１４年(争)第４号 H14. 2.13 申請 H14. 4. 2 終了	イー・アクセス㈱ NTT 西日本	イー・アクセス㈱による NTT 西日本のコロケーションスペース、電源及び MDF の利用	合意により解決 （あっせん案受諾）	Ⅱ-49
平成１４年(争)第５号 H14. 2.13 申請 H14. 3. 6 終了	彩ネット㈱ NTT 東日本	彩ネット㈱によるNTT東日本の中継光ファイバとの接続	合意により解決	Ⅱ-11
平成１４年(争)第６号 H14. 2.25 申請 H14. 3.12 終了	彩ネット㈱ NTT 東日本	彩ネット㈱によるNTT東日本に対する網改造料の支払義務の有無	合意により解決 （あっせん案受諾）	Ⅱ-21
平成１４年(争)第７号～第８号 H14. 4.30 申請 H14. 5.10 終了	Ａ社 Ｂ社 Ｃ社	Ａ社によるＢ社及びＣ社の設備に対する工事（Ａ社の上位プロバイダ変更に伴う IP アドレス設定変更）の早期実施	合意により解決	Ⅱ-39
平成１４年(争)第９号～第２３号 H14. 7. 4 申請 H14. 7.23 終了	Ａ社 Ｂ社等各社	Ａ社による VoIP サービスに係るＢ社等各社との接続に関する事業者間精算の方法	合意により解決 （あっせん案受諾）	Ⅱ-22

平成１５年(争)第２号 H15. 6.11 申請 H15. 6.25 終了	平成電電㈱ NTT 東日本	平成電電㈱によるNTT東日本の設備（MDF）の利用	合意により解決	Ⅱ-51
平成１６年(争)第３号～第４号 H16. 8.31 申請 H16.11. 1 終了	ソフトバンク BB㈱ NTT 東日本 NTT 西日本	ソフトバンク BB㈱による NTT 東日本及びNTT西日本の中継光ファイバとの接続	合意により解決 （あっせん案受諾）	Ⅱ-13
平成１６年(争)第５号～第６号 H16.12.17 申請 H17. 2.22 終了	NTT 東日本 NTT 西日本 平成電電㈱	NTT 東日本及び NTT 西日本による法人向け IP 電話網と平成電電㈱電話網との接続条件（接続料等）	合意により解決 *（参考）本件申請前の経緯* *仲裁申請（仲裁不実行）*	Ⅱ-26 *（Ⅱ-56）*
平成１７年(争)第１号 H17. 4.14 申請 H17. 5.13 終了	イー・アクセス㈱ NTT 西日本	イー・アクセス㈱による NTT 西日本とのフレッツサービス受付業務の再開	合意により解決	Ⅱ-54
平成１７年(争)第２号～第３号 H17. 7. 8 申請 H17.10. 4 終了	Ａ社 Ｂ社 Ｃ社	Ａ社によるＢ社及びＣ社との接続に関する網改造の費用負担（ソフトウェア開発費用全額の預託金）	申請取下げ （合意に至らず）	Ⅱ-28
平成１８年(争)第１号～第１４号 H18. 8. 9 申請 H19. 3.27 終了	Ａ社等各社 Ｂ社	Ａ社等各社によるＢ社との接続に関する網使用料の費用負担	申請取下げ （合意に至らず）	Ⅱ-30
平成１９年(争)第１号～第２号 H19. 3.23 申請 H19. 4. 5 終了	Ａ社 Ｂ社 Ｃ社	Ａ社によるＢ社及びＣ社とのジャンパ線切替工事等に関する接続協定の細目等	あっせん不実行	Ⅱ-41
平成２１年(争)第１号 H21. 9.15 申請 H22. 1.21 終了	関西ブロードバンド㈱ NTT 西日本	関西ブロードバンド㈱による NTT 西日本の中継光ファイバとの接続	合意により解決 (あっせん案受諾)	Ⅱ-16
平成２１年(争)第２号 H21.10.27 申請 H22. 1.14 終了	㈲ナインレイヤーズ NTT 西日本	㈲ナインレイヤーズによる NTT 西日本との接続に係る債権保全措置の要否	合意により解決	Ⅱ-33
平成２１年(争)第３号 H21.12.28 申請 H22. 1.15 終了	生活文化センター㈱ NTT ドコモ	生活文化センター㈱による NTT ドコモとのレイヤ２等での接続	あっせん不実行 *（参考）本件終了後の経過* *総務大臣の接続協議再開命令申立て*	Ⅱ-19 *（Ⅱ-77）*

第２節　仲裁

※申請順

事件	申請者 相手方	申請概要	結果	頁
平成１５年（争）第１号 H15. 2.14 申請 H15. 2.21 仲裁不実行通知	ソフトバンク BB㈱ NTT 西日本	ソフトバンク BB㈱による NTT 西日本の端末回線との接続に必要な MDF ジャンパ工事の方法	仲裁不実行 *〈参考〉本件申請前の経緯* *あっせん申請（あっせん打切り）* *〈参考〉本件終了後の経過* *総務大臣の接続協議再開命令申立て*	Ⅱ-59 *（Ⅱ-35）* *（Ⅱ-60）*
平成１６ 年（争）第１号～第２号 H16. 4. 2 申請 H16. 4.27 仲裁不実行通知	NTT 東日本 NTT 西日本 平成電電㈱	NTT 東日本及び NTT 西日本による法人向け IP 電話網と平成電電㈱電話網との接続条件（接続料等）	仲裁不実行 *〈参考〉本件終了後の経過* *あっせん申請（合意により解決）*	Ⅱ-56 *（Ⅱ-26）*

第２章　総務大臣からの諮問に対する審議・答申

※諮問順

答申	概要等	頁
平成１４年４月１９日電委第６０号 H14. 4.18 諮問 H14. 4.19 答申	KDDI㈱に対する、子会社である第二種電気通信事業者を通じた、地方公共団体に対する届出料金を下回る料金での電気通信役務の提供についての業務改善命令	Ⅱ-127
平成１４年７月３０日電委第９５号 H14. 3.19 申請 H14. 6.17 諮問 H14. 7.30 答申	モバイルインターネットサービス㈱からの申請を受けた、無線 LAN サービスの役務提供のための JR 東日本の土地等の使用に関する協議認可	Ⅱ-114
平成１４年１１月５日電委第１１５号 H14. 7.18 申請 H14. 9.20 諮問 H14.11. 5 答申	平成電電㈱からの申請を受けた、NTT ドコモ等携帯電話事業者に対する直収発携帯着の利用者料金の設定に関する裁定 *〈参考〉本答申に関連した措置* *総務大臣に対する勧告*	Ⅱ-85 *(Ⅱ-145)*
平成１５年８月２０日電委第５７号 H15. 5.16 申立 H15. 7.16 諮問 H15. 8.20 答申	ソフトバンク BB㈱からの申立てを受けた、DSL サービス提供のための NTT 西日本との接続に関する接続協議再開命令 *〈参考〉本答申前の経緯* *あっせん申請（あっせん打切り）* *仲裁申請（仲裁不実行）*	Ⅱ-60 *(Ⅱ-35)* *(Ⅱ-59)*
平成１６年２月４日電委第８号 H16. 1.29 諮問 H16. 2. 4 答申	KDDI㈱に対する、子会社である KCOM㈱を通じた、地方公共団体に対する届出料金を下回る料金での電気通信役務の提供についての業務改善命令	Ⅱ-131
平成１９年１１月２２日電委第６９号 H19. 7. 9 申請 H19. 9.21 諮問 H19.11.22 答申	日本通信㈱からの申請を受けた、NTT ドコモとの相互接続による MVNO 事業に関する裁定 *〈参考〉本答申に関連した措置* *総務大臣に対する勧告*	Ⅱ-100 *(Ⅱ-149)*
平成２２年２月４日電委第１９号 H22. 1.28 諮問 H22. 2. 4 答申	NTT 西日本に対する、他の電気通信事業者等に関する情報の取扱いについての業務改善命令	Ⅱ-135
平成２２年７月８日電委第４２号 H22. 1.25 申立 H22. 6.29 諮問 H22. 7. 8 答申	生活文化センター㈱からの申立てを受けた、直収パケット交換機接続（レイヤ２接続）等についての、NTT ドコモとの接続に関する接続協議再開命令 *〈参考〉本答申前の経緯* *あっせん申請（あっせん不実行）*	Ⅱ-77 *(Ⅱ-19)*

第３章　総務大臣に対する勧告

発出	概要等	頁
平成１４年2月２６日電委第３２号	コロケーションのルール改善に向けた勧告 *〈参考〉本勧告の関連事案* *イー・アクセス㈱によるNTT東日本のコロケーションスペース、電源及びMDFの利用に関するあっせん申請（合意により解決）*	Ⅱ-143 *（Ⅱ-45）*
平成１４年１１月５日電委第１１５号	接続における適正な料金設定が行い得る仕組みの整備の勧告 *〈参考〉本勧告の関連事案* *平成電電㈱からの申請を受けた、NTTドコモ等携帯電話事業者に対する直収発携帯着の利用者料金の設定に関する裁定*	Ⅱ-145 *（Ⅱ-85）*
平成１９年１１月２２日電委第６９号	接続料金の算定の在り方などMVNOとMNOとの間の円滑な協議に資する措置の勧告 *〈参考〉本勧告の関連事案* *日本通信㈱からの申請を受けた、NTTドコモとの相互接続によるMVNO事業に関する裁定*	Ⅱ-149 *（Ⅱ-100）*

第１章　あっせん・仲裁

第１節　あっせん

【電気通信事業法関係】

１　接続の諾否に関する紛争

１－１　平成１４年２月１３日申請（平成１４年（争）第５号）（接続の諾否）

（１）経過

平成１４年	
２月１３日	彩ネット株式会社（以下「彩ネット」という。）から、あっせんの申請。（⇒（２））
１４日	委員会から、東日本電信電話株式会社（以下「ＮＴＴ東日本」という。）に対し、あっせんの申請があった旨の通知。
１５日	あっせん委員（田中委員、浅井特別委員及び長谷部特別委員）の指名。
１８日	ＮＴＴ東日本から、答弁書の提出。（⇒（３））
２６日	あっせん委員（香城委員長）の追加指名。
３月　６日	両当事者から意見の聴取。 両当事者間で解決のための合意が成立。（⇒（４）） あっせん終了。

（２）申請における主な主張

（他の機能に係る）接続料の支払義務の有無について争いがあることを理由に光ファイバ開通申込みをＮＴＴ東日本に受理してもらえないが、これを受理し、提供をしてもらいたい。

理由：

１　接続料の支払いについてＮＴＴ東日本との間で争いがあるが、そのことと本件とは関係のない事項である。

２　ダークファイバの提供は、電気通信事業法第３８条及びＮＴＴ東日本接続約款の規定上、ＮＴＴ東日本には義務があると理解している。

（３）答弁書における主な主張

当該接続料の支払い義務は接続事業者側においても了知されているものと認識している。

彩ネットのＮＴＴ東日本への債務不履行の状況を踏まえ、ダークファイバに係る接続手続において、「光回線設備との接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠る恐れがあること」に該当するとして「提供不可」の回答をせざるを得ない状況となることから、その旨を事前に通知した。

（４）合意事項

ＮＴＴ東日本は、彩ネットからのいわゆるダークファイバとの接続に関する請求を受理する。当該請求に対する回答においては、電気通信事業法施行規則第２３条第１号に掲げる事由を理由とする接続の拒否は行わない。

１－２　平成１６年８月３１日申請（平成１６年（争）第３号～第４号）（接続の諾否）

（１）経過

平成１６年	
８月３１日	ソフトバンクＢＢ株式会社（以下「ソフトバンクＢＢ」という。）から、あっせんの申請（平成１６年（争）第３号（以下「第３号」という。）及び同第４号（以下「第４号」という。））。（⇒（２））
９月　１日	委員会から、東日本電信電話株式会社（以下「ＮＴＴ東日本」という。）に対し、あっせんの申請があった旨の通知（第３号）。 委員会から、西日本電信電話株式会社（以下「ＮＴＴ西日本」という。）に対し、あっせんの申請があった旨の通知（第４号）。
３日	あっせん委員（森永委員長代理、尾畑特別委員及び藤本特別委員）の指名（第３号及び第４号）。
２９日	ＮＴＴ東日本から、答弁書の提出（第３号）。（⇒（３）） ＮＴＴ西日本から、答弁書の提出（第４号）。（⇒（３））
１０月　６日	ソフトバンクＢＢから、ＮＴＴ東日本からの答弁書に対する意見書の提出（第３号）。 ソフトバンクＢＢから、ＮＴＴ西日本からの答弁書に対する意見書の提出（第４号）。
７日	各当事者から意見の聴取（第３号及び第４号併合）。
１５日	ＮＴＴ東日本から、ソフトバンクＢＢからの意見書（１０月６日付け）に対する答弁書の提出（第３号）。 ＮＴＴ西日本から、ソフトバンクＢＢからの意見書（１０月６日付け）に対する答弁書の提出（第４号）。
１９日	ソフトバンクＢＢから、ＮＴＴ東日本からの答弁書（１０月１５日付け）に対する意見書の提出（第３号）。 ソフトバンクＢＢから、ＮＴＴ西日本からの答弁書（１０月１５日付け）に対する意見書の提出（第４号）。
２０日	各当事者から意見の聴取（第３号及び第４号併合）。

	あっせん委員から、あっせん案の提示（第３号及び第４号)。(⇒（４))
２２日	ＮＴＴ東日本から、ソフトバンクＢＢからの意見書（１０月１９日付け）に対する答弁書の提出（第３号)。 ＮＴＴ西日本から、ソフトバンクＢＢからの意見書（１０月１９日付け）に対する答弁書の提出（第４号)。
１１月　１日	各当事者が、あっせん案を受諾（第３号及び第４号)。 （また、別の事項についても合意（⇒（５))) あっせん終了。

（２）申請における主な主張

ア　ＮＴＴ東日本（第３号関係）に対して

ソフトバンクＢＢは、ＡＤＳＬサービスの提供を拡大するため、加入者線収容のＮＴＴ東日本局と他のＮＴＴ東日本局との間を結ぶ中継ダークファイバとの接続をＮＴＴ東日本に申請しているが、１７１の局において「空き回線がない」という理由で断られている。

ソフトバンクＢＢとしては、ＮＴＴ東日本がＡＤＳＬサービスを提供しているこれら１７１局において、中継ダークファイバの利用についてあっせんを希望。

イ　ＮＴＴ西日本（第４号関係）に対して

ソフトバンクＢＢは、ＡＤＳＬサービスの提供を拡大するため、加入者線収容のＮＴＴ西日本局と他のＮＴＴ西日本局との間を結ぶ中継ダークファイバとの接続をＮＴＴ西日本に申請しているが、１４１の局において「空き回線がない」という理由で断られている。

ソフトバンクＢＢとしては、ＮＴＴ西日本がＡＤＳＬサービスを提供しているこれら１４１局において、中継ダークファイバの利用についてあっせんを希望。

（３）答弁書における主な主張（第３号及び第４号）

ア　中継光ファイバについては、既存設備に空きがある場合には内外無差別の手続きによる提供を行うとともに、中継光ファイバの利用に係る他事業者の予見性・利便性を高めるために情報開示の充実を行っている。

イ　ＡＤＳＬサービス提供のために用いられる中継回線については、中継光ファイバの他にも既存の専用線等の利用も可能であり、調査要望のある区間の空き伝送帯域の有無については、相互接続上の所定の手続きを行えば、調査の上回答し、提供にあたっての詳細な条件についても別途協議に応じる用意がある。

（４）あっせん案（第３号及び第４号）

「　ソフトバンクＢＢが中継光ファイバの接続を希望する区間における接続の可否について、ＮＴＴ東日本（ＮＴＴ西日本）及びソフトバンクＢＢにおいて協議を行う際、以下の点に配意することとする。

ｉ）ソフトバンクＢＢの質疑に対し、ＮＴＴ東日本（ＮＴＴ西日本）は、客観的に見て納得しうる説明を行うこと。

ⅱ）ＮＴＴ東日本（ＮＴＴ西日本）は、中継光ファイバの自社利用と他事業者利用申込との同等性の確保を遵守すること。その際、同等性の確保について、客観的に見て疑念を持たれることのないよう配意すること。」

（５）合意事項（第３号及び第４号）

ＮＴＴ東日本（ＮＴＴ西日本）の光信号中継回線の両端に波長多重（ＷＤＭ）装置を設置してソフトバンクＢＢに接続を提供することを含め、ソフトバンクＢＢが接続を希望する区間における接続の可否について、ＮＴＴ東日本（ＮＴＴ西日本）及びソフトバンクＢＢにおいて協議を行う。その際、ソフトバンクＢＢが波長多重（ＷＤＭ）装置の設置費用を負担する用意があることも踏まえ、ＮＴＴ東日本（ＮＴＴ西日本）は、波長多重装置の設置の可否について判断し、ソフトバンクＢＢと協議を行う。

１－３　平成２１年９月１５日申請（平成２１年（争）第１号）（接続の諾否）

（１）経過

平成２１年	
９月１５日	関西ブロードバンド株式会社（以下「関西ＢＢ」という。）から、あっせんの申請。（⇒（２））
１６日	委員会から、西日本電信電話株式会社（以下「ＮＴＴ西日本」という。）に対し、あっせんの申請があった旨の通知。
１８日	あっせん委員（龍岡委員長、坂庭委員長代理、尾畑委員、富沢委員及び渕上委員）の指名。
１０月１３日	ＮＴＴ西日本から、答弁書の提出。（⇒（３））
２１日	両当事者から意見の聴取。
１１月１３日	両当事者から意見の聴取。
３０日	あっせん委員（白井特別委員）の追加指名。
１２月１６、１７日	ＮＴＴ西日本局舎立入り調査。
平成２２年	
１月２０日	両当事者から意見の聴取。 あっせん委員から、あっせん案の提示。（⇒（４）） 関西ＢＢが、あっせん案を受諾。
２１日	ＮＴＴ西日本が、あっせん案を受諾。 あっせん終了。

（２）申請における主な主張

ア　ＮＴＴ西日本が確保している中継光ファイバの開放について

(ｱ) 関西ＢＢは、地方公共団体から受注した条件不利地域における情報通信基盤整備のため、ＮＴＴ西日本の中継光ファイバの６区間において中継光ファイバの利用を希望しているが、いずれの区間も開示情報がランク「Ｄ（空き芯線がない）」となっている。他方、当該地方公共団体の案件に、ＮＴＴ西日本も応札しており、当該区間においてＮＴＴ西日本が確保している中継光ファイバの開放についてあっせんを求める。

(ｲ) あわせて、公正な競争条件の確保の観点から他の案件においても事前

確保されている中継光ファイバの開放についてあっせんを求める。

イ　中継光ファイバの空き状況の情報開示及び当該基準の運用について

(ｱ) ＮＴＴ西日本が受注した地方公共団体の案件において、各地方公共団体への企画提案説明の前後で、中継光ファイバの空き状況がランク変更されており、当該ランク変更に関する事実関係の開示について、あっせんを求める。

(ｲ) また、中継光ファイバの空き状況の分類基準の具体的かつ詳細な開示（予備用芯線に係る確保の基準の開示などを含む）及び当該基準の客観的に透明性のある運用の実施（ダークファイバの公開情報の更新手続きの透明性の確保などを含む）について、あっせんを求める。

（３）答弁書における主な主張

ア　ＮＴＴ西日本が確保している中継光ファイバの開放について

(ｱ) 関西ＢＢが利用を希望している６区間について、既設の多重伝送路上に中継回線を確保する予定であった。

(ｲ) 中継光ファイバの確保については、他事業者と同一の手続きにより、実施しており、当社が一旦確保した芯線についても需要計画を適宜見直すこと等の結果、不要になった場合には、速やかに開放している。

イ　中継光ファイバの運用について

(ｱ) ランク変更を行った区間においては、新たに利用が見込まれなくなった芯線を開放し、適正に情報開示の変更を実施したもの。

(ｲ) 光ケーブルの保守に必要となる芯線を確保した上で、提供可能な空き芯線を貸し出すこととしており、その空き状況を開示している。

（４）両当事者が合意したあっせん案の概要

ア　ＮＴＴ西日本及び関西ＢＢは、あっせん申請書で記載した区間等、関西ＢＢが中継光ファイバの利用を要望する区間のうち、利用可能な中継光ファイバがない区間について、ＮＴＴ西日本の中継光ファイバの両端に設置された多重伝送装置との接続を行う方式等により、ＮＴＴ西日本が関西ＢＢに中継光ファイバの代替手段を提供することに関する具体的な協議を

早急に開始する。

また、ＮＴＴ西日本は、今後、関西ＢＢからの具体的な要望に応じて、当該接続について検討を進めるとともに、当該接続を代替コンサルティングのメニュー項目に含めることについて検討を行う。

イ　ＮＴＴ西日本は、同社利用部門が確保する中継光ファイバに関しては現時点における利用又は利用予定の有無、また、光ケーブルの保守に必要となる芯線に関しては現時点における必要性の有無を改めて確認し、その結果不要とされたものについては速やかに返納を行う（特に他事業者への中継光ファイバ開放時から中継光ファイバの空き情報が「Ｄ」ランクの区間については、重点的に確認。また、多重伝送装置が導入されている区間については、設備更改に合わせて、当該装置の利用を検討する等、中継光ファイバの効率的利用について引き続き努力。）。

また、他事業者が確保する中継光ファイバについても、ＮＴＴ西日本同様の取組みを実施するよう申入れを行う。

以上の結果の概要について、電気通信事業紛争処理委員会に報告する。

ウ　ＮＴＴ西日本は、同社接続約款に規定される同社の中継光ファイバとの接続に関する手続き等に関し、接続をより円滑に行う観点から、中継光ファイバについて、過去の空き情報の閲覧の容易化、空き情報の変更理由の付加、空き情報の更新のタイミングの明示、光ケーブルの保守に必要となる芯線の確保及びその目的の明示を行うことにより、空き情報閲覧画面の情報閲覧機能の更なる充実を図る。

エ　ＮＴＴ西日本は、中継光ファイバの一層の適正な管理に資するため、同社の中継光ファイバに関する区間毎の利用状況を管理する体制を整備し、その整備概要について電気通信事業紛争処理委員会に報告する。

１－４　平成２１年１２月２８日申請（平成２１年（争）第３号）（接続の諾否）

（１）経過

平成２１年	
１２月２８日	生活文化センター株式会社（以下「生活文化センター」という。）から、あっせんの申請。（⇒（２））
平成２２年	
１月　６日	委員会から、株式会社ＮＴＴドコモ（以下「ＮＴＴドコモ」という。）に対し、あっせんの申請があった旨の通知。
１２日	ＮＴＴドコモから、あっせんに応じる考えはない旨の報告。（⇒（３））
１５日	委員会から、両当事者に対し、あっせんをしない旨の通知。

（その後の経過）

平成２１年

１月２５日　生活文化センターから、協議再開命令の申立て。（Ⅱ－77参照）

（２）申請における主な主張

生活文化センターはＮＴＴドコモに対し、平成２１年７月以降、レイヤ２接続、音声接続、ＩＳＰ接続、ＳＭＳ（ショートメッセージサービス）等について、各々、事前調査申込みや接続申込みを行っている。

同年１２月に、ＮＴＴドコモより各接続について、接続拒否の連絡があり、協議が不能となったことから、レイヤ２接続等の実現について、あっせんを申請する。

（３）あっせん不実行

ＮＴＴドコモに対し、あっせんの申請があった旨通知したところ、ＮＴＴドコモより、「生活文化センターとの間におけるＭＶＮＯの提供に係る相互接続については、同社に対し、理由を示した上で、明確な接続拒否の回答をしており、当該接続拒否に係る方針を変更する考えはなく、歩み寄りの余地

がないことからあっせんに応じる考えはない。」との報告が委員会にあったため、あっせんをしないこととなった。

２　接続料及び網改造料に関する紛争

２－１　平成１４年２月２５日申請（平成１４年（争）第６号）（接続に関する費用負担）

（１）経過

平成１４年	
２月２５日	彩ネット株式会社（以下「彩ネット」という。）から、あっせんの申請。（⇒（２））
２６日	委員会から、東日本電信電話株式会社（以下「ＮＴＴ東日本」という。）に対し、あっせんの申請があった旨の通知。 あっせん委員（香城委員長、田中委員、浅井特別委員及び長谷部特別委員）の指名。
３月　５日	ＮＴＴ東日本から、答弁書の提出。（⇒（３））
６日	両当事者から意見の聴取。 あっせん委員から、あっせん案の提示。（⇒（４）） 彩ネットが、あっせん案を受諾。
１２日	ＮＴＴ東日本が、あっせん案を受諾。 あっせん終了。

（２）申請における主な主張

ＮＴＴ東日本への、Ａ機能の接続料の支払いの義務はないと考えるが、その支払いについてあっせんを求める。

理由：

１　Ａ機能の利用は終了している。

２　接続約款及び接続協定にもその旨の規定がない。

３　利用申込時にもその旨の説明がなかった。

（３）答弁書における主な主張

当該接続料は、接続約款の規定に従い、支払い義務があるものと考えており、引き続き彩ネットに対して債務の履行を求める。

（４）両当事者が受諾したあっせん案の概要

ＮＴＴ東日本は、彩ネットに対し、本件に係る費用の支払いを請求しない。

２－２　平成１４年７月４日申請（平成１４年（争）第９号～第２３号）（接続に関する費用負担）

（１）経過

平成１４年	
７月　４日	Ａ社から、あっせんの申請（平成１４年（争）第９号～第２３号（以下「第９号～第２３号」という。））。（⇒（２））
５日	委員会から、Ｂ社等各社に対し、あっせんの申請があった旨の通知。
９日	あっせん委員（田中委員、浅井特別委員、東海特別委員及び長谷部特別委員）の指名（第９号～第２３号）。
１２日	Ｂ社等各社から、答弁書の提出（第９号～第２３号）。（⇒（３））
１５日	申請者及びＢ社等各社代理から意見の聴取（第９号～第２３号併合）。
２３日	申請者及びＢ社等各社代理から意見の聴取（第９号～第２３号併合）。 あっせん委員から、あっせん案の提示（第９号～第２３号）。（⇒（４）） Ａ社が、あっせん案を受諾。 Ｂ社等各社が、あっせん案を受諾。 あっせん終了。

（２）申請における主な主張（第９号に係るもの。第１０号～第２３号についてもＢ社以外の各社について各々同内容。）

ア　申請の内容

Ａ社の予定するＶｏＩＰサービスにおいて、発信事業者であるＡ社が料金設定することを予定している。この場合のＢ社との間の事業者間精算については、既に合意している他の事業者と同様にＣ社への料金請求とするよう、あっせんを申請する。

イ　協議不調の理由

平成１４年４月２３日にＣ社が接続協定を締結している全事業者と協議を開始し、Ａ社呼は、Ａ社の事業者識別番号が送出されないため、Ｃ社

への料金請求を依頼した。Ｃ社にも了解してもらっているが、Ｂ社では、今回は発信のみであるので直接精算したいとしている。

（３）答弁書における主な主張（第９号～第２３号）

発事業者識別情報の送出は、事業者間精算における重要性から「必須」であり、発事業者が設定しエンド・エンドで転送すべき情報とされている。Ａ社は、発事業者識別情報を送出しない方式での接続を求めてきたが、相互接続協定の締結を求める以上は、この事業者間で定めたルールに従い、発事業者識別情報を送出すべきである。

（４）あっせん案（第９号に係るもの。第１０号～第２３号についてもＢ社以外の各社について各々同内容。）

「１　Ａ社の設備とＣ社の加入者回線との接続（Ａ社利用者端末発信呼について行うＶｏＩＰサービスに係るものに限る。以下「本件線端接続」という。）に関し、本件線端接続が行われること及び両者間で取り決めるその条件について、Ｂ社は、これにより同社が新たな接続協定（本あっせん案の受諾による合意を除く。）を締結するものではない限りにおいて、関知しない。
２　Ａ社及びＢ社は、本件線端接続に関しては、今後相互間で協定を締結せず、精算等を行う関係にも立たない。
３　Ｂ社は、本件線端接続により生じるトラフィック流通量その他一切の変動に伴い解決すべき事項が生じた場合には、これをＣ社との間で解決する。」

【参考１】

（電気通信事業紛争処理委員会事務局作成資料）

事業者間精算方式について

【Ａ社が求める事業者間精算方式】

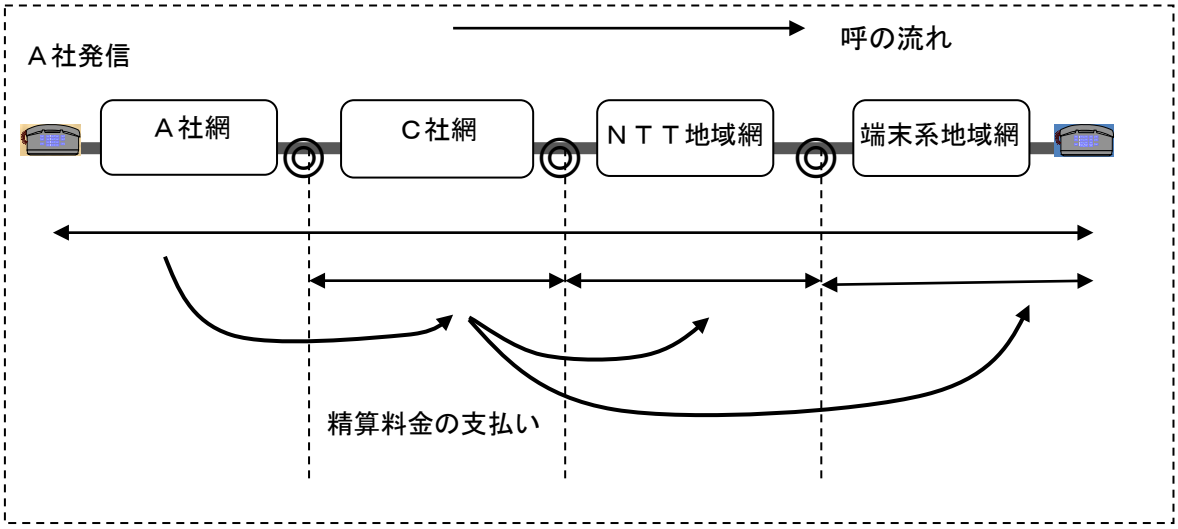

【Ｂ社等が求める事業者間精算方式】

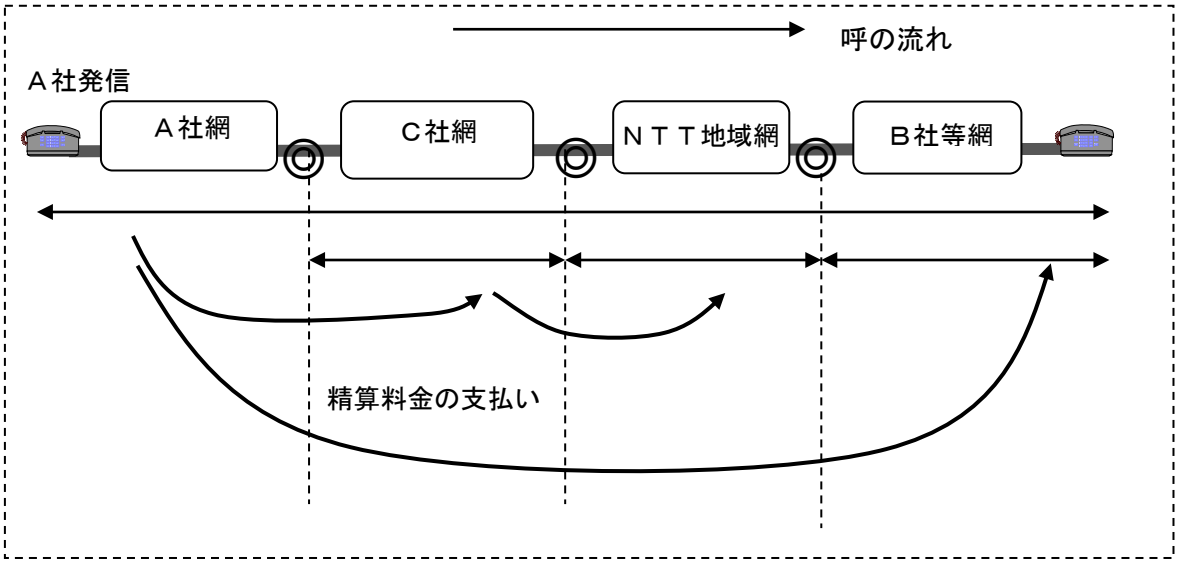

【参考２】

（電気通信事業紛争処理委員会事務局作成資料）

事業者識別番号について

【Ａ社が事業者識別番号を送出しない場合】

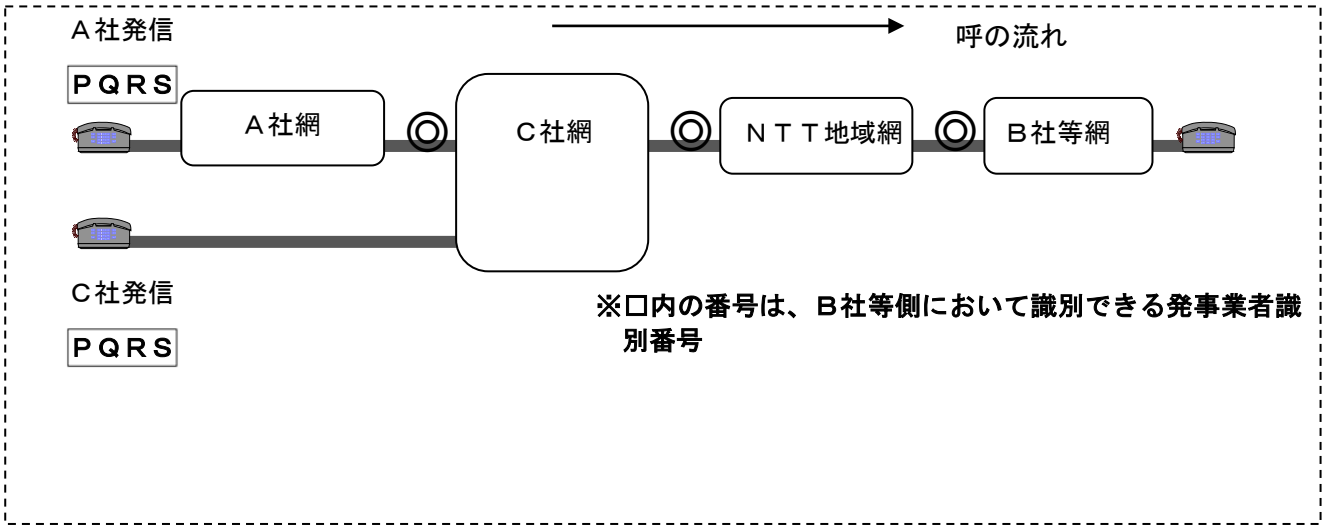

【Ａ社が事業者識別番号（ＸＹＺＷ）を送出する場合】

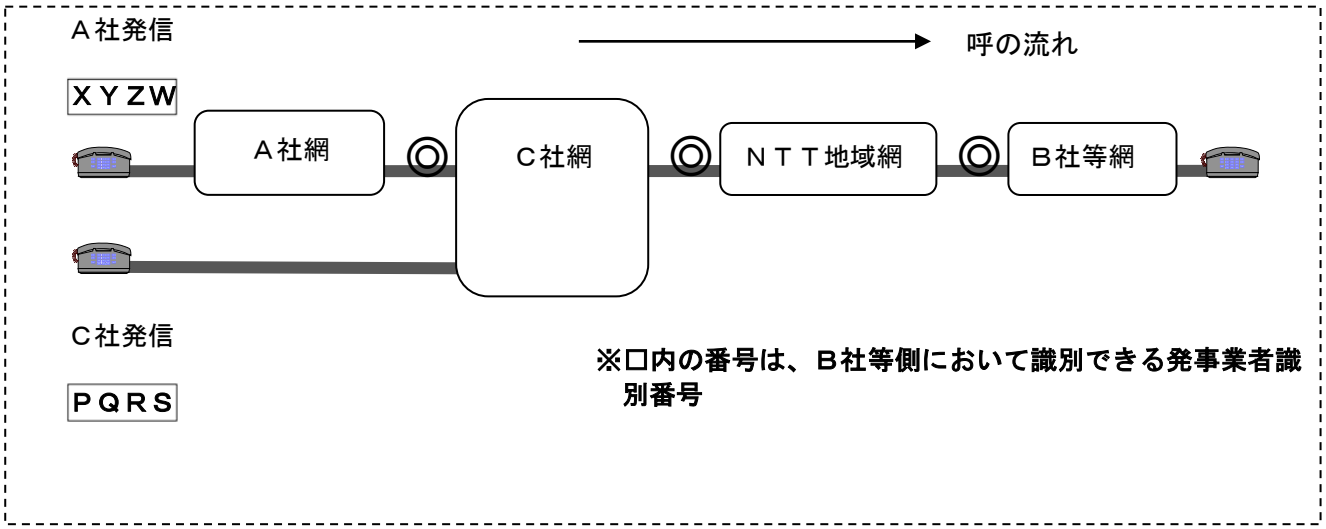

２－３　平成１６年１２月１７日申請（平成１６年（争）第５号～第６号）（接続に関する費用負担）

（１）経過

（申請前の経緯）

平成１６年４月２７日に、委員会から、東日本電信電話株式会社（以下「ＮＴＴ東日本」という。）及び西日本電信電話株式会社（以下「ＮＴＴ西日本」という。）に対し、仲裁の手続に入らない旨の通知（平成１６年（争）第１号～第２号）。（Ⅱ-56参照）

平成１６年	
１２月１７日	ＮＴＴ東日本及びＮＴＴ西日本から、あっせんの申請（平成１６年（争）第５号（以下「第５号」という。）及び同第６号（以下「第６号」という。））。（⇒（２））
２０日	委員会から、平成電電株式会社（以下「平成電電」という。）に対し、あっせんの申請があった旨の通知（第５号及び第６号）。
２２日	あっせん委員（吉岡委員、浅井特別委員及び土佐特別委員）の指名（第５号及び第６号）。
平成１７年	
２月　９日	ＮＴＴ東日本と平成電電が変更接続協定締結。
１８日	ＮＴＴ西日本と平成電電が変更接続協定締結。
２１日	ＮＴＴ東日本が、申請の取下げ（第５号）。（⇒（３）） ＮＴＴ西日本が、申請の取下げ（第６号）。（⇒（３））
２２日	委員会から、平成電電に対し、あっせん申請の取下げがあった旨の通知。

（２）申請における主な主張（第５号及び第６号）

平成電電は、ＮＴＴ東日本（ＮＴＴ西日本）の接続約款等に基づき提示する接続条件により平成電電の電話網とＮＴＴ東日本（ＮＴＴ西日本）のＩＰ電話網の接続に応ずるべき。

本件に係る接続条件は、現行の接続ルールに従っており、現に他の電気通信事業者にも適用されている。

電気通信回線設備を設置する電気通信事業者である平成電電は、同社の電話網とＮＴＴ東日本（ＮＴＴ西日本）のＩＰ電話網との接続に関して、電気通信事業法第３２条に基づき、他事業者からの接続の請求に応じるべき義務を負うことから、接続請求を拒む正当な理由はない。

（３）あっせん申請取下げについての事情説明（第５号及び第６号）

平成１６年１２月１７日付けのあっせん申請については、あっせん申請後、当事者間で電気通信設備の接続について合意し、接続協定を締結したため、取り下げる。

(参考)

接続協定の締結を受けて、平成１７年３月１日から、ＮＴＴ東日本及びＮＴＴ西日本のＩＰ電話網と平成電電の電話網との接続が開始された。

２－４　平成１７年７月８日申請（平成１７年（争）第２号～第３号）（接続に関する費用負担）

（１）経過

平成１７年	
７月　８日	Ａ社から、あっせんの申請（平成１７年（争）第２号（以下「第２号」という。）及び同第３号（以下「第３号」という。））。（⇒（２））
１１日	委員会から、Ｂ社に対し、あっせんの申請があった旨通知（第２号）。 委員会から、Ｃ社に対し、あっせんの申請があった旨通知（第３号）。 あっせん委員（田中委員、瀬崎特別委員及び藤本特別委員）の指名（第２号及び第３号）。
８月２６日	Ｂ社から、答弁書の提出（第２号）。（⇒（３）） Ｃ社から、答弁書の提出（第３号）。（⇒（３）） Ａ社から、Ｂ社及びＣ社からの答弁書に対する意見書の提出（第２号及び第３号）。
３１日	Ｂ社から、Ａ社からの意見書に対する答弁書の提出（第２号）。 Ｃ社から、Ａ社からの意見書に対する答弁書の提出（第３号）。
９月　１日	各当事者から意見の聴取（第２号及び第３号併合）。 あっせん委員から、あっせん案の提示（第２号及び第３号）。
２９日	各当事者から意見の聴取（第２号及び第３号併合）。 あっせん委員から、あっせん案の提示（第２号及び第３号。
１０月　４日	Ａ社が、申請の取下げ（第２号及び第３号）。（⇒（４）） 委員会から、Ｂ社及びＣ社に対し、申請の取下げがあった旨の通知。

（２）申請における主な主張（第２号及び第３号）

平成１７年２月、Ａ社が提供しているサービスの料金回収方式変更のため、

Ｂ社及びＣ社に網改造（ソフトウェア開発）の申込みを行ったところ、当該開発に係る契約期限直前に、当該開発費用全額の預託金の申入れがあり、預託金をめぐる協議が不調となったことから、ソフトウェア開発の希望日である７月に着手されない状況に陥った。

したがって、預託金に関する協議は継続して応じることを条件に、Ｂ社及びＣ社が７月以降速やかに当該開発に着手するようあっせんを求める。

（３）答弁書における主な主張（第２号及び第３号）

Ｂ社及びＣ社は、Ａ社に対し開発着手の６ヶ月前から、投資額を回収するための接続料の担保措置について、別途協議する旨通知している。

また、Ｂ社及びＣ社は、預託金の預け入れ等による担保措置が講じられ、当該ソフトウェア開発に必要な投資額を確実に回収できることが担保されることを前提に当該ソフトウェアの開発着手に応じる。

（４）あっせん申請取下げについての事情説明（第２号及び第３号）

Ａ社が提供しているサービスについて、サービス展開の見直しを行うことから、７月８日付けで電気通信事業紛争処理委員会にあっせん申請した案件について取り下げる。

２－５　平成１８年８月９日申請（平成１８年（争）第１号～第１４号）（接続に関する費用負担）

（１）経過

平成１８年	
８月　９日	Ａ社等各社から、あっせんの申請（平成１８年（争）第１号～第１４号（以下「第１号～第１４号」という。））。（⇒（２））
１０日	委員会から、Ｂ社に対し、あっせんの申請があった旨の通知（第１号～第１４号）。
１１日	あっせん委員（森永委員長代理、尾畑特別委員及び樋口特別委員）の指名（第１号～第１４号）。
９月　４日	Ｂ社から、答弁書の提出（第１号～第１４号）。（⇒（３））
１１日	両当事者から意見の聴取（第１号～第１４号併合）。
１０月１６日	Ａ社等各社から、Ｂ社からの答弁書（９月４日付け）に対する意見書の提出（第１号～第１４号）。
１１月　７日	Ｂ社から、Ａ社等各社からの意見書（１０月１６日付け）に対する答弁書の提出（第１号～第１４号）。
３０日	両当事者から意見の聴取（第１号～第１４号併合）。 あっせん委員から、途中見解の提示（第１号～第１４号）。
１２月１４日	Ｂ社から、網使用料算定に関する考え方の提出（第１号～第１４号）。
平成１９年	
１月１２日	Ａ社等各社から、Ｂ社の考え方（１２月１４日付け）に対する考え方の提出（第１号～第１４号）。
２５日	Ｂ社から、Ａ社等各社の考え方（１月１２日付け）に対する考え方の提出（第１号～第１４号）。
３月　６日	Ａ社等各社から、Ｂ社の考え方（１月２５日付け）に対する考え方の提出（第１号～第１４号）。
２３日	Ａ社等各社が、申請の取下げ（第１号～第１４号）。（⇒（４））
２７日	委員会から、Ｂ社に対し、あっせんの申請の取下げがあった旨の通知（第１号～第１４号）。

（２）申請における主な主張（第１号～第１４号）

ア　協議不調の理由及び経緯

Ａ社等各社の網使用料については、従来、業界の標準的水準である、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「ＮＴＴ東西」という。）の接続料（ＩＣ接続）と同じ水準（以下「ＬＲＩＣ水準※」という。）により相互接続事業者と合意がなされてきた。

平成１７年３月、Ａ社等各社は、平成１６年度及び平成１７年度に適用する網使用料について、ＬＲＩＣ水準で協定事業者に対して提案したところ、Ｂ社は、３分５．３６円（平成１６年度当初認可ＮＴＴ東西ＩＣ接続料）以上の水準は認められないとして協議が不調となった。

イ　申請の内容

Ａ社等各社は、

・　自社網の網使用料水準について、通常、相互接続事業者とは業界の標準的な水準であるＬＲＩＣ水準にて合意している。

・　平成１７年度に関し、（実際のコストに基づき）網使用料水準を算出したところ、ＬＲＩＣ水準を上回る水準となっている。

ことから、ＬＲＩＣ水準とは別の水準とすることについて合理的根拠が提示されないのであれば、合意形成の可能な上限値としての業界の標準的水準であるＬＲＩＣ水準にて合意するようあっせんを求める。

※　平成１６年度接続料は 6.12 円/3 分(精算後)、平成１７年度接続料は 7.09 円/3 分。

（３）答弁書における主な主張（第１号～第１４号）

電気通信役務の提供においては、各相互接続事業者が開発・営業・効率化といった企業努力を継続して行うことにより、相互のネットワークの付加価値を高め、利用者料金設定権の有無にかかわらず、利用者利便の向上と利用者料金の低廉化を実現すべきである。

また、通信量が減少しているＮＴＴ東西網とは異なりＡ社等各社の利用者数及び通信量は増加しており、平成１６年度及び平成１７年度については、平成１５年度当初の合意水準（５．３６円／３分）から、値上げする合理的な根拠がなく、双方が合意に至らない場合には、事業者間の合意が成立している水準での接続が継続されるべきである。

（４）あっせん申請取下げについての事情説明（第１号～第１４号）

Ａ社等各社は、本件対応の見直しを行った結果、平成１８年８月９日付けで電気通信事業紛争処理委員会にあっせん申請した案件について取り下げる。

２－６　平成２１年１０月２７日申請（平成２１年（争）第２号）（接続に関する費用負担）

（１）経過

平成２１年	
１０月２７日	有限会社ナインレイヤーズ（以下「ナインレイヤーズ」という。）から、あっせんの申請。（⇒（２））
２９日	委員会から、西日本電信電話株式会社（以下「ＮＴＴ西日本」という。）に対し、あっせんの申請があった旨の通知。
平成２２年	
１月　７日	ナインレイヤーズが、申請の取下げ。（⇒（３））
１４日	委員会から、ＮＴＴ西日本に対し、申請の取下げがあった旨の通知。

（２）申請における主な主張

ナインレイヤーズは、ＮＴＴ西日本のダークファイバ及び地域ＩＰ網と自社のネットワークを接続することにより、高知ＩＸ（インターネット接続）サービス等を提供している。

平成２１年５月、ＮＴＴ西日本より、ＮＴＴ西日本の接続約款第７７条の３第１項第４号の「別に定める基準」に該当するとして、債権保全措置（新規利用分のダークファイバについては最低利用期間（１年分）の担保、既存利用分については４ヶ月分の担保）を求められた。

ナインレイヤーズは、昨年より決算状況が良くなっており、当該債権保全措置は不要と考えると主張し、ＮＴＴ西日本と協議を行ったが、ＮＴＴ西日本より、信用調査会社の評価は開示できないとの回答を受けたこと等により、協議が不調となったことから、当該債権保全措置の要否について、あっせんを申請する。

（３）あっせん申請取下げ

あっせん申請後、再度の当事者間の協議を平成２１年１１月に行い、ナイ

ンレイヤーズは、最新の財務諸表をＮＴＴ西日本に提出し、ＮＴＴ西日本は当該財務諸表を確認後、信用評価機関へ評価の最新化を依頼した。その結果、ＮＴＴ西日本より債権保全措置の必要がないことが確認できたとの連絡がナインレイヤーズにあった。このため、ナインレイヤーズは、平成２２年１月にあっせんの申請を取り下げ、あっせんをしないこととなった。

３　接続のための工事・網改造等に関する紛争

３－１　平成１４年２月１２日申請（平成１４年（争）第２号）（接続に必要な工事）

（１）経過

平成１４年	
２月１２日	ビー・ビー・テクノロジー株式会社（以下「ＢＢＴ」という。）から、あっせんの申請。（⇒（２））
１３日	委員会から、西日本電信電話株式会社（以下「ＮＴＴ西日本」という。）に対し、あっせんの申請があった旨の通知。
１５日	あっせん委員（吉岡委員、瀬崎特別委員、東海特別委員及び土佐特別委員）の指名。
３月２０日	ＮＴＴ西日本から、答弁書の提出。（⇒（３））
２２日	両当事者から意見の聴取。
４月　４日	両当事者から意見の聴取。 あっせん委員から、あっせん案の提示。（⇒（４）） ＢＢＴが、あっせん案を受諾。
９日	ＮＴＴ西日本が、あっせん案受諾を拒否。（⇒（５）） あっせん打切り。委員会から、両当事者に対して、その旨を通知。

（その後の経過）

平成１５年

２月１４日　ソフトバンクＢＢ株式会社（以下「ソフトバンクＢＢ」という。）から、仲裁の申請。（Ⅱ－59参照）

５月１６日　ソフトバンクＢＢから、協議再開命令の申立て。（Ⅱ-60参照）

※　平成１５年１月、ＢＢＴは、ソフトバンクネットワーク株式会社、ソフトバンク・イーシーボールディングス株式会社及びソフトバンク・コマース株式会社との合併により、ソフトバンクＢＢとなった。

（２）申請における主な主張

ア　申請の内容

ＮＴＴ西日本の局舎におけるＭＤＦジャンパ工事について、ＢＢＴ自身による工事が実施できるようあっせんを求める。

イ　協議不調の理由

ＮＴＴ西日本に対して自前工事の実施について要望したが、ＭＤＦでの作業スペースが十分確保できない局舎が多いこと、大量にＭＤＦにおける工事があること等を理由として拒絶されており、その後の協議は進展していない。

（３）答弁書における主な主張

ア　ＭＤＦジャンパ工事は、電話サービスにおける生命線でもある電話通信線の切断を伴う工事であり、ＮＴＴ西日本がコントロールすることのない第三者に工事をさせることは、ＮＴＴ西日本として認められない。

イ　ＭＤＦジャンパ工事については、現在時点においては、ＮＴＴ西日本は問題なく工事を実施しており、ＢＢＴによるＭＤＦジャンパ工事の自前工事を認めるほどの必要性は認められない。

（４）あっせん案

「１　ＮＴＴ西日本は、接続事業者によるＭＤＦジャンパ自前工事にあたっての問題点発掘のために、場所と期間を限定して以下の条件により自前工事をＢＢＴが行うことを認める。

（１）各個の工事にあたっては、個々の電話加入者の承認を要するものとする。

（２）選定される施工業者、遵守されるべき施工基準・安全管理規程及び工事数量・工事日程の決定については、ＢＢＴ及びＮＴＴ西日本において協議を行う。

（３）ＢＢＴによる自前工事に起因する事故等においては、同社がＮＴＴ西日本に対して責任を負うこととし、ＮＴＴ西日本は電話加入者から損害賠償を請求された場合にはこれをＢＢＴに対して求償する。ＮＴＴ西日本による工事と同時刻・同一場所において行われる場合のＢＢＴにおいて負うべき責任の範囲の決定についてはＢＢＴ及びＮＴＴ西日本において協議を行う。

２　上記期間終了後の自前工事の継続・拡大の是非及び継続・拡大する場合の工事の条件については、上記期間中の実態を踏まえ、ＢＢＴ及びＮＴＴ西日本において協議を行う。

３　接続事業者による自前工事が行われない場所又は期間において、ＮＴＴ西日本がＭＤＦジャンパ工事を行う際には、利用者から申込があってからＭＤＦにおける接続によりＤＳＬサービスが開始されるまでの標準的な開通工事期間を４営業日以内とするよう、ＮＴＴ西日本において早急に措置を講じる。　」

（５）あっせん案受諾の拒否に際しての主な主張

委員会提示のあっせん案については受諾できない。

（理由）

ＤＳＬサービス利用予定者への工事期間短縮という限られた利便と電話サービス利用者全体への適切なサービスレベルの維持を比較衡量した上で、あっせん案では電話サービス利用者全体への良好なサービス提供への障害という懸念が解消されない。

【参　考】　　（西日本電信電話株式会社作成資料より）

ＭＤＦジャンパ工事の施工区分

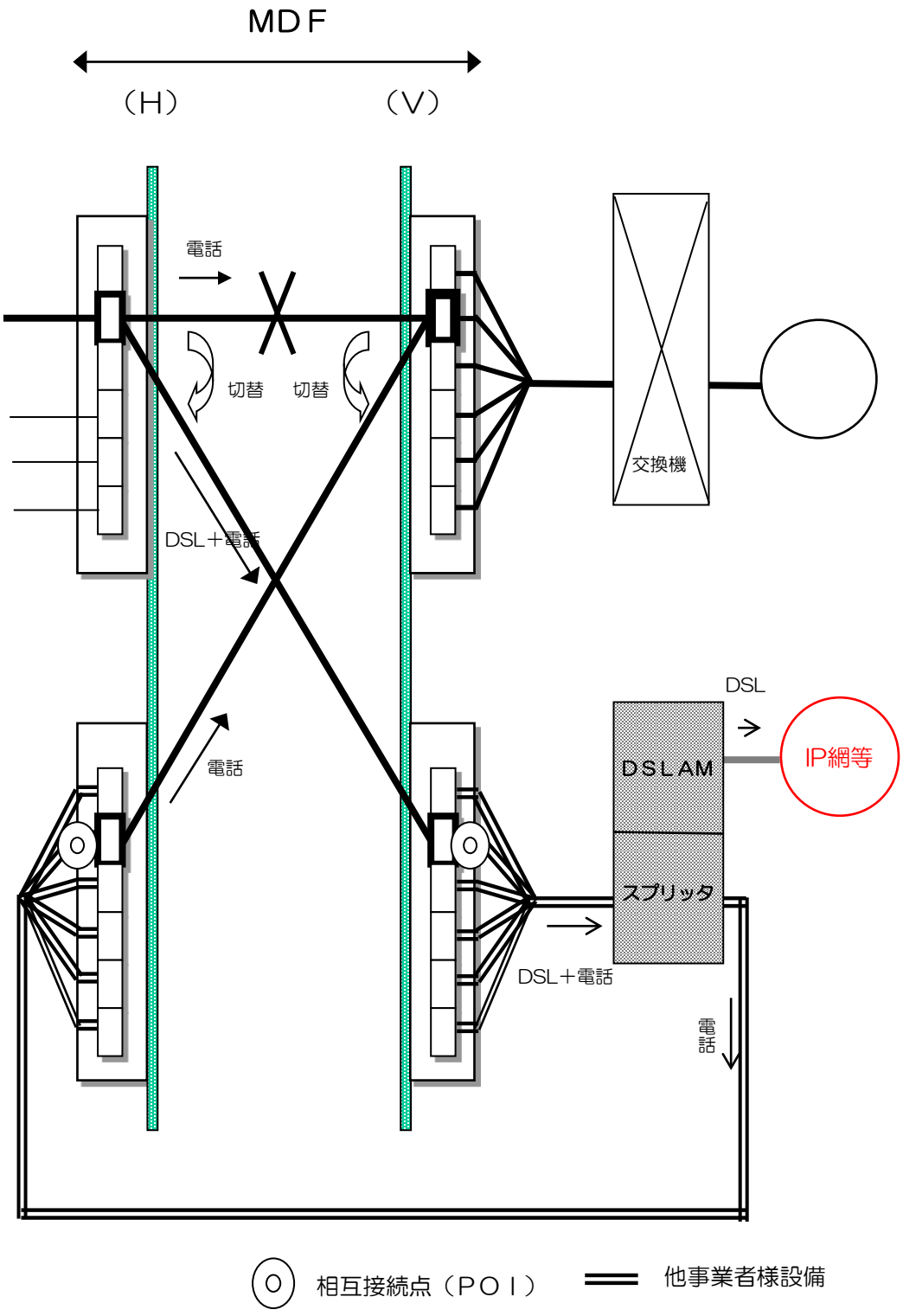

３－２　平成１４年４月３０日申請（平成１４年（争）第７号～第８号）（役務提供のための設備の運用）

（１）経過

平成１４年	
４月３０日	Ａ社から、あっせんの申請（平成１４年（争）第７号（以下「第７号」という。）及び同第８号（以下「第８号」という。））。（⇒（２））
	委員会から、Ｂ社に対し、あっせんの申請があった旨の通知（第７号）。
	委員会から、Ｃ社に対し、あっせんの申請があった旨の通知（第８号）。
５月　２日	あっせん委員（富沢委員、瀬崎特別委員及び藤本特別委員）の指名（第７号及び第８号）。
１０日	Ｂ社から、答弁書の提出（第７号）。（⇒（３）ア）
	Ｃ社から、答弁書の提出（第８号）。（⇒（３）イ）
	各当事者から意見の聴取（第７号及び第８号併合）。
	Ａ社とＢ社の間で解決のための合意が成立（第７号）。（⇒（４）ア）
	Ａ社とＣ社の間で解決のための合意が成立（第８号）。（⇒（４）イ）
	あっせん終了。

（２）申請における主な主張（第７号及び第８号）

ア　申請の内容

Ａ社の上位プロバイダ変更に伴い、その変更後もＡ社の利用者がＢ社及びＣ社のネットワークサービスを経由してＡ社のサービスを継続利用できるようにするためにＢ社及びＣ社の設備においてＩＰアドレスの設定を変更する工事が必要であるので、Ｂ社（第７号関係）及びＣ社（第８号関係）においてこれを早急に行ってもらいたい（５月１８日を要望）。

イ　協議不調の理由及び協議の経過

上記設備の工事を４月２２日に先方に打診したところ、４月２３日に回答があり、工事には２０営業日を要するため早期実施はできないとのこと

であった。本件についての申込は４月２５日に行い、再度早期化を依頼したが、６月３日までできないとの回答であった。

（３）答弁書における主な主張

ア　第７号

Ａ社のＩＰアドレス変更工事を要望の５月１８日に実施することは、通常は実施困難だが、労働力の集約等の措置により、６月３日を５月２４日に前倒しして実施する。

イ　第８号

Ａ社のＩＰアドレス変更工事を要望の５月１８日に実施することは困難だが、作業実施時間帯等を含めてこの時期の工事スケジュールを再度調整し、６月３日を前倒しして５月２４日に実施する。

（４）合意事項

ア　第７号

1. Ｂ社は、Ａ社が要望するＩＰアドレス変更の工事を遅くとも５月２４日までに行う。
2. ５月１８日から２４日までの間、Ａ社のサービスを利用するＣ社の利用者がＣ社のネットワーク経由でインターネット接続を継続利用できるよう、Ａ社及びＢ社は相互協力する。
3. 1.の工事が５月１８日に行われないことに伴う費用負担の変動に関しては、Ａ社及びＢ社は別途協議する。

イ　第８号

1. Ｃ社は、Ａ社が要望するＩＰアドレス変更の工事を遅くとも５月２４日までに行う。
2. ５月１８日から２４日までの間、Ａ社のサービスを利用するＣ社の利用者がＣ社のネットワーク経由でインターネット接続を継続利用できるよう、Ａ社及びＣ社は相互協力する。
3. 1.の工事が５月１８日に行われないことに伴う費用負担の変動に関しては、Ａ社及びＣ社は別途協議する。

３－３　平成１９年３月２３日申請（平成１９年（争）第１号～第２号）（接続協定の細目等）

（１）経過

平成１９年	
３月２３日	Ａ社から、あっせんの申請（平成１９年（争）第１号（以下「第１号」という。）及び同第２号（以下「第２号」という。））。（⇒（２））
２６日	委員会から、Ｂ社に対し、あっせんの申請があった旨の通知（第１号）。 委員会から、Ｃ社に対し、あっせんの申請があった旨の通知（第２号）。
３０日	Ｂ社から、あっせんに応じる考えはない旨の報告（第１号）。 Ｃ社から、あっせんに応じる考えはない旨の報告（第２号）。（⇒（３））
４月　５日	委員会から、各当事者に対し、あっせんをしない旨の通知。

（２）申請における主な主張（第１号及び第２号）

Ａ社は、アナログ電話サービスの提供に当たり、Ｂ社及びＣ社との間で、通常の回線切替工事等とは異なる、一定の処理件数を保証した特別な受付・工事体制整備を求める契約を締結する一方、次の事項を求め協議を行った。

①　同契約で定めた費用負担（額）に関し、実費精算、実費の明細開示等

②　通常の受付・工事体制下におけるＢ社及びＣ社の各工事等ごとの処理可能件数の開示

しかし、Ｂ社及びＣ社は、これらに応じないとして協議が不調となったことから、上記事項を義務付ける契約の締結についてあっせんを申請する。

（３）あっせんに応じる考えはない旨の報告（第１号及び第２号）

電気通信事業紛争処理委員会から通知があった、Ａ社を申請人とするあっせんの申請については、Ｂ社及びＣ社は、以下の理由から応じる考えはないので、その旨報告する。

① Ｂ社及びＣ社はＡ社との間で双方合意の上締結した契約に従い対応したものであり、Ａ社が主張するような新たな契約締結に応じる考えはない。
② Ａ社は、「申込受付処理及び工事等処理に要する人員の確保等に係る費用」について、「本契約書は実費精算を前提として締結された」と主張しているが、そのような合意の事実は一切ない。

４　コロケーション等に関する紛争

４－１　平成１３年１２月２７日申請（平成１３年（争）第１号）（接続に必要な工作物の利用）

（１）経過

平成１３年	
１２月２７日	Ａ社から、あっせんの申請。（⇒（２））
２８日	委員会から、Ｂ社に対し、あっせんの申請があった旨の通知。
平成１４年	
１月１０日	あっせん委員（香城委員長、森永委員長代理、田中委員、富沢委員及び吉岡委員）の指名。
１５日	Ｂ社から、答弁書の提出。（⇒（３））
２３日	両当事者から意見の聴取。
２５日	両当事者間で解決のための合意が成立。（⇒（４）） あっせん終了。

（２）申請における主な主張

ア　申請の内容

Ｂ社の局舎において、Ａ社の伝送路と他事業者が設置する伝送装置との間の接続（いわゆる「横つなぎ」）の実現を図るべく、Ｂ社との間のあっせんを求める。

イ　協議不調の理由

Ａ社は、Ｂ社局舎内での伝送路の接続とスペース確保についてＢ社と協議を開始した。Ｂ社の提示したスペースはコロケーションルーム１室単位が必須で賃貸料が高額となるため、Ａ社はスペース確保をあきらめ、伝送路の接続のみを行うことにした。「横つなぎ」の協議は、平成１２年９月から行っているが、実現していない。Ｂ社は、コロケーションを実施している事業者以外には「横つなぎ」を認めないと説明しており、ケーブル運用協定の規定に反している疑いがある。

（３）答弁書における主な主張

Ａ社が申請したあっせんを求める事項は適当でないものとして、あっせんをしないか、又はＡ社の求めの文面に拘泥することなく合理的な内容のあっせんをなす旨の判断をすることを求める。

ケーブル運用協定では、契約当事者間の紛争処理手続が定められており、今回のあっせん申請は、この条項に反している。

Ａ社には、その主張する方式での「横つなぎ」を求める必要性がない。

セキュリティの確保のため、局舎の利用事業者には、専用のコロケーションルームの割当てを受け、公平かつ適正な費用負担を行うことを求めており、これを行うことなく「横つなぎ」をすることは、Ａ社のみに特別に有利な取扱いを行うことになり許されない。

（４）主な合意事項

新たにコロケーション契約（仮称）（コロケーションルームを２分し、一方のスペースを双方合意の対価で貸与）を締結し、「横つなぎ」を可能とする。

４－２　平成１４年２月１日申請（平成１４年（争）第１号）（接続に必要な工作物の利用）

（１）経過

平成１４年	
２月　１日	イー・アクセス株式会社（以下「イー・アクセス」という。）から、あっせんの申請。（⇒（２）） 委員会から、東日本電信電話株式会社（以下「ＮＴＴ東日本」という。）に対し、あっせんの申請があった旨の通知。
４日	あっせん委員（香城委員長、森永委員長代理、東海特別委員、長谷部特別委員及び藤本特別委員）の指名。
６日	ＮＴＴ東日本から、答弁書の提出。（⇒（３））
１４日	両当事者から意見の聴取。 両当事者間で解決のための合意が成立。（⇒（４）） あっせん終了。

（その後の経過）

平成１４年

２月２６日　委員会から、総務大臣に対して勧告（電委第３２号）。（Ⅱ-143参照）

（２）申請における主な主張

ア　申請の内容

ＮＴＴ東日本の１２のビルにおけるイー・アクセスによるコロケーションスペース、電源及びＭＤＦの利用のあっせんを求める。

イ　協議不調の理由

ＮＴＴ東日本は当該１２のビルにおける調査結果として相互接続点の設置を不可としているが、その調査の内容に疑義がある。

（３）答弁書における主な主張

あっせん対象の１２のビルのうち８のビルについて、万一の場合には移設

することを前提にすること等により、コロケーションスペース、電源及びＭＤＦ利用のための割当てを行う。

８のビルと同様の対応を行ったとしてもなお対応が不可となる残り４のビルについては、他用途のスペースの暫定利用、電源の増設工事の計画、ＭＤＦの連結による端子盤設置場所の確保を検討していく。

（４）主な合意事項

あっせん対象の１２のビルについて、平成１４年２月中にイー・アクセスによる自前工事着工ができるよう双方協力を行う。

４－３　平成１４年２月１２日申請（平成１４年（争）第３号）（接続に必要な工作物の利用）

（１）経過

平成１４年	
２月１２日	イー・アクセス株式会社（以下「イー・アクセス」という。）から、あっせんの申請。（⇒（２））
１３日	委員会から、西日本電信電話株式会社（以下「ＮＴＴ西日本」という。）に対し、あっせんの申請があった旨の通知。
１５日	あっせん委員（森永委員長代理、浅井特別委員、瀬崎特別委員、土佐特別委員及び藤原特別委員）の指名。
１９日	ＮＴＴ西日本から答弁書の提出。（⇒（３））
２６日	両当事者から意見の聴取。 両当事者間で解決のための合意が成立。（⇒（４）） あっせん終了。

（２）申請における主な主張

ＮＴＴ西日本の１ビルにおけるイー・アクセスによるコロケーションスペース、電源及びＭＤＦの利用のあっせんを求める。

ＮＴＴ西日本Ｂ支店からは、その管轄のすべてのビルにおいて、工事申込みの３ヶ月以降でないと工事を行うことができないとしているが、明確な根拠に基づくものではないと考えるので、即時に自前工事の着工ができる措置を要望する。

（３）答弁書における主な主張

当該ビルについて、コロケーションスペース、電源及びＭＤＦ利用のための割当てを行う。Ｂ支店管轄のビルにおいては、自前工事の着工時期について打合せの上、可能な限り前倒しを図るよう努力する。

（４）主な合意事項

当該ビルについて、平成１４年３月中旬にイー・アクセスによる自前工事による着工が行えるよう双方協力を行う。

また、イー・アクセスによる自前工事については、自前工事申込みから１ヶ月以内に着工できること及びビルの具体的な状況・着工スケジュール等についてＮＴＴ西日本より明示する。

４－４　平成１４年２月１３日申請（平成１４年（争）第４号）（接続に必要な工作物の利用）

（１）経過

平成１４年	
２月１３日	イー・アクセス株式会社（以下「イー・アクセス」という。）から、あっせんの申請（コロケーションスペース（２６ビル）・電源（２６ビル）・ＭＤＦ（２６ビル）の利用）。（⇒（２））
１４日	委員会から、西日本電信電話株式会社（以下「ＮＴＴ西日本」という。）に対し、あっせんの申請があった旨の通知。
１５日	あっせん委員（森永委員長代理、浅井特別委員、瀬崎特別委員、土佐特別委員及び藤原特別委員）の指名。
２６日	ＮＴＴ西日本から、答弁書(暫定版)の提出。 両当事者から意見の聴取。
２８日	ＮＴＴ西日本から、答弁書の提出。（⇒（３））
３月　１日	両当事者間で解決のための部分合意が成立（コロケーションスペース（２６ビル）・電源（２３ビル）・ＭＤＦ（２６ビル）の利用）。（⇒（４）ア）
１９日	両当事者から意見の聴取。
２９日	両当事者から意見の聴取。 あっせん委員から、あっせん案の提示（電源（３ビル）の利用）。（⇒（４）イ） イー・アクセスが、あっせん案を受諾。 ＮＴＴ西日本が、あっせん案中「２」を受諾。
４月　２日	ＮＴＴ西日本が、あっせん案全部を受諾。 あっせん終了。

（２）申請における主な主張

ＮＴＴ西日本の２６のビルにおけるイー・アクセスによるコロケーションスペース、電源及びＭＤＦの利用のあっせんを求める。

（３）答弁書における主な主張

あっせん対象の２６のビルのコロケーションスペース及びＭＤＦについて割当てを行う。電源については、１６のビルについて割当てを行い、７のビルについて６月末目処に増設後対応を行う。

（４）主な合意事項

ア　部分合意

あっせん対象の２６のビルのコロケーションスペース及びＭＤＦについて割当てを行う。電源については、２３のビルにおいて早期割当てをする。

イ　部分合意で未解決の事案について両当事者が受諾したあっせん案の概要

「１　ＮＴＴ西日本は、３のビルの各々において、平成１４年６月までにＸ以上の、同年８月末迄にＹ以上の電力割当をイー・アクセスに対して行う。

２　ＮＴＴ西日本は、今後イー・アクセスからの請求に応じ、その保有する通信用建物において、①装備されている最大電力容量、②その内の未使用の電力容量、③既に接続事業者から使用を請求されながら未割当である電力容量について情報開示を行う。　」

４－５　平成１５年６月１１日申請（平成１５年（争）第２号）（役務提供のための設備の利用）

（１）経過

平成１５年	
６月１１日	平成電電株式会社（以下「平成電電」という。）から、あっせんの申請。（⇒（２））
１２日	委員会から、東日本電信電話株式会社（以下「ＮＴＴ東日本」という。）に対し、あっせんの申請があった旨の通知。
１７日	あっせん委員（吉岡委員、尾畑特別委員及び藤原特別委員）の指名。
１８日	ＮＴＴ東日本から、答弁書の提出。（⇒（３））
２５日	平成電電が、申請の取下げ。（⇒（４）） 委員会から、ＮＴＴ東日本に対し、申請の取下げがあった旨の通知。

（２）申請における主な主張

本年３月７日、同月１０日、４月２３日付けで、ＭＤＦ（主配線盤）の利用の可否についてＮＴＴ東日本に対し、同社の接続約款に基づいて調査を申し込んだところ、同接続約款の規定では１ヶ月以内に回答をすることとされているのにもかかわらず、現在に至るまで４１４の局について、同社から完全な回答が得られていない（H側のＭＤＦの利用の可否の回答がない等）。これらＭＤＦを利用してのサービスを６月２０日に開始する予定であるところ、その開始に支障を生じかねない状況になっており、早急に回答を求めたく、あっせんを申請した。

（３）答弁書における主な主張

ア　ＮＴＴ東日本では、一連の手続の過程において、「要望されているＭＤＦ端子はＶ側の１端子のみ」であるとして、手続を進めてきた。このような中、平成１５年５月２２日の協議において、平成電電よりＭＤＦ端子のH側を含む２端子を確保するよう要望する旨の申出がなされ、当事者間で継続して協議を実施し、平成１５年６月１２日の協議において、今回のあ

っせん申請の対象とされた事項について、次項のとおり、当事者間で手続を進めることで合意が図られた。

イ　ＮＴＴ東日本は、「Ｖ側ＭＤＦ端子と同数のＨ側ＭＤＦ端子の設置の可否」について追加調査を行い、平成電電に回答を行うこととした。

なお、上記追加調査の回答は、次のスケジュールで実施することとしている。

(ｱ)　既に自前工事申込書が提出されている４６のビルについて、平成１５年６月２０日までに追加回答

(ｲ)　(ｱ)以外の調査対象ビルについて、平成１５年６月末日までに追加回答

（４）あっせん申請取下げについての事情説明

平成電電がＮＴＴ東日本に対し、平成１５年３月７日、同月１０日及び４月２３日付けで調査を求めた件について、平成電電は、６月３０日までにＮＴＴ東日本から回答を得ることとして、この度、合意した。ついては、６月１１日付けで電気通信事業紛争処理委員会にあっせん申請した案件について、取り下げる。

【参　考】

（電気通信事業紛争処理委員会事務局作成資料）

平成電電株式会社の要望する接続形態

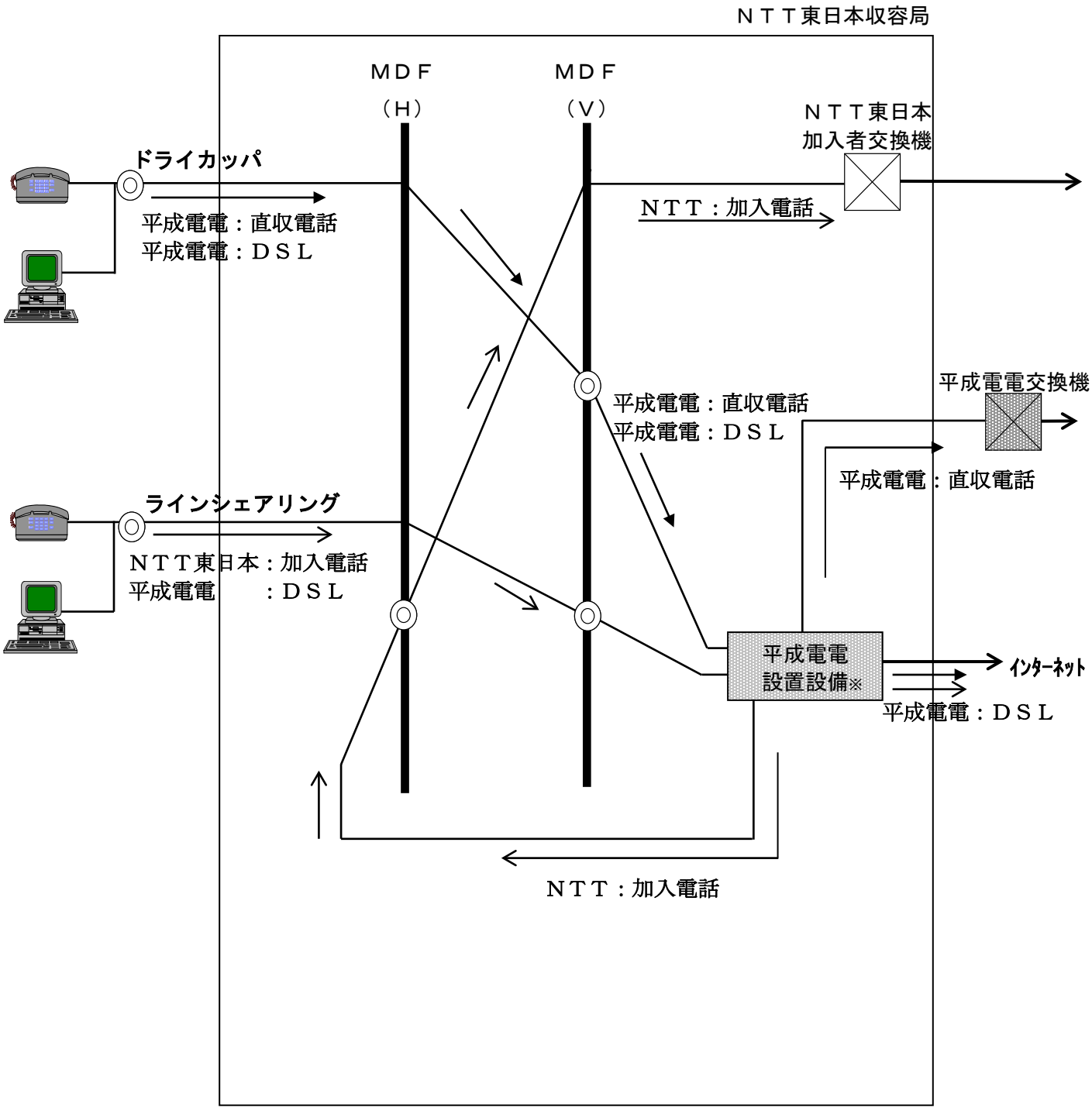

※１台でＲＴ、ＤＳＬＡＭ及びスプリッタの機能を有する設備。

５　契約締結の媒介その他の業務委託に関する紛争

５－１　平成１７年４月１４日申請（平成１７年（争）第１号）（役務提供に関する契約の取次ぎ）

（１）経過

平成１７年	
４月１４日	イー・アクセス株式会社（以下「イー・アクセス」という。）から、あっせんの申請。（⇒（２））
１５日	委員会から、西日本電信電話株式会社（以下「ＮＴＴ西日本」という。）に対し、あっせんの申請があった旨の通知。
１８日	あっせん委員（富沢委員、長谷部特別委員及び藤原特別委員）の指名。
５月　９日	ＮＴＴ西日本から、答弁書の提出。（⇒（３））
１３日	両当事者から意見の聴取。 両当事者間で解決のための合意が成立。（⇒（４）） あっせん終了。

（２）申請における主な主張

平成１６年７月、イー･アクセスは、ＡＯＬジャパン株式会社のプロバイダ事業の営業譲渡を受けた後、ＮＴＴ西日本からフレッツサービスの注文取次業務契約の解除を通告されたが、平成１７年３月末までの間は、受付業務の覚書を締結して受付業務を継続してきた。

しかし、平成１７年３月末で受付業務は解除となり、このため、インターネットのアクセス回線としてフレッツサービスを希望するＡＯＬユーザーは別々に申込みを行わなければならず、利便性が損なわれている。

このため、ＮＴＴ西日本とのフレッツサービスの受付業務の再開についてあっせんを希望する。

（３）答弁書における主な主張

ア　代理店契約は、事業者間の自由な意志に基づく任意の契約であり、解消できる自由は当然有している。代理店契約を締結しないことが、ＮＴＴ西

日本の支配的地位を前提として接続の可否といったＩＳＰ事業の継続を危うくするものではなく、利用者にとっても特段のデメリットを生じさせるものではない。

イ　フレッツサービスの受付については、ＩＳＰ事業者経由だけでなく、１１６やウェブ等で簡単に申し込める仕組みが整っている。

ウ　契約を締結することで競合するイー・アクセスに対して、ＮＴＴ西日本の営業戦略や営業手法等の経営に直結する重要な情報の流出が懸念される。

（４）合意の内容

ア　ＮＴＴ西日本とイー・アクセスは、本年３月３１日まで締結していた「受付業務に関する覚書」に以下の点を追記した覚書を平成１７年度においても締結する。

(ｱ)　代行申込に関する手数料は設定しない。

(ｲ)　ＮＴＴ西日本とイー・アクセスは、覚書に基づく代行申込の遂行上知り得た相手方の営業上の情報、技術上の情報、顧客情報及びその他一切の情報（ＮＴＴ西日本又はイー・アクセスが知る前に公知の情報である情報を除く。）をイー・アクセスのアクセスラインの販売勧奨等、代行申込業務の遂行以外の目的で、自ら使用し、若しくは第三者に開示又は漏洩しない。

(ｳ)　前項の目的のため、イー・アクセスは、代行申込を実施するに当たって、ＩＳＰ事業であるＡＯＬサービスとアクセス事業について、物理的、組織的に遮断を行う。

(ｴ)　覚書の更新に当たっては、当該期間におけるイー・アクセスによる代行申込実績、ファイアウォールの実施状況及びＦＴＴＨへの参入状況を踏まえ、ＮＴＴ西日本及びイー・アクセス双方で誠実に協議を行う。

イ　取次いだ利用者の開通情報については、ＮＴＴ西日本が開示を行う。

第２節　仲裁

【電気通信事業法関係】

１　接続料及び網改造料に関する紛争

１－１　平成１６年４月２日申請（平成１６年（争）第１号～第２号）（接続に関する費用負担）

（１）経過

平成１６年	
４月　２日	東日本電信電話株式会社（以下「ＮＴＴ東日本」という。）及び西日本電信電話株式会社（以下「ＮＴＴ西日本」という。）から、仲裁の申請（平成１６年（争）第１号（以下「第１号」という。）及び同第２号（以下「第２号」という。））。（⇒（２））
５日	委員会から、平成電電株式会社（以下「平成電電」という。）に対し、仲裁の申請があった旨の通知（第１号及び第２号）。
２７日	平成電電から、仲裁の申請を行わない旨の報告（第１号及び第２号）。（⇒（３）） 委員会から、ＮＴＴ東日本及びＮＴＴ西日本に対し、仲裁の手続に入らない旨の通知（第１号及び第２号）。

（その後の経過）

平成１６年

１２月１７日　ＮＴＴ東日本及びＮＴＴ西日本から、あっせんの申請。（Ⅱ－26参照）

（２）申請において仲裁判断を求める事項（第１号及び第２号）

ＮＴＴ東日本（ＮＴＴ西日本）の接続約款等に基づき同社が提示した接続条件による、平成電電の電話網とＮＴＴ東日本（ＮＴＴ西日本）の法人向けＩＰ電話網との接続を可能とするよう仲裁判断を求める。

（３）申請を行わない旨の報告（第１号及び第２号）

平成１６年４月５日付けで通知のあった、ＮＴＴ東日本（ＮＴＴ西日本）を申請人とする仲裁の申請があった件について、平成電電は仲裁申請を行わないので、その旨通知する。

（４）あっせんの申請

仲裁手続終了後、ＮＴＴ東日本及びＮＴＴ西日本と平成電電の間で、ＮＴＴ東日本及びＮＴＴ西日本のＩＰ電話網と平成電電の電話網との接続に係る協議がされたが、協議の進展が見込まれないことから、ＮＴＴ東日本及びＮＴＴ西日本は、平成１６年１２月１７日に、ＮＴＴ東日本及びＮＴＴ西日本のＩＰ電話網と平成電電の電話網との接続を可能とするようあっせんを求める申請を行った。

【参　考】

（電気通信事業紛争処理委員会事務局作成資料）

ＮＴＴ東日本及びＮＴＴ西日本の法人向けＩＰ電話網と平成電電の電話網との接続経路

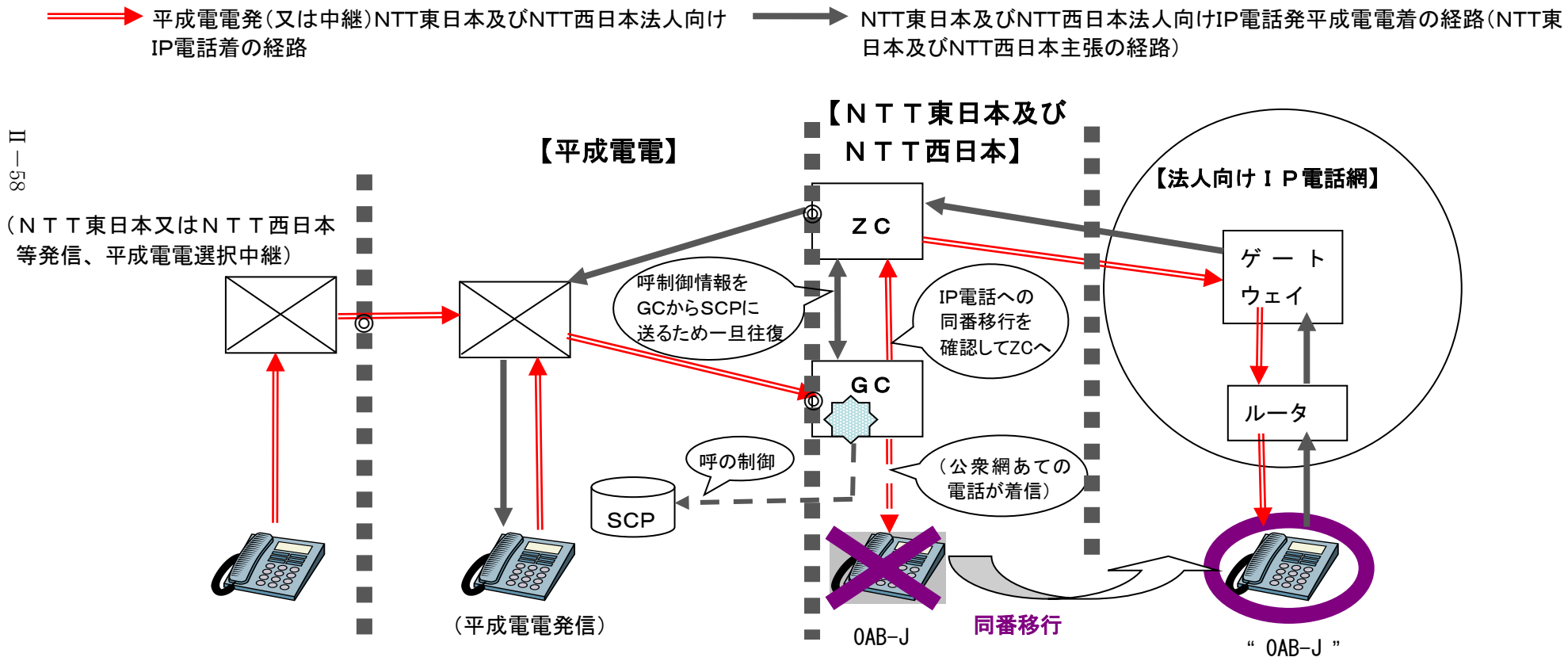

２　接続のための工事・網改造等に関する紛争

２－１　平成１５年２月１４日申請（平成１５年（争）第１号）（接続に必要な工事）

（１）経過

（申請前の経緯）

平成１４年４月９日に、あっせん打切り（平成１４年（争）第２号）。（Ⅱ-35参照）

平成１５年	
２月１４日	ソフトバンクＢＢ株式会社（以下「ソフトバンクＢＢ」という。）から、仲裁の申請。（⇒（２）） 委員会から、西日本電信電話株式会社（以下「ＮＴＴ西日本」という。）に対し、仲裁の申請があった旨の通知。
２１日	ＮＴＴ西日本から、仲裁の申請を行わない旨の報告。（⇒（３）） 委員会から、ソフトバンクＢＢに対し、仲裁の手続に入らない旨の通知。

（その後の経過）

平成１５年

５月１６日　ソフトバンクＢＢから、協議再開命令の申立て。（Ⅱ-60参照）

（２）申請において仲裁判断を求める事項

ＮＴＴ西日本の端末回線との接続に係る工事の方法

（３）申請を行わない旨の報告

電気通信事業紛争処理委員会から通知があった、ソフトバンクＢＢを申請人とする仲裁の申請については、ＮＴＴ西日本は仲裁申請を行わないので、その旨報告する。

第２章　総務大臣からの諮問に対する審議・答申

【電気通信事業法関係】

１　接続協定等に関する協議命令

１－１　平成１５年５月１６日申立て（基・電・料金サービス課平成１５年５月１６日第１３４０号）（ＤＳＬサービスに係る接続協議再開命令）

（１）経過

（申請前の経緯）

平成１４年４月９日に、あっせん打切り（平成１４年（争）第２号）。（Ⅱ-35参照）

平成１５年２月２１日に、委員会から、ソフトバンクＢＢ株式会社（以下「ソフトバンクＢＢ」という。）に対し、仲裁の手続に入らない旨の通知。（平成１５年（争）第１号）（Ⅱ-59参照）

平成１５年	
５月１６日	ソフトバンクＢＢから、命令の申立て。（⇒（２））
６月　４日	総務大臣から、西日本電信電話株式会社（以下「ＮＴＴ西日本」という。）に対し、聴聞の開催についての通知。
１８日	ＮＴＴ西日本から聴聞。（⇒（３））
７月　３日	聴聞主宰者から、総務大臣に報告書の提出。（⇒（４））
１６日	総務大臣から、委員会に諮問（諮問第４号）。（⇒（５））
８月２０日	委員会から、総務大臣に答申（電委第５７号）。（⇒（６））
２８日	総務大臣から、ＮＴＴ西日本に対し、接続協議の再開を命令。（⇒（７））

（２）申立てにおける主な主張

ア　申立ての内容

ＤＳＬサービスに関し、ＮＴＴ西日本がその局舎内に設置する主配線盤（ＭＤＦ）の端末回線側端子盤（Ｈ）及び加入者交換機側端子盤（Ｖ）のジャンパ線接続端子を新たな接続点とする、ＮＴＴ西日本の電気通信回線設備とソフトバンクＢＢの電気通信設備との接続について、ＮＴＴ

西日本との協議が不調のため、総務大臣による協議の再開の命令を申し立てた。

イ　協議不調の理由

ソフトバンクＢＢは、平成１５年３月６日にＮＴＴ西日本に対し協議を申し入れたが、同月２６日、ＮＴＴ西日本から接続請求には応じられないと拒否された。

（３）ＮＴＴ西日本の主な主張

ソフトバンクＢＢの主張に従い協議再開命令を発することは、以下の理由により、電気通信事業法第３８条及び第３９条第１項に反し、違法である。

ア　ソフトバンクＢＢによる申立ての実質は、ＮＴＴ西日本のＭＤＦ内部のジャンパ線に係る工事を自社において行うことを求めるものである。ＭＤＦジャンパ自前工事の是非に関する紛争は電気通信設備の設置・保守に関する契約の締結に関する紛争としてあっせん手続の対象ではあるが、接続に関する協定の締結に関する紛争ではなく、協議再開命令の手続の対象たり得ない。

イ　ソフトバンクＢＢが申し立てる協定の内容は、次の理由から、電気通信事業法第３８条本文にいう電気通信回線設備との接続ではない。

(ｱ)　ＮＴＴ西日本とソフトバンクＢＢとの間では、既に相互のネットワークの接続を行っており、ソフトバンクＢＢが申し立てる協定の内容は、ネットワーク間を結ぶという電気通信事業法第３８条本文による接続の概念に反する。

(ｲ)　ＮＴＴ西日本は、日本電信電話株式会社等に関する法律により、加入者回線と交換機端子との１対１の対応関係及び交換機端子までの加入者回線の連続性を維持する加入者電話網を成立させる義務を有しており、ソフトバンクＢＢが申し立てる協定の内容は、「加入者電話網の完全性」を侵害する。

(ｳ)　ソフトバンクＢＢの要望する新たな接続点は、接続点に求められる責任分界点としての機能を果たすことができない。

ウ　ソフトバンクＢＢが申し立てる協定の内容は、接続約款の変更を必然

的に伴うものであり、その内容は、他の電気通信事業者や利用者に重大な影響を与えるものであるから、二社間の協議で解決することを求める協議再開命令の発令は適切ではなく、広く利用者や他事業者の意見を反映した上で約款の改訂の是非を含む問題として慎重に審議されるべき事項である。

エ　ソフトバンクＢＢの要求が電気通信事業法上の接続に該当すると仮定しても、ソフトバンクＢＢが求めるＭＤＦジャンパ線の自前工事を認めると、次のとおり、電気通信事業法第３８条各号に該当するため、ＮＴＴ西日本がこれに応じる義務はない。

(ｱ)　故障、移転、ＤＳＬ接続事業者変更等の際に、他事業者によるジャンパ線切り替え等が迅速に行われないことにより、電気通信役務の円滑な提供に支障が生じるおそれがあり、結果として、利用者からの苦情対応等の実務面への影響やＮＴＴ西日本の信用の失墜が生じ、ＮＴＴ西日本の利益を不当に害するおそれがある。

(ｲ)　狭いスペースに複数の作業員が集中することにより、ジャンパ線切り替え等の際の誤接続などの事故の増加が懸念されることから、電気通信役務の円滑な提供に支障が生じるおそれがあり、またＮＴＴ西日本の利益を不当に害するおそれがある。

(ｳ)　断線事故等の発生は不可避であり、その際の責任分担が不明確になることから、電気通信役務の円滑な提供に支障が生じるおそれがあり、またＮＴＴ西日本の利益を不当に害するおそれがあるとともに、事業用電気通信設備の技術基準を遵守することが技術的又は経済的に著しく困難である。

(ｴ)　ＮＴＴ西日本は、利用者に対するプライバシー保護の責任を果たすことができなくなり、また、社会の安全に対する脅威の可能性、安全保障や外交への悪影響の発生の可能性も生じることから、電気通信役務の円滑な提供に支障が生じるおそれがあるとともに、ＮＴＴ西日本の利益を不当に害することとなる。

(ｵ)　ＭＤＦジャンパ線の工事は、ＮＴＴ西日本が行う部分と他事業者が行う部分とに分割されることとなり、作業工程の増加が生じ、電気通信役務の円滑な提供に支障が生じるおそれがあるとともに、ＮＴＴ西日本の利益を不当に害することとなる。

(ｶ)　複数の事業者による工事が統一的な指揮命令系統なく同時並行的に実施され得ることになりかねず、ジャンパ工事作業中の人身事故発生の可能性が高まることとなるが、これを防止することは技術的に著

しく困難であり、電気通信役務の円滑な提供に支障が生じ、かつＮＴＴ西日本の利益を不当に害することとなる。

オ　ソフトバンクＢＢの要求は、ＮＴＴ西日本の財産権及び営業の自由を侵害するものであり、工期短縮・工事費低減を根拠とする主張には理由がなく、加入者電話網の準公共財性やライフラインとしての電話サービスの安定的提供に支障を及ぼすおそれがあることに鑑みても、協議命令を発する合理的理由はない。

（４）聴聞報告書（要旨）

ＮＴＴ西日本等の主張は、総務省の考え方を覆すに足るものではなく、したがって、協議再開命令を出すことについて、電気通信事業紛争処理委員会に諮問することが適当であるとされた。

（５）諮問

平成１５年７月１６日諮問第４号

諮　　問　　書

電気通信事業法（昭和５９年法律第８６号）第３９条第１項の規定に基づきソフトバンクＢＢ株式会社から西日本電信電話株式会社（以下「ＮＴＴ西日本」という。）に対する電気通信設備の接続に関する協議再開の命令の申立てがあった。

当該接続が同法第３８条各号に掲げる場合に該当するとは認められないことから、ＮＴＴ西日本に対し電気通信設備の接続に関する協議再開を命ずることとしたい。

よって、同法第８８条の１８の規定に基づき、上記のことについて諮問する。

（６）答申

平成１５年８月２０日電委第５７号

答　　申　　書

平成１５年７月１６日付け諮問第４号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。なお、その理由は、別紙のとおりである。

記

西日本電信電話株式会社に対し、電気通信事業法第３９条第１項の規定に基づき、接続に関する協定の締結のため協議の再開を命ずることは、相当である。

ただし、本件接続に伴う工事に関しては、ソフトバンクＢＢ株式会社が当然に行い得るものではなく、西日本電信電話株式会社に接続義務を履行する責務があることを前提とした上で、その主体や方法について当事者間で調整を行うべき事項であることを付言する。

別　紙

第１　本件の経過

総務大臣は、平成１５年（以下、特に断らない限り同様）７月１６日、当委員会に対し、電気通信事業法（以下「法」という。）第８８条の１８の規定に基づき、法第３９条第１項の規定による電気通信設備の接続に関する命令につき諮問をした。その経過は次のとおりである。

１　ソフトバンクＢＢからの申立て

ソフトバンクＢＢ株式会社（以下「ソフトバンクＢＢ」という。）は、３月６日、西日本電信電話株式会社（以下「ＮＴＴ西日本」という。）に対し、法第３８条に基づき、電気通信設備の接続を請求し、接続についての協定の締結を申し入れた。請求の要点は、ＮＴＴ西日本がその局

舎内に設置するＭＤＦの端末回線側端子盤（Ｈ）及び加入者交換機側端子盤（Ｖ）のジャンパ線接続端子を新たな接続点として追加することであったが、同月２６日、ＮＴＴ西日本からその請求には応じられないと拒否された。

そこで、ソフトバンクＢＢは、４月４日、ＮＴＴ西日本に対して、協議を終了する旨を通知し、５月１６日、総務大臣に対し、法第３９条第１項に基づき、接続のための協議再開の命令を行うよう申し立てた。

ソフトバンクＢＢによると、①新たに接続点を追加することは、法第３８条各号に規定する請求の除外事由には該当せず、かつ、そうしても責任の分界は明確であり、②自社の要望が実現することにより、ＭＤＦのジャンパ線工事を自ら実施すること、つまりはＭＤＦジャンパ線の自前工事が可能となり、ＤＳＬサービス申込者に対する工事期間の短縮及び工事費用の低減というサービスの向上がもたらされるというのである。

２　ＮＴＴ西日本の主張

ＮＴＴ西日本は、ソフトバンクＢＢの申立てを入れて協議再開命令を発することは法第３８条及び第３９条第１項の規定に違反すると主張する。その理由の骨子は、以下のとおりである。

（１）　ＮＴＴ西日本の加入者回線とソフトバンクＢＢのＤＳＬサービスとの間には、ソフトバンクＢＢの法第３８条に基づく従前の請求により既に接続が実現しているから、これを超えてＮＴＴ西日本がソフトバンクＢＢの請求を受け入れなければならない理由はない。

（２）　ソフトバンクＢＢの接続請求は、その実質においてＭＤＦのジャンパ線に係る工事を同社が自ら行うことを求めるものであるが、ＭＤＦジャンパ線の自前工事は、接続協定の対象ではなく、個別契約に定められるべき事項であって、協議再開命令の対象とはされていない。

（３）　ソフトバンクＢＢの請求を入れると、接続約款の変更をもたらし、他の電気通信事業者や利用者などに重大な利害関係を及ぼすことになるから、協議再開命令により二社間で個別的に解決することは許されない。

（４）　ソフトバンクＢＢの請求する箇所に接続点を設定することは、加入者回線と交換機端子との一対一の対応関係及び交換機端子までの加入者回線の連続性を絶ち、日本電信電話株式会社等に関する法律によりＮＴＴ西日本が維持を義務づけられている「加入者電話網の完全性」を侵害することになる。

（５） ソフトバンクＢＢが請求する接続箇所は、法が要求する責任分界点の要件を充たしていない。

（６） ソフトバンクＢＢが求めるＭＤＦジャンパ線の自前工事を認めると、故障・移転・ＤＳＬ事業者変更などの際に電気通信役務の円滑な提供を行うことが困難になる。さらに、誤接続などの事故の増加、保守責任の不明確化、プライバシーへの悪影響、複数事業者の工事の施工に伴う分割損の発生、工事の安全性の低下等が予想される。こうした事態は、現在、ＮＴＴ西日本がその責任で工事を行うことにより、最小限に抑えているのであって、ソフトバンクＢＢに自前工事を認めれば、現在のような円滑な役務の提供は困難になるから、法第３８条第１号及び第２号に掲げる接続義務の除外事由に当たる。

３　総務大臣の諮問

総務大臣は、６月１８日、ＮＴＴ西日本を当事者とする聴聞を開催した上で、７月１６日、当委員会に対し、諮問を行った。諮問の要点は、ソフトバンクＢＢがジャンパ線設置工事を行う場合には、当事者間において、その実施方法を検討・協議する必要があるが、法第３８条各号に掲げる場合に該当するとは認められないので、ＮＴＴ西日本に対して協議の再開を命ずることが相当と考えるというものである。

４　委員会の審議

当委員会は、７月１６日、総務大臣からの諮問を受け、即日、委員会を開催して諮問内容について説明を受けた。

当委員会は、その後７月２９日、８月６日、同月１２日、同月１３日及び同月２０日に委員会を開いて審議し、本答申を取りまとめた。

第２　検　討

１　第３８条本文による接続の義務の存否

（１） 法第３８条は、「第一種電気通信事業者は、他の電気通信事業者から当該他の電気通信事業者の電気通信設備をその電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を受けたときは、次に掲げる場合を除き、これに応じなければならない」と規定し、同条各号に列挙する除外事由に該当する場合を除いて第一種電気通信事業者に対し接続の請求に応じる義務を課している。

この各号に列挙する事由の存否については２で検討することとし、ま

ず本文による接続の義務の存否について検討すると、この規定は、ＮＴＴ西日本が、ソフトバンクＢＢから、ＮＴＴ西日本の「電気通信回線設備」にソフトバンクＢＢの「電気通信設備」を接続すべき旨の請求を受けたときは、ＮＴＴ西日本はその請求に応じなければならない旨を明確に定めている。

そして、ソフトバンクＢＢの請求によると、ＮＴＴ西日本の「電気通信回線設備」は、局舎内に設置してあるＭＤＦの端末回線側端子盤（Ｈ）のジャンパ線接続端子と加入者交換機側端子盤（Ｖ）のジャンパ線接続端子とを接続点とする設備であり、ソフトバンクＢＢの「電気通信設備」は、新たにＮＴＴ西日本の局舎内に用意するＭＤＦの端子盤及びそのジャンパ線接続端子とＮＴＴ西日本の接続端子とを結ぶジャンパ線であるというのであるから、その請求は法第３８条本文の規定に該当しているものということができる。

これに対し、ＮＴＴ西日本は、種々の理由を挙げて、ソフトバンクＢＢの請求はその規定に該当しないと主張している。そこで、以下、主要な主張について付言しておくこととする。

（２）　ＮＴＴ西日本は、第一に、ＮＴＴ西日本の加入者回線とソフトバンクＢＢのＤＳＬ設備との間には、ソフトバンクＢＢの法第３８条に基づく従前の請求により既に接続が実現しているから、これを超えてＮＴＴ西日本がソフトバンクＢＢの請求を受け入れなければならない理由はないと主張している。すなわち、ソフトバンクＢＢの設備であるスプリッタ等のＤＳＬ設備とＮＴＴ西日本がＤＳＬ設備との接続のために追加的に設定したＭＤＦの端子盤（Ｈ）及び（Ｖ）のスプリッタ側端子の箇所（以下「既存接続箇所」という。）で接続を行っている。しかるに、ソフトバンクＢＢは、今回新たに既存接続箇所とは異なる箇所、具体的にはＭＤＦの端子盤（Ｈ）及び（Ｖ）のジャンパ線接続端子の両箇所（以下「新接続箇所」という。）での接続を請求している。しかし、法第３８条は、ＮＴＴ西日本に対し、そのネットワークとソフトバンクＢＢのＤＳＬサービスという２つのネットワークを結ぶ接続を義務づけているにとどまるから、ＮＴＴ西日本は、既存接続箇所を設けていることによりその義務を果たしているというのである。

しかしながら、法第３８条にいう「電気通信設備の接続」とは、規定上、接続箇所を限定していないばかりか、その沿革に照らすと、技術的に接続が可能なすべての箇所における接続を意味することが明らかである。

すなわち、法第３８条及びこれに対応する第３９条第１項は、平成９

年に改正され、はじめて接続の一般的義務が規定されたのであるが、改正の契機となったのは、本件と同様に既存の接続箇所とは別の接続箇所を請求する事案が発生したことであった。この事案の申立て事業者は、新しい接続箇所で相手方事業者の設備と接続することを求めたが、相手方事業者はこれを認めず、紛争が長びいた。そのため、郵政大臣は、接続の基本的ルールの在り方について電気通信審議会に対し諮問し、同審議会は、平成８年１２月１９日の答申において、「第一種電気通信事業者のネットワークについては、（中略）正当な理由がある場合を除き、他事業者に対する接続協定の締結を義務付けること」、「技術的に接続が可能なすべての不可欠設備上のポイントにおける接続が提供されること」を提言した。郵政省は、この審議会の答申を受けて法の改正作業に着手し、翌年成立した「電気通信事業法の一部を改正する法律」（平成９年６月２０日法律第９７号）により、答申内容が法第３８条及び第３９条第１項として盛り込まれたのである。

また、平成９年の法改正作業と並行して、「サービスの貿易に関する一般協定の第四議定書」（平成１０年条約第１号）の合意・批准作業が進められていたが、その附属文書中に「主要なサービス提供者との相互接続については、伝送網の技術的に実行可能ないかなる接続点においても確保する」とする規定があったところから、国内においてこれを担保する法令として平成９年改正後の法第３９条第１項を設けたものと理解されている。

したがって、この点の主張は理由がない。

（３） ＮＴＴ西日本は、第二に、ソフトバンクＢＢは本件接続請求によって同社が発注するジャンパ線の自前工事が実現されるものと期待して本件請求をしているが、これは自前工事を前提とする請求であるから、法第３８条に規定する「接続すべき旨の請求」には該当しないと主張する。

確かに、ソフトバンクＢＢが本件接続の実現によって自前工事が可能となるものと期待していることは同社の命令申立書の記載から認められるが、本件申立ては、あくまで法第３８条に依拠して協議の再開を求めるものであり、申立人がそのような主観的な期待を有しているからといって当該接続請求を同条の適用対象外のものとすることはできない。また、およそあらゆる接続請求は、その接続を通じて得られる利点を電気通信役務の向上に活かすことを期待して行われるものであるから、ソフトバンクＢＢによる本件接続請求も、法第３８条の「接続すべき旨の請求」に当たるとすることに問題はない。

したがって、この点の主張は理由がない。

（４） ＮＴＴ西日本は、第三に、本件命令によってＮＴＴ西日本がソフトバンクＢＢの請求に応じる場合には、現行の接続約款の規定によらない条件で接続を行うことになり、接続約款の変更又は法第３８条の２第７項に基づく接続協定の締結についての総務大臣の認可を経なければならないので、第一種指定電気通信設備との接続に関しては個別的紛争解決手段である接続命令の規定は適用されないものと解すべきであると主張する。

しかしながら、接続協議を行うことと、協議の結果締結される接続協定の内容がいかなるものとなるかとは、別個の問題である。また、法第３８条の２第２項は、接続約款の作成を義務づけているが、同時に、当事者間の協議結果に基づいて接続約款を変更することを予定しており、さらに、同条第７項は、認可接続約款により難い特別な事情があるときは総務大臣の認可を受けて認可接続約款の内容と異なる接続協定を締結することができる旨を規定している。

したがって、この点の主張は理由がない。

（５） ＮＴＴ西日本は、第四に、日本電信電話株式会社等に関する法律は、同社に対し、他の電気通信事業者の電気通信回線設備を介することなく、「各加入者回線と各利用者に割当てられた交換機端子が一対一で対応していること」及び「各利用者端末（電話機）から交換機端子まで引かれる加入者回線が遮断されることなく連続していること」を満足する加入者電話網を維持し、あまねく電話サービスを適切、公平かつ安定的に提供することを要求しているのに、ソフトバンクＢＢが請求する新たな接続箇所を認めると、加入者側終端装置から交換機端子に至るまでの加入者回線が他事業者設備に遮断されて加入者電話網の完全性が侵されることになるから、そのような接続形態は、法第３８条の「接続」には含まれていないと解すべきであると主張する。

確かに、日本電信電話株式会社等に関する法律第２条第３項は、地域電気通信業務の定義として、「同一の都道府県の区域内における通信を他の電気通信事業者の設備を介することなく媒介することのできる電気通信設備を設置して行う電気通信業務」と定めているが、これは、接続を義務づけている法を前提として理解すべきものであり、法の義務を制約する根拠になるものではない。現に、ＮＴＴ西日本とソフトバンクＢＢとの間の既存の接続においても、ソフトバンクＢＢの設備を利用してＮＴＴ西日本の電話役務を提供しているのである。

したがって、この点の主張は理由がない。

（６） ＮＴＴ西日本は、第五に、本件の接続請求におけるジャンパ線の管理は法の要求する責任分界点の要件を充たしていないので、ＮＴＴ西日本はこれに応じる義務はないと主張する。

法第４１条第２項第５号は、第一種電気通信事業者が維持すべき技術基準として、「他の電気通信事業者の接続する電気通信設備との責任の分界が明確であるようにすること」を規定している。この規定は、事業用電気通信設備規則が、「事業用電気通信回線設備は、分界点において他の電気通信事業者が接続する電気通信設備から切り離せるものでなければならない」こと（第２３条第２項）、及び「分界点において他の電気通信設備を切り離し又はこれに準ずる方法により当該事業用電気通信回線設備の正常性を確認できる措置が講じられていなければならない」こと（第２４条）を要請していることと併せ考えると、設備における責任の切分けが物理的に明確であることを求める趣旨であることが明白である。これを本件の接続請求についてみると、個別のジャンパ線をどの事業者が設置したものかが明らかになっていれば、物理的な責任分界は明確である。

したがって、この点の主張は理由がない。

（７） 以上のとおり、ソフトバンクＢＢがＮＴＴ西日本に対してした本件接続請求は、法第３８条本文に適合した請求である。

２ 法第３８条各号の該当性

（１） 次に、法第３８条本文の除外事由を定めている各号の該当性について検討する。

同条各号は、接続の請求を受ける第一種電気通信事業者の利益と接続を求める電気通信事業者の利益を調和するため、接続除外事由として、「電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき」（第１号）、「当該接続が当該第一種電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき」（第２号）、「前二号に掲げる場合のほか、総務省令で定める正当な理由があるとき」（第３号）と定め、電気通信事業法施行規則第２３条は、上記の法第３８条第３号に基づき、「電気通信設備の接続を請求した他の電気通信事業者がその電気通信回線設備の接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあること」（第１号）と「電気通信設備の接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であること」（第２号）という二つを除外事由として定めている。

（２） ＮＴＴ西日本は、この点につき、ソフトバンクＢＢがジャンパ線の

設置工事を自ら発注して行うことにより、同社の電気通信役務の円滑な提供に様々な支障が生じるので、法第３８条第１号及び第２号の事由に当たると主張している。

平成９年に法第３８条が改正されて接続義務が定められた当時の理解としては、同条第１号の事由は、電気通信回線設備の損傷や機能障害、役務の品質維持の困難といった事由、具体的には接続の請求を受けた第一種電気通信事業者の電気通信役務を提供するための電気通信回線設備に損傷や障害等をもたらすような場合であると想定されており、本件接続工事を実施する際にも、その態様のいかんによっては、程度の差はあっても同じような危険が生じる可能性もないとは言い切れない。

しかしながら、３において述べるとおり、新接続箇所における接続の是非とその工事を誰がどのように行い、こうした危険を防止するかは、別の問題である。

したがって、この点の主張は理由がなく、他に除外事由があると認めるべき事情はない。

（３） 以上のとおり、本件接続が法第３８条各号に掲げる接続の除外事由に該当するとは認められない。

３　ジャンパ線自前工事の是非

（１） ソフトバンクＢＢは、その申立書にあるとおり、本件接続請求が入れられれば、ＭＤＦジャンパ線の自前工事を行うことが可能となり、それによりサービスの向上がもたらされると考え、その請求を行ったものである。

他方、ＮＴＴ西日本は、ソフトバンクＢＢが求めるＭＤＦジャンパ線の自前工事が行われると、故障・移転・ＤＳＬ事業者変更などの際に電気通信役務の円滑な提供を行うことが困難になるばかりか、誤接続などの事故の増加、保守責任の不明確化、プライバシーへの悪影響、複数事業者の工事の施工に伴う分割損の発生、工事の安全性の低下等が予想されると主張している。

この争点は、本件接続に関する協定を締結するため協議の再開を命じるべきか否かとは別個の問題ではあるが、両社間では不可分一体の問題として捉えられており、実質上本件の最大の対立点となっている。したがって、当委員会が協議の再開を命じるべきであるとの答申をするについては、その命令と自前工事の問題とがいかなる関係に立つのかについての当委員会の理解を示しておくことが必要であり、妥当でもあると考えられる。

そこで、以下、この観点から当委員会の理解を若干示しておくことにしたい。

（2） まず、ソフトバンクＢＢがMDFジャンパ線を所有し、これを法第３８条にいう「電気通信設備」の一部とすることについて、その意味と効果を検討する。

ソフトバンクＢＢがＮＴＴ西日本に対し新接続点の追加を請求し、併せてその接続点に至るジャンパ線を自社で用意するというのであるから、ジャンパ線の所有権がソフトバンクＢＢに帰属し、責任分界点がジャンパ線のＮＴＴ西日本側の接続点となることは明らかである。

また、ソフトバンクＢＢがＮＴＴ西日本に対し新接続点での接続を請求したためこのジャンパ線が必要になるのであるから、これを敷設するための費用は、接続を請求したために生じる費用として原則としてソフトバンクＢＢが負担すべきことも明らかである。

さらに、ジャンパ線を敷設してＮＴＴ西日本の端子と接続する工事は、ソフトバンクＢＢのための工事であることも明らかである。

しかしながら、それらのことは、ソフトバンクＢＢが当然にジャンパ線の敷設や接続の工事をＮＴＴ西日本の意思に優越して自由に行い得ることを意味するものではない。なぜなら、その工事は、必然的にＮＴＴ西日本の設備を利用し、これに影響を与えるものであるから、ＮＴＴ西日本による自社の設備の利用と抵触することが避けられず、ＮＴＴ西日本との間で調整することが必要となるからである。

（3） そこで、両事業者の設備が競合する場合における工事の主体と方法についての法制をみると、次のような経過がある。

郵政大臣は、平成８年１２月１９日の電気通信審議会の答申「接続の基本的ルールの在り方について」を受け、指定電気通信設備との接続に関する制度を導入する等の電気通信事業法改正案を国会に提出した。コロケーション設備の工事について、同答申は、「セキュリティの確保等の観点から、特定事業者による保守受託の形態で行うことも認められるべきである」と提言し、「電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令」（平成９年１１月１７日郵政省令第８１号）により、「他事業者が接続に必要な装置を指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者の建物並びに管路、とう道及び電柱等に設置する場合において負担すべき金額及び条件」を接続約款に定めるべきことが規定された。他方、コロケーション設備の工事主体については、接続約款を作成する事業者が任意に定めることができることとされたので、当時の日本電信電話株式会社は、コロケーション設備の設置及び保守を原則として同社自身で行

うことを接続約款に規定し、郵政大臣の認可を受けた。すなわち、この時点では、接続事業者の所有する設備であっても、日本電信電話株式会社がその工事を実施するとされていたのである。

ところが、このような接続約款の下では接続の円滑化というコロケーションの目的が十分に達成されないおそれがあることが次第に認識されるようになったため、平成１２年２月１８日の電気通信審議会の答申において、郵政大臣に対して、「コロケーションに際して、接続事業者が工事や保守を行うことに関して、その手続等が円滑な接続のために重要であることに鑑み、これを接続約款において規定するようルールを整備すること」が要望された。これを受け、郵政大臣は、「電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令」（平成１２年９月１３日郵政省令第５５号）により、「他事業者が工事又は保守を行う場合の手続」を接続約款に規定すべき事項として追加し、それに基づく接続約款の規定が設けられたことにより、接続事業者がコロケーション設備の自前工事を選択して指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者に請求することも可能となった。

現行のＮＴＴ西日本の接続約款第９５条第１項第３号は、そのための規定であるが、この規定は、同項本文の「接続に必要な装置等を設置するためのスペースの利用を開始する場合」という文言からも明らかなとおり、コロケーションを認められたスペース内で接続事業者が保有する設備を設置する際の手続を規定したものであって、これと他の事業者が自己の設備を管理する権利との競合関係を調整するものと解することはできない。つまりは、接続請求事業者が自前工事を行うこととしてもＮＴＴ西日本その他の事業者のための設備に支障を及ぼすおそれのない場合についての規定であって、この規定を根拠として、ソフトバンクＢＢが本件接続のためのジャンパ線の敷設や接続を当然に自前工事として実施することができることにはならないのである。

以上の経緯と接続約款の規定を前提とすると、コロケーション設備の設置工事の主体に関しては、法は、基本的には事業者間の協議に委ねており、いずれか一方が当然にその主体になるものとは定めていないと解される。

そのことは、前述したとおり接続が相互に設備を利用するという関係にあり、工事の実施によって必然的に相互に影響を及ぼすことになるというこの工事の本質を反映した結果であると考えられる。

（４） 本件接続のための工事についてみると、①既存のＮＴＴ西日本所有のジャンパ線を切断する作業、②ソフトバンクＢＢのジャンパ線を敷設

して接続する作業が必要となるが、①については、ＮＴＴ西日本の了解なしにソフトバンクＢＢがその工事を行うことができないのはもちろんであり、②についても、ＮＴＴ西日本の多数のジャンパ線が混在する狭隘な場所で、他の競合する工事と並行して行うことになり、他のジャンパ線との接触や他の工事人との接触が予想されるため、その工事の主体や方法についてソフトバンクＢＢとＮＴＴ西日本が緊密に協議をして行うべきものというべきである。本件接続工事の主体については、ソフトバンクＢＢ及びＮＴＴ西日本の主張並びに総務大臣から示された命令案において、ソフトバンクＢＢがＭＤＦジャンパ線の自前工事を行うことを前提とするかのような記述があるが、当委員会は、上述したとおり、工事は、その主体や方法についてソフトバンクＢＢとＮＴＴ西日本とが協議して行うべきものと解する。

（５） このように、本件接続に伴う工事に関しては、ソフトバンクＢＢが当然に行い得るものではなく、当事者間で調整すべき事項である。したがって、新接続箇所での接続義務を負うＮＴＴ西日本は、迅速、安価、安全かつ公平な接続を目指して接続義務を誠実に履行する責務があるとともに、他方、ソフトバンクＢＢも、ＮＴＴ西日本の役務提供に支障を及ぼさない具体的な提案を行うことが求められる。当委員会としては、今後、当事者間において、誠意のある協議を行い、早期に妥当な結論が得られることを切に期待する。

第３　結　論

当委員会は、以上の理由により、本件接続協議の再開命令を発することが正当であると判断する。

（７）命令

西日本電信電話株式会社あて平成１５年８月２８日総基料第１３７号

電気通信設備の接続について（命令）

電気通信事業法（昭和５９年法律第８６号。以下「法」という。）第３９条第１項の規定に基づき、ソフトバンクＢＢ株式会社（以下「ＳＢＢ」

という。）の申立てに係る貴社の電気通信設備である端末回線側ＭＤＦのジャンパ線側端子及び加入者交換機側ＭＤＦのジャンパ線側端子とＳＢＢの電気通信設備との接続に関して、接続に関する協定の締結の協議再開を命ずる。

（理由）

ＳＢＢは、かねてから実現を要望しているＭＤＦのジャンパ工事を自ら実施することが可能となるよう、貴社に対し、平成１５年３月６日付け文書により、ＳＢＢの電気通信設備と、貴社の電気通信回線設備である端末回線側ＭＤＦのジャンパ線側端子及び加入者交換機側ＭＤＦのジャンパ線側端子との相互接続を要望したが、貴社は同月２６日付け文書により、この要望に応えられないと回答した。このため、ＳＢＢは、同年４月４日付け文書により、貴社との協議を終了させ、同年５月１６日付けで法第３９条第１項の規定に基づき、別紙（略）のとおり、前述の相互接続に関する協議の再開の命令の申立てを行った。

ＳＢＢの申立てに係る接続は、貴社の電気通信回線設備との新たな接続の請求であることから、法第３８条各号に掲げる場合に該当すると認めるときを除き、これに応じなければならない。当該接続については、当事者間において、貴社の役務提供に支障を及ぼすことのないよう、ジャンパ工事の主体や方法を含めその実施方法を検討・協議する必要はあるが、法第３８条各号に掲げる場合に該当するとは認められず、貴社が本件に係る電気通信回線設備の接続の請求に応じないことには理由が認められない。

【参　考】

（電気通信事業紛争処理委員会事務局作成資料）

西日本電信電話株式会社（NTT 西）とソフトバンクＢＢ株式会社（SBB）の間の接続

現在の接続形態

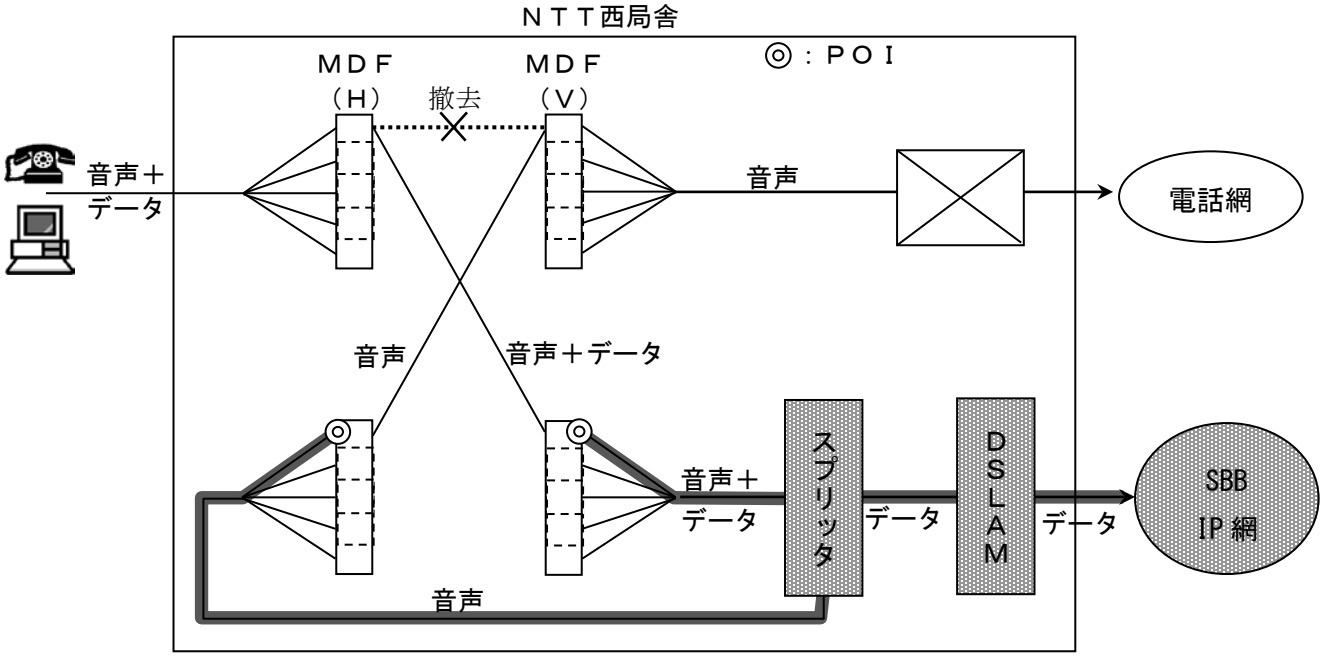

答申で協議再開命令を相当と認めた接続形態

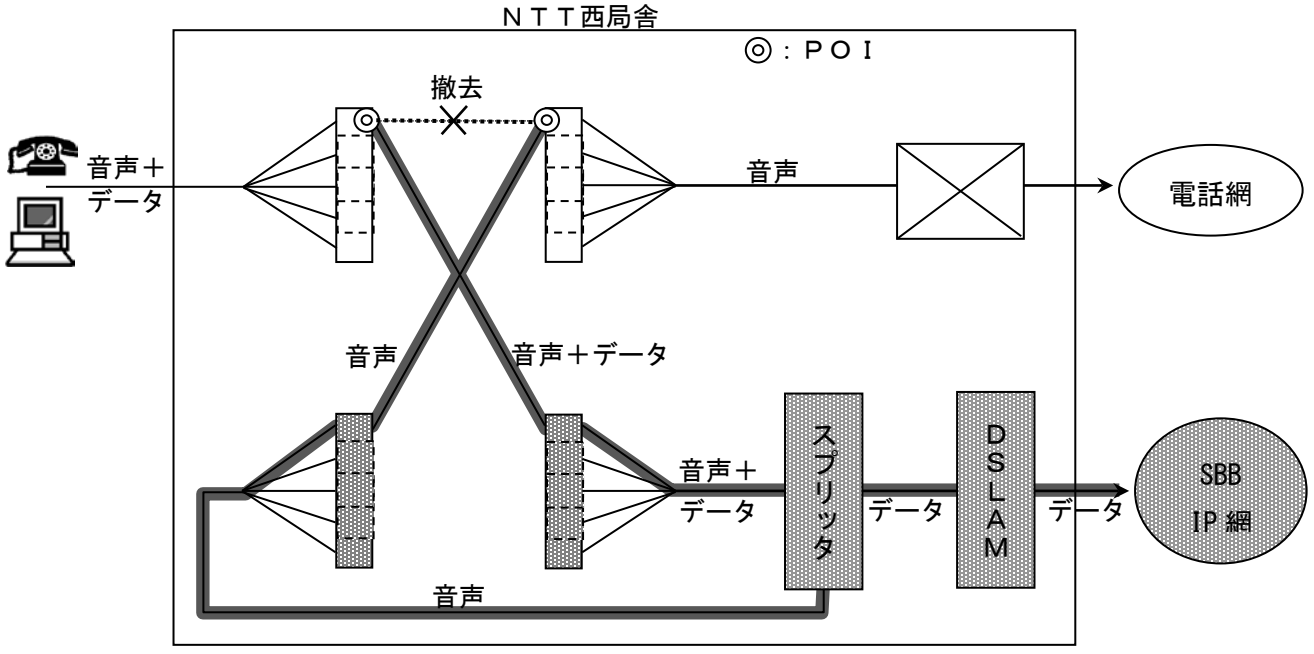

１－２　平成２２年１月２５日申立て（基・電・料金サービス課平成２２年１月２５日第２３号）（電気通信設備の接続協定に関する協議再開命令）

（１）経過

（申請前の経緯）

平成２２年１月１５日に、委員会から、両当事者に対し、あっせんをしない旨の通知（平成２１年（争）第３号）。（Ⅱ-19参照）

平成２２年	
１月２５日	生活文化センター株式会社（以下「生活文化センター」という。）から、命令の申立て。（⇒（２））
２７日	総務大臣から、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（以下「ドコモ」という。）に対し、意見書の提出の機会を付与。
２月１７日	ドコモから、総務大臣に意見書の提出。（⇒（３））
１９日	総務大臣から、生活文化センターに対し、意見書の提出の機会を付与。
３月１２日	生活文化センターから、総務大臣に意見書の提出。（⇒（４））
２９日	総務大臣から、生活文化センターに事業法に基づく報告を求める。
４月２６日	生活文化センターから、総務大臣に事業法に基づく報告の提出。
６月２９日	総務大臣から、委員会に諮問（諮問第８号）。（⇒（５））
７月　８日	委員会から、総務大臣に答申（電委第４２号）。（⇒（６））
１４日	総務大臣から、生活文化センターに対し、接続協議の再開の命令をしない旨の通知書を発出（総基料第１１５号）。（⇒（７））

（２）申立てにおける主な主張

ア　申立ての内容

直収パケット交換機接続（レイヤ２接続）をはじめとする６件の電気通信設備の接続について、ドコモとの協議が不能のため、総務大臣によ

る協議の再開の命令を申し立てた。

イ　協議不能の理由

生活文化センターは、平成２１年７月３１日以降、ドコモに対し協議を申し入れたが、平成２１年１２月１７日、ドコモから文書により接続を拒否され、平成２１年１２月２８日申請の総務省電気通信事業紛争処理委員会のあっせんについても、ドコモから応じないとの報告が委員会にあり、あっせん不実行となったため、協議不能となったもの。

（３）ドコモの主な主張

ア　電気通信事業法施行規則第２３条第１号の該当性

生活文化センターは、その実態が明らかでなく、また、財務データも提供しないままであり、かつ、そのビジネスプランはおよそ非現実的である。

したがって、ドコモに対して将来負担すべき月々の網使用料や預託金を支払わないおそれが大きいと判断されることから、施行規則第２３条第１号に該当し、当該申立ては却下されるべきである。

イ　電気通信事業法第３２条第２号の該当性

生活文化センターは旧平成電電代表取締役社長の別動隊であることや不当な勧誘を行っていることから、様々な社会問題を発生されるおそれが高く、その結果、ドコモへの風評被害や訴訟リスクは不可避である。

したがって、ドコモのブランド価値をおとしめ、同社の利益を不当に害するおそれが極めて高いと判断されることから、法第３２条第２号に該当し、当該申立ては却下されるべきである。

（４）生活文化センターの主な主張

ア　電気通信事業法施行規則第２３条第１号の該当性

ドコモの自己中心の恣意的なビジネスモデルを基にした主張で、何らの根拠もないものである。

イ　電気通信事業法第３２条第２号の該当性

生活文化センターが不当な勧誘を行っているとドコモは主張しているが、それは事実と異なる偏見である。

これを基に不当と言うのは恣意的で、ブランド価値の主張も事実誤認に

基づく主張である。

（５）諮問

平成２２年６月２９日諮問第８号

諮　　問　　書

生活文化センター株式会社から平成２２年１月２５日付けで、電気通信事業法（昭和５９年法律第８６号）第３５条第１項の規定に基づき、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（以下「ドコモ」という。）に対する電気通信設備の接続に関する協議の再開に係る命令の申立てがあった。

これについて審査した結果、当該接続が同法第３２条第３号に掲げる場合に該当すると認められることから、ドコモに対し協議の再開の命令をしないこととしたい。

上記のことについて、同法第１６０条第１号の規定に基づき、諮問する。

（６）答申

平成２２年７月８日電委第４２号

答　　申　　書

平成２２年６月２９日付け諮問第８号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。なお、その理由は、別紙のとおりである。

記

株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（以下「ドコモ」という。）に対し、電気通信事業法（昭和５９年法律第８６号。以下「法」という。）第３５条第１

項の規定に基づく電気通信設備の接続に関する協議の再開の命令をしないことは相当である。

なお、電気通信回線設備との接続の重要性にかんがみ、今後についても電気通信事業者において法第３２条各号の該当性が慎重に判断され、接続拒否が安易に行われることがないようにすべきものであることを付言する。

別　紙

第１　本件の経緯

総務大臣は、平成２２年６月２９日、当委員会に対し、法第１６０条の規定に基づき、法第３５条第１項の規定による電気通信設備の接続に関する協議再開命令について諮問をした。その経緯は次のとおりである。

１　生活文化センター株式会社からの申立て

生活文化センター株式会社（以下「生活文化センター」という。）は、平成２１年７月３１日以降、ドコモに対し、電気通信設備の接続に関する協定の締結を申し入れた。生活文化センターが実現しようとする接続は、次の①から⑥までのとおりである。

① 直収パケット交換機接続（レイヤ２接続）（以下「レイヤ２接続」という。）

② 直収パケット交換機接続（レイヤ３接続）（以下「レイヤ３接続」という。）

③ ｉ‐ｍｏｄｅ移動無線装置接続用パケット交換機接続（以下「ＩＳＰ接続」という。）及びレイヤ２接続による既存のｉ‐ｍｏｄｅユーザ対象のＷｅｂ及びメール接続パケット事業者選択サービス

④ ＩＳＰ接続及びレイヤ３接続による既存のｉ‐ｍｏｄｅユーザ対象のＷｅｂ及びメール接続パケット事業者選択サービス

⑤ 音声関門交換機接続による音声サービス

⑥ ショートメッセージサービス交換機（仮称）接続によるショートメッセージサービス

生活文化センターは、当該接続について、ドコモと協議を行ったが、平成２１年１２月１７日、ドコモから、すべての接続に関してその請求を拒否され、平成２２年１月２５日、総務大臣に対し、法第３５条第１項の規定に基づき、ドコモに対する電気通信設備の接続に関する協議再開命令の申立てを行った。

ドコモが、①継続的に網使用料の支払いが可能であるとは判断できないこ

と、②生活文化センターは旧平成電電株式会社（以下「旧平成電電」という。）代表取締役社長と密接な協働関係の下に電気通信事業を営むものと判断できること等を理由に接続請求を拒否したことに対し、生活文化センターは、①ドコモとの間では、同社の相互接続約款第６４条の２の債務の履行の担保を約束することで、接続の承諾を受けている、②生活文化センターと旧平成電電代表取締役社長は、資本関係はなく、役員でもない旨主張している。

２　ドコモの主張

ドコモは、電気通信事業法施行規則（昭和６０年郵政省令第２５号。以下「施行規則」という。）第２３条第１号及び法第３２条第２号の該当性を主張し生活文化センターからの接続の請求を拒否している。その理由の概要は次の（１）及び（２）のとおりである。

（１）施行規則第２３条第１号の該当性

生活文化センターは、その実態が明らかでなく、また、財務データも提供しないままであり、かつ、そのビジネスプランはおよそ非現実的である。

したがって、ドコモに対して将来負担すべき月々の網使用料や預託金を支払わないおそれが大きいと判断されることから、施行規則第２３条第１号に該当し、当該申立ては却下されるべきである。

（２）法第３２条第２号の該当性

生活文化センターは旧平成電電代表取締役社長の別動隊であることや不当な勧誘を行っていることから、様々な社会問題を発生されるおそれが高く、その結果、ドコモへの風評被害や訴訟リスクは不可避である。

したがって、ドコモのブランド価値をおとしめ、同社の利益を不当に害するおそれが極めて高いと判断されることから、法第３２条第２号に該当し、当該申立ては却下されるべきである。

３　総務大臣の諮問

総務大臣は、平成２２年１月２７日にドコモに対し意見書の提出の機会を付与、同年２月１９日に生活文化センターに対し意見書の提出の機会を付与、同年３月２９日に生活文化センターに対し法に基づく報告を求めた上で、同年６月２９日当委員会に対し諮問を行った。

諮問の内容は、ドコモに対する電気通信設備の接続が法第３２条第３号に掲げる場合に該当すると認められることから、ドコモに対し協議の再開の命令をしないこととしたいとするものである。

４　委員会の審議

当委員会は、総務大臣からの諮問を受け、平成２２年６月２９日に委員会を開催し、諮問内容について説明を受けた後、審議を行い、さらに同年７月８日に委員会を開催して審議を行い、本答申を取りまとめた。

第２　検討

１　法第３５条第１項の協議再開命令について

法第３５条第１項においては、総務大臣は、電気通信事業者が他の電気通信事業者に対し電気通信設備の接続に関する協定の締結を申し入れたにもかかわらず当該他の電気通信事業者がその協議に応じず、又は協議が調わなかった場合で、協定締結を申し入れた電気通信事業者から申立てがあったときは、法第３２条各号に掲げる場合に該当すると認めるとき等を除き、当該他の電気通信事業者に対し、協議の開始又は再開を命ずるものとされている。

２　法第３２条各号の該当性

法第３２条においては、電気通信事業者が他の電気通信事業者の接続請求に応じる義務があることを原則としつつ、例外的にその請求を拒否できる場合として、「電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき」（同条第１号）、「当該接続が当該電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき」（同条第２号）、「前二号に掲げる場合のほか、総務省令で定める正当な理由があるとき」（同条第３号）と規定している。

また、法第３２条第３号を受けた施行規則第２３条においては、「電気通信設備の接続を請求した他の電気通信事業者がその電気通信回線設備の接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあること」（同条第１号）、「電気通信設備の接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であること」（同条第２号）を接続請求を拒否できる正当な理由として規定している。

本件においてドコモは、施行規則第２３条第１号及び法第３２条第２号に当たると主張し、生活文化センターからの接続請求を拒否していることから、その該当性について検討する。

（１）施行規則第２３条第１号の該当性

生活文化センターは、データ通信サービス、音声サービス、ショートメッセージサービス及びメールサービスをフルラインで提供するとしており、第

１の１のとおり、ドコモに対し６種類の接続を求めている。

これらの接続をすべて実現する場合、同社が接続に関し負担すべき金額のうち月々の網使用料としては、少なくとも約２，１９６万円が必要であり、また、同社が接続に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれを払拭するための預託金としては、少なくとも約８億円が必要である。

これらの金額は、同社の運転資本等の規模を著しく上回っている。また、同社が提供を予定している電気通信サービスから月々の網使用料を支払うために十分な収益を短期的に得ることができるとは認められない。さらに、同社の資金の調達先等は未定としていることなどから、借入れや増資等の手段により接続に関し負担すべき金額を支払うことができると判断することはできない。

以上のとおり、生活文化センターが求める６種類の接続を行う場合には、当該接続に関し負担すべき金額の支払いを同社が怠るおそれがあることは否定できず、施行規則第２３条第１号の該当性は認められる。

（２）法第３２条第２号の該当性

電気通信回線設備との接続の重要性にかんがみ、法第３２条第２号の「利益を不当に害するおそれ」に係る該当性を認める場合は、客観的な事実に基づいて、当該接続により相当程度の利益の損失が発生することを合理的に説明できることが求められる。

ドコモは、旧平成電電代表取締役社長と密接な関係がある生活文化センターと接続した場合、旧平成電電の被害者団体からの非難や社会からの風評被害を受けブランドイメージが大きく損なわれること及び生活文化センターが勧誘した代理店からの苦情や損害賠償の申立てが行われることにより、ドコモの利益を不当に害するおそれがあると主張している。

当該主張については、生活文化センターと旧平成電電代表取締役社長が一定の関係性を有することは認められるが、同社長が関係する企業や主導する企業と取引をしている他の企業がドコモの主張するような風評被害を受けたなどの事実は示されていないこと及び生活文化センターの代理店の応募については決定されたものはなく、現在、ドコモが指摘した同社ホームページでの代理店募集は行われていないことから、現状では、ドコモが生活文化センターからの接続請求に応じることをもってドコモに相当程度の利益の損失が発生することを合理的に説明できる事実があるとまでは認められない。

以上のとおり、現状においては、本件接続によりドコモの利益が不当に害されるおそれがあると認めることはできず、法第３２条第２号の該当性を認めることはできない。

（３）以上により、施行規則第２３条第１号の該当性は認められるが、法第３２条第２号の該当性は認められない。

第３　結論

当委員会は、以上の理由により、本件接続に関する協議の再開の命令をしないことは相当であると判断する。

（７）処分についての通知

生活文化センターあて平成２２年７月１４日総基料第１１５号

平成２２年１月２５日付け電気通信事業法（昭和５９年法律第８６号）第３５条第１項の規定に基づく接続協定に関する命令の申立てについては、別紙の理由（省略）により、協議の再開の命令をしないこととしましたので通知します。

２　接続協定等に関する細目の裁定

２－１　平成１４年７月１８日申請（基・電・料金サービス課平成１４年７月１８日第１０８９号）（利用者料金の設定に関する細目についての裁定）

（１）経過

平成１４年	
７月１８日	平成電電株式会社（以下「平成電電」という。）から、裁定の申請（９月１９日及び同月２４日に補正申請書提出)。（⇒（２））
１９日	総務大臣から、株式会社エヌ･ティ･ティ･ドコモ北海道、株式会社エヌ･ティ･ティ・ドコモ東北、株式会社エヌ･ティ･ティ・ドコモ、株式会社エヌ･ティ･ティ・ドコモ東海、株式会社エヌ･ティ･ティ・ドコモ北陸、株式会社エヌ･ティ･ティ・ドコモ関西、株式会社エヌ･ティ･ティ・ドコモ中国、株式会社エヌ･ティ･ティ・ドコモ四国、株式会社エヌ･ティ･ティ・ドコモ九州、ケイディーディーアイ株式会社、沖縄セルラー電話株式会社、株式会社ツーカーセルラー東京、株式会社ツーカーホン関西、株式会社ツーカーセルラー東海及びジェイフォン株式会社（以下「携帯電話事業者１５社」という。）に対し、裁定の申請があった旨の通知。
８月　９日	携帯電話事業者１５社から、答弁書の提出。（⇒（３））
９月２０日	総務大臣から、委員会に諮問　（諮問第３号)。（⇒（４））
１０月　２日	平成電電及び携帯電話事業者１５社から、総務大臣諮問書についての意見の提出。
２４日	沖縄セルラー電話株式会社を除く携帯電話事業者１４社から、再意見の提出。
１１月　５日	委員会から、総務大臣に答申及び勧告（電委第１１５号）。（⇒（５））（Ⅱ－145参照）
２２日	総務大臣から、平成電電及び携帯電話事業者１５社に対し、裁定について通知。（⇒（６））

（２）申請における主な主張

ア　裁定を求める事項

次の接続形態についての利用者料金設定権の帰属

・ＮＴＴ地域～中継事業者（平成電電）～携帯事業者（ＮＴＴドコモ[10]）

・平成電電直収～ＮＴＴ地域～携帯事業者（ＮＴＴドコモ）

・ＮＴＴ地域～中継事業者（平成電電）～携帯事業者（ＫＤＤＩ[11]・沖縄セルラー[12]・ツーカーセルラー[13]・ジェイフォン[14]）

イ　協議不調の理由

携帯電話事業者は、携帯電話事業者が利用者料金を設定すべきであるとして、平成電電が利用者料金を設定したいとの考えを受け入れなかったため、協議が不調に至った。

ウ　平成電電に料金設定権が必要である理由

(ｱ)　平成電電が企業努力により獲得した利用者に対しては自身が設定する割安な料金が適用されるべきである。

(ｲ)　携帯電話事業者各社が現在設定している料金は、平成電電が設定可能と考える料金水準より高い。

[10] 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北陸、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ四国、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州

[11] ケイディーディーアイ株式会社

[12] 沖縄セルラー電話株式会社

[13] 株式会社ツーカーセルラー東京、株式会社ツーカーホン関西、株式会社ツーカーセルラー東海

[14] ジェイフォン株式会社

（３）答弁書における主な主張

ア　ＮＴＴドコモ

(ｱ)　平成電電の裁定申請は、双方の協議の積重ねに全く反し、次に示す理由で、唐突な内容を申請の対象としたものであって、電気通信事業法第３９条第３項の要件を欠くものである。

ⅰ）　本件裁定申請のうち平成電電直収接続に係る部分について、平成電電が料金設定権についての協議が調わなかったとする主張は、実際には合意に至っていることから、当該裁定申請は、却下されるべきである。

ⅱ）　本裁定申請のうち平成電電中継接続に係る部分は、電気通信事業法第３９条第３項の裁定申請の要件を満たしておらず、当該裁定申請は、却下されるべきである。

ⅲ）　そもそも電気通信事業法第３９条第３項の裁定制度は、謙抑的・自制的に運用される必要がある。

(ｲ)　コスト・機能の大半を占める事業者が料金設定を保有することにより、競争に伴うコスト削減努力の結果を料金値下げに反映することが可能となるものであり、現に料金低減化努力を行ってきたところであることも踏まえると、携帯事業者が料金設定するのが妥当かつ適切である。

(ｳ)　そもそも中継接続を許容し、かつ、当該接続に係る料金設定権を申請人とすることについては、当社の利益を不当に害するおそれがある。

イ　ＫＤＤＩ及び沖縄セルラー

(ｱ)　平成電電との協議は、まだ緒に就いたばかりであり、具体的条件を協議する段階に至っていないことから、電気通信事業法第３９条第３項の要件に該当しない。

(ｲ)　このような協議不十分な状況において、具体的かつ確定的な条件について協議に代わるべき裁定がなされた場合には、行政権により協定内容のほとんどすべてが形成されることとなり、今後、裁定制度の濫用を招くなど、事業者間の信義に則った協議が覚束なくなるおそれがある。

(ｳ)　電気通信事業法第３９条第３項の細目裁定制度は、協定の細目について協議が調わない場合の措置を定めたものと理解されるが、平成電電が主張する料金設定権の所在は、事業者間合意の要諦として経営上極めて重要な事項であり、本来的に電気通信事業法第３９条第３項の

細目裁定になじまないものと考えられることから、その発動はより慎重になされるべきである。

ウ　ツーカーセルラー

(ｱ)　平成電電からの接続の要望に対して第一次回答を行ったばかりの状況であり、ほとんど協議も行われていない状況で裁定申請が行われたことについて、極めて異例の裁定申請として誠に遺憾に感じている。

(ｲ)　このような裁定申請を容認してしまうと、平成電電との接続に限らず、今後のすべての相互接続の実施において、事業者間の誠意篤実に基づいた協議を尊重する接続ルールの精神が遵守されないこととなり、円滑な相互接続の実現の土台となる事業者間の信頼関係を大きく損なう先例となる。

エ　ジェイフォン

(ｱ)　選択中継サービスとの接続における主要機能（位置登録やハンドオーバ等）を提供する携帯電話事業者が利用者料金を設定することには合理性があり、料金水準とは別の議論である。

(ｲ)　料金設定の在り方に限らず、そもそも選択中継サービスの実現に当たっては「電気通信設備への影響と技術的課題」、「ネットワークの効率性とコストの問題」、「電気通信業界及び市場に与える影響」等、多岐に渡る検討事項が存在する。これらについての問題解決、各種整理がなされない限り、料金設定権のみについて論じることは意義がない。

(ｳ)　選択中継サービスの波及に伴い、仮に固定発携帯着の料金設定権が固定系事業者に移行することとなった場合には、既に市場支配力を有する第一種指定電気通信設備を設置する事業者の独占を更に強めることとなり、公正競争の促進という今般の競争政策の方向性と相反する結果が生ずることも大いに危惧される。

(ｴ)　平成電電との選択中継サービスに係る協議については、未だ協議開始から１ヶ月程しか経過しておらず、検討事項の抽出を実施している等、現在も協議中との認識であり、当事者間の議論が不十分な状況にある。

（４）諮問

平成１４年９月２０日諮問第３号

諮　　問　　書

電気通信事業法（昭和５９年法律第８６号）第３９条第３項の規定に基づき、平成電電株式会社から、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北陸、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ四国、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州、ケイディーディーアイ株式会社、沖縄セルラー電話株式会社、株式会社ツーカーセルラー東京、株式会社ツーカーホン関西、株式会社ツーカーセルラー東海及びジェイフォン株式会社の電気通信設備との接続に関する裁定の申請があった。

よって、同法第８８条の１８の規定に基づき、本件裁定について諮問する。

（５）答申及び勧告

平成１４年１１月５日電委第１１５号

答　　申　　書

平成１４年９月２０日付け諮問第３号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。なお、その理由は、別紙のとおりである。

記

１　ＮＴＴドコモ・グループに対する接続請求について

株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、株式会社エヌ・

ティ・ティ・ドコモ東海、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北陸、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ四国及び株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州（以下「ＮＴＴドコモ・グループ」という。）は、平成電電株式会社（以下「平成電電」という。）の設置する設備からＮＴＴドコモ・グループの設置する設備に着信することとなる通話（下記３の接続形態に係る通話を除く。）に関し、平成電電が利用者料金を設定する方式（同社がＮＴＴドコモ・グループに対し電気通信事業法第３８条の３第２項に規定する「取得すべき金額」を支払い、同社が利用者料金を設定する方式）での接続請求に応諾しなければならない。また、ＮＴＴドコモ・グループは、その接続について「取得すべき金額」その他の条件を接続約款に定め、これを総務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。

２　接続通話に係る適正な料金設定について

本件は、接続通話に係る利用者料金をいずれの事業者が設定するかという個別事案であるが、問題の本質は、接続通話に係る料金の適正な設定の在り方にかかわるものである。そこで、総務大臣は、単に本件の個別事案を処理するにとどまらず、接続において適正な料金設定が行われるように合理的で透明性のある料金設定の仕組みを検討し、整備すべきである。

３　携帯電話事業者各社に対する中継系接続請求について

平成電電が携帯電話事業者各社に対して接続を申し入れている通話のうち、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社（以下「ＮＴＴ地域会社」という。）の設置する設備から発信し、平成電電が中継接続のみの機能を提供し、携帯電話事業者の設置する設備に着信する形態（以下「中継系接続形態」という。）のものについては、接続に関する協定の細目についての協議が行われるまでには至っておらず、平成電電と携帯電話事業者各社との間には電気通信事業法第３９条第３項に規定する裁定申請要件を具備しているとは認められない。よって、総務大臣は、中継系接続形態に係る接続請求に関しては、同項に基づく裁定を行うべきではない。

別紙

第１　本件の経緯

１　総務大臣からの諮問

総務大臣は、平成１４年９月２０日、当委員会に対し、電気通信事業法第８８条の１８の規定に基づき、同法第３９条第３項の電気通信設備の接続に関する裁定につき諮問をした。この裁定は、携帯電話事業者の設置する設備に着信することとなる通話に関しその利用者料金設定権の帰属についての裁定を求めて、平成電電から申請されたものである。

２　平成電電からの申請

平成電電は、平成１４年７月１８日、総務大臣に対し、電気通信事業法第３９条第３項の規定に基づき、携帯電話事業者の設置する設備に着信することとなる通話の利用者料金設定権の帰属について裁定を申請した（なお、同年９月１９日及び同月２４日に補正がなされている。）。

平成電電が自社に利用者料金設定権があると主張する主な論拠は、（１）平成電電が企業努力により獲得した利用者に対しては自身が設定する割安な料金が適用されるべきである、しかるに、（２）携帯電話事業者各社が現在、設定している利用者料金は、平成電電が設定可能と考える料金水準よりも高いというものである。

３　携帯電話事業者各社の答弁

携帯電話事業者各社は、総務大臣から、平成１４年７月１９日、上記の裁定申請があった旨の通知を受けて、この申請に対する答弁書を同年８月９日に提出した。

利用者料金設定権に関するＮＴＴドコモ・グループの答弁は、平成電電に利用者料金設定権を認めるべきではないというものであり、その主な論拠は、（１）ネットワークのコスト、機能の大半を占める携帯電話事業者側が利用者料金設定権を有する現在の仕組みは維持されるべきである、（２）企業努力により利用者を獲得していることを根拠に利用者料金設定権を主張する論理には飛躍があるというものである。

中継系接続形態に関するＮＴＴドコモ・グループを含む携帯電話事業者各社の答弁の主な論拠は、中継系接続形態の通話に関しては、平成電電との間ではほとんど協議が行われておらず、接続形態の内容についても不明確な段階なので、裁定を行う前提を欠いているというものである。

４　当委員会の審議

平成１４年９月２０日に総務大臣から諮問を受けた当委員会は、同

日、委員会を開催して、担当部局である総合通信基盤局から諮問内容についての説明を受けた。また、当委員会は、本件事案の当事者である平成電電及び携帯電話事業者各社からも事情を聴取することが必要と思料し、当事者に意見書の提出を求めた。これに対し、当事者のすべてから意見書の提出を受けた。

当委員会は、平成１４年９月２０日、１０月４日、同月１１日、同月１７日及び同月３１日と５回にわたり委員会を開いて審議を重ね、本答申を取りまとめた。

第２　検討

１　ＮＴＴドコモ・グループに対する接続請求について

（１）利用者料金の設定原則一般について

複数の電気通信事業者が電気通信設備を接続して電気通信役務を提供する場合、各電気通信事業者は、それぞれの電気通信設備に係る部分についての電気通信役務を利用者に対して提供している。この関係を本件事案に当てはめると、①平成電電が利用者に対して提供する電気通信役務の提供に関する契約関係、②携帯電話事業者が利用者に対して提供する電気通信役務の提供に関する契約関係、③平成電電と携帯電話事業者との間の接続協定という三つの法律関係が存在しており、各電気通信事業者は、法令等に別段の定めがある場合を除き、それぞれの提供する電気通信役務の料金を設定してこれを請求する権限を有することになる。

もっとも、個別の利用者料金の設定と請求は、利用者にとって必ずしも便利なものではなく、事業者にとっても営業戦略の観点から望ましいものではないため、実務上、合意で定められた一の電気通信事業者が複数の電気通信役務を通算した利用者料金（いわゆる「エンド・ツー・エンド料金」）を設定し、他の電気通信事業者に対してはその電気通信役務の料金相当分を支払うこととしているのが通常である。そして、この通算した利用者料金を設定する事業者は、電気通信業界では「利用者料金設定権者」と呼ばれている。

しかし、このエンド・ツー・エンド料金方式が採られている場合でも、各電気通信事業者がその提供する電気通信役務の料金を設定する権限は、根源的には当該電気通信事業者に留保されているのであって、利用者料金設定権者といえどもこの権限を侵害することはできない。その意味において、「利用者料金設定権」という概念は、接続に関与する複数の電気通信事業者の間の合意に基づき、便宜上、利用者料金の設定が一の

事業者に委ねられている事実を指すにすぎないものであって、利用者料金設定権者である電気通信事業者が一方的に他の電気通信事業者が取得すべき金額を決定する権限まで持つことを含意するものではない。

（２）ＮＴＴドコモ・グループに対する接続請求について

ところで、本件において接続請求を受けているＮＴＴドコモ・グループに関しては、その支配的地位を考慮し、電気通信事業法上、上述した利用者料金設定の原則が修正されている。すなわち、同グループが請求された接続については、これにより「取得すべき金額」を接続約款で定め（電気通信事業法第３８条の３第２項）、これに基づいて接続協定を締結することが求められているのであって（同条第４項）、独自に利用者料金を設定して利用者に請求するという原則が修正されているのである。このことを同グループと接続する電気通信事業者の側から見れば、自ら通算した利用者料金を設定した上で、ＮＴＴドコモ・グループに対してはその電気通信役務の料金相当分を「取得すべき金額」（同条第２項）として支払い、その残余の額を自社の収入とすることを予定していることを意味する。

そうすると、ＮＴＴドコモ・グループは、平成電電の設置する設備からＮＴＴドコモ・グループの設置する設備に着信することとなる通話（中継系接続形態に係る通話を除く。）に関して、平成電電が利用者料金を設定する方式（同社がＮＴＴドコモ・グループに対し電気通信事業法第３８条の３第２項に規定する「取得すべき金額」を支払い、同社が利用者料金を設定する方式）での接続請求に応諾しなければならないことになる。また、ＮＴＴドコモ・グループは、その場合の「取得すべき金額」を含む条件を接続約款に定めて、これを総務大臣に届け出るとともに、公表しなければならないことになる。

２　接続通話に係る適正な料金設定について

利用者に対してエンド・ツー・エンド料金を設定した場合には、利用者から通算して収納した料金収入は、接続に関与する電気通信事業者間の接続協定において定められた「取得すべき金額（負担すべき額）」とその「残余の額」とに分配されることとなるが、それらの金額は、いずれも各電気通信事業者が提供する電気通信役務の料金としての性格を持つことになる。この限りにおいて、いわゆる「利用者料金設定権」をいずれの電気通信事業者に帰属させても利害関係の衝突は起きないはずであるが、実際には、利用者料金を設定する電気通信事業者の収益が、他の電気通信事業者に精算した「取得すべき金額」を控除した残額であ

るという点において、ブラックボックス化しやすく、とりわけ料金規制の緩和された現状にあっては、料金設定の合理性に疑念を生じさせやすい構造を有している。

実際にも、ＮＴＴドコモ・グループの標準的な利用者料金プランにおいては、ＮＴＴ地域会社の設置する設備から携帯電話事業者の設置する設備に着信する通話の通話料が３分８０円であり、このうちＮＴＴ地域会社に対して「取得すべき金額」として接続料約５円が支払われ、その残余の額の約７５円が携帯電話事業者の収入となっている。ところが、携帯電話事業者相互間や携帯電話事業者と国際通信事業者との間の接続では、着信側の携帯電話事業者の「取得すべき金額」は接続料として約４０円と設定され、この額が収入となっている。この約７５円と約４０円の間には著しい乖離があるのに、その合理性については納得のいく説明はなされていない。平成電電は、この点を問題視し、携帯電話事業者は、コストを接続料で回収すればよいのに不当な利益を独占していると主張している。これに対し、携帯電話事業者は、「料金設定権が固定事業者側に移れば、コスト回収や今後の事業展開に支障が生じる」との主張を行うのみである。

他方、総務大臣から示された裁定案においても、携帯電話事業者側が利用者料金設定権を有することが慣行であり、それを変更するまでの必要性は認められないと述べられているにとどまり、この慣行の合理性の説明が不足している。しかも、本件に関連し、平成電電とは別の電気通信事業者（ケーブル・アンド・ワイヤレス・アイディーシー株式会社）から電気通信事業法第９６条の２の規定に基づく意見の申出がなされており、今や明解な料金設定の仕組みを構築することが喫緊の要請と考えられる。

確かに、本件は、接続通話に係る利用者料金をいずれの事業者が設定するかという個別事案ではあるが、その奥に、接続通話に係る料金の適正な設定の在り方全般の問題がある以上、総務大臣は、単に個別事案を処理するにとどまらず、接続における適正な料金設定が行い得る合理的で透明性のある仕組みを早急に整備することが必要と考える。

そこで、本件の答申に際し、この点を勧告として付加することとする。

３　携帯電話事業者各社に対する中継系接続請求について

平成電電が携帯電話事業者各社に対して接続を申し入れている通話のうち、中継系接続形態のものについては、平成電電から申入れを行っている事実は認められるものの、この申入れが同社の過去の言動と必ずしも首尾一貫しない点があるほか、同社の申入れに対する携帯電話事業

者側の内容照会にも審らかに回答されないまま、電気通信事業法第３９条第３項に基づく裁定が申請されている。確かに、一般論としては、総務省諮問案のとおり、「一度きりの協議であっても、さらに協議を行ったとしても平成電電自身が望む条件により接続を行うことが困難であるとの予測から、協議が調わないと平成電電が認識したのであれば、同社において裁定申請を行うことができないとの解釈を行うことは適当ではない」場合もあり得ることは否定しないものの、本件事案の場合、平成電電と携帯電話事業者各社の間にはいまだ実務的に十分な協議が尽くされているとは認められない。

むしろ、当委員会が当事者間の主張を整理する過程において、携帯電話事業者の側から、電気通信事業法第３８条各号の接続拒否事由に該当する旨の意見も示されており、今後、平成電電及び携帯電話事業者の間において、こうした接続形態が携帯電話特有の機能や網設備の特徴に照らして、接続の是非自体に関する実務的な協議が行われる必要がある。

したがって、本件事案における中継系接続形態に関する限りでは、平成電電及び携帯電話事業者各社の間に利用者料金設定権の帰属という協定細目についての協議が行われるに至っているとは認められない。

そこで、電気通信事業法第３９条第３項に規定する裁定申請要件を具備しているとは言えないので、先ずは当事者間において接続協議を進めることが適当であると思料する。

（６）裁定についての通知

平成１４年１１月２２日総基料第４４６号

ア　平成電電株式会社あて

平成１４年７月１８日付けで総務大臣に提出された裁定申請書について、別添のとおり裁定いたしましたので通知します。

なお、当該申請のうち、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社（以下「ＮＴＴ東西」という。）の設置する電気通信設備から発信し、貴社が中継接続のみの機能を提供し、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北陸、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国、株式会社エヌ・ティ・ティ・ド

コモ四国、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州（以下「ＮＴＴドコモ」という。）、ケイディーディーアイ株式会社、沖縄セルラー電話株式会社、株式会社ツーカーセルラー東京、株式会社ツーカーホン関西、株式会社ツーカーセルラー東海、又はジェイフォン株式会社の設置する電気通信設備に着信する形態における利用者料金の設定については、貴社と携帯電話事業者各社との間で、接続の条件その他協定の細目についての協議が行われるに至っていないため、裁定を行わないこととしました。

別添

平成電電の設置する電気通信設備からＮＴＴドコモの設置する電気通信設備に着信することとなる通話（ＮＴＴ東西の設置する電気通信設備から発信し、平成電電が中継接続のみの機能を提供し、ＮＴＴドコモの設置する電気通信設備に着信することとなる通話を除く。以下「本通話」という。）について

平成電電が利用者料金を設定することが適当である。

（理由）

１　通話のための利用者料金を負担する側に直結する立場にある事業者は、当該利用者の利用形態、要望等を把握しやすく、さらに、これにこたえることが、利用者を獲得し、サービスの継続的な利用を確保することに直接つながることになる。このため、当該事業者が、利用者料金を設定する方が、利用者にとって選択の範囲が拡大し、その結果、競争の進展を通じて、料金の低廉化及びサービスの多様化が促進されるものと考えられる。本件については、料金の請求を受けるのは発信利用者であり、発信利用者に直接接する電気通信事業者は平成電電のみであるから、同社が利用者料金を設定することが適切である。

２　さらに、本通話に係る接続形態（以下「直収接続」という。）においては、発信利用者の加入者宅から、平成電電が自ら設置する伝送路設備又は他の電気通信事業者が設置する伝送路設備を、ＮＴＴ東西の加入者交換設備を経ることなく、直接自社の交換設備に収容している。このような接続形態の場合、平成電電においては、加入者個々への営業活動、加入者宅までの伝送路設備を利用可能とするための作業等が発生することとなる。さらに、平成電電が自ら伝送路設備を設置する場合には、このために相応の費用を投下することが必要となる。直収接続に関して、平成電電が利用者料金を設定できないとすると、

このような顧客獲得及び維持のための努力が報われず、事業活動の意欲を削ぐこととなる。したがって、地域通信分野における競争を促進するという観点からは、平成電電が利用者料金を設定することが適切である。

3　また、携帯電話は、その特性上、利用者の移動が常に発生する。このため、利用者の契約先事業者を識別する番号から判断して、当該利用者が契約した地域へ接続しても、そこに当該利用者が所在していなかった場合、現在位置に関する情報を把握した上で再度通話路を設定する必要が生じる。ネットワークの効率性の観点から、このような通話路の再設定を回避するためには、発信側の近くで携帯電話事業者と接続することが考えられる。しかし、この場合、固定電話事業者の役務提供区間は短くなり、当該区間において、発側の事業者に加えて中継事業者が存在する意義について、検討が必要となる。一方、直収接続については、２に述べたとおり、発信利用者の加入者宅から、伝送路設備を直接自社の交換設備に収容している。したがって、発信側の近くで携帯電話事業者と接続したとしても、このような問題は生じないものである。

4　したがって、直収接続については、平成電電が利用者料金を設定することが適当である。

イ　株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北陸、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ四国及び株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州あて

平成１４年７月１８日付けで平成電電株式会社より申請のあった貴社との接続に関する裁定申請について、別添のとおり裁定しましたので通知します。

なお、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の設置する電気通信設備から発信し、平成電電株式会社が中継接続のみの機能を提供し、貴社の設置する電気通信設備に着信する形態における利用者料金の設定については、平成電電株式会社と貴社との間で、接続の条件その他協定

の細目についての協議が行われるに至っていないため、裁定を行わないこととしました。

別添

電気通信設備の接続の条件について（裁定）

電気通信事業法（昭和５９年法律第８６号。以下「法」という。）第３９条第３項の規定に基づき、平成電電株式会社（以下「平成電電」という。）の設置する電気通信設備と株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北陸、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ四国及び株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州（以下「ＮＴＴドコモ」という。）の設置する電気通信設備との接続に関して、平成電電からその接続の条件について裁定を求める旨の申請がなされた。そこで、下記のとおり裁定する。

記

平成電電の設置する電気通信設備からＮＴＴドコモの設置する電気通信設備に着信することとなる通話(東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社（以下「ＮＴＴ東西」という。）の設置する電気通信設備から発信し、平成電電が中継接続のみの機能を提供し、ＮＴＴドコモの設置する電気通信設備に着信することとなる通話を除く。以下「本通話」という。)について

平成電電が利用者料金を設定することが適当である。

（理由）

（平成電電株式会社あて通知と同じ。略。）

ウ　ＫＤＤＩ株式会社[15]、沖縄セルラー電話株式会社、株式会社ツーカーセルラー東京、株式会社ツーカーホン関西、株式会社ツーカーセルラー東海及びジェイフォン株式会社あて

平成１４年７月１８日付けで平成電電株式会社より申請のあった貴社との接続に関する裁定申請について、下記のとおり処理しましたので通知します。

記

東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の設置する電気通信設備から発信し、平成電電株式会社が中継接続のみの機能を提供し、貴社の設置する電気通信設備に着信する形態における利用者料金の設定については、平成電電株式会社と貴社との間で、接続の条件その他協定の細目についての協議が行われるに至っていないため、裁定を行わないこととしました。

[15] 平成１４年１１月１日付けで、商号の登記上の表記を「ケイディーディーアイ株式会社」から「ＫＤＤＩ株式会社」に変更。

２－２　平成１９年７月９日申請（基・電・料金サービス課平成１９年７月９日第１９６号）（ＭＶＮＯとＭＮＯ間の接続に関する裁定）

（１）経過

平成１９年	
７月　９日	日本通信株式会社（以下「日本通信」という。）から、裁定の申請。（⇒（２））
１０日	総務大臣から、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（以下「ドコモ」という。）に対し、裁定の申請があった旨の通知。
３１日	ドコモから、答弁書の提出。（⇒（３））
８月　８日	日本通信から、ドコモからの答弁書（７月３１日付け）に対する意見書の提出。
１５日	ドコモから、日本通信からの意見書（８月８日付け）に対する意見書の提出。
９月２１日	総務大臣から、委員会に諮問（諮問第６号）。（⇒（４））
１０月　９日	日本通信及びドコモから、総務大臣諮問書等についての意見の提出。
１１月２２日	委員会から、総務大臣に答申及び勧告（電委第６９号）。（⇒（５））（Ⅱ－149参照）
３０日	総務大臣から、日本通信及びドコモに対し、裁定について通知。（⇒（６））

（２）申請における主な主張

ア　裁定を求める事項

(ｱ)　裁定事項１

本件相互接続に関するドコモの以下の主張には、合理性があるか。

・　相互接続において、ドコモの役務提供区間に係る電気通信サービス（エンドユーザー向けサービス）は、エンドユーザーに対してドコモが提供するサービスであり、そのサービスの内容、運用等については、日本通信の意向に関係なく、ドコモが独自に決めることができる。

(ｲ)　裁定事項２

本件相互接続における料金設定の在り方は、「ぶつ切り料金」、あるいは「エンドエンド料金」（日本通信が料金設定）のいずれとすべきか。

(ｳ)　裁定事項３

本件相互接続における料金体系は帯域幅課金とすべきか。

(ｴ)　裁定事項４

本件相互接続における料金の具体的金額は、いくらとすべきか。

(ｵ)　裁定事項５

本件相互接続に関して開発を要する機能、装置構成、開発方法、開発期間、開発費用及び日本通信の負担分はどうあるべきか。

イ　見解の概要

（５）答申及び勧告中、本件の経緯（別紙）１　日本通信からの申請（１）～（５）イ　見解の概要のとおり

ウ　協議の不調の理由

日本通信がドコモの携帯電話網（３Ｇ）を利用したＭＶＮＯ事業を行うことを希望して、平成１８年１１月２日にドコモに対し協議を申し入れた。

その後、日本通信は、同年１２月１４日、相互接続による「エンドエンド料金」（日本通信が利用者料金を設定）及び料金体系は「帯域幅課金」等を希望し事前調査申込みを行ったが、ドコモは「ぶつ切り料金」及び「従量制課金」等を主張し協議が不調に至った。

（３）答弁書における主な主張

（５）答申及び勧告中、本件の経緯（別紙）２　ドコモの答弁のとおり

（４）諮問

平成１９年９月２１日諮問第６号

諮　　問　　書

電気通信事業法（昭和５９年法律第８６号）第３５条第３項の規定に基づき、日本通信株式会社から、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモの電気通信設備との接続に関する裁定の申請があった。

よって、同法第１６０条第１号の規定に基づき、本件裁定について諮問する。

（以下（裁定案及び理由）略）

（５）答申及び勧告

平成１９年１１月２２日電委第６９号

答申書及び勧告書

平成１９年９月２１日付け諮問第６号をもって諮問された事案について、電気通信事業法第１条（目的）ほか関連条項の規定の趣旨を踏まえ審議した結果、下記１から４までのとおり答申する。また、本件答申に併せ、同法第１６２条第１項の規定に基づき、下記５のとおり勧告する。

なお、本件の経緯は、別紙のとおりである。

記

１　裁定事項１（株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（以下「ドコモ」という。）の役務提供区間における役務内容等は、ドコモが独自に決めることができる、という主張には合理性があるか。）

裁定事項１については、抽象的な考え方について合理性の判断を求めるものであり、日本通信株式会社（以下「日本通信」という。）とドコモとの間の電気通信回線設備の接続（以下「本件接続」という。）に関する協定の細目には当たらず裁定対象とは認められないことから、裁定を行わないことが適当である。

なお、日本通信の申請内容に関連しては、接続に係る両当事者のサービス提供区間のそれぞれのサービスについては、接続協定の内容に整合する形でサービス提供されるものであることから、両当事者のそれぞれのサービス提供条件の内容についても、接続条件その他協定の細目に含まれる場合には独自に自由に決定されるべきものではなく、接続協議に必要な範囲内で当事者間で誠実に協議されるべきものと考えられる。

２　裁定事項２（利用者料金の設定はぶつ切り料金かエンドエンド料金か。）

裁定事項２については、本件接続における利用者料金は、「エンドエンド料金」とし、日本通信に利用者料金の設定権を認めることが適当である。

（理由）

(1) ぶつ切り料金とエンドエンド料金

独自にエンドエンド料金の設定が可能な寡占的なＭＮＯに加え同じ条件のＭＶＮＯの新規参入を可能とすることが競争促進に寄与する。逆に、ドコモが日本通信のサービスと競合する自社独自サービス（本年１０月２２日から提供開始したＰＣ向け定額サービス）でエンドエンド料金を設定する一方、日本通信にエンドエンド料金を許容しないことはイコールフッティングの観点から問題である。また、日本通信が予定する速度別料金や時間帯別料金その他利用者ニーズをよりよく反映させた多様なサービスの展開にはぶつ切り料金では対応しきれないと考えられることなどから、利用者利益の観点からもエンドエンド料金が適当である。

(2) 利用者料金設定権

エンドエンド料金とする場合に、ドコモに本件サービスの利用者料金の設定を認めると、ドコモは自社独自の競合サービスの料金設定権を併せ持つ一方で、日本通信は自社の予定するサービスの料金設定権を持ち得ないこととなる。これは、公正な競争を著しく制限することとなり、適当ではない。また、営業活動を行い顧客を獲得する事業者がエンドエンド料金を設定する方が、利用者にとって分かりやすく、事業者にとっても営業努力が報われ事業活動の意欲を高めることができ、利用者のニーズや要望の把握をもとに不断のサービス内容の改善につなげることが可能となると考えられ、利用者利益及び競争促進の観点から適当である。これらのことから、日本通信に利用者料金の設定権を認めることが適当である。

付言するに、接続を請求する日本通信が自社で利用者料金設定権を有するエンドエンド料金とすることを希望するのに対し、ドコモは、日本通信が利用者料金を設定するエンドエンド料金とすることは自社の設備投資インセンティブを減殺するなどとして反対し、ぶつ切り料金とすることを希望している。しかし、エンドエンド料金の場合でも「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの」を超えない範囲（電気通信事業法第３４条第３項第４号）で適切な接続料金（同法第３４条第２項に規定する「取得すべき金額」）を

設定することは可能であり、ドコモの投資インセンティブを減殺するなどの不利益をもたらすとは認められないことから、ドコモが本件接続条件に反対する主張に十分な合理性は認められない。

なお、ドコモが主張する顧客管理等の基本的事項を独自決定したいとすることやネットワークの輻輳の懸念は、この裁定事項と別に対応することが可能と考えられる。

3　裁定事項３（接続料金の課金方式は帯域幅課金とすべきか。）

裁定事項３については、具体的な一定額を算定する方式については裁定事項４の問題として切り分け、本件接続における接続料金の課金方式は帯域幅課金（帯域幅に基づき、通信量に比例せず一定額を課金する方式。）とすることが適当である。ただし、帯域幅課金とすることには、裁定事項５に含まれる疎通制御機能の開発等ネットワークの輻輳対策について、電気通信の健全な発達の観点に立って両当事者間で十分に協議を行い、協議が調うことを条件とすることが適当である。

（理由）

日本通信は、速度別料金や時間帯別料金などの多様なサービスの提供がしやすいことなどから、接続料金を帯域幅課金とすることを要望している。これに対しドコモは、①情報量とは無関係に帯域幅の比率で全体コストを按分し接続料金を算定することは実際の設備への負荷やコストを反映しない、②接続料金を帯域幅課金とすることで、利用者料金定額制のもとでアプリケーション制限なしのサービスが提供されれば、ドコモのネットワークに輻輳が生じる危険性が高い、として帯域幅課金に反対し、パケット量に応じた従量制課金（通信量に比例して課金する方式）を希望している。

従量制課金に比較すれば帯域幅課金とする場合の方が、その帯域幅の枠を速度や時間の刻みでフルに有効活用することを通じ、より日本通信による多様なサービスの提供を促進させることができると考えられ、今後のモバイルデータ通信サービスの高度化・多様化が期待され、利用者利益の観点から適当である。また、今後インターネット利用等のために高速なＰＣ向け定額制サービスのニーズが高まっていくと予想される中、ドコモは自社独自サービスで定額制を導入する一方、日本通信には利用者向けに定額制サービスの設定がしにくい従量制の接続料金しか認めないことは、公正競争上問題なしとしない。

ドコモは帯域幅の比率で全体コストを按分し接続料金の算定を行う

と実際のコストを反映しないとして帯域幅課金に反対しているが、接続原価の算定は別に行った上で帯域幅に換算する方法や、帯域幅（接続回線の伝送容量）の使用率に一定の標準的な余裕率を設ける方法などの工夫も可能であり、帯域幅課金であるからといって実際の設備負荷やコストを反映できないというものではない。

ドコモが強く懸念しているネットワークの輻輳に接続料金が関係する点については後述するが、その点を別にすれば、課金方式の帯域幅課金自体を否定する十分な理由はない。したがって、総合的に見て本件接続における接続料金の課金方式としては帯域幅課金とすることが適当と考えられる。

一方、ドコモは、日本通信が利用者にＰＣ向け定額制課金によるアプリケーション制限なしのサービスを提供した場合に、ドコモのネットワークに輻輳を生じ他の利用者のサービス利用に悪影響を及ぼす可能性を強く危惧し、通信量に一定の抑制を加えることが可能な従量制の接続料金とするべきであると主張している。現在は固定通信の場合であるが、インターネット上の映像ストリーミングやＰ２Ｐ通信がインターネットサービスプロバイダの設備帯域を圧迫していると指摘されている。利用時間や情報量に上限を設けない定額制サービスは、利用者に使い放題の便利な環境をもたらす一方で、通信事業者側にネットワーク制御や設備増強の大きな負荷を生じさせるものであり、特に、利用者が移動し無線基地局を多数の利用者が共同利用する携帯電話ネットワークにおいては、周波数の制約がある無線基地局への負荷やネットワークの制御に十分な配慮が必要となる。実際にドコモは自社独自のＰＣ向け定額サービスの提供開始に当たりネットワークの保守運用のために、料金とも組み合わせ、様々なアプリケーションや利用方法の制限を設けるとともに各種の通信制御機能を設けている。継続協議とする裁定事項５の疎通制御機能の開発等ネットワークの輻輳への技術的対策が未確定の現段階では、ネットワークの輻輳の懸念が十分に解消されるかどうかは定かではない。

他方で、日本通信はそもそもＰＣ向け定額制課金によるアプリケーション制限なしのサービスの提供の有無自体を明確にしておらず、両当事者間のこれまでの協議ではこれによるネットワークの輻輳の発生の可能性や対応策について十分な協議は行われていない。このような両当事者間の協議の現状等にかんがみると、現段階で接続料金の課金方式の問

題をネットワークの輻輳対策の問題と切り離して確定させることは適当ではないと考えられる。

したがって、接続料金を帯域幅課金とすることには、裁定事項５に含まれる疎通制御機能の開発等ネットワークの輻輳対策について、電気通信の健全な発達の観点に立って両当事者間で十分に協議を行い、協議が調うことを条件とすることが適当である。

なお、今後の当事者間の継続協議に当たっては、円滑な合意形成のために、日本通信が利用者に対して提供するサービスを、①ＰＣ向け定額制課金によるアプリケーション制限なしのサービスと、②その他一定のアプリケーション制限ありのサービスに区分して検討することも考えられる。

４　裁定事項４（接続料金の具体的金額）及び５（開発を要する機能、装置構成、開発方法、開発期間、開発費用及び日本通信の負担分）

裁定事項４及び５については、接続に関する細目についての協議が行われるまでには至っておらず、裁定申請要件を具備しているとは認められないことから、裁定を行わないことが適当である。

なお、今後両当事者間において、裁定案に述べる留意事項も踏まえ相互に必要な情報提供を行い、真摯な協議を通じて円滑に合意が形成されることが望まれる。

５　勧告　―　ＭＶＮＯの参入促進のための環境整備について

移動通信サービスの高度化・多様化を推進する観点から、ＭＶＮＯの参入の促進を図るためには、本件に限らず、ＭＶＮＯとＭＮＯとの協議が円滑に進むような環境の整備が重要である。

総務大臣においては、本件裁定内容を「ＭＶＮＯに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」に反映させることのほか、接続料金の算定の在り方などＭＶＮＯとＭＮＯとの間の円滑な協議に資する事項について、適時適切に検討を行い、所要の措置を講じられることを勧告する。

別 紙

本件の経緯

１　日本通信からの申請

日本通信は、平成１９年７月９日付けで、電気通信事業法（以下「事業法」という。）第３５条第３項の規定に基づき、総務大臣に対し、裁定事項１から５までについての裁定を申請した。

なお、裁定事項１から５までについての日本通信の裁定申請内容及び見解の概要は、それぞれ次のとおりである。

(1) 裁定事項１

ア　裁定申請内容

「本件相互接続に関するドコモの以下の主張には、合理性があるか。

相互接続において、ドコモの役務提供区間に係る電気通信サービス（エンドユーザー向けサービス）は、エンドユーザーに対してドコモが提供するサービスであり、そのサービスの内容、運用等については、日本通信の意向に関係なく、ドコモが独自に決めることができる。」

イ　見解の概要

ドコモの主張には合理性がない。なぜならば、ＭＮＯが当該利用者に提供する電気通信役務の内容は、ＭＶＮＯが当該利用者に提供する電気通信役務の内容に応じて自然に決定されることであるからである。

(2) 裁定事項２

ア　裁定申請内容

「本件相互接続における料金設定の在り方は、「ぶつ切り料金」、あるいは「エンドエンド料金」（日本通信が料金設定）のいずれとすべきか(注)。」

(注) 本申請において「エンドエンド」とは、複数の電気通信事業者の設備を接続することにより役務提供する場合において、一の事業者が役務全体（エンドエンド）の利用者料金（エンドユーザー向け料金）を設定することをいい、「エンドエンド料金」とは、上記の場合において利用者料金設定事業者が設定した利用者料金（エンドユーザー向け料金）のことをいう（平成１５年６月１７日付「料金設定の在り方に関する研究会報告書」６０頁（用語集）参照）。

イ　見解の概要

エンドエンド料金とすべきである。その理由は、次のとおりである。

(ｱ) ぶつ切り料金とする場合におけるドコモの料金には接続に関連しない費用及び利潤が含まれるはずであるため、ぶつ切り料金

とすれば事業法第３４条第３項第４号に適合しない可能性を否定することができないこと。

(ｲ) ぶつ切り料金とすれば、日本通信の電気通信役務に関する価格競争力がドコモに握られるが、エンドエンド料金とすれば、本件接続による電気通信役務全体に関する料金を日本通信が単独の判断で臨機応変に設定することにより価格競争に対抗することができること。

(ｳ) 日本通信にあってはドコモが提供していない電気通信役務を提供することを想定しており、ぶつ切り料金よりもエンドエンド料金の方が利用者にとって分かりやすいこと。

(ｴ) ぶつ切り料金とすれば、ドコモの料金に接続に関連しない費用が含まれるため、料金が不必要に高額に設定されることとなること。

(3) 裁定事項３

ア　裁定申請内容

「本件相互接続における料金体系は帯域幅課金とすべきか(注)。」

(注) 本申請において「帯域幅課金」とは、電気通信事業者の網間を接続する通信回線の通信速度に応じて、電気通信事業者間の精算金額（相互接続においては接続料の金額）を設定する課金方式をいう。

イ　見解の概要

通信の時間又は量に応じた接続料金よりも、帯域幅に応じた接続料金の方が日本通信の事業の形態に照らして適切であるから、帯域幅課金とすべきである。

(4) 裁定事項４

ア　裁定申請内容

「本件相互接続における料金の具体的金額は、いくらとすべきか。」

イ　見解の概要

適正な原価及び適正な利潤を基本とした接続料金とすべきである。また、接続料金の算定に当たっては、網の構成、網を構成する装置の種類及び取得金額、減価償却の方法及び金額、網の運用費並びにこれらが最適に設計・運用されていること、接続料金の算定方式及び計算の過程並びにその合理性等についての情報の開示及び詳細な検討が必要である。

(5) 裁定事項５

ア　裁定申請内容

「本件相互接続に関して開発を要する機能、装置構成、開発方法、開発期間、開発費用及び日本通信の負担分はどうあるべきか。」

イ　見解の概要

本件接続における開発については、その費用についてはドコモの案よりも引き下げることができるとともに、その期間についてもドコモの案よりも短縮することができる。また、開発の目的、範囲、必要性、方法論等についての明確な説明がない。

当該開発の対象たる機能が、ドコモが当然具備しておくべき機能であるから、本件接続における開発に要する費用は、ドコモがこれを負担すべきである。

２　ドコモの答弁

ドコモは、平成１９年７月１０日付けで、事業法第３５条第５項の規定に基づき、日本通信から１の申請があった旨の通知があったことを受け、同月３１日付けで、同項の規定に基づき、総務大臣に対し、答弁書を提出した。

裁定事項１から裁定事項５までについてのドコモの見解の概要は、それぞれ次のとおりである。

(1) 裁定事項１

裁定事項１は、裁定の範囲外の事項である。裁定事項１は極めて観念的かつ抽象的な事項についての裁定を求めるものであり、事業法第３５条第３項に規定する裁定の対象に該当しない。

なお、ＭＮＯに課される責任、接続と卸電気通信役務との相違等にかんがみると、ドコモが利用者に提供する電気通信役務について、ドコモがその内容、運用等を決定することは当然のことである。

(2) 裁定事項２

ぶつ切り料金とするのが適切である。ぶつ切り料金は、責任分界点を境として電気通信役務の提供区間が分かれるという接続の原則と整合的なものである。

なお、仮にエンドエンド料金とするのであれば、発側事業者が利用者料金設定権を持つのが自然かつ公平であり、ドコモ契約者発のパケット通信については、ドコモが利用者料金設定権を持つこととなる。

(3) 裁定事項３

接続料金とは情報がドコモのネットワークを経由することに対する対価であるから、パケット量に応じた従量制課金が公平かつ妥当である。

(4) 裁定事項４

従量制課金により計算される接続料金は、１パケット当たりＡ円となる。

エンドエンド料金とした上で、帯域幅課金とする場合の接続料金の月額は、１０Ｍｂｐｓの帯域幅当たりＢ円となる。

(5) 裁定事項５

本件接続を開始するための開発としては、接続を可能にするための開発のほか、本件接続以外の利用者の通信障害、ドコモのネットワークへの過剰な負担を回避するための開発も含まれる。

各開発が日本通信の要望に従った接続を行うために特別に必要となる開発であることから、開発に要する費用については、日本通信がその全額を負担するのが公平である。

開発期間については、必要とされる合理的な期間とすべきである。

３　総務大臣からの諮問

総務大臣は、平成１９年９月２１日付けで、当委員会に対し、事業法第１６０条第１号の規定に基づき、同法第３５条第３項の電気通信設備の接続に関する裁定について諮問した。諮問された裁定案の概要は、次のとおりである。

(1) 裁定事項１について

裁定対象と認められないことから、裁定を行わない。ただし、他の裁定事項の前提事項と認められることから当該事項の合理性については、理由中で判断を示す。

(2) 裁定事項２について

本件接続における利用者料金の設定は、「エンドエンド料金」とし、日本通信に利用者料金設定権を認めるのが相当である。

(3) 裁定事項３について

本件接続に関してドコモの取得すべき金額（接続料金）の料金体系は、帯域幅課金が相当である。

なお、裁定事項３において判断の対象とする帯域幅課金とは、帯域幅に基づく定額制課金であることを意味するにとどまり、具体的な一定額を算定する方式については裁定事項４の問題として切り分ける。

(4) 裁定事項４及び５について

細目協議にまで至っておらず、裁定申請の要件を欠くことから、裁定を行わない。ただし、協議を継続するに当たって留意すべき点については、理由中で判断を示す。

４　当委員会の審議

当委員会は、平成１９年９月２１日に会議を開催し、総務大臣から諮問を受けるとともに、本件諮問を担当する総合通信基盤局から諮問の内容についての説明を受けた。また、当委員会は、当事者である日本通信及びドコモからも事情を聴取することが必要と思料し、両当事者に意見書の提出を求め、両当事者から意見書の提出を受けた。

当委員会は、平成１９年９月２１日、１０月１２日、同月１９日、同月３０日、１１月２２日と５回にわたり会議を開催して審議を重ね、答申を取りまとめた。また、本件答申に併せて、総務大臣に対して勧告することとした。

（６）裁定について通知

平成１９年１１月３０日総基料第２４５号

ア　日本通信株式会社あて

電気通信事業法（昭和５９年法律第８６号）第３５条第３項の規定に基づき、平成１９年７月９日付けで貴社より申請のあった株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモの電気通信回線設備との接続に関する裁定申請について、別添のとおり裁定したので、同条第６項の規定に基づき通知します。

この処分について不服があるときは、総務大臣に対し、処分があったことを知った日の翌日から起算して６０日以内に異議申立てをすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、この処分があった日の翌日から起算して６か月以内に、国を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

別 添

裁　　定

日本通信株式会社　代表取締役社長　三田　聖二　から、電気通信事業法(昭和５９年法律第８６号)第３５条第３項の規定に基づき、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモの電気通信回線設備との接続に関して、協議が不調であったため、裁定の申請が行われた。

総務大臣は、本件日本通信株式会社の申請及び株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモの答弁及び両当事者からの意見についての調査結果並びに平成１９年１１月２２日に電気通信事業紛争処理委員会から受けた答申の内容を踏まえ、下記のとおり裁定する。

記

裁定事項１について

裁定対象と認められないことから、裁定を行わない。ただし、他の裁定事項の前提事項と認められることから当該事項の合理性については、理由中で判断を示す。

裁定事項２について

本件接続における利用者料金の設定は、「エンドエンド料金」とし、日本通信株式会社に利用者料金設定権を認めるのが相当である。

裁定事項３について

本件接続に関してドコモの取得すべき金額（接続料金）の料金体系は、帯域幅課金が相当である。ただし、帯域幅課金とすることに関し、裁定事項５に含まれる疎通制御機能の開発等ネットワークの輻輳対策について、電気通信の健全な発達の観点に立って両当事者間で十分に協議を行い、協議が調うことが求められる。

なお、裁定事項３において判断の対象とする帯域幅課金とは、帯域幅に基づく定額制課金であることを意味するにとどまり、具体的な一定額を算定する方式については裁定事項４の問題として切り分ける。

裁定事項４及び５について

細目協議にまで至っておらず、裁定申請の要件を欠くことから、裁定を行わない。ただし、協議を継続するに当たって留意すべき点については、理由中で判断を示す。

理　　由（略）

イ　株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモあて

電気通信事業法（昭和５９年法律第８６号）第３５条第３項の規定に基づき、平成１９年７月９日付けで日本通信株式会社より申請のあった貴社の電気通信回線設備との接続に関する裁定申請について、別添のとおり裁定したので、同条第６項の規定に基づき通知します。

この処分について不服があるときは、総務大臣に対し、処分があったことを知った日の翌日から起算して６０日以内に異議申立てをすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、この処分があった日の翌日から起算して６か月以内に、国を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

別 添

（日本通信株式会社あて通知と同じ。略。）

３　土地等の使用に関する協議認可

３－１　平成１４年３月１９日申請（基・電・事業政策課平成１４年３月１９日第２１０号）（無線ＬＡＮサービス事業の用に供する土地等の使用に関する協議認可）

（１）経過

平成１４年	
３月１９日	モバイルインターネットサービス株式会社（以下「ＭＩＳ」という。）から、認可の申請。（⇒（２））
２２日	総務大臣から、東日本旅客鉄道株式会社（以下「ＪＲ東日本」という。）に対し、認可申請があった旨の通知。
４月１１日	ＪＲ東日本から、意見書の提出。（⇒（３））
６月１７日	総務大臣から、委員会に諮問　（諮問第２号）。（⇒（４））
７月　１日	ＭＩＳ及びＪＲ東日本から、総務大臣諮問書についての意見の提出。
３０日	委員会から、総務大臣に答申　（電委第９５号）。（⇒（５））
８月　８日	総務大臣から、ＭＩＳに対して認可拒否処分。（⇒(６)）

（その後の経過）

平成１５年

３月１７日　内閣から、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案（第１５６回国会閣法第１１１号）を国会に提出。（⇒（７））

７月１７日　同法律成立。

（２）申請における主な主張

ア　土地等の種類及び所在地

ＪＲ東日本所有の新宿、池袋、渋谷、東京、上野及び品川の６駅のホーム、コンコース及びそこに至る上流回線提供業者との責任分界点までの有線線路設置場所

イ　線路の種類

有線線路（光ケーブル、メタルケーブル）と、アンテナ（屋外型）、無

線ルータ（屋外型、屋内型)、その他（メディアコンバータ、モデム、ＳＷＨＵＢ）

ウ　土地の使用の認可を申請する理由

ＭＩＳのサービスは、既に第一種電気通信事業者として、総務省より事業許可を得ているが、その公益性、公共性が確認されていると考えている。

ＭＩＳが広く公益に帰すサービスを行う上では、利用者が多く集まる場所でのサービスは不可欠である。この観点において、ＪＲ東日本の駅は、極めて多くの公衆が出入りする場所であり、公益事業に不可欠なものである。また、この点については、ＪＲ東日本自らが駅におけるインターネットアクセス需要を認知しており、かつ、同様のアクセスサービス実験をしていることからも、その必要性が極めて高いといえる。

ＪＲ東日本との交渉においていくつかの提案を行ったが、許諾されず、また、必要な情報が公開されなかったため、当事者間での調整は困難であるとの判断に至った。

ＪＲ東日本からの貸与禁止理由は、ＪＲ東日本自らが無線ＬＡＮの利用を計画しており、その電波利用に対する干渉が懸念されることになっている。これに対して、当該無線ＬＡＮの利用する周波数は、小電力データ通信システムであり、各無線局に免許割当てを行っているものではなく、共用バンドであり、本周波数帯域を利用するものは、相互に電波干渉に対する調整を行い利用するものとなっている。今回の貸与禁止理由は、事実上この周波数帯域に対する占有権若しくは所有権を主張するものであり、到底納得できるものではない。

ＪＲ東日本の構内には豊富なスペースがある。しかも、無線基地局設置希望箇所は、駅ホーム上の店舗上部又は側面や構造物上部、駅構内での天井部分であり、施工場所、施工方法が選択可能なことから、ＪＲ東日本の鉄道事業等に影響を与えないものと考える。さらには、現在ＪＲ東日本自らが駅構内において、同様の無線ＬＡＮ装置を設置運用していることからも、これらの設置運用が鉄道事業等に影響を与えないことは自明である。

（３）意見書における主な主張

ア　本件申請の対象とされる無線ルータ、メディアコンバータ、ＤＳＬモデム等の機器については、たとえ、第一種電気通信事業の用に必要なものではあっても、必ずしもアンテナに接着して設置する必要はないし、また、アンテナとは異なり、特段、設置場所が限定されるなどの事情は存しない

ことから、総務大臣の認可の対象外である。

イ　本件申請は、次の理由から、電気通信事業法（以下「法」という。）第７３条第１項に規定される「必要かつ適当であるとき」には該当しない。

(ｱ)　６駅構内に対するＪＲ東日本の管理権に優先してプラットホーム又はコンコース上に無線ＬＡＮ基地又はＭＩＳタワーを設置すべき特段の必要性を見出し難いのみならず、その設置を認めることは不適当である。

(ｲ)　法第７３条第１項に基づく総務大臣の認可制度は、土地等の所有者等に対して、土地等の物件に対する使用権設定に係る受忍を求めるにすぎず、それ以上に、土地等の所有者等に対して、当該使用権設定に伴う積極的行為又は対応を強いるものではないから、事故発生防止のために乗降客の整理等の積極的対応をＪＲ東日本に余儀なくさせるＭＩＳの本件申請は、明らかに法７３条第１項の限界を逸脱している。

(ｳ)　ＪＲ東日本は、現に、６駅を含む駅構内において、多くのＰＯＳレジ等の機器を稼動させており、これらの機器の正常な作動がＭＩＳによる無線ＬＡＮ基地又はＭＩＳタワーの設置によって妨げられ得る状況を甘受すべき筋合いにないのみならず、駅構内における無線ＬＡＮによるインターネット接続サービスの事業化、無線ＬＡＮ経由のＰＤＡによる旅客情報サービスなども、実際に実験が進行中であるか、又は近日中には実験が開始されるという状況にある以上、ＪＲ東日本によるこれら施策の円滑な実施がＭＩＳによる無線ＬＡＮ基地又はＭＩＳタワーの設置によって阻害され得る状況になることは、当該施策実施に係るＪＲ東日本の基本的権限を否定するものである。

(ｴ)　ＭＩＳによる本件申請は、誠意あるＪＲ東日本の対応を一方的に無視し、ＪＲ東日本駅構内における無線ＬＡＮの方式を、汎用性に全く欠けるＭＩＳ方式によって独占しようという意図に基づくものであるから、相当性に欠ける。

ウ　以上のとおり、ＭＩＳによる本件申請は、法７３条第１項に規定される「必要かつ適当であるとき」の要件の具備に欠けることが明白であるから、速やかに排斥させるべきである。

（４）諮問

平成１４年６月１７日諮問第２号

諮　　問　　書

モバイルインターネットサービス株式会社（以下「ＭＩＳ」という。）から、平成１４年３月１９日付けで、電気通信事業法（以下「法」という。）第７３条第１項の規定に基づき、東日本旅客鉄道株式会社（以下「ＪＲ東日本」という。）に対する土地等を使用する権利の設定に関する協議を求める認可申請があった。

これについて審査した結果、法第７３条第１項及び第２項の認可用件に該当し、又は適合していると認められることから、申請のとおり認可することとしたい。

よって、法第８８条の１８の規定に基づき、上記について諮問する。

なお、上記の判断を行うに至った理由を別紙（省略）に示す。

（５）答申

平成１４年７月３０日電委第９５号

答　　申　　書

平成１４年６月１７日付け諮問第２号に対し、当委員会は、下記のとおり答申する。

記

モバイルインターネットサービス株式会社に対し電気通信事業法第７３条第１項の規定に基づき認可をすることは、相当ではない。

その理由は、別紙記載のとおりである。

別　紙

第１　本件の経過

１　総務大臣からの諮問

総務大臣は、平成１４年６月１７日、当委員会に対し、電気通信事業法（昭和５９年法律第８６号）第８８条の２の規定に基づき、第７３条第１項の規定による土地等の使用に関する認可につき、諮問をした。この認可は、第一種電気通信事業者であるモバイルインターネットサービス株式会社（以下「ＭＩＳ」という。）から、その事業用の線路を設置するため、東日本旅客鉄道株式会社（以下「ＪＲ東日本」という。）が所有する６駅を使用するための協議を求めるため申請されたものである。

２　ＭＩＳからの申請

ＭＩＳは、ＪＲ東日本が所有する新宿、池袋、渋谷、東京、上野及び品川の６駅の駅ホーム、コンコース等において、いわゆる無線ＬＡＮの役務を提供するため、これら６駅の駅ホーム、コンコース等を利用して電気通信設備を設置する必要があるとし、その利用をＪＲ東日本に申し入れたが、拒否された。

そこで、ＭＩＳは、平成１４年３月１９日、総務大臣に対し、電気通信事業法第７３条第１項の規定に基づき、ＪＲ東日本との間で使用権の設定を協議するための認可を申請した。

ＭＩＳの主張の主要な点は、（１）ＭＩＳは、第一種電気通信事業者として無線ＬＡＮにつき事業許可を得ており、その公益性、公共性が確認されていること、（２）ＪＲ東日本の駅は、極めて多くの公衆が出入

りする場所であり、公益事業にとって不可欠なものであること、（３）本件無線ＬＡＮが利用する周波数は、相互に電波干渉に対する調整を行い利用するものであり、その悪影響はないこと、（４）駅構内には豊富なスペースがあり、ＪＲ東日本の鉄道事業等に影響を与えないものであるというものである。

３　ＪＲ東日本の意見

ＪＲ東日本は、平成１４年３月２２日、総務大臣から、上記の認可申請があった旨の通知を受けて、申請についての意見書の提出を求められ、同年４月１１日これを提出した。

ＪＲ東日本の主張の主な点は、（１）電気通信事業法第７３条第１項の規定は、他人の土地等を利用して電柱、電線等を設置しなければ電気通信の線路が断たれて事業の目的が達成できない場合に限って適用されるものであるのに、本件無線ＬＡＮの設備は、それぞれの駅を利用する旅客に対してのみ役務を提供するためのものであって、格別駅に設置しなければ線路が断たれるものではないから、同条項の規定の適用を受ける線路とはいえない、（２）ＭＩＳは、ＪＲ東日本の駅を利用して駅構内で無線ＬＡＮの事業を展開するため本件申請に及んだものであって、ＪＲ東日本の管理権、利用権に優先してこれを使用する必要性及び適当性が認められないばかりか、これが認められるとＪＲ東日本では事故発生防止のための積極的対応を余儀なくされたり、鉄道の安全運行のための機器の作動が阻害されたりする危険を蒙ることになり、さらに、ＪＲ東日本が計画している駅構内の無線ＬＡＮインターネット接続サービスの事業化や無線ＬＡＮによる旅客情報サービスが阻害される危険があるので、ＭＩＳの本件無線ＬＡＮのための駅の使用については電気通信事業法第７３条第１項に規定する「必要かつ適当であるとき」の要件を充たしていないというものである。

４　当委員会の審議

当委員会は、本年６月１７日、総務大臣から諮問を受け、即日委員会を開催して諮問内容について説明を受けるとともに、ＭＩＳ及びＪＲ東日本に対し諮問内容に関して意見を求めることを決定し、７月１日双方から意見書の提出を受けた。

当委員会は、その後本年６月２１日、７月５日、同月１９日、同月２６日及び同月３０日に委員会を開いて審議を重ね、本答申を取りまとめた。

第２　電気通信事業法第７３条第１項の規定の趣旨

１　規定の沿革と特質

電気通信事業法第７３条第１項は、第一種電気通信事業者が事業の用に供する線路の設置のために総務大臣の認可を受けて他人の土地等を使用する権利の設定に関して他人と協議を求めることができる旨を定め、併せて、認可につき、その土地等を利用することが必要かつ適当であるときという要件を定めている。

この規定は、基本的に、旧日本電信電話公社の土地等の使用権について定めた旧公衆電気通信法（昭和２８年法律第９７号）第８１条の規定を継承したものであって、公共の利益となる事業（道路、河川、鉄道等）に必要な土地等の収用又は使用について定めている土地収用法（昭和２６年法律第２１９号）の要件を軽減した補充法であると理解されている。すなわち、第一種電気通信事業を行うには所有者等の権利者が異なる土地を繋いで線路を敷設することが必要不可欠であり、これを円滑に実現することが公共の利益に合致するという認識に立ちつつ、長距離にわたる線路の設置にあたり一部の電柱等でも設置ができないと全体の工事が完成しない結果になること、多数の電柱等を設置するため多数の権利者との間で土地収用法の厳格な手続により使用をすべきものとするときは工事の著しい遅延を招きかねないこと、土地等の使用を認めても生じる負担は土地収用法が対象としている場合のそれと比較して極めて軽微であることが考慮されたものと理解されているのである。

２　規定が適用される線路の範囲

このような規定の沿革と趣旨に照らすと、電気通信事業法第７３条第１項が適用対象としている線路は、第一種電気通信事業者が設置を希望するすべての場所における線路を意味するものではなく、その設置が当然に公共の利益と合致し、土地等の権利者の意思に反してでも使用権を

主張することが認められる場合に限られるものと解するのが相当である。

すなわち、もともと土地収用法や本条項を含む公用使用権の規定は、国民の側に個々の権利者の使用権を上回る利用についての公共の利益ないしは潜在的権利があると観念するところに成り立つものであって、憲法第２９条第３項が「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用いることができる。」と規定しているのも、その趣旨を示すものである。そして、もし土地等の利用について認可が求められている場合において、このような公共の利益が認められないときは、電気通信事業法第７３条第１項にいう線路に該当しないばかりか、土地等を利用することが適当とは認められないことになる。

いかなる場合に土地等を利用することに公共の利益が認められるかを判断するにあたっては、特に、その土地等を利用することにより設置する線路が、その土地等に現在する人を専ら又は主として対象としているのか、それを超える公衆を広く対象としているのかを区別することが重要と考えられる。後者である場合には、電話線を繋ぐための電柱を想起すれば明らかなように、土地等を利用することに公共の利益を肯定することが容易であるのに対し、前者の場合には、その土地等に現在する人に対し通信の役務を提供するか否かは、原則として、土地等の権利者の判断に委ねるのが当然であって、その意思を無視して第一種電気通信事業者に他人の土地等の利用を認めるには、それを肯認するに足りる特別の根拠を必要とするものというべきである。

このことは、これまでの行政解釈において、電気通信事業法第７３条第１項の規定について、所有者等の権利者が異なる場所の間の通信、つまりは隔地者間の通信について適用されるものと説明されていたことと符合するばかりか、同一の構内や同一の建物内の通信に関する電気通信事業法の規定をみても明らかである。すなわち、例えば、同法第４９条第１項では、通信の端末設備につき、「電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、一の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含む。）又は同一の建物内であるものをいう。」と定義し、利用者が端末設備を電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を行った場合には、第一種電気通信事業者は技術基準に適合しない場合等を除きその請求を拒むことができない旨規

定している。これは、電気通信事業法では、同一の構内や同一の建物内の通信のための設備の設置については、土地等の権利者の意思に委ね、電気通信事業者がその構内や建物を使用するには、その施設の権利者との間に私的契約を取り決めることを建前としている証左である。

それればかりか、仮に、電気通信事業法第７３条第１項の規定に基づき、原則として、第一種電気通信事業者が端末設備と同様の設備を、希望するままに私的な場所に設置することが許されるものとすれば、土地等の権利者や利用者の意思に反してでも、際限なく私的な施設を利用して営業活動を展開することが許されることになる。これは、土地収用法より遥かに簡易な手続で同法以上の強大な使用権を肯定することであり、到底電気通信事業法が予定するところとは考えられない。

もし、同一の構内や同一の建物内の通信のための設備の設置について、土地等の権利者の意思に反してでも第一種電気通信事業者による設備の設置を認めるのが適当とすれば、その旨を明示した立法によるべきである（電気通信事業法第３８条が、第一種電気通信事業者に対し、他の電気通信事業者から電気通信回線設備との接続を求められたときは、これに応じる義務がある旨を規定しているのは、その種の立法例である）。

第３　電気通信事業法第７３条第１項の本件への適否

１　ＭＩＳが設置する無線ＬＡＮ設備の性質

ＭＩＳは、平成１４年３月１９日付け「土地等使用認可申請書」において、「有線線路（光ケーブル、メタルケーブル）と、アンテナ（屋外型）、無線ルーター（屋外型、屋内型）、その他（メディアコンバータ、モデム、ＳＷＨＵＢ）」の設置に関して、「ＪＲ６駅　新宿、池袋、渋谷、東京、上野、品川の駅ホーム、コンコース、及びそこに至る上流回線提供業者との責任分界点までの有線線路設置場所」の利用について公用使用権の設定を求めている。

ＪＲ東日本の新宿駅、池袋駅、渋谷駅、東京駅、上野駅及び品川駅は、同社が所有管理する一つの建物或いは区域であると認められる。また、ＭＩＳが設置を予定している「有線線路（光ケーブル、メタルケーブル）

と、アンテナ（屋外型)、無線ルーター（屋外型、屋内型)、その他（メディアコンバータ、モデム、ＳＷＨＵＢ)」の全ての設備は、この各々の建物内に設置される設備である。

ＭＩＳが設置を予定している本件無線ＬＡＮ設備のアンテナ（屋外型）の送信距離は、同社の平成１４年５月８日付け「反論書」に１００メートル程度とされているように、概ね１００メートル程度を超えないものと想定されており、その射程は主としてＪＲ東日本が所有管理する駅の内部に止まるものと認められる。

２　本件無線ＬＡＮ設備の設置と電気通信事業法第７３条第１項

以上の点に照らすと、本件無線ＬＡＮ設備は、隔地者間の通信を行うものではないので、電気通信事業法第７３条第１項にいう線路には該当せず、また、その設置に関してその規定により使用権を認めることは、適当でもない。

本件の土地等の権利者がＪＲ東日本であること及びその６駅を利用する者がＪＲ東日本の旅客であることから、ＪＲ東日本に特別の土地等についての利用受忍義務が認められないか、また、旅客に無線ＬＡＮ設備についての特別の利用請求権が認められないかが一応問題となるが、現行規定を精査しても、これを認めるべき根拠を見出すことはできない。

本来、本件無線ＬＡＮ設備を駅に設置することについては、当事者間の話合いによるべきである。また、そのような設置を促すことが適当であるとすれば、然るべき法令上の根拠を整備する必要がある。

第４　結　論

以上の理由により、ＭＩＳに対し認可をすることは、相当ではないと考える。

（６）認可拒否処分

モバイルインターネットサービス株式会社あて平成１４年８月８日総基事第２３２号

平成１４年３月１９日付けで申請のあった、電気通信事業法第７３条第１項の規定に基づく土地等の使用権設定に係る協議の件は、別紙の理由により、認可しない。

（理由）

１　電気通信事業法第７３条以下の土地等の使用に関する協議認可・裁定制度（以下「本件制度」という。）は、私有財産たる土地及びこれに定着する建物その他の工作物（以下「土地等」という。）について、当該土地等の所有者（所有権以外の権限に基づきその土地等を使用する者があるときは、その者及び所有者。以下同じ。）の意思にかかわらず、強制的に、これを第一種電気通信事業のために用いることを可能とする制度である。

２　このような本件制度の私権制限的な性格にかんがみ、電気通信事業法第７３条第１項に規定する線路及び空中線並びにこれらの附属設備（以下「法第７３条第１項の線路」という。）については、有線電気通信設備令第１条第５号等に規定される「線路」及び「空中線」（以下「電気通信関係法令一般における線路」という。）であることのみならず、本件制度の立法趣旨に合致する態様のものであることをも要するものである。

３　そして、本件制度は、電気通信関係法令一般における線路を、複数の土地等を横断して設置することが、第一種電気通信事業を遂行するために必要不可欠であることを踏まえ、電気通信関係法令一般における線路であってこのような態様のものを円滑に設置することを可能ならしめることを、その立法趣旨とするものであり、一の土地等の内部に現在する利用者に対し電気通信役務を提供するために当該土地等の内部に設置されるような態様のものを想定していない。

（なお、本件制度の立法趣旨については、電気通信事業紛争処理委員会答申（平成１４年７月３０日）においても、「第一種電気通信事業を行うには所有者等の権利者が異なる土地を繋いで線路を敷設することが必要不可欠であり、これを円滑に実現することが公共の利益に合致するという認識に立ちつつ、長距離にわたる線路の設置にあたり一部の電柱等でも設置ができないと全体の工事が完成しない結果になること、多数の電柱等を設置するため多数の権利者との間で土地収用法の厳格な手続により使用をすべきものとするときは工事の著しい遅延を招きかねないこと、土地等の使用を認めても生じる負担は土地収用法が対象としている場合のそれと比較して極めて軽微であることが考慮されたものと理解されているのである。」とされている。）

４　この点において、本件申請に係る「有線線路」、「アンテナ」、「無線ルーター」及び「その他」並びにこれらを一体化した「ＭＩＳタワー」は、空中波の部分を含め、いずれも、東日本旅客鉄道株式会社の所有する駅の一ごとに、その内部に現在する利用者に対し電気通信役務を提供するため、駅の内部に設置されるものであり、複数の土地等を横断して設置されるものでないため、本件制度の立法趣旨に合致する態様のものであるとは認められない。

５　したがって、これらは、法第７３条第１項の線路に該当しないため、認可することは適当でないと認められる。

（７）電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案（第１５６回国会閣法第１１１号）第２条の規定による電気通信事業法第７３条第１項の改正

委員会の答申を受け、電気通信事業法第７３条第１項の規定の改正を盛り込んだ法律案が国会に提出された。

同法律は、平成１５年７月１７日成立、同年７月２４日公布された（平成１６年４月１日から施行。）。

【参　考】

（総務省作成資料）

モバイルインターネットサービス株式会社（ＭＩＳ）の設備構成図

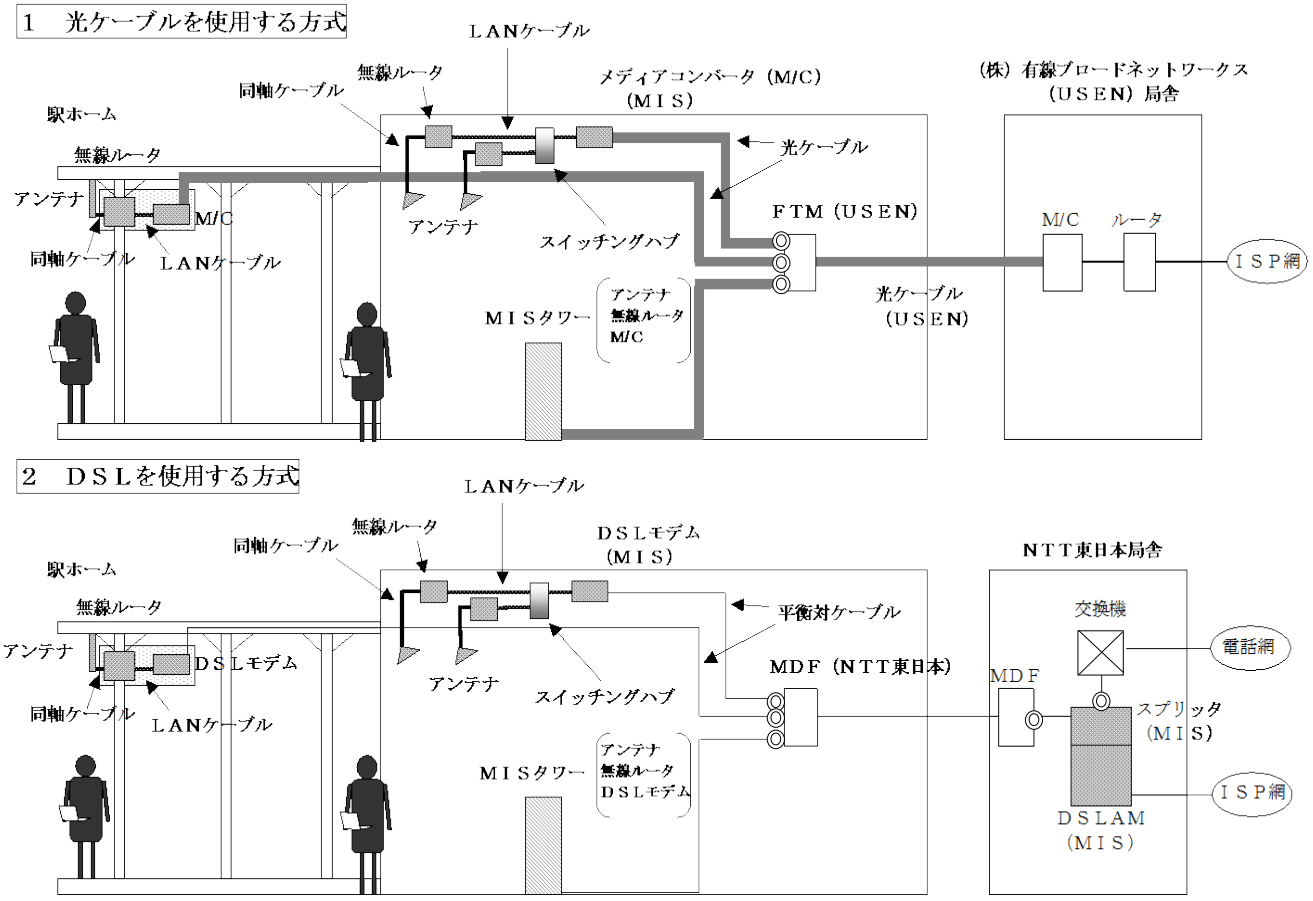

４　電気通信事業者に対する業務改善命令

４－１　平成１４年４月１９日命令（平成１４年４月１９日総基料第７０号の５）

（１）経過

平成１４年	
４月１８日	総務大臣から、委員会に諮問（諮問第１号）。（⇒（２））
１９日	委員会から、総務大臣に答申（電委第６０号）。（⇒（３）） 総務大臣から、ケイディーディーアイ株式会社に対し、業務の改善を命令。（⇒（４））

（２）諮問

平成１４年４月１８日諮問第１号

諮　問　書

ケイディーディーアイ株式会社（以下「ＫＤＤＩ」という。）は、子会社である第二種電気通信事業者（以下「子会社」という。）を通じ、別紙（略）記載の１８の地方公共団体等に対し、届け出た料金を下回る料金により電気通信役務を提供していたことが判明した。子会社に対し、その赤字分は手数料という形式で補てんするなど、脱法的な方法を採っており、また、ＫＤＤＩが子会社経由で提示している割引率は、各エンドユーザごとにさまざまであり、ＫＤＤＩによると、競争事業者の提示条件を予測等し、これとそん色のない条件を提示することにより顧客を獲得することを目的として提示しているものである。その結果、本件エンドユーザへの割引率は、利用額の多寡等の条件とは無関係なものとなっている。このような業務の方法は、電気通信役務の利用の公平性等の観点から不適切であり、利用者の利益を阻害するものと考えられる。

以上のことから、利用者の利益又は公共の利益を確保するために改善が必要であると認められることから、電気通信事業法（昭和５９年法律第８６号。以下「法」という。）第３６条第４項に基づき、

①　子会社がＫＤＤＩの「電話サービス等契約約款」に規定する「スーパーアカウントプラン代表者」又は「割引率逓増型選択料金制サービスＩ利用者」としての実態があるかのように装うことを始め、実際の提供条

件と契約約款記載の提供条件とが齟齬を来たしていることを是正するとともに、今後同様の行為を再演しないこと
②　高額利用割引としての割引を利用額の多寡に応じない割引としないこと
③　①及び②について講じた措置について、１か月以内に総務省に報告すること
④　本件の対象となった１８の地方公共団体等以外にも、同様の事例が行われていないか調査を行い、同様の事例がみられた場合には、①及び②と同様の措置を講じるとともに、調査結果及び講じた措置について、併せて１か月以内に報告すること
を内容とする業務の改善を命ずることとしたい。
上記について、法第８８条の１８の規定に基づき諮問する。

（３）答申

平成１４年４月１９日電委第６０号

答申書

平成１４年４月１８日付け諮問第１号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

ケイディーディーアイ株式会社に対し諮問の趣旨により業務の改善を命ずることは適当と認められる。
ただし、命令にあたっては、以下の点を明示することを考慮されたい。
１　同社が、届け出ていない料金により役務を提供することは、電気通信事業法第３１条第９項に違反し、かつ、特定の利用者にのみこのような行為を行うことは、同法第７条に違反するものであること
２　このような業務の方法は、第一種電気通信事業者の業務の方法が適切でないため利用者の利益を阻害している場合にあたると認められ、改善の措置を採るべきことを命ずることが利用者の利益を確保するために必要と認められること

（４）命令

ケイディーディーアイ株式会社あて平成１４年４月１９日総基料第７０号の５

業務の改善について（命令）

貴社は、子会社である第二種電気通信事業者（以下「子会社」という。）を通じ、別紙（略）記載の１８の地方公共団体等に対し、届け出た料金を下回る料金により電気通信役務を提供していたことが判明した。子会社に対し、その赤字分は手数料という形式で補てんするなど、脱法的な方法を採っており、また、貴社が子会社経由で提示している割引率は、各エンドユーザごとにさまざまであり、貴社によると、競争事業者の提示条件を予測等し、これとそん色のない条件を提示することにより顧客を獲得することを目的として提示しているものである。その結果、本件エンドユーザへの割引率は、利用額の多寡等の条件とは無関係なものとなっている。

貴社が、届け出ていない料金により役務を提供することは、電気通信事業法（昭和５９年法律第８６号。以下「法」という。）第３１条第９項に違反し、かつ、特定の利用者にのみこのような行為を行うことは、法第７条に違反するものである。このような業務の方法は、第一種電気通信事業者の業務の方法が適切でないため利用者の利益を阻害している場合にあたると認められ、改善の措置をとるべきことを命ずることが利用者の利益を確保するために必要と認められる。

よって、法第３６条第４項に基づき、以下の改善の措置をとるべきことを命ずる。

① 子会社が貴社「電話サービス等契約約款」に規定する「スーパーアカウントプラン代表者」又は「割引率逓増型選択料金制サービスⅠ利用者」としての実態があるかのように装うことを始め、実際の提供条件と契約約款記載の提供条件とが齟齬を来たしていることを是正するとともに、今後同様の行為を再演しないこと

② 高額利用割引としての割引を利用額の多寡に応じない割引としないこと

③ ①及び②について講じた措置について、１か月以内に総務省に報告すること

④ 本件の対象となった１８の地方公共団体等以外にも、同様の事例が行われていないか調査を行い、同様の事例がみられた場合には、①及び②と同様の措置を講じるとともに、調査結果及び講じた措置について、併せて１か月以内に報告すること

４－２　平成１６年２月５日命令（平成１６年２月５日総基料第３号の６）

（１）経過

平成１６年	
１月２９日	総務大臣から、委員会に諮問（諮問第５号）。（⇒（２））
２月　４日	委員会から、総務大臣に答申（電委第８号）。（⇒（３））
５日	総務大臣から、ＫＤＤＩ株式会社に対し、業務の改善を命令。（⇒（４））

（２）諮問

平成１６年１月２９日諮問第５号

諮　問　書

ＫＤＤＩ株式会社（以下「ＫＤＤＩ」という。）はかつて、子会社であるＫＣＯＭを通じ、１８の地方公共団体等に対し、電気通信事業法（昭和５９年法律第８６号。以下「法」という。）第３１条第１項の規定により届け出た料金を下回る料金により電気通信役務を提供していたが、当該行為は法第７条及び第３１条第９項に違反し、法第３６条第４項の「第一種電気通信事業者の業務の方法が適切でないため利用者の利益を阻害している」場合に当たると認められたことから、利用者の利益を確保するため、平成１４年４月１９日、当省はＫＤＤＩに対し業務改善命令（総基料第７０号の５）を行った。

このたび、ＫＤＤＩが、民間企業向けの電話サービスについて、上記業務改善命令後も届け出た料金を下回る料金でサービスを提供しているのではないかとの申出が当省にあり、ＫＤＤＩに事実関係の報告を求めたところ、市外通話が４５％から６７％割引、国際通話が３１％から８０％割引等、法第３１条第１項の規定により届け出た料金を下回る料金により電気通信役務を提供していた事例１２件が明らかとなった。

今回明らかとなった１２件は、いずれも上記業務改善命令以前から法第３１条第１項の規定により届け出た料金を下回る料金により電気通信役務を提供していたものであり、上記業務改善命令を受けて、ＫＤＤＩは本来速やかに是正のための措置を講じる必要があったところ、現在までに３件は是正されているが、９件については是正されていない。

以上から、上記業務改善命令後、現時点においてもなお法第３６条第４項の「第一種電気通信事業者の業務の方法が適切でないため利用者の利益を阻害している」状況が継続していると認められることから、同項に基づき、以下を内容とする業務改善命令を行うことといたしたい。

① 今回新たに明らかとなった、届け出た料金を下回る料金により電話サービスを提供していた１２件のうち、現時点で実際の提供条件と契約約款記載の提供条件とがそごを来たしている９件について、速やかに是正すること。

② 今回明らかとなった１２件以外にも、業務改善命令後、届け出た料金を下回る料金により電話サービスを提供していた事例がないか調査を行い、そうした事例が判明し、現時点で是正されていない場合は、①と同様、速やかに是正すること。

③ 法令等の遵守のための内部管理体制等の充実及び強化を図ること。

④ ①、②及び③により講じた措置について、１か月以内に当省に報告すること。

上記について、法第８８条の１８の規定に基づき諮問する。

（３）答申

平成１６年２月４日電委第８号

答申書

平成１６年１月２９日付け諮問第５号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

ＫＤＤＩ株式会社に対し、諮問の趣旨により業務の改善を命ずることは、適当である。

なお、命令を発するに当たっては、ＫＤＤＩ株式会社がその命令を迅速にかつ完全に履行するよう、履行に期限を定める等の配意をされたい。

（４）命令

ＫＤＤＩ株式会社あて平成１６年２月５日総基料第３号の６

業務の改善について（命令）

貴社はかつて、子会社であるＫＣＯＭを通じ、１８の地方公共団体等に対し、電気通信事業法（昭和５９年法律第８６号。以下「法」という。）第３１条第１項の規定により届け出た料金を下回る料金により電気通信役務を提供していたが、当該行為は法第７条及び第３１条第９項に違反し、法第３６条第４項の「第一種電気通信事業者の業務の方法が適切でないため利用者の利益を阻害している」場合に当たると認められたことから、利用者の利益を確保するため、平成１４年４月１９日、当省は貴社に対し業務改善命令（総基料第７０号の５）を行った。

このたび、貴社が、民間企業向けの電話サービスについて、上記業務改善命令後も届け出た料金を下回る料金でサービスを提供しているのではないかとの申出が当省にあり、貴社に事実関係の報告を求めたところ、市外通話が４５％から６７％割引、国際通話が３１％から８０％割引等、法第３１条第１項の規定により届け出た料金を下回る料金により電気通信役務を提供していた事例１２件が明らかとなった。

今回明らかとなった１２件は、いずれも上記業務改善命令以前から法第３１条第１項の規定により届け出た料金を下回る料金により電気通信役務を提供していたものであり、上記業務改善命令を受けて、貴社は、本来速やかに是正のための措置を講じる必要があったところ、現在までに３件は是正されているが、９件については是正されていない。

以上から、上記業務改善命令後、現時点においてもなお法第３６条第４項の「第一種電気通信事業者の業務の方法が適切でないため利用者の利益を阻害している」状況が継続していると認められることから、同項に基づき、利用者の利益を確保するために、以下のとおり業務の改善を命ずる。

１　今回新たに明らかとなった、届け出た料金を下回る料金により電話サービスを提供していた１２件のうち、現時点で実際の提供条件と契約約款記載の提供条件とがそごを来たしている９件について、１か月以内に是正すること。

２　今回明らかとなった１２件以外にも、業務改善命令後、届け出た料金を下回る料金により電話サービスを提供していた事例がないか調査を行い、そうした事例が判明し、現時点で是正されていない場合は、１と同様、１か月以内に是正すること。
３　法令等の遵守のための内部管理体制等の充実及び強化を図ること。
４　１、２及び３により講じた措置について、１か月以内に当省に報告すること。

４－３　平成２２年２月４日命令（平成２２年２月４日総基事第２１号）

（１）経過

平成２２年	
１月２８日	総務大臣から、委員会に諮問（諮問第７号）。（⇒（２））
２月　４日	委員会から、総務大臣に答申（電委第１９号）。（⇒（３）） 総務大臣から、西日本電信電話株式会社に対し、業務の改善を命令。（⇒（４））

（２）諮問

平成２２年１月２８日諮問第７号

諮　問　書

電気通信事業法（昭和５９年法律第８６号。以下「事業法」という。）第２９条第１項第１２号の規定に基づき、以下のとおり、業務の方法の改善その他の措置をとることを命ずることとしたいので、事業法第１６０条第２号の規定に基づき諮問する。

記

平成２１年１１月１８日、西日本電信電話株式会社（以下「ＮＴＴ西日本」という。）が営業及び設備保守等の業務を委託する株式会社ＮＴＴ西日本－兵庫（以下「ＮＴＴ西日本－兵庫」という。）において、利用者情報を販売代理店に不適切に提供したとの報道発表がなされたことを受け、総務省は、ＮＴＴ西日本に対して、事業法第１６６条第１項の規定に基づき、当該事案の事実関係、原因及び再発防止措置等について報告をさせた。

同年１２月１７日にＮＴＴ西日本から提出された報告によれば、同年８月から１０月にかけて、ＮＴＴ西日本の従業員が、ＮＴＴ西日本が他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して入手した他社への電話番号移転に関する情報をＮＴＴ西日本－兵庫の従業員に提供し、次い

で、ＮＴＴ西日本－兵庫の従業員が、同情報を、ＮＴＴ西日本が他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して入手した他社のＤＳＬ役務利用に関する情報とともに、販売代理店に提供した事実が判明した。

また、ＮＴＴ西日本が同様に業務を委託する株式会社ＮＴＴ西日本－北陸（以下「ＮＴＴ西日本－北陸」という。）においても、同年４月から１１月にかけて、ＮＴＴ西日本－北陸の従業員が、ＮＴＴ西日本が他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して入手した他社のＤＳＬ役務利用に関する情報を販売代理店に提供した事実が判明した。

今般、ＮＴＴ西日本の従業員が他社への電話番号移転に関する情報をＮＴＴ西日本－兵庫の従業員に提供した行為は、事業法第３０条第３項第１号に抵触するものと認められる。また、ＮＴＴ西日本－兵庫の従業員が他社への電話番号移転に関する情報及び他社のＤＳＬ役務利用に関する情報を、ＮＴＴ西日本－北陸の従業員が他社のＤＳＬ役務利用に関する情報をそれぞれ販売代理店に提供した行為は、ＮＴＴ西日本が接続の業務に関して入手した他の電気通信事業者の利用者に関する情報を接続の業務の目的以外の目的のために提供するものであり、電気通信事業者間の公正な競争を阻害するおそれがあるものであると認められる。

報告によれば、ＮＴＴ西日本、ＮＴＴ西日本－兵庫及びＮＴＴ西日本－北陸において、他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報（以下「他の事業者等に関する情報」という。）を提供した行為は、顧客情報管理システムにおいて、他の事業者等に関する情報を取り出す権限の付与が業務上当該情報を必要とする者に限定されておらず、また、自社が提供する役務の営業活動を行う部署において、他の事業者等に関する情報が取り扱われる等の要因によるものと認められる。

今回事案の発生を受け、ＮＴＴ西日本からは、顧客情報管理システム端末から他の事業者等に関する情報を取り出すことを不可能とするなどの措置を講ずる旨報告がなされているが、他の事業者等に関する情報の閲覧が当該情報を必要とする業務以外の業務においても可能なままとなっていること、自社が提供する役務の営業活動を行う部署において、他の事業者等に関する情報が取り扱われる体制となっていること等により、依然として、今回の事案と同様の事案が発生し、電気通信事業者間の公正な競争が阻害され、電気通信の健全な発達に支障を生ずるおそれがあり、事業法

第２９条第１項第１２号に抵触するものと認められる。

以上より、事業法第２９条第１項第１２号の規定に基づき、別紙のとおり業務の方法の改善その他の措置をとることを命ずることとしたい。

別　紙

1　他の事業者等に関する情報について、閲覧及び取出しの対象となる情報が、業務上必要な範囲にとどまるよう顧客情報管理システムを見直すこと

2　顧客からの問い合わせ・注文対応等、他の事業者等に関する情報を個別に取り扱うものであって、当該情報を取り扱うことについて合理的な理由が認められる場合を除き、他の事業者等に関する情報を自社が提供する役務の営業に係る一切の行為から隔絶させるために必要な措置を講ずることとし、特に、自社が提供する役務の営業に携わる部門において、他の事業者等に関する情報が取り扱われない体制を構築すること

3　他の事業者等に関する情報の適正な取扱いを確保するための社内規程等について検証し、規程の再整備等所要の措置を講ずるなど、法令等の遵守が徹底される体制をＮＴＴ西日本において構築し、また、ＮＴＴ西日本が他の事業者等に関する情報の取扱いに係る業務の委託を行う会社（以下「地域子会社等」という。）において構築させること

4　他の事業者等に関する情報の不適切な取扱いがあった場合に、これを迅速に把握し、是正するため、ＮＴＴ西日本及び地域子会社等による自主点検の拡充、ＮＴＴ西日本による地域子会社等への監査の実施を含む実効的な監査・監督体制を構築すること

5　以上につき、具体策及び実施時期を明記した業務改善計画を業務の改善命令を行った１ヶ月後までに総務省に提出し、以後、業務改善計画の実施及び改善状況をとりまとめ、平成２４年３月までの間、３カ月ごとに総務省に報告すること

（３）答申

平成２２年２月４日電委第１９号

答申書

平成２２年１月２８日付け諮問第７号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

西日本電信電話株式会社（以下「ＮＴＴ西日本」という。）に対し諮問の趣旨により業務の改善を命ずることは、適当である。

ただし、命令に当たっては、以下の点に留意されたい。

１　ＮＴＴ西日本が他の電気通信事業者の電気通信設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことのできない電気通信設備を設置する電気通信事業者であることにかんがみ、ＮＴＴ西日本がその立場を十分に認識しつつ命令を確実に履行するよう注視すべきこと。

２　ＮＴＴ西日本及び地域子会社等における「法令等の遵守が徹底される体制の構築」として講じさせる措置については、次のとおりとされるべきこと。

①　社内における業務分掌等の観点からも必要かつ十分な措置であること。

②　客観的な検証可能性に配意しつつ講じられること。

（４）命令

西日本電信電話株式会社あて平成２２年２月４日総基事第２１号

業務の改善等について（命令）

平成２１年１１月１８日、貴社が営業及び設備保守等の業務を委託する株式会社ＮＴＴ西日本－兵庫（以下「ＮＴＴ西日本－兵庫」という。）において、利用者情報を販売代理店に不適切に提供したとの報道発表がなされたことを受け、総務省は、貴社に対して、電気通信事業法（昭和５９年法律第８６号。以下「事業法」という。）第１６６条第１項の規定に基づき、当該事案の事実関係、原因及び再発防止措置等について報告をさせた。

同年１２月１７日に貴社から提出された報告によれば、同年８月から１０月にかけて、貴社の従業員が、貴社が他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して入手した他社への電話番号移転に関する情報をＮＴＴ西日本－兵庫の従業員に提供し、次いで、ＮＴＴ西日本－兵庫の従業員が、同情報を、貴社が他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して入手した他社のＤＳＬ役務利用に関する情報とともに、販売代理店に提供した事実が判明した。

また、貴社が同様に業務を委託する株式会社ＮＴＴ西日本－北陸（以下「ＮＴＴ西日本－北陸」という。）においても、同年４月から１１月にかけて、ＮＴＴ西日本－北陸の従業員が、貴社が他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して入手した他社のＤＳＬ役務利用に関する情報を販売代理店に提供した事実が判明した。

今般、貴社の従業員が他社への電話番号移転に関する情報をＮＴＴ西日本－兵庫の従業員に提供した行為は、事業法第３０条第３項第１号に抵触するものと認められる。また、ＮＴＴ西日本－兵庫の従業員が他社への電話番号移転に関する情報及び他社のＤＳＬ役務利用に関する情報を、ＮＴＴ西日本－北陸の従業員が他社のＤＳＬ役務利用に関する情報をそれぞれ販売代理店に提供した行為は、貴社が接続の業務に関して入手した他の電気通信事業者の利用者に関する情報を接続の業務の目的以外の目的のために提供するものであり、電気通信事業者間の公正な競争を阻害するおそれがあるものであると認められる。

報告によれば、貴社、ＮＴＴ西日本－兵庫及びＮＴＴ西日本－北陸において、他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報（以下「他の事業者等に関する情報」という。）を提供した行為は、顧客情報管理システム

において、他の事業者等に関する情報を取り出す権限の付与が業務上当該情報を必要とする者に限定されておらず、また、自社が提供する役務の営業活動を行う部署において、他の事業者等に関する情報が取り扱われる等の要因によるものと認められる。

今回事案の発生を受け、貴社からは、顧客情報管理システム端末から他の事業者等に関する情報を取り出すことを不可能とするなどの措置を講ずる旨報告がなされているが、他の事業者等に関する情報の閲覧が当該情報を必要とする業務以外の業務においても可能なままとなっていること、自社が提供する役務の営業活動を行う部署において、他の事業者等に関する情報が取り扱われる体制となっていること等により、依然として、今回の事案と同様の事案が発生し、電気通信事業者間の公正な競争が阻害され、電気通信の健全な発達に支障を生ずるおそれがあり、事業法第２９条第１項第１２号に抵触するものと認められる。

以上より、事業法第２９条第１項第１２号の規定に基づき、別紙のとおり業務の方法の改善その他の措置をとることを命ずる。

なお、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、この処分があった日の翌日から起算して６か月以内に、国を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

別　紙

１　他の事業者等に関する情報について、閲覧及び取出しの対象となる情報が、業務上必要な範囲にとどまるよう顧客情報管理システムを見直すこと

２　顧客からの問い合わせ・注文対応等、他の事業者等に関する情報を個別に取り扱うものであって、当該情報を取り扱うことについて合理的な理由が認められる場合を除き、他の事業者等に関する情報を自社が提供する役務の営業に係る一切の行為から隔絶させるために必要な措置を講ずることとし、特に、自社が提供する役務の営業に携わる部門において、他の事業者等に関する情報が取り扱われない体制を構築すること

３　他の事業者等に関する情報の適正な取扱いを確保するための社内規程等について検証し、規程の再整備等所要の措置を講ずるなど、法令等の遵守が徹底される体制を貴社において構築し、また、貴社が他の事業者等に関する情報の取扱いに係る業務の委託を行う会社（以下「地域子会社等」という。）において構築させること

４　他の事業者等に関する情報の不適切な取扱いがあった場合に、これを迅速に把握し、是正するため、貴社及び地域子会社等による自主点検の拡充、貴社による地域子会社等への監査の実施を含む実効的な監査・監督体制を構築すること

５　以上につき、具体策及び実施時期を明記した業務改善計画を平成２２年３月４日までに総務省に提出し、以後、業務改善計画の実施及び改善状況をとりまとめ、平成２４年３月までの間、３カ月ごとに総務省に報告すること

【参考】ＮＴＴ西日本から提出された業務改善計画の概要

平成２２年２月２６日、ＮＴＴ西日本から、業務改善計画が報告された。

＜概要＞

１　顧客情報管理システムの見直しについて

・　すべての顧客情報管理システム端末からの他事業者サービス情報の抽出を不可とする（平成２２年１月実施済み）。

・　顧客情報管理システム端末における他事業者サービス情報については、営業部門における閲覧を不可とする（同年５月実施予定）。

・　顧客情報管理システムの閲覧の監査ログチェックを四半期ごとから毎月実施へ強化する（同年１月より実施）。

２　業務体制の見直しについて

・　営業部門において他事業者サービス情報を取り扱わない体制を構築するため、現在、営業部門で実施している受注等処理業務を設備部門へ移管する（同年５月実施予定）。

・　上記の措置に伴い、営業部門における他事業者サービス情報の閲覧を不可とする（他事業者との協議後、速やかに実施）。

３　法令遵守体制の構築について

・　他事業者情報・個人情報の目的外利用禁止など、法令等の遵守が徹底される体制の構築を目的として、社長直轄組織の「情報セキュリティ推進部（仮称)」を設置する（同年４月実施予定)。

・　他事業者情報の適正利用に関する研修内容の充実を図り、法令等の遵守を再度徹底する取組を強化する（同年１月実施済み（Web研修)、今後も随時実施予定)。

・　顧客情報保護に関する規程類を見直す（同年４月実施予定)。

・　地域子会社等への業務委託に関する契約を整備する(同年４月実施予定)。

４　監査・監督体制の構築について

・　顧客情報に関する点検及び公正競争遵守のための業務点検を充実・強化する（前者は同年４月以降実施予定、後者は同年２月までに実施済み。)。

・　本社考査部門による監査について監査項目を充実し、平成２２年度中にすべての地域子会社等を対象に監査を実施する（同年４月以降実施予定)。

５　業務改善計画の実施及び改善状況の報告について

・　１から４までの対処策を速やかに実行し、改善状況とあわせて、平成２４年３月までの間、３カ月ごとに総務省へ報告する。

第３章　総務大臣に対する勧告

【電気通信事業法関係】

１　コロケーションのルール改善に向けた勧告（平成１４年２月２６日電委第３２号）

（１）経過

平成１４年	
２月１４日	平成１４年（争）第１号事件解決。（Ⅱ－45 参照）
２６日	委員会から、総務大臣に勧告（電委第３２号）。（⇒（２））
３月２５日	東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社から、接続約款の変更認可の申請。（⇒（３））
５月２３日	総務大臣が、接続約款の変更を認可。

（２）勧告

総務大臣あて平成１４年２月２６日電委第３２号

勧　告　書

電気通信事業法第８８条の２０第１項に基づき、平成１４年２月１日（争）第１号事件の解決に関連し下記の措置が講じられるよう総務省において配慮されることを勧告する。

記

第一種指定電気通信設備との円滑な接続のために必要な通信用建物の利用（所謂コロケーション）について、現状では接続事業者からの利用請求の先後のみが優先度として考慮されていることを改め、請求の先後に加え、サービス利用申込者への対応の必要等からみた利用の緊急性も優先度として考慮される等の工夫を加え、電気通信事業法の予定する公益性に一層即した方法により希少資源の配分が行われるよう、第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者において措置を講じること。

（３）接続約款変更の概要

①　スペース、ＭＤＦ及び電力について、管理基準値を設定。
②　当該基準値を下回ったビルにおいて、これら希少資源の配分の上限を

設定した上で、当該ビルにおける申込みに対し、利用率等を考慮して割当て。

２　接続における適正な料金設定が行い得る仕組みの整備の勧告（平成１４年１１月５日電委第１１５号）

（１）経過

平成１４年	
９月２０日	総務大臣から、委員会に諮問（ＮＴＴドコモ等携帯電話事業者に対する利用者料金の設定に関する細目に係る裁定）。
１１月　５日	委員会から、総務大臣への答申に併せて勧告（電委第１１５号）。（⇒（２））（Ⅱ－85 参照）
１２月１９日	総合通信基盤局において、委員会勧告を踏まえ、「料金設定の在り方に関する研究会」を開催。
平成１５年	
６月１７日	同研究会報告書の公表。（⇒（３））
２５日	総合通信基盤局において、「固定電話発携帯電話着の料金設定に関する方針」の策定・公表。（⇒（４））

（２）勧告

総務大臣あて平成１４年１１月５日電委第１１５号（勧告に関する部分のみ抜粋）

答　　申　　書

平成１４年９月２０日付け諮問第３号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。なお、その理由は、別紙のとおりである。

記

１　ＮＴＴドコモ・グループに対する接続請求について
（略）

２　接続通話に係る適正な料金設定について
本件は、接続通話に係る利用者料金をいずれの事業者が設定するかという個別事案であるが、問題の本質は、接続通話に係る料金の適正な設定の在り方にかかわるものである。そこで、総務大臣は、単に本件の個別事案を処理するにとどまらず、接続において適正な料金設定が行われるように合理的で透明性のある料金設定の仕組みを検討し、整備すべきである。

３　携帯電話事業者各社に対する中継系接続請求について
（略）

別紙

第１　本件の経緯
（略）

第２　検討

１　ＮＴＴドコモ・グループに対する接続請求について
（略）

２　接続通話に係る適正な料金設定について
利用者に対してエンド・ツー・エンド料金を設定した場合には、利用者から通算して収納した料金収入は、接続に関与する電気通信事業者間の接続協定において定められた「取得すべき金額（負担すべき額）」とその「残余の額」とに分配されることとなるが、それらの金額は、いずれも各電気通信事業者が提供する電気通信役務の料金としての性格を持つことになる。この限りにおいて、いわゆる「利用者料金設定権」をいずれの電気通信事業者に帰属させても利害関係の衝突は起きないはずであるが、実際には、利用者料金を設定する電気通信事業者の収益が、他の電気通信事業者に精算した「取得すべき金額」を控除した残額であるという点において、ブラックボックス化しやすく、とりわけ料金規制の緩和された現状にあっては、料金設定の合理性に疑念を生じさせやすい構造を有している。

実際にも、ＮＴＴドコモ・グループの標準的な利用者料金プランにおいては、ＮＴＴ地域会社の設置する設備から携帯電話事業者の設置する設備に着信する通話の通話料が３分８０円であり、このうちＮＴＴ地域会社に対して「取得すべき金額」として接続料約５円が支払われ、その残余の額の約７５円が携帯電話事業者の収入となっている。ところが、携帯電話事業者相互間や携帯電話事業者と国際通信事業者との間の接続では、着信側の携帯電話事業者の「取得すべき金額」は接続料として約４０円と設定され、この額が収入となっている。この約７５円と約４０円の間には著しい乖離があるのに、その合理性については納得のいく説明はなされていない。平成電電は、この点を問題視し、携帯電話事業者は、コストを接続料で回収すればよいのに不当な利益を独占していると主張している。これに対し、携帯電話事業者は、「料金設定権が固定事業者側に移れば、コスト回収や今後の事業展開に支障が生じる」との主張を行うのみである。

他方、総務大臣から示された裁定案においても、携帯電話事業者側が利用者料金設定権を有することが慣行であり、それを変更するまでの必要性は認められないと述べられているにとどまり、この慣行の合理性の説明が不足している。しかも、本件に関連し、平成電電とは別の電気通信事業者（ケーブル・アンド・ワイヤレス・アイディーシー株式会社）から電気通信事業法第９６条の２の規定に基づく意見の申出がなされており、今や明解な料金設定の仕組みを構築することが喫緊の要請と考えられる。

確かに、本件は、接続通話に係る利用者料金をいずれの事業者が設定するかという個別事案ではあるが、その奥に、接続通話に係る料金の適正な設定の在り方全般の問題がある以上、総務大臣は、単に個別事案を処理するにとどまらず、接続における適正な料金設定が行い得る合理的で透明性のある仕組みを早急に整備することが必要と考える。

そこで、本件の答申に際し、この点を勧告として付加することとする。

３　携帯電話事業者各社に対する中継系接続請求について

（略）

（３）「料金設定の在り方に関する研究会」報告書（抜粋）

第５章　まとめ

・　本研究会の結論は、以下のとおりである。

①　固定電話発携帯電話着における中継接続については、まず選択中継を導入し、発側利用者が、呼ごとに事業者識別番号を付すことにより、中継事業者を選択した場合には、当該呼については中継事業者が料金設定をすること

②　発側利用者が、呼ごとに事業者識別番号を付さない場合には、これまでどおり携帯電話事業者の料金設定とすること

③　現状においては、優先接続まで導入する必要性はないこと

④　（略）

・　固定電話発携帯電話着の料金設定に関しては、今後、電気通信事業者から総務大臣に裁定等の申請がなされた場合、この結論に従って裁定等を行うことが適当であり、総務省は、速やかに裁定等の方針を示すことが適当であると考えられる。

・　今後、中継事業者（中略）のうち、携帯電話着信のサービスを実施したいと考える事業者と携帯電話事業者との間で、ルーチングの方法、課金方式、接続料等について、接続協議が行われると想定されるが、本研究会においては、当該接続協議において決定される事項のうち、料金設定の帰属についての考

え方を示したものである。関係事業者においては、必要な協議、システム改修等を行い、早期に接続が実現されることが望まれる。

（４）「固定電話発携帯電話着の料金設定に関する方針」（抜粋）

総務省は、昨年１２月以降、「料金設定の在り方に関する研究会」を開催し、固定電話発携帯電話着の通話のうち、中継接続（中略）の通話について、どの事業者が利用者料金を設定すべきかについて、検討を行ってきた。

総務省は、当該研究会からの報告書を踏まえ、以下のとおり、固定電話発携帯電話着の料金設定に関する方針を示すこととした。どの事業者が利用者料金を設定するかについては、事業者間の協議によるものであるが、第一種電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、当該協議が調わない場合、電気通信事業者は、電気通信事業法（昭和５９年法律第８６号）第３９条第３項に基づき総務大臣の裁定を申請することができる。総務省においては、中継接続（中略）の通話について、当該申請がなされた場合には、以下の考え方により、裁定を行う。

１　中継接続について

中継接続に係る利用者料金の設定については、以下のとおりとする。

(1) 発側利用者が、事業者識別番号「００ＸＹ」を現行のダイヤリングである「０９０－××××－××××」の前に呼ごとに付す（選択中継）ことにより、中継事業者を選択して通話した場合の呼については、中継事業者が利用者料金を設定する。

(2) 発側利用者が、呼ごとに事業者識別番号を付さない場合の呼については、携帯電話事業者が利用者料金を設定する。

(3) 関係事業者においては、速やかに事業者間協議を行い、中継接続を開始できるようにする。

(4) ただし、平成１６年度中に限り、経過措置として、例えば、携帯電話事業者が、自己の役務提供区間について、利用者料金を設定することを認める。その場合の携帯電話事業者の利用者料金は、当該経過措置期間終了後に接続料化されることを前提とした水準とする。

(5) 現状においては、まず選択中継を導入することとし、優先接続までは導入しない。

（以下　略）

３　接続料金の算定の在り方などＭＶＮＯとＭＮＯとの間の円滑な協議に資する措置の勧告（平成１９年１１月２２日電委第６９号）

（１）経過

平成１９年	
９月２１日	総務大臣から、委員会に諮問（ＭＶＮＯとＭＮＯ間の接続協定に係る裁定）。
１１月２２日	委員会から、総務大臣への答申に併せて勧告（電委第６９号）。（⇒（２））（Ⅱ－100 参照）
２７日	総合通信基盤局において、「ＭＶＮＯに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」（以下「ＭＶＮＯガイドライン」という。）の見直しに関する提案を募集。
平成２０年	
３月１３日	総合通信基盤局において、「ＭＶＮＯガイドライン」再改定案に対する意見募集。
５月１９日	総合通信基盤局において、「ＭＶＮＯガイドライン」再改定。

（２）勧告

総務大臣あて平成１９年１１月２２日電委第６９号（勧告に関する部分のみ抜粋）

答申書及び勧告書

平成１９年９月２１日付け諮問第６号をもって諮問された事案について、電気通信事業法第１条（目的）ほか関連条項の規定の趣旨を踏まえ審議した結果、下記１から４までのとおり答申する。また、本件答申に併せ、同法第１６２条第１項の規定に基づき、下記５のとおり勧告する。

なお、本件の経緯は、別紙のとおりである。

記

１～４（略）

５　勧告　―　ＭＶＮＯの参入促進のための環境整備について

移動通信サービスの高度化・多様化を推進する観点から、ＭＶＮＯの参

入の促進を図るためには、本件に限らず、ＭＶＮＯとＭＮＯとの協議が円滑に進むような環境の整備が重要である。

総務大臣においては、本件裁定内容を「ＭＶＮＯに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」に反映させることのほか、接続料金の算定の在り方などＭＶＮＯとＭＮＯとの間の円滑な協議に資する事項について、適時適切に検討を行い、所要の措置を講じられることを勧告する。

別　紙（略）

（３）ＭＶＮＯに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン（抜粋）（平成14年6月11日）（平成19年2月13日改正、平成20年5月19日改正）

２　電気通信事業法に係る事項

（２）ＭＶＮＯとＭＮＯとの間の関係

２）事業者間接続による場合

ア　事業法第３２条に基づく一般的規律

（ア）基本的な考え方

（略）

なお、接続に関し当事者が取得し、若しくは負担すべき金額（以下「接続料等」という。）又は接続条件その他協定の細目の内容については、まずは、ＭＶＮＯとＭＮＯとの間の協議に委ねられるのが原則であり、接続料等又は接続条件その他協定の細目の内容に含まれる両当事者のそれぞれのサービス提供条件については、一方の当事者によって独自に自由に決定されるべきものではない[10]。

（イ）利用者料金の設定権の帰属について

ＭＶＮＯがＭＮＯと接続して利用者にサービスを提供する場合、電気通信役務に関する料金（以下「利用者料金」という。）については、ＭＶＮＯが利用者料金を設定する（エンドエンド料金）形態、ＭＶＮＯ及びＭＮＯが分担して各々利用者料金を設定する（ぶつ切り料金）形態のいずれも可能であり、まずはＭＶＮＯが提示する利

[10] 「電気通信事業法第35条第3項の規定に基づく日本通信株式会社からの申請に係る裁定」（平成19年11月30日総務省）P.1　裁定事項1について（接続に当たり、ドコモの電気通信役務提供区間に係る電気通信役務は、エンドユーザー（利用者）に対して自社が提供する役務であるから、その内容、運用等については、ドコモが独自に決めることができるという主張は合理的か。）（http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/pdf/071130_13_bs.pdf）を参照。

用者料金の設定方法を基に両当事者間で協議が行われることが求められる[11]。

（ウ）接続料の課金方式について

ＭＶＮＯがＭＮＯと接続して利用者にサービスを提供する場合、ＭＮＯが接続に関し取得すべき金額（以下「接続料」という。）の課金方式については、従量制課金のほか、回線容量単位（帯域幅）の課金方式を採用することも可能であり、まずはＭＶＮＯが提示する接続料の課金方式を基に、両当事者間で協議が行われることが求められる[12]。

（略）

（３）ＭＮＯにおけるコンタクトポイントの明確化

電気通信役務の円滑な提供を確保する等の観点から、ＭＮＯにおいて、卸電気通信役務の提供又は接続のいかんを問わず一元的な窓口（コンタクトポイント）を設け、これを対外的に明らかにするとともに、一般的な事務処理手続（申請手続・書式・標準処理期間）を公表する等、ＭＶＮＯとの協議を適正かつ円滑に行う体制を整備することが望ましい[15]。

（４）ＭＶＮＯの事業計画等に係る聴取範囲の明確化

１）基本的考え方

ＭＮＯが卸電気通信役務契約の提供又は接続に関してＭＶＮＯとの間で協議を行うに当たっては、当該卸電気通信役務の提供又は接続に係る業務を適確に実施するため、ＭＮＯにおいて、ＭＶＮＯからその事業計

---

11 「電気通信事業法第35条第3項の規定に基づく日本通信株式会社からの申請に係る裁定」（平成19年11月30日総務省）P.2 裁定事項2について（利用者料金の設定はぶつ切り料金かエンドエンド料金か）（http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/pdf/071130_13_bs.pdf）を参照。

12 「電気通信事業法第35条第3項の規定に基づく日本通信株式会社からの申請に係る裁定」（平成19年11月30日総務省）P.3 裁定事項3について（接続料金の課金方式は帯域幅課金とすべきか）（http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/pdf/071130_13_bs.pdf）を参照。

15 MVNOがMNOとの間で卸電気通信役務の提供又は接続に係る協議を行う際、例えば、MNOが次の行為を行うことにより、MVNOの業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認められるときは、総務大臣による業務改善命令の対象となる（事業法第29条第1項第10号及び共同ガイドライン（脚注3参照）を参照）。

（例）

・MVNOに対して、合理的な理由なく、あえて社内の複数の部署と個別的かつ煩雑な協議を強いること。
・MVNOに対して、合理的な理由なく、卸電気通信役務契約の締結に関する協議を行うよう求め、接続協定の締結に関する協議を行わないこと。
・MVNOに対して、不要な資料の提出を要求し、又は速やかに回答できるにもかかわらず、いたずらに回答を遅延すること。
・卸電気通信役務の提供又は接続に係るMVNOとの協議に際し入手した情報を自己又は自己の関係事業者等の営業目的に利用すること。

画等に係る事項を含めて情報を聴取する必要が生じる。しかしながら、事業計画等の内容が競合する事業者に開示されることは、当該事業計画等を展開する事業者の競争上の地位を危うくすることになりかねない点に留意する必要がある[16]。

卸電気通信役務の提供又は接続に関し、ＭＮＯにおいてＭＶＮＯから一般的に聴取に理由があると考えられる事項と一般的に聴取に理由がないと考えられる事項を例示すると、次のとおりとなる。

一般的に聴取に理由があると考えられる事項	一般的に聴取に理由がないと考えられる事項
・ＭＮＯの電気通信回線設備との接続の調査のために必要となる一般的事項（接続の概要、接続を希望する時期、相互接続点の設置場所、相互接続点ごとの予想トラフィック、接続の技術的条件、電気通信設備の建設に係る事項、接続端末種別、接続形態等） ・ＭＮＯが卸電気通信役務を提供するために必要となる一般的事項（サービス提供地域、サービス提供時期、音声・データ別トラフィック量、端末種別、ネットワーク・システム等の改修に必要な事項等）	・ＭＶＮＯが設定する予定の利用者料金の水準や料金体系
	・ＭＶＮＯの想定する具体的顧客名や当該個別顧客の需要形態
	・ＭＶＮＯが提供するサービスの原価
	・ＭＶＮＯが移動通信サービスと一体として提供しようと企図する付加価値サービス部分に係る事業計画
・ＭＮＯによる疎通制御機能の開発・実施に必要な事項（開発・実施や聴取の合理的な必要性が明示された場合）	・ＭＶＮＯが計画する販売チャネルや端末を自主調達する場合の調達先

ただし、ＭＶＮＯが企図する事業形態は多種多様であることから、ＭＮＯに要望する卸電気通信役務の提供又は接続の形態もまた多種多様であることが想定される点に留意する必要がある。

---

[16] MNOにおいて、当該卸電気通信役務の提供又は接続の業務を適確に遂行するという目的を超えて、MVNOから事業計画に係る事項の情報開示を求め、これに応じることを当該契約や協定の締結条件とし、又は役務提供の条件とすることは当該業務の不当な運営に該当し、総務大臣による業務改善命令の対象となることがある（事業法第29条第1項第10号）。

また、MVNOがこれに応じないことを理由として、MNOにおいて当該卸電気通信役務契約や接続協定の締結に係る協議に応じない場合、総務大臣による協議開始（再開）命令の対象となることがある（事業法第35条第1項及び第2項並びに第39条において準用する第38条）。

例えば、MNOが次の行為を行っていることにより、MVNOの業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認められるときは、総務大臣による業務改善命令の対象となり、また、MNOが協議に応じず又は当該協議が調わなかった場合で、MVNOから申立てがあったときには総務大臣による協議開始（再開）命令の対象となる。

（例）

MNOに対して、MVNOが接続を求めて行う協議において、接続の業務の遂行に必要な限度を超えて、MVNOの想定する具体的顧客名やその個別の需要パターン、付加価値を創造する固有のビジネスモデル等を聴取し、MVNOがこれに応じない場合に当該協議の進展を妨げること。

このため、ＭＶＮＯの個別の要望によっては、聴取することが必要な情報もあると考えられるが、そのような情報を聴取する場合には、ＭＮＯにおいて、その聴取の合理的な必要性をＭＶＮＯに対して明示することが求められる[17]。

２）市場支配的なＭＮＯに係る規律

事業法第３０条に規定する禁止行為等に係る規律が適用される市場支配的なＭＮＯは、次の行為を行ったときは、行為の停止又は変更命令の対象となるほか、公共の利益を阻害すると認められるときは、事業法第９条の電気通信事業の登録及び同法第１１７条第１項の認定の取消対象となる（事業法第３０条第４項、第１４条第１項及び第１２６条第１項第３号)。

・ＭＶＮＯの電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該ＭＶＮＯ及びその利用者に関する情報を当該接続の業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること（事業法第３０条第３項第１号)。
・その電気通信業務について、特定のＭＶＮＯに対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること（事業法第３０条第３項第２号）。
・ＭＶＮＯに対し、その業務について、不当に規律をし、又は干渉をすること（事業法第３０条第３項第３号)。

（５）ネットワークの輻輳対策

移動する多数の利用者が共同で利用する基地局等から構成される無線ネットワークを維持し、電気通信役務の円滑な提供を確保するためには、周波数の使用に制約がある基地局への負荷やネットワークの制御について十分な配慮が必要となる。

このため、疎通制御機能の開発等ネットワークの輻輳対策について、電気通信の健全な発達等を図る観点から、ＭＶＮＯとＭＮＯとの間で十分な協議が行われることが求められる。

なお、当該ネットワークの輻輳対策については、ＭＶＮＯ及びＭＮＯのネットワークの円滑な運用及び利用者保護の観点から、ＭＮＯは、ＭＶＮＯに対して必要な情報を提供することが求められる。

[17] なお、卸電気通信役務の提供又は接続に係るMVNOとの協議に関して入手した情報を自己又は自己の関係事業者等の営業目的に利用することにより、MVNOの業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認められるときは、総務大臣による業務改善命令の対象となる（共同ガイドライン（脚注3参照）を参照）。同様に、MVNOが当該協議に関してMNOから入手した情報を自己又は自己の関係事業者等において目的外に利用する場合についても業務改善命令の対象となり得る。

また、疎通制御を実施するに当たっては、協議当事者双方にとって合理的と認められる適切な方法・基準に基づいて実施し、ＭＮＯにおいて特定の者に対し不当な差別的取扱いが行われないことが求められる（事業法第２９条第１項第２号）。

（６）法制上の解釈に関する相談

総務省においては、法令適用事前確認手続の運用に加え、ＭＶＮＯ事業を実施するに当たって関連法令の解釈に疑義がある場合等については、ＭＶＮＯ及びＭＮＯからの事前の一般的な相談に応じ、提供された具体的な情報を前提とした法令の適用可能性を回答することとしている。

この点、ＭＶＮＯ及びＭＮＯ間で協議を行うに当たり、その過程で知り得た事項について守秘義務を課すことを内容とする契約の締結は、基本的には当事者間の合意に基づくものであり、その有効性は一般の民事規律に委ねられるが、一方当事者が、守秘義務契約の内容として行政に対する相談や問い合わせを行わない旨の条件を付し、これを拒否した相手方との協議を行わず、又は遅延させる行為は、一般に正当性を有するものとは認められず、協議開始（再開）命令の対象となることがある（事業法第３５条第１項及び第２項並びに第３９条において準用する第３８条）。

（７）意見申出制度

ＭＮＯとＭＶＮＯとの間における卸電気通信役務の提供又は接続に関して、ＭＮＯ（又はＭＶＮＯ）の業務の方法に苦情その他意見のあるＭＶＮＯ（又はＭＮＯ）は、総務大臣に対し、理由を記載した文書を提出して意見の申出をすることができる（事業法第１７２条第１項）。

総務大臣は、提出された意見等を誠実に処理し、処理の結果を申出者に通知する（事業法第１７２条第２項）。具体的には、「電気通信事業分野における意見申出制度の運用に係るガイドライン」（０７年１２月）[18]に基づき、意見申出書の内容について調査を行い、法令に沿って所要の措置（事業法第２９条に基づく業務改善命令等）を講じる。

[18] http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/pdf/021221_7_bs1.pdf

付属　関係資料

資料Ⅰ

関係資料

（頁）

〇委員・特別委員名簿 … 資料－ 1

〇事務局概要 … 資料－ 6

〇活動状況 … 資料－ 7

〇窓口一覧 … 資料－ 9

○委員・特別委員名簿

電気通信紛争処理委員会の委員及び特別委員は、下表のとおり(平成２３年１２月１日現在)。

なお、これらの委員及び特別委員は、電気通信事業法（昭和５９年法律第８６号）第１５４条第３項（第１５６条第１項及び第２項、第１５７条第２項並びに第１５７条の２第２項、放送法第１４２条第２項並びに電波法第２７条の３５第２項で準用。）の規定による委員会の指定を受けており、このうちから事件ごとに、あっせん委員及び仲裁委員が指名されることとなる。

１．委員

（敬称略）

氏名	生年	性別	経歴及び現在の職業		任命日	任期満了日
さかにわ　こういち **坂庭　好一** **（委員長）**	昭和23年	男	昭和 47 年 3 月 52 年 3 月 58 年 4 月 平成 3 年 6 月 12 年 4 月	東京工業大学工学部電子工学科卒業 東京工業大学大学院理工学研究科電子工学専攻博士課程修了工学博士 東京工業大学工学部助教授 東京工業大学工学部教授 東京工業大学大学院理工学研究科教授（現職）	平成22年 12月3日 (平成19年 11月30日)	平成25年 12月2日
ふちがみ　れいこ **渕上　玲子** **（委員長代理）**	昭和29年	女	昭和 52 年 3 月 58 年 4 月	一橋大学法学部卒業 弁護士登録（現職）	平成22年 12月3日 (平成19年 11月30日)	平成25年 12月2日
おばた　ひろし **尾畑　裕**	昭和33年	男	昭和 57 年 3 月 59 年 3 月 62 年 3 月 平成 3 年 4 月 11 年 5 月 12 年 4 月 12 年 11 月	一橋大学商学部卒業 一橋大学大学院商学研究科修士課程修了 一橋大学大学院商学研究科博士後期課程単位修得退学 一橋大学商学部助教授 一橋大学商学部教授 一橋大学大学院商学研究科教授（現職） 一橋大学商学研究科博士号取得	平成22年 12月3日 (平成19年 11月30日)	平成25年 12月2日

氏名	生年	性別	経歴及び現在の職業		任命日	任期満了日
各務（かがみ） 洋子（ようこ）	昭和34年	女	昭和62年 4月 平成 9年 3月 9年 4月 10年 4月 14年 4月 18年 4月 20年 4月	国際基督教大学社会科学研究所助手 国際基督教大学大学院行政学研究科経営学専攻博士課程修了学術博士 国際基督教大学社会科学科非常勤講師 駒澤大学経営学部専任講師 駒澤大学経営学部助教授 駒澤大学グローバル・メディア・スタディーズ学部助教授 駒澤大学グローバル・メディア・スタディーズ学部教授（現職）	平成22年 12月3日	平成25年 12月2日
山本（やまもと） 和彦（かずひこ）	昭和36年	男	昭和59年 3月 59年 4月 62年 6月 平成 7年 4月 12年 4月 13年 4月	東京大学法学部卒業 東京大学法学部助手 東北大学法学部助教授 一橋大学法学部助教授 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授 一橋大学大学院法学研究科教授（現職）	平成22年 12月3日	平成25年 12月2日

※任命日の欄の括弧内の年月日は、再任の委員の初任年月日。

２．特別委員

氏名	生年	性別	経歴及び現在の職業		任命日	任期満了日
小野（おの） 武美（たけみ）	昭和31年	男	昭和55年 3月 61年 6月 平成 2年 4月 4年 4月 8年 3月 9年 4月	京都大学経済学部卒業 京都大学大学院経済学研究科博士後期課程退学 名古屋市立大学経済学部助教授 東京経済大学経営学部助教授 京都大学博士（経済学） 東京経済大学経営学部教授（現職）	平成23年 11月30日 (平成19年 11月30日)	平成25年 11月29日
加藤（かとう） 寧（ねい）	昭和37年	男	昭和61年 3月 平成 3年 3月 3年 4月 7年 8月 8年 5月 15年 4月	職業訓練大学校電子科卒業 東北大学大学院工学研究科情報工学専攻博士課程修了 東北大学大型計算機センター助手 東北大学大学院情報科学研究科助手 東北大学大学院情報科学研究科助教授 東北大学大学院情報科学研究科教授（現職）	平成23年 11月30日 (平成21年 11月30日)	平成25年 11月29日

氏名	生年	性別	経歴及び現在の職業		任命日	任期満了日
小塚（こづか）　荘一郎（そういちろう）	昭和44年	男	平成 4 年 3 月 4 年 4 月 7 年 7 月 10 年 4 月 16 年 4 月 17 年 4 月 19 年 2 月 22 年 4 月	東京大学法学部卒業 東京大学法学部助手 千葉大学法経学部助教授 上智大学法学部助教授 上智大学法学研究科助教授 上智大学法学研究科教授 東京大学博士（法学）取得 学習院大学法学部教授（現職）	平成23年 11月30日	平成25年 11月29日
近藤（こんどう）　夏（なつ）	昭和41年	女	平成 2 年 3 月 6 年 3 月 9 年 4 月	東京大学文学部卒業 東京大学法学部卒業 弁護士登録（現職）	平成23年 11月30日	平成25年 11月29日
白井（しらい）　宏（ひろし）	昭和33年	男	昭和 55 年 3 月 57 年 3 月 61 年 6 月 63 年 4 月 平成 10 年 4 月	静岡大学工学部電気工学科卒業 静岡大学大学院工学研究科電気工学専攻修士課程修了 ポリテクニック大学大学院工学研究科電気工学専攻博士課程修了 博士号取得 中央大学理工学部助教授 中央大学理工学部教授（現職）	平成23年 11月30日 （平成19年 11月30日）	平成25年 11月29日
寺澤（てらざわ）　幸裕（ゆきひろ）	昭和40年	男	平成元年 3 月 5 年 4 月 11 年 6 月	慶應義塾大学法学部法律学科卒業 弁護士登録（現職） ワシントン大学ロースクール修了	平成23年 11月30日 （平成19年 11月30日）	平成25年 11月29日
樋口（ひぐち）　一夫（かずお）	昭和23年	男	昭和 49 年 3 月 53 年 4 月	一橋大学法学部卒業 弁護士登録（現職）	平成23年 11月30日 （平成17年 11月30日）	平成25年 11月29日
森（もり）　由美子（ゆみこ）	昭和42年	女	平成 2 年 3 月 4 年 3 月 7 年 3 月 9 年 4 月 13 年 10 月 17 年 3 月 20 年 4 月	山口大学経済学部卒業 山口大学大学院経済学研究科修士課程修了 神戸大学大学院経済学研究科博士後期課程単位取得 関東学園大学経済学部講師 関東学園大学経済学部助教授 博士号（政策研究）取得 関東学園大学経済学部教授（現職）	平成23年 11月30日 （平成19年 11月30日）	平成25年 11月29日

氏名	生年	性別	経歴及び現在の職業		任命日	任期満了日
わかばやし　ありさ **若林　亜理砂**	昭和42年	女	平成 3年 3月 5年 3月 11年 3月 11年 4月 16年 4月 20年 4月	上智大学法学部卒業 上智大学大学院法学研究科博士前期課程修了 上智大学大学院法学研究科博士後期課程単位取得退学 静岡大学人文学部助教授 駒澤大学大学院法曹養成研究科准教授 駒澤大学大学院法曹養成研究科教授（現職）	平成23年11月30日 （平成19年11月30日）	平成25年11月29日
わかばやし　かずこ **若林　和子**	昭和28年	女	昭和51年 3月 56年 8月	神戸大学経営学部卒業 公認会計士登録（現職）	平成23年11月30日	平成25年11月29日

※任命日の欄の括弧内の年月日は、再任の特別委員の初任年月日。

（参考）過去の委員・特別委員（敬称略）

１．委員

氏名	職業	在任期間
香城（こうじょう） 敏麿（としまろ）	獨協大学法科大学院教授	平成 13 年 11 月 30 日～平成 19 年 2 月 14 日
田中（たなか） 建二（けんじ）	明治大学大学院会計専門職研究科教授	平成 13 年 11 月 30 日～平成 19 年 11 月 29 日
森永（もりなが） 規彦（のりひこ）	広島国際大学工学部長	同上
吉岡（よしおか） 睦子（むつこ）	弁護士	同上
龍岡（たつおか） 資晃（すけあき）	学習院大学専門職大学院 法務研究科(法科大学院)教授	平成 19 年 6 月 20 日～平成 22 年 11 月 29 日
富沢（とみさわ） 木実（このみ）	法政大学地域研究センター客員教授	平成 13 年 11 月 30 日～平成 22 年 11 月 29 日

※　職業については、在任期間中のものである。

２．特別委員

氏名	職業	在任期間
東海（とうかい） 幹夫（みきお）	青山学院大学経営学部教授	平成 13 年 11 月 30 日～平成 14 年 12 月 25 日
藤本（ふじもと） 博史（ひろふみ）	裁判官	平成 13 年 11 月 30 日～平成 17 年 10 月 7 日
濱谷（はまたに） 和生（かずお） (土佐（とさ）) (注)「土佐」は通称	甲南大学法学部教授	平成 13 年 11 月 30 日～平成 17 年 11 月 29 日
浅井（あさい） 澄子（すみこ）	大妻女子大学社会情報学部准教授	平成 13 年 11 月 30 日～平成 19 年 11 月 29 日
藤原（ふじわら） 宏高（ひろたか）	弁護士	同上
尾畑（おばた） 裕（ひろし）	一橋大学大学院商学研究科教授	平成 15 年 1 月 8 日～平成 19 年 1 月 7 日 平成 19 年 2 月 16 日～平成 19 年 11 月 29 日
和久井（わくい） 理子（まさこ）	大阪市立大学大学院法学研究科准教授	平成 17 年 11 月 30 日～平成 19 年 11 月 29 日
瀬崎（せざき） 薫（かおる）	東京大学空間情報科学研究センター 准教授	平成 13 年 11 月 30 日～平成 21 年 11 月 29 日
長谷部（はせべ） 由起子（ゆきこ）	学習院大学専門職大学院 法務研究科(法科大学院)教授	同上
山本（やまもと） 和彦（かずひこ）	一橋大学大学院法学研究科教授	平成 21 年 11 月 30 日～平成 22 年 12 月 2 日

※　職業については、在任期間中のものである。

○事務局概要

電気通信紛争処理委員会には、電気通信事業法第１５２条の規定によりその事務をするための事務局が設置されており、事務局長、参事官、紛争処理調査官等の職員が置かれている。これらの職員は、委員長の命を受けて職務を遂行し、事務局長は、その中で局務を掌理する。

事務局には、事業者相談窓口を設け、電気通信事業者、コンテンツ配信事業等[16]を営む者、ケーブルテレビ事業者等[17]、基幹放送事業者などからの事業者間の紛争に関する相談に応じ、アドバイスや参考情報の提供を行っている。

所在地　　〒100－8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2 中央合同庁舎第２号館４階
交通(地下鉄)　丸ノ内線・日比谷線・千代田線「霞ヶ関」駅下車（地下Ａ２出口）　徒歩約１分
有楽町線「桜田門」駅下車　徒歩約３分

【電気通信紛争処理委員会事務局の位置】

【中央合同庁舎第２号館４階フロア図】

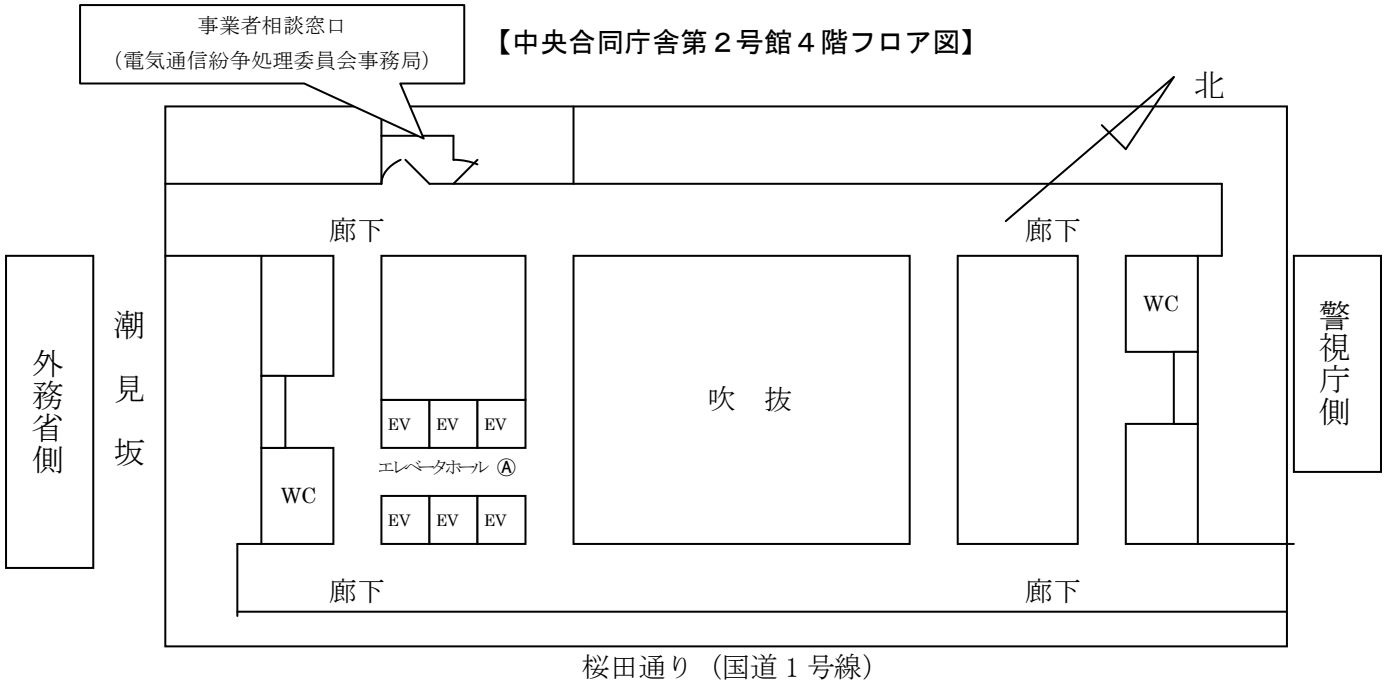

※　地下１階又は１階のエレベータホールＡからエレベータにて連絡

16　電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務を電気通信回線設備を設置することなく提供する電気通信事業（電気通信事業法第 164 条第１項第３号）

17　有線電気通信設備を用いてテレビジョン放送の業務を行う一般放送事業者（登録一般放送事業者については、指定再放送事業者に限る。）（放送法第 142 条第１項）

○活動状況

1　処理等件数の概要

（平成 23 年 3 月 31 日現在）

あっせん申請	処理終了
５１	５１ （合意により解決　３１） （合意に至らず申請取下げ　１６） （あっせん打切り　　１） （あっせん不実行　　３）

仲裁申請	処理終了
3	3 （仲裁判断　　０） （仲裁不実行　３）

諮　問	答　申
8	8

総務大臣への勧告
3

参考（年度別処理等件数）

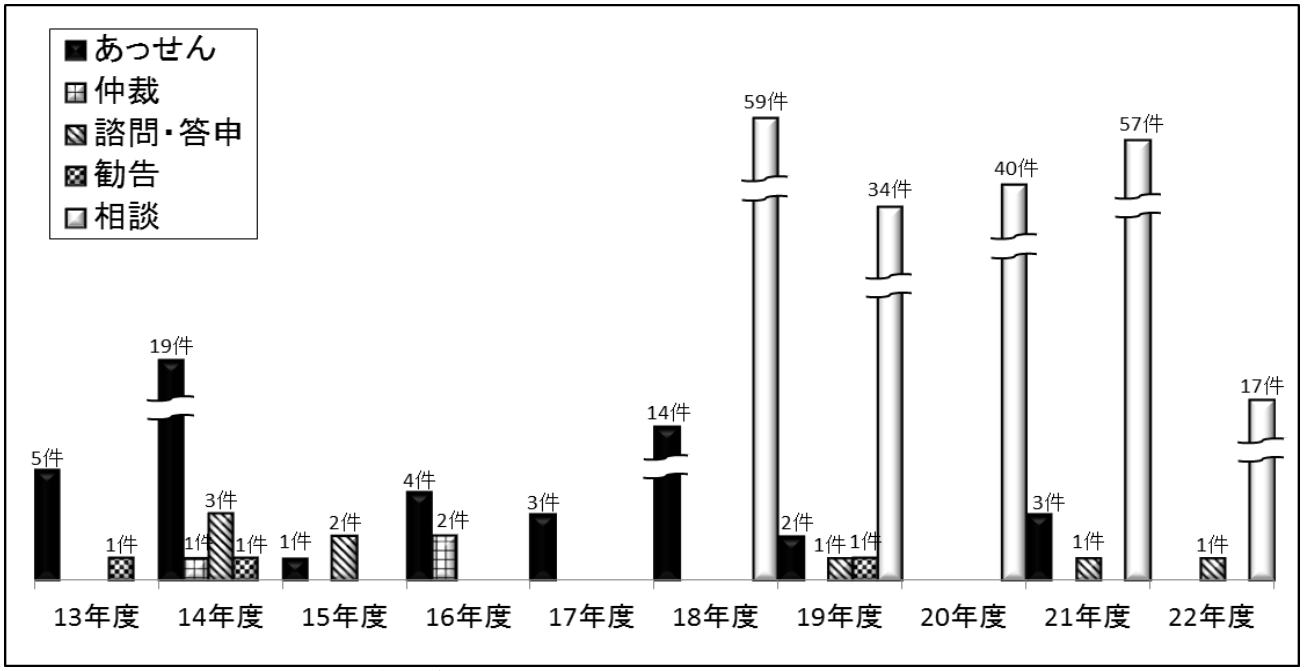

（注１）相談件数は、１８年度以降のもののみ掲載。
（注２）同一案件に係る複数回の相談（電話・メール・来訪等）を含む。

２　種類別内訳

	あっせん	仲裁	諮問	計
①　接続の諾否	５		２	７
②　接続に関する費用負担	３５	２		３７
③　接続協定の細目	２		２	４
④　接続に必要な工事	１	１		２
⑤　接続に必要な工作物の利用（コロケーション）	５			５
⑥　電気通信役務の提供に関する契約の取次ぎ	１			１
⑦　電気通信役務の提供のための設備の利用・運用	２			２
⑧　業務改善命令			３	３
⑨　土地等の使用に関する協議認可			１	１
計	５１	３	８	６２

参考（あっせんの紛争内容・結果別内訳）

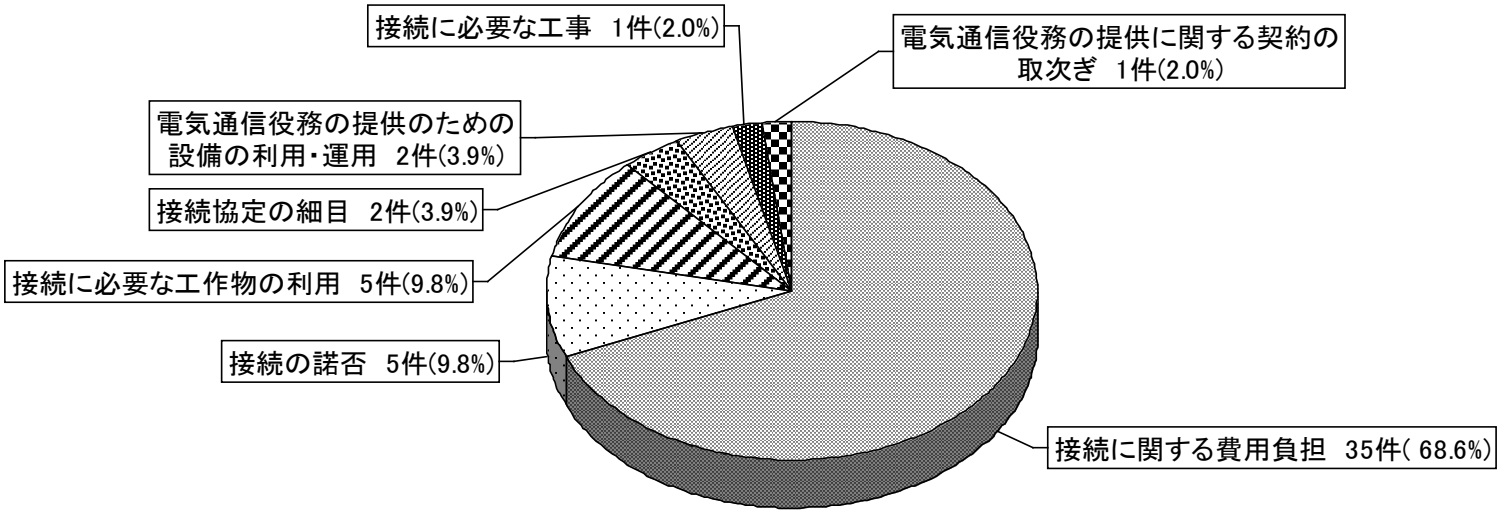

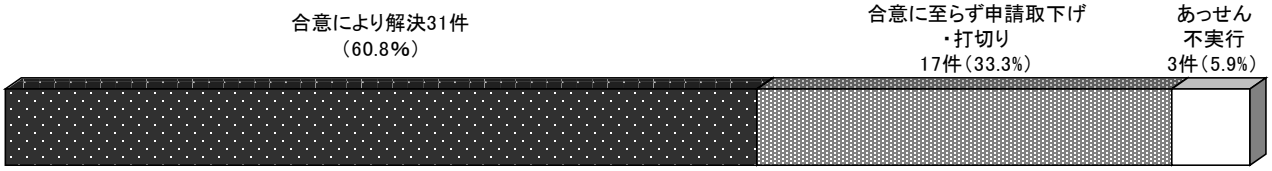

注：「合意により解決」は、当事者間の協議により解決した事件 11 件及びあっせん案の受諾により解決した事件 20 件の合計。

○窓口一覧

（総務省本省）

所在地　〒100-8926　東京都千代田区霞が関2-1-2　中央合同庁舎第２号館

内　容	担当部署	連絡先
○　事業者間の紛争に関する一般的な相談 （あっせん・仲裁の制度・手続に関する説明のほか、紛争処理に関する法令・事例等の情報提供や紛争解決に向けた助言なども行っています。）	事業者相談窓口 （電気通信紛争処理委員会事務局）	電　話：03-5253-5500 ﾌｧｸｼﾐﾘ：03-5253-5197 e-mail：soudan@ml.soumu.go.jp

内　容	担当部署	連絡先
○　電気通信事業法又は電波法関係のあっせん・仲裁の申請	総合通信基盤局 総務課	電　話：03-5253-5827 ﾌｧｸｼﾐﾘ：03-5253-5830
○　放送法関係のあっせん・仲裁の申請	情報流通行政局 総務課	電　話：03-5253-5711 ﾌｧｸｼﾐﾘ：03-5253-5714
○　接続協定等に関する協議命令の申立て又は細目の裁定の申請 （電気通信事業法関係）	総合通信基盤局 料金サービス課　又は データ通信課	【料金サービス課】 電　話：03-5253-5842 ﾌｧｸｼﾐﾘ：03-5253-5848 【データ通信課】 電　話：03-5253-5852 ﾌｧｸｼﾐﾘ：03-5253-5855
○　土地等の使用に関する協議認可又は裁定の申請 ○　線路の移転その他支障の除去に関する裁定の申請 （電気通信事業法関係）	総合通信基盤局 事業政策課	電　話：03-5253-5835 ﾌｧｸｼﾐﾘ：03-5253-5838
○　電気通信事業法第１７２条の規定による意見の申出	【申出人が電気通信事業者の場合】 総合通信基盤局 総務課	電　話：03-5253-5827 ﾌｧｸｼﾐﾘ：03-5253-5830
	【申出人が電気通信事業者でない場合】 総合通信基盤局 消費者行政課	電　話：03-5253-5488 ﾌｧｸｼﾐﾘ：03-5253-5948

（総合通信局及び沖縄総合通信事務所）

総合通信局等	申請等の窓口	管轄区域
北海道総合通信局 〒060－8795 札幌市北区 北八条西 2－1－1 札幌第一合同庁舎	■電気通信事業法関係のあっせん・仲裁の申請 ■接続協定等に関する協議命令の申立て又は裁定の申請 ■電気通信事業法第１７２条の規定による意見の申出 情報通信部電気通信事業課 電話：(011)709-2311(内線 4703) FAX：(011)709-2482	北海道
	■地上基幹放送の再放送の同意に関するあっせん・仲裁の申請 ■地上基幹放送の再放送の同意に関する裁定の申請 情報通信部有線放送課 電話：(011)709-2311(内線 4671) FAX：(011)708-5151	
	■無線局の開設・変更に当たっての混信等の妨害防止のために必要な措置に係る契約に関するあっせん・仲裁の申請 総務部総務課 電話：(011)709-2311(内線 4604) FAX：(011)709-2481	
東北総合通信局 〒980－8795 仙台市青葉区 本町 3－2－23 仙台第二合同庁舎	■電気通信事業法関係のあっせん・仲裁の申請 ■接続協定等に関する協議命令の申立て又は裁定の申請 ■電気通信事業法第１７２条の規定による意見の申出 情報通信部電気通信事業課 電話：(022)221-0630 FAX：(022)221-0613	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
	■地上基幹放送の再放送の同意に関するあっせん・仲裁の申請 ■地上基幹放送の再放送の同意に関する裁定の申請 放送部有線放送課 電話：(022)221-0704 FAX：(022)221-1808	
	■無線局の開設・変更に当たっての混信等の妨害防止のために必要な措置に係る契約に関するあっせん・仲裁の申請 総務部総務課 電話：(022)221-0602 FAX：(022)221-0612	
関東総合通信局 〒102－8795 千代田区 九段南 1－2－1 九段第三合同庁舎	■電気通信事業法関係のあっせん・仲裁の申請 ■接続協定等に関する協議命令の申立て又は裁定の申請 ■電気通信事業法第１７２条の規定による意見の申出 情報通信部電気通信事業課 電話：(03)6238-1671 FAX：(03)6238-1698	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨

	■地上基幹放送の再放送の同意に関するあっせん・仲裁の申請 ■地上基幹放送の再放送の同意に関する裁定の申請 放送部有線放送課 電話：(03)6238-1723 FAX：(03)6238-1719	
	■無線局の開設・変更に当たっての混信等の妨害防止のために必要な措置に係る契約に関するあっせん・仲裁の申請 総務部総務課 電話：(03)6238-1623 FAX：(03)6238-1629	
信越総合通信局 〒380－8795 長野市旭町 1108 長野第一合同庁舎	■電気通信事業法関係のあっせん・仲裁の申請 ■接続協定等に関する協議命令の申立て又は裁定の申請 ■電気通信事業法第１７２条の規定による意見の申出 情報通信部電気通信事業課 電話：(026)234-9948 FAX：(026)234-9999	新潟、長野
	■地上基幹放送の再放送の同意に関するあっせん・仲裁の申請 ■地上基幹放送の再放送の同意に関する裁定の申請 情報通信部放送課 電話：(026)234-9993 FAX：(026)234-9999	
	■無線局の開設・変更に当たっての混信等の妨害防止のために必要な措置に係る契約に関するあっせん・仲裁の申請 総務部総務課 電話：(026)234-9963 FAX：(026)234-9969	
北陸総合通信局 〒920－8795 金沢市広坂 2－2－60 金沢広坂合同庁舎	■電気通信事業法関係のあっせん・仲裁の申請 ■接続協定等に関する協議命令の申立て又は裁定の申請 ■電気通信事業法第１７２条の規定による意見の申出 情報通信部電気通信事業課 電話：(076)233-4422 FAX：(076)233-4499	富山、石川、福井
	■地上基幹放送の再放送の同意に関するあっせん・仲裁の申請 ■地上基幹放送の再放送の同意に関する裁定の申請 情報通信部放送課 電話：(076)233-4493 FAX：(076)233-4499	
	■無線局の開設・変更に当たっての混信等の妨害防止のために必要な措置に係る契約に関するあっせん・仲裁の申請 総務部総務課	

	電話：(076)233-4412 FAX：(076)233-4419	
東海総合通信局 〒461－8795 名古屋市東区 白壁 1－15－1 名古屋合同庁舎第 3 号館	■電気通信事業法関係のあっせん・仲裁の申請 ■接続協定等に関する協議命令の申立て又は裁定の申請 ■電気通信事業法第１７２条の規定による意見の申出 情報通信部電気通信事業課 電話：(052)971-9403 FAX：(052)971-3581	岐阜、静岡、愛知、三重
	■地上基幹放送の再放送の同意に関するあっせん・仲裁の申請 ■地上基幹放送の再放送の同意に関する裁定の申請 放送部有線放送課 電話：(052)971-9136 FAX：(052)971-9394	
	■無線局の開設・変更に当たっての混信等の妨害防止のために必要な措置に係る契約に関するあっせん・仲裁の申請 総務部総務課 電話：(052)971-9105 FAX：(052)971-9393	
近畿総合通信局 〒540－8795 大阪市中央区 大手前 1－5－44 大阪合同庁舎第 1 号館	■電気通信事業法関係のあっせん・仲裁の申請 ■接続協定等に関する協議命令の申立て又は裁定の申請 ■電気通信事業法第１７２条の規定による意見の申出 情報通信部電気通信事業課 電話：(06)6942-8519 FAX：(06)6942-0609	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
	■地上基幹放送の再放送の同意に関するあっせん・仲裁の申請 ■地上基幹放送の再放送の同意に関する裁定の申請 放送部有線放送課 電話：(06)6942-8571 FAX：(06)6942-7622	
	■無線局の開設・変更に当たっての混信等の妨害防止のために必要な措置に係る契約に関するあっせん・仲裁の申請 総務部総務課 電話：(06)6942-8505 FAX：(06)6942-1849	
中国総合通信局 〒730－8795 広島市中区 東白島町 19－36	■電気通信事業法関係のあっせん・仲裁の申請 ■接続協定等に関する協議命令の申立て又は裁定の申請 ■電気通信事業法第１７２条の規定による意見の申出 情報通信部電気通信事業課 電話：(082)222-3378 FAX：(082)502-8152	鳥取、島根、岡山、広島、山口
	■地上基幹放送の再放送の同意に関するあっせん・仲裁の申請	

	■地上基幹放送の再放送の同意に関する裁定の申請 放送部有線放送課 電話：(082)222-3389 FAX：(082)502-8153	
	■無線局の開設・変更に当たっての混信等の妨害防止のために必要な措置に係る契約に関するあっせん・仲裁の申請 総務部総務課 電話：(082)222-3304 FAX：(082)221-0075	
四国総合通信局 〒790－8795 松山市宮田町 8－5	■電気通信事業法関係のあっせん・仲裁の申請 ■接続協定等に関する協議命令の申立て又は裁定の申請 ■電気通信事業法第１７２条の規定による意見の申出 情報通信部電気通信事業課 電話：(089)936-5042 FAX：(089)936-5014	徳島、香川、愛媛、高知
	■地上基幹放送の再放送の同意に関するあっせん・仲裁の申請 ■地上基幹放送の再放送の同意に関する裁定の申請 情報通信部放送課 電話：(089)936-5039 FAX：(089)936-5014	
	■無線局の開設・変更に当たっての混信等の妨害防止のために必要な措置に係る契約に関するあっせん・仲裁の申請 総務部総務課 電話：(089)936-5011 FAX：(089)936-5007	
九州総合通信局 〒860－8795 熊本市春日 2-10-1	■電気通信事業法関係のあっせん・仲裁の申請 ■接続協定等に関する協議命令の申立て又は裁定の申請 ■電気通信事業法第１７２条の規定による意見の申出 情報通信部電気通信事業課 電話：(096)326-7824 FAX：(096)326-7829	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
	■地上基幹放送の再放送の同意に関するあっせん・仲裁の申請 ■地上基幹放送の再放送の同意に関する裁定の申請 放送部有線放送課 電話：(096)326-7878 FAX：(096)326-7867	
	■無線局の開設・変更に当たっての混信等の妨害防止のために必要な措置に係る契約に関するあっせん・仲裁の申請 総務部総務課 電話：(096)326-7806	

	FAX：(096)356-3523	
沖縄総合通信事務所 〒900－8795 那覇市東町 26－29	■電気通信事業法関係のあっせん・仲裁の申請 ■接続協定等に関する協議命令の申立て又は裁定の申請 ■電気通信事業法第１７２条の規定による意見の申出 情報通信課電気通信事業担当 電話：(098)865-2302 FAX：(098)865-2311	沖縄
	■地上基幹放送の再放送の同意に関するあっせん・仲裁の申請 ■地上基幹放送の再放送の同意に関する裁定の申請 情報通信課放送担当 電話：(098)865-2307 FAX：(098)865-2311	
	■無線局の開設・変更に当たっての混信等の妨害防止のために必要な措置に係る契約に関するあっせん・仲裁の申請 総務課総務担当 電話：(098)865-2300 FAX：(098)865-2311	

資料Ⅱ

関係法令集成

（頁）

【電気通信事業法関係】

〇電気通信事業法（昭和５９年法律第８６号）（抄）　…法令　１

〇電気通信事業法施行令（昭和６０年政令第７５号）（抄）　…法令１９

〇電気通信事業法施行規則（昭和６０年郵政省令第２５号）（抄）　…法令２０

【放送法関係】

〇放送法（昭和２５年法律第１３２号）（抄）　…法令２９

〇放送法等の一部を改正する法律（平成２２年法律第６５号）附則（抄）　…法令３３

〇放送法施行規則（昭和２５年電波監理委員会規則第１０号）（抄）　…法令３４

〇放送法施行規則の一部を改正する省令（平成２３年総務省令第６２号）附則（抄）

…法令３８

【電波法関係】

〇電波法（昭和２５年法律第１３１号）（抄）　…法令３９

〇電波法施行規則（昭和２５年電波監理委員会規則第１４号）（抄）　…法令４０

〇無線設備規則（昭和２５年電波監理委員会規則第１８号）（抄）　…法令４１

【電気通信紛争処理委員会関係】

〇電気通信紛争処理委員会令（平成１３年政令第３６２号）　…法令４２

〇電気通信紛争処理委員会事務局組織規則
（平成１３年総務省令第１５４号）　…法令４５

〇総務省電気通信紛争処理委員会事務局組織規程
（平成１３年総務省訓令第２３２号）　…法令４５

〇電気通信紛争処理委員会手続規則
（平成１３年総務省令第１５５号）　…法令４６

〇電気通信紛争処理委員会運営規程
（平成１３年電気通信事業紛争処理委員会決定第１号）　…法令５４

〇電気通信紛争処理委員会仲裁準則
（平成１５年電気通信事業紛争処理委員会決定第３号）　…法令５９

○電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）（抄）

（目的）

第一条　この法律は、電気通信事業の公共性にかんがみ、その運営を適正かつ合理的なものとするとともに、その公正な競争を促進することにより、電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその利用者の利益を保護し、もつて電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保を図り、公共の福祉を増進することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　電気通信　有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響又は影像を送り、伝え、又は受けることをいう。

二　電気通信設備　電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備をいう。

三　電気通信役務　電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することをいう。

四　電気通信事業　電気通信役務を他人の需要に応ずるために提供する事業（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第百十八条第一項に規定する放送局設備供給役務に係る事業を除く。）をいう。

五　電気通信事業者　電気通信事業を営むことについて、第九条の登録を受けた者及び第十六条第一項の規定による届出をした者をいう。

六　電気通信業務　電気通信事業者の行う電気通信役務の提供の業務をいう。

（基礎的電気通信役務の契約約款）

第十九条　基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、その提供する基礎的電気通信役務に関する料金その他の提供条件（第五十二条第一項又は第七十条第一項第一号の規定により認可を受けるべき技術的条件に係る事項及び総務省令で定める事項を除く。）について契約約款を定め、総務省令で定めるところにより、その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　総務大臣は、前項の規定により届け出た契約約款が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、基礎的電気通信役務を提供する当該電気通信事業者に対し、相当の期限を定め、当該契約約款を変更すべきことを命ずることができる。

一　料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていないとき。

二　電気通信事業者及びその利用者の責任に関する事項並びに電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていないとき。

三　電気通信回線設備の使用の態様を不当に制限するものであるとき。

四　特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。

五　重要通信に関する事項について適切に配慮されているものでないとき。

六　他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不適当であるため、利用者の利益を阻害するものであるとき。

3・4　（略）

（指定電気通信役務の保障契約約款）

第二十条　指定電気通信役務（第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該第一種指定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務であつて、当該電気通信役務に代わるべき

電気通信役務が他の電気通信事業者によつて十分に提供されないことその他の事情を勘案して当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該第一種指定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務の適正な料金その他の提供条件に基づく提供を保障することにより利用者の利益を保護するため特に必要があるものとして総務省令で定めるものをいう。以下同じ。）を提供する電気通信事業者は、その提供する指定電気通信役務に関する料金その他の提供条件（第五十二条第一項又は第七十条第一項第一号の規定により認可を受けるべき技術的条件に係る事項及び総務省令で定める事項を除く。第五項及び第二十五条第二項において同じ。）について契約約款を定め、総務省令で定めるところにより、その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　指定電気通信役務であつて、基礎的電気通信役務である電気通信役務については、前項（第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は適用しない。

3　総務大臣は、第一項（次項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により届け出た契約約款（以下「保障契約約款」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、指定電気通信役務を提供する当該電気通信事業者に対し、相当の期限を定め、当該保障契約約款を変更すべきことを命ずることができる。

一　料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていないとき。

二　電気通信事業者及びその利用者の責任に関する事項並びに電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていないとき。

三　電気通信回線設備の使用の態様を不当に制限するものであるとき。

四　特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。

五　重要通信に関する事項について適切に配慮されているものでないとき。

六　他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不適当であるため、利用者の利益を阻害するものであるとき。

4～6　（略）

（特定電気通信役務の料金）

第二十一条　総務大臣は、毎年少なくとも一回、総務省令で定めるところにより、指定電気通信役務であつて、その内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務省令で定めるもの（以下「特定電気通信役務」という。）に関する料金について、総務省令で定める特定電気通信役務の種別ごとに、能率的な経営の下における適正な原価及び物価その他の経済事情を考慮して、通常実現することができると認められる水準の料金を料金指数（電気通信役務の種別ごとに、料金の水準を表す数値として、通信の距離及び速度その他の区分ごとの料金額並びにそれらが適用される通信量、回線数等を基に総務省令で定める方法により算出される数値をいう。以下同じ。）により定め、その料金指数（以下「基準料金指数」という。）を、その適用の日の総務省令で定める日数前までに、当該特定電気通信役務を提供する電気通信事業者に通知しなければならない。

2　特定電気通信役務を提供する電気通信事業者は、特定電気通信役務に関する料金を変更しようとする場合において、当該変更後の料金の料金指数が当該特定電気通信役務に係る基準料金指数を超えるものであるときは、第十九条第一項又は前条第一項（同条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、総務大臣の認可を受けなければならない。

3　総務大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、基準料金指数

以下の料金指数の料金により難い特別な事情があり、かつ、当該申請に係る変更後の料金が次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一　料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていないこと。

二　特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものであること。

三　他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不適当であるため、利用者の利益を阻害するものであること。

4　総務大臣は、基準料金指数の適用後において、当該基準料金指数が適用される特定電気通信役務に関する料金の料金指数が当該基準料金指数を超えている場合は、当該基準料金指数以下の料金指数の料金により難い特別な事情があると認めるときを除き、当該特定電気通信役務を提供する電気通信事業者に対し、相当の期限を定め、当該特定電気通信役務に関する料金を変更すべきことを命ずるものとする。

5～7　（略）

（提供条件の説明）

第二十六条　電気通信事業者及び電気通信事業者の電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者（以下「電気通信事業者等」という。）は、電気通信役務の提供を受けようとする者（電気通信事業者である者を除く。）と国民の日常生活に係るものとして総務省令で定める電気通信役務の提供に関する契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該電気通信役務に関する料金その他の提供条件の概要について、その者に説明しなければならない。

（苦情等の処理）

第二十七条　電気通信事業者は、前条の総務省令で定める電気通信役務に係る当該電気通信事業者の業務の方法又は当該電気通信事業者が提供する同条の総務省令で定める電気通信役務についての利用者（電気通信役務の提供を受けようとする者を含み、電気通信事業者である者を除く。第二十九条第二項において同じ。）からの苦情及び問合せについては、適切かつ迅速にこれを処理しなければならない。

（業務の改善命令）

第二十九条　総務大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、電気通信事業者に対し、利用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

一　電気通信事業者の業務の方法に関し通信の秘密の確保に支障があるとき。

二　電気通信事業者が特定の者に対し不当な差別的取扱いを行っているとき。

三　電気通信事業者が重要通信に関する事項について適切に配慮していないとき。

四　電気通信事業者が提供する電気通信役務（基礎的電気通信役務又は指定電気通信役務（保障契約約款に定める料金その他の提供条件により提供されるものに限る。）を除く。次号から第七号までにおいて同じ。）に関する料金についてその額の算出方法が適正かつ明確でないため、利用者の利益を阻害しているとき。

五　電気通信事業者が提供する電気通信役務に関する料金その他の提供条件が他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不適当であるため、利用者の利益を阻害しているとき。

六　電気通信事業者が提供する電気通信役務に関する提供条件（料金を除く。次号において同じ。）において、電気通信事業者及びその利用者の責任に関する事項並びに電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確でないため、利用者の利益を阻害しているとき。

七　電気通信事業者が提供する電気通信役務に関する提供条件が電気通信回線設備の使用の態様を不当に制限するものであるとき。

八　事故により電気通信役務の提供に支障が生じている場合に電気通信事業者がその支障を除去するために必要な修理その他の措置を速やかに行わないとき。

九　電気通信事業者が国際電気通信事業に関する条約その他の国際約束により課された義務を誠実に履行していないため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあるとき。

十　電気通信事業者が電気通信設備の接続、共用又は卸電気通信役務（電気通信事業者の電気通信事業の用に供する電気通信役務をいう。以下同じ。）の提供について特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いを行いその他これらの業務に関し不当な運営を行っていることにより他の電気通信事業者の業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあるとき。

十一　電気通信回線設備を設置することなく電気通信役務を提供する電気通信事業の経営によりこれと電気通信役務に係る需要を共通とする電気通信回線設備を設置して電気通信役務を提供する電気通信事業の当該需要に係る電気通信回線設備の保持が経営上困難となるため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあるとき。

十二　前各号に掲げるもののほか、電気通信事業者の事業の運営が適正かつ合理的でないため、電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に支障が生ずるおそれがあるとき。

2　総務大臣は、電気通信事業者等が第二十六条の規定に違反したときは当該電気通信事業者等に対し、又は電気通信事業者が第二十七条の規定に違反したときは当該電気通信事業者に対し、利用者の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

（禁止行為等）

第三十条　総務大臣は、総務省令で定めるところにより、第三十四条第二項に規定する第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者について、当該第二種指定電気通信設備を用いる電気通信役務の提供の業務に係る最近一年間における収益の額の、当該電気通信役務に係る業務区域と同一の区域内におけるすべての同種の電気通信役務の提供の業務に係る当該一年間における収益の額を合算した額に占める割合が総務省令で定める割合を超える場合において、当該割合の推移その他の事情を勘案して他の電気通信事業者との間の適正な競争関係を確保するため必要があると認めるときは、当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者を第三項から第五項までの規定の適用を受ける電気通信事業者として指定することができる。

2　総務大臣は、前項の規定による指定の必要がなくなつたと認めるときは、当該指定を解除しなければならない。

3　第一項の規定により指定された電気通信事業者及び第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一　他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。

二　その電気通信業務について、特定の電気通信事業者に対し、不当に

優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。

三　他の電気通信事業者（第百六十四条第一項各号に掲げる電気通信事業を営む者を含む。）又は電気通信設備の製造業者若しくは販売業者に対し、その業務について、不当に規律をし、又は干渉をすること。

4　総務大臣は、前項の規定に違反する行為があると認めるときは、第一項の規定により指定された電気通信事業者又は第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

5　第一項の規定により指定された電気通信事業者及び第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める勘定科目の分類その他会計に関する手続に従い、その会計を整理し、電気通信役務に関する収支の状況その他その会計に関し総務省令で定める事項を公表しなければならない。

第三十一条　第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が法人であるときは、その役員は、その総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株主を含む。第三項において同じ。）又は総社員の議決権の過半数を当該電気通信事業者が有する会社（以下この条において「子会社」という。）、当該電気通信事業者を子会社とする親法人（同法第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。以下この項及び第八十七条第一項第三号イにおいて同じ。）又は当該親法人の子会社（当該電気通信事業者を除く。）に該当する電気通信事業者であつて総務大臣が指定するもの（以下「特定関係事業者」という。）の役員を兼ねてはならない。

2　第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（法人である場合に限る。以下この条において同じ。）は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、総務省令で定めるやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

一　第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備との接続に必要な電気通信設備の設置若しくは保守、土地及びこれに定着する建物その他の工作物の利用又は情報の提供について、特定関係事業者に比して他の電気通信事業者に不利な取扱いをすること。

二　電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理その他他の電気通信事業者からの業務の受託について、特定関係事業者に比して他の電気通信事業者に不利な取扱いをすること。

3　第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、電気通信業務又はこれに付随する業務の全部又は一部を子会社に委託する場合には、当該委託に係る業務に関し前条第三項各号に掲げる行為及び前項各号に掲げる行為（同項ただし書の理由があるときにおいて行われる行為を除く。次項において同じ。）が行われないよう、当該委託を受けた子会社に対し必要かつ適切な監督を行わなければならない。この場合において、当該電気通信事業者及びその一若しくは二以上の子会社又は当該電気通信事業者の一若しくは二以上の子会社がその総株主又は総社員の議決権の過半数を有する他の会社は、当該電気通信事業者の子会社とみなす。

4　総務大臣は、第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が第二項各号に掲げる行為を行つていると認めるとき、又は前項前段の委託を受けた子会社（同項後段の規定により当該電気通信事業者の子会社とみなされた会社を含む。以下この項において同じ。）が前条第三項各号に掲げる行為若しくは第二項各号に掲げる行

為を行つていると認めるときは、当該電気通信事業者に対し、同項各号に掲げる行為の停止若しくは変更を命じ、又は当該委託を受けた子会社による同条第三項各号に掲げる行為若しくは第二項各号に掲げる行為を停止させ、若しくは変更させるために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

5　第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、他の電気通信事業者との間の適正な競争関係を確保するため、総務省令で定めるところにより、当該第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た情報を適正に管理し、かつ、当該接続の業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。

6　前項に規定する体制の整備その他必要な措置は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一　第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備（これと一体として設置される電気通信設備を含む。）の設置、管理及び運営並びにこれらに付随する業務を行う専任の部門（次号及び第三号において「設備部門」という。）を置くこと。

二　第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た情報の管理責任者を設備部門に置くこと。

三　第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務の実施状況を監視する部門を設備部門とは別に置くこと。

7　第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、毎年、総務省令で定めるところにより、第二項、第三項及び第五項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況に関し総務省令で定める事項を総務大臣に報告しなければならない。

（電気通信回線設備との接続）

第三十二条　電気通信事業者は、他の電気通信事業者から当該他の電気通信事業者の電気通信設備をその設置する電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を受けたときは、次に掲げる場合を除き、これに応じなければならない。

一　電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき。

二　当該接続が当該電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき。

三　前二号に掲げる場合のほか、総務省令で定める正当な理由があるとき。

（第一種指定電気通信設備との接続）

第三十三条　総務大臣は、総務省令で定めるところにより、全国の区域を分けて電気通信役務の利用状況及び都道府県の区域を勘案して総務省令で定める区域ごとに、その一端が利用者の電気通信設備（移動端末設備（利用者の電気通信設備であつて、移動する無線局の無線設備であるものをいう。次条第一項において同じ。）を除く。）と接続される伝送路設備のうち同一の電気通信事業者が設置するものであつて、その伝送路設備の電気通信回線の数の、当該区域内に設置されるすべての同種の伝送路設備の電気通信回線の数のうちに占める割合が総務省令で定める割合を超えるもの及び当該区域において当該電気通信事業者がこれと一体として設置する電気通信設備であつて総務省令で定めるものの総体を、他の電気通信事業者の電気通信設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことのできない電気通信設備として指定することができる。

2　前項の規定により指定された電気通信設備（以下「第一種指定電気通

信設備」という。）を設置する電気通信事業者は、当該第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額（以下この条において「接続料」という。）及び他の電気通信事業者の電気通信設備との接続箇所における技術的条件、電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別その他の接続の条件（以下「接続条件」という。）について接続約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3　前項の認可を受けるべき接続約款に定める接続料及び接続条件であつて、その内容からみて利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に及ぼす影響が比較的少ないものとして総務省令で定めるものは、同項の規定にかかわらず、その認可を要しないものとする。

4　総務大臣は、第二項（第十六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項、第六項、第九項、第十項及び第十四項において同じ。）の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、第二項の認可をしなければならない。

一　次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。

イ　他の電気通信事業者の電気通信設備を接続することが技術的及び経済的に可能な接続箇所のうち標準的なものとして総務省令で定める箇所における技術的条件

ロ　総務省令で定める機能ごとの接続料

ハ　第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及びこれとその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項

ニ　電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別

ホ　イからニまでに掲げるもののほか、第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なものとして総務省令で定める事項

二　接続料が能率的な経営の下における適正な原価を算定するものとして総務省令で定める方法により算定された原価に照らし公正妥当なものであること。

三　接続条件が、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその第一種指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものでないこと。

四　特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

5　前項第二号の総務省令で定める方法（同項第一号ロの総務省令で定める機能のうち、高度で新しい電気通信技術の導入によつて、第一種指定電気通信設備との接続による当該機能に係る電気通信役務の提供の効率化が相当程度図られると認められるものとして総務省令で定める機能に係る接続料について定めるものに限る。）は、第一種指定電気通信設備を通常用いることができる高度で新しい電気通信技術を利用した効率的なものとなるように新たに構成するものとした場合に当該第一種指定電気通信設備との接続により当該第一種指定電気通信設備によつて提供される電気通信役務に係る通信量又は回線数の増加に応じて増加することとなる当該第一種指定電気通信設備に係る費用を勘案して原価を算定するものでなければならない。

6　総務大臣は、第二項の認可を受けた接続約款で定める接続料が第四項第二号に規定する原価に照らして不適当となつたため又は当該接続約款で定める接続条件が社会的経済的事情の変動により著しく不適当となつたため公共の利益の増進に支障があると認めるときは、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、相当の期限を定め、当該接続約款の変更の認可を申請すべきことを命ずることができる。

7　第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、その設置する第一種指定電気通信設備との接続に関する接続料及び接続条件であつて、第三項の総務省令で定めるものについて接続約款を定め、その実施前に

総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

8　総務大臣は、前項（第十七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により届け出た接続約款で定める接続料又は接続条件が公共の利益の増進に支障があると認めるときは、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、相当の期限を定め、当該接続約款を変更すべきことを命ずることができる。

9　第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、第二項の規定により認可を受け又は第七項（第十七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により届け出た接続約款（以下この条において「認可接続約款等」という。）によらなければ、他の電気通信事業者との間において、その設置する第一種指定電気通信設備との接続に関する協定を締結し、又は変更してはならない。

10　前項の規定にかかわらず、認可接続約款等により難い特別な事情があるときは、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、総務大臣の認可を受けて、当該認可接続約款等で定める接続料及び接続条件と異なる接続料及び接続条件（第二項に規定する接続料及び接続条件に該当するものにあつては、第四項各号（第一号イ及びロを除く。）のいずれにも適合しているものに限る。）のその設置する第一種指定電気通信設備との接続に関する協定を締結し、又は変更することができる。

11　第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、認可接続約款等を公表しなければならない。

12　第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、当該第一種指定電気通信設備との接続に係る第四項第一号ロの総務省令で定める機能ごとに、通信量又は回線数その他総務省令で定める事項（第十四項において「通信量等」という。）を記録しておかなければならない。

13　第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、第一種指定電気通信設備との接続に関する会計を整理し、及びこれに基づき当該接続に関する収支の状況その他総務省令で定める事項を公表しなければならない。

14　第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、第五項に規定する接続料にあつては第二項の認可を受けた後五年を超えない範囲内で総務省令で定める期間を経過するごとに、それ以外の接続料にあつては前項の規定により毎事業年度の会計を整理したときに、通信量等の記録及び同項の規定による会計の整理の結果に基づき第四項第二号の総務省令で定める方法により算定された原価に照らし公正妥当なものとするために、接続料を再計算しなければならない。

15　第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、他の電気通信事業者がその電気通信設備と第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な情報の提供に努めなければならない。

16～18　（略）

（第二種指定電気通信設備との接続）

第三十四条　総務大臣は、総務省令で定めるところにより、その一端が特定移動端末設備（総務省令で定める移動端末設備をいう。以下この項において同じ。）と接続される伝送路設備のうち同一の電気通信事業者が設置するものであつて、その伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数の、その伝送路設備を用いる電気通信役務に係る業務区域と同一の区域内に設置されているすべての同種の伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数のうちに占める割合が総務省令で定める割合を超えるもの及び当該電気通信事業者が当該電気通信役務を提供するために設置する電気通信設備であつて総務省令で定めるものの総体を、他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備

として指定することができる。

2　前項の規定により指定された電気通信設備（以下「第二種指定電気通信設備」という。）を設置する電気通信事業者は、当該第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額及び接続条件について接続約款を定め、総務省令で定めるところにより、その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3　総務大臣は、前項（第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により届け出た接続約款が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、相当の期限を定め、当該接続約款を変更すべきことを命ずることができる。

一　第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及びこれとその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていないとき。

二　他の電気通信事業者の電気通信設備との接続箇所における技術的条件が適正かつ明確に定められていないとき。

三　電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別が適正かつ明確に定められていないとき。

四　第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えるものであるとき。

五　他の電気通信事業者に対し不当な条件を付すものであるとき。

六　特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。

4　第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、第二項（第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により届け出た接続約款によらなければ、他の電気通信事業者との間において、第二種指定電気通信設備との接続に関する協定を締結し、又は変更してはならない。

5　第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、第二項の規定により届け出た接続約款を公表しなければならない。

6　第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、第二種指定電気通信設備との接続に関する会計を整理し、及びこれに基づき当該接続に関する収支の状況その他総務省令で定める事項を公表しなければならない。

7・8　（略）

（電気通信設備の接続に関する命令等）

第三十五条　総務大臣は、電気通信事業者が他の電気通信事業者に対し当該他の電気通信事業者が設置する電気通信回線設備と当該電気通信事業者の電気通信設備との接続に関する協定の締結を申し入れたにもかかわらず当該他の電気通信事業者がその協議に応じず、又は当該協議が調わなかつた場合で、当該協定の締結を申し入れた電気通信事業者から申立てがあつたときは、第三十二条各号に掲げる場合に該当すると認めるとき及び第百五十五条第一項の規定による仲裁の申請がされているときを除き、当該他の電気通信事業者に対し、その協議の開始又は再開を命ずるものとする。

2　総務大臣は、前項に規定する場合のほか、電気通信事業者間において、その一方が電気通信設備の接続に関する協定の締結を申し入れたにもかかわらず他の一方がその協議に応じず、又は当該協議が調わなかつた場合で、当該一方の電気通信事業者から申立てがあつた場合において、そ

の接続が公共の利益を増進するために特に必要であり、かつ、適切であると認めるときは、第百五十五条第一項の規定による仲裁の申請がされているときを除き、他の一方の電気通信事業者に対し、その協議の開始又は再開を命ずることができる。

3　電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は接続条件その他協定の細目について当事者間の協議が調わないときは、当該電気通信設備に接続する電気通信設備を設置する電気通信事業者は、総務大臣の裁定を申請することができる。ただし、当事者が第百五十五条第一項の規定による仲裁の申請をした後は、この限りでない。

4　前項に規定する場合のほか、第一項又は第二項の規定による命令があつた場合において、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は接続条件その他協定の細目について、当事者間の協議が調わないときは、当事者は、総務大臣の裁定を申請することができる。

5　総務大臣は、前二項の規定による裁定の申請を受理したときは、その旨を他の当事者に通知し、期間を指定して答弁書を提出する機会を与えなければならない。

6　総務大臣は、第三項又は第四項の裁定をしたときは、遅滞なく、その旨を当事者に通知しなければならない。

7　第三項又は第四項の裁定があつたときは、その裁定の定めるところに従い、当事者間に協議が調つたものとみなす。

8　第三項又は第四項の裁定のうち当事者が取得し、又は負担すべき金額について不服のある者は、その裁定があつたことを知つた日から六月以内に、訴えをもつてその金額の増減を請求することができる。

9　前項の訴えにおいては、他の当事者を被告とする。

10　第三項又は第四項の裁定についての異議申立てにおいては、当事者が取得し、又は負担すべき金額についての不服をその裁定の不服の理由とすることができない。

（第一種指定電気通信設備の機能の変更又は追加に関する計画）

第三十六条　第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、当該第一種指定電気通信設備の機能（総務省令で定めるものを除く。）の変更又は追加の計画を有するときは、総務省令で定めるところにより、その計画を当該工事の開始の日の総務省令で定める日数前までに総務大臣に届け出なければならない。その届け出た計画を変更しようとするときも同様とする。

2　第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、前項の規定により届け出た計画を公表しなければならない。

3　総務大臣は、第一項の規定による届出があつた場合において、その届け出た計画の実施により他の電気通信事業者の電気通信設備と第一種指定電気通信設備との円滑な接続に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、その計画を変更すべきことを勧告することができる。

（電気通信設備等の共用に関する命令等）

第三十八条　総務大臣は、電気通信事業者間においてその一方が電気通信設備又は電気通信設備設置用工作物（電気通信事業者が電気通信設備を設置するために使用する建物その他の工作物をいう。以下同じ。）の共用に関する協定の締結を申し入れたにもかかわらず他の一方がその協議に応じず又は当該協議が調わなかつた場合で、当該一方の電気通信事業者から申立てがあつた場合において、その共用が公共の利益を増進するために特に必要であり、かつ、適切であると認めるときは、第百五十六条第一項において準用する第百五十五条第一項の規定による仲裁の申請が

されているときを除き、他の一方の電気通信事業者に対し、その協議の開始又は再開を命ずることができる。

2　第三十五条第三項から第十項までの規定は、電気通信設備又は電気通信設備設置用工作物の共用について準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「接続条件」とあるのは「共用の条件」と、同条第三項中「電気通信設備に接続する電気通信設備を設置する」とあるのは「電気通信事業者と協定を締結しようとする」と、「第百五十六条第一項」とあるのは「第百五十五条第一項」と、同条第四項中「第一項又は第二項」とあるのは「第三十八条第一項」と読み替えるものとする。

（卸電気通信役務の提供についての準用）

第三十九条　第三十五条第三項から第十項まで及び前条第一項の規定は、卸電気通信役務の提供について準用する。この場合において、第三十五条第三項及び第四項中「接続条件」とあるのは「提供の条件」と、同条第三項及び第四項並びに前条第一項中「協定」とあるのは「契約」と、第三十五条第三項中「電気通信設備に接続する電気通信設備を設置する」とあるのは、「電気通信事業者と契約を締結しようとする」と、「第百五十五条第一項」とあるのは「第百五十六条第二項において準用する第百五十五条第一項」と、同条第四項中「第一項又は第二項」とあるのは「第三十九条において準用する第三十八条第一項」と、前条第一項中「その共用」とあるのは「その提供」と、「第百五十六条第一項」とあるのは「第百五十六条第二項」と読み替えるものとする。

（事業の認定）

第百十七条　電気通信回線設備を設置して電気通信役務を提供する電気通信事業を営む電気通信事業者又は当該電気通信事業を営もうとする者は、次節の規定の適用を受けようとする場合には、申請により、その電気通信事業の全部又は一部について、総務大臣の認定を受けることができる。

2　前項の認定を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　申請に係る電気通信事業の業務区域

三　申請に係る電気通信事業の用に供する電気通信設備の概要

3　前項の申請書には、事業計画書その他総務省令で定める書類を添付しなければならない。

（提供義務）

第百二十一条　認定電気通信事業者は、正当な理由がなければ、認定電気通信事業に係る電気通信役務の提供を拒んではならない。

2　総務大臣は、認定電気通信事業者が前項の規定に違反したときは、当該認定電気通信事業者に対し、利用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

（土地等の使用権）

第百二十八条　認定電気通信事業者は、認定電気通信事業の用に供する線路及び空中線（主として一の構内（これに準ずる区域内を含む。）又は建物内（以下この項において「構内等」という。）にいる者の通信の用に供するため当該構内等に設置する線路及び空中線については、公衆の通行し、又は集合する構内等に設置するものに限る。）並びにこれらの附属設備（以下この節において「線路」と総称する。）を設置するため他人の土地及びこれに定着する建物その他の工作物（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第三条第二項に規定する行政財産、地方自治法（昭和

二十二年法律第六十七号）第二百三十八条第三項に規定する行政財産その他政令で定めるもの（第四項において「行政財産等」という。）を除く。以下「土地等」という。）を利用することが必要かつ適当であるときは、総務大臣の認可を受けて、その土地等の所有者（所有権以外の権原に基づきその土地等を使用するものがあるときは、その者及び所有者。以下同じ。）に対し、その土地等を使用する権利（以下「使用権」という。）の設定に関する協議を求めることができる。第三項の存続期間が満了した後において、その期間を延長して使用しようとするときも、同様とする。

2　前項の認可は、認定電気通信事業者がその土地等の利用を著しく妨げない限度において使用する場合にすることができる。ただし、他の法律によつて土地等を収用し、又は使用することができる事業の用に供されている土地等にあつてはその事業のための土地等の利用を妨げない限度において利用する場合に限り、建物その他の工作物にあつては線路を支持するために利用する場合に限る。

3　第一項の使用権の存続期間は、十五年（地下ケーブルその他の地下工作物又は鉄鋼若しくはコンクリート造の地上工作物の設置を目的とするものにあつては、五十年）とする。ただし、同項の協議又は第百三十二条第二項若しくは第三項の裁定においてこれより短い期間を定めたときは、この限りでない。

4　総務大臣は、第一項の認可の申請があつた場合において、必要があると認めるときは、その土地等の所有者（その土地等が行政財産等に定着する建物その他の工作物であるときは、当該行政財産等を管理する者その他の政令で定める者を含む。次項並びに第百三十条第一項及び第百三十一条において同じ。）の意見を聴くものとする。

5　総務大臣は、第一項の認可をしたときは、その旨をその土地等の所有者に通知するとともに、これを公告しなければならない。

6　第一項の協議が調つた場合には、認定電気通信事業者及び土地等の所有者は、総務省令で定めるところにより、その協議において定めた事項を総務大臣に届け出るものとする。

7　前項の届出があつたときは、その届け出たところに従い、認定電気通信事業者がその土地等の使用権を取得し、又は当該使用権の存続期間が延長されるものとする。

8　認定電気通信事業者及び土地等の所有者は、その合意により、使用権を消滅させることができる。この場合においては、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

（裁定の申請）

第百二十九条　前条第一項の規定による協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、認定電気通信事業者は、総務省令（※）で定める手続に従い、その土地等の使用について、総務大臣の裁定を申請することができる。ただし、同項の認可があつた日から三月を経過したときはこの限りでない。

2　認定電気通信事業者は、使用権の存続期間の延長について前項の規定により裁定を申請したときは、その裁定があるまでは、引き続きその土地等を使用することができる。

（裁定）

第百三十条　総務大臣は、前条第一項の規定による裁定の申請を受理したときは、三日以内に、その申請書の写しを当該市町村長に送付するとともに、土地等の所有者に裁定の申請があつた旨を通知しなければならない。

2　市町村長は、前項の書類を受け取つたときは、三日以内に、その旨を公告し、公告の日から一週間、これを公衆の縦覧に供しなければならな

い。

3　市町村長は、前項の規定による公告をしたときは、公告の日を総務大臣に報告しなければならない。

4　前三項の規定の適用については、これらの規定中「市町村長」とあるのは、特別区のある地にあつては「特別区の区長」と、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては「区長」とする。

第百三十一条　前条第二項の規定による公告があつたときは、土地等の所有者その他利害関係人は、公告の日から十日以内に、総務大臣に意見書を提出することができる。

第百三十二条　総務大臣は、前条の期間が経過した後、速やかに、裁定をしなければならない。

2　使用権を設定すべき旨を定める裁定においては、次の事項を定めなければならない。

一　使用権を設定すべき土地等の所在地及びその範囲

二　線路の種類及び数

三　使用開始の時期

四　使用権の存続期間を定めたときは、その期間

五　対価の額並びにその支払の時期及び方法

3　使用権の存続期間を延長すべき旨を定める裁定においては、延長する期間（延長に際し前項第五号に掲げる事項を変更するときは、延長する期間及び当該変更後の同号に掲げる事項）を定めなければならない。

4　総務大臣は、第二項第五号に掲げる事項（前項に規定する変更後のものを含む。）については、あらかじめその土地等の所在する都道府県の収用委員会の意見を聴き、これに基づいて裁定しなければならない。この場合において、同号の対価の額の基準は、その使用により通常生ずる損失を償うように、線路及び土地等の種類ごとに政令で定める。

5　総務大臣は、第百二十九条第一項の裁定をしたときは、遅滞なく、その旨を認定電気通信事業者及び土地等の所有者に通知するとともに、これを公告しなければならない。

6　使用権を設定すべき旨を定める裁定があつたときは、その裁定において定められた使用開始の時期に、認定電気通信事業者は、その土地等の使用権を取得するものとする。

7　使用権の存続期間を延長すべき旨を定める裁定があつたときは、当該使用権の存続期間は、その裁定において定められた期間延長されるものとする。

8　第三十五条第八項から第十項までの規定は、第百二十九条第一項の裁定について準用する。この場合において、第三十五条第八項及び第十項中「当事者が取得し、又は負担すべき金額」とあるのは、「対価の額」と読み替えるものとする。

（線路の移転等）

第百三十八条　使用権に基づいて線路が設置されている土地等又はこれに近接する土地等の利用の目的又は方法が変更されたため、その線路が土地等の利用に著しく支障を及ぼすようになつたときは、その土地等の所有者は、認定電気通信事業者に、線路の移転その他支障の除去に必要な措置をすべきことを請求することができる。

2　認定電気通信事業者は、前項の措置が業務の遂行上又は技術上著しく困難な場合を除き、同項の措置をしなければならない。

3　第一項の措置について、認定電気通信事業者と土地等の所有者との間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、認定電気通信事業者又は土地等の所有者は、総務省令で定める手続に従い、総務大臣の裁定を申請することができる。

4　第百三十条、第百三十一条並びに第百三十二条第一項及び第五項の規定は、前項の裁定について準用する。

5　第一項の措置をすべき旨を定める裁定においては、その措置に要する費用の全部又は一部を土地等の所有者が負担すべき旨を定めることができる。

6　第一項の措置をすべき旨を定める裁定においては、その措置をすべき時期（前項の場合にあつては、その時期並びに土地等の所有者が負担すべき費用の額、支払の時期及び支払の方法）を定めなければならない。

7　第四項において準用する第百三十二条第五項の規定による公告があつたときは、裁定の定めるところに従い、認定電気通信事業者と土地等の所有者との間に協議が調つたものとみなす。

8　第三十五条第八項から第十項までの規定は、第三項の裁定について準用する。この場合において、同条第八項及び第十項中「当事者が取得し、又は負担すべき金額」とあるのは、「費用の負担の額」と読み替えるものとする。

（設置及び権限）

第百四十四条　総務省に、電気通信紛争処理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2　委員会は、この法律、電波法及び放送法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

（組織）

第百四十五条　委員会は、委員五人をもつて組織する。

2　委員は、非常勤とする。ただし、そのうち二人以内は、常勤とすることができる。

（委員長）

第百四十六条　委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。

2　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3　委員会は、あらかじめ、委員長に事故があるときにその職務を代理する委員を定めておかなければならない。

（委員の任命）

第百四十七条　委員は、電気通信事業、電波の利用又は放送の業務に関して優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、総務大臣が任命する。

2　委員の任期が満了し、又は欠員が生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、総務大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

3　前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認得られないときは、総務大臣は、直ちに、その委員を罷免しなければならない。

（任期）

第百四十八条　委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　委員は、再任されることができる。

3　委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

（委員の罷免）

第百四十九条　総務大臣は、委員が心身の故障のため職務の遂行ができな

いと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

（委員の服務）

第百五十条　委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2　委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

3　常勤の委員は、在任中、総務大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。

（委員の給与）

第百五十一条　委員の給与は、別に法律で定める。

（事務局）

第百五十二条　委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

2　事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3　事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

（政令への委任）

第百五十三条　この節に規定するもののほか、委員会に関し必要な事項は、政令（※）で定める。

※　電気通信紛争処理委員会令

（電気通信設備の接続に関するあつせん）

第百五十四条　電気通信事業者間において、その一方が電気通信設備の接続に関する協定の締結を申し入れたにもかかわらず他の一方がその協議に応じず、若しくは当該協議が調わないとき、又は電気通信設備の接続に関する協定の締結に関し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額若しくは接続条件その他協定の細目について当事者間の協議が調わないときは、当事者は、委員会に対し、あつせんを申請することができる。ただし、当事者が第三十五条第一項若しくは第二項の申立て、同条第三項の規定による裁定の申請又は次条第一項の規定による仲裁の申請をした後は、この限りでない。

2　委員会は、事件がその性質上あつせんをするのに適当でないと認めるとき、又は当事者が不当な目的でみだりにあつせんの申請をしたと認めるときを除き、あつせんを行うものとする。

3　委員会によるあつせんは、委員会の委員その他の職員（委員会があらかじめ指定する者に限る。次条第三項において同じ。）のうちから委員会が事件ごとに指名するあつせん委員が行う。

4　あつせん委員は、当事者間をあつせんし、双方の主張の要点を確かめ、事件が解決されるように努めなければならない。

5　あつせん委員は、当事者から意見を聴取し、又は当事者に対し報告を求め、事件の解決に必要なあつせん案を作成し、これを当事者に提示することができる。

6　あつせん委員は、あつせん中の事件について、当事者が第三十五条第一項若しくは第二項の申立て、同条第三項の規定による裁定の申請又は次条第一項の規定による仲裁の申請をしたときは、当該あつせんを打ち切るものとする。

（電気通信設備の接続に関する仲裁）

第百五十五条　電気通信事業者間において、電気通信設備の接続に関する

協定の締結に関し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は接続条件その他協定の細目について当事者間の協議が調わないときは、当事者の双方は、委員会に対し、仲裁を申請することができる。ただし、当事者が第三十五条第一項若しくは第二項の申立て又は同条第三項の規定による裁定の申請をした後は、この限りでない。

2　委員会による仲裁は、三人の仲裁委員が行う。

3　仲裁委員は、委員会の委員その他の職員のうちから当事者が合意によつて選定した者につき、委員会が指名する。ただし、当事者の合意による選定がなされなかつたときは、委員会の委員その他の職員のうちから委員会が指名する。

4　仲裁については、この条に別段の定めがある場合を除いて、仲裁委員を仲裁人とみなして、仲裁法（平成十五年法律第百三十八号）の規定を準用する。

（準用）

第百五十六条　前二条の規定は、電気通信設備又は電気通信設備設置用工作物の共用に関する協定について準用する。この場合において、第百五十四条第一項及び前条第一項中「接続条件」とあるのは「共用の条件」と、第百五十四条第一項及び第六項並びに前条第一項中「第三十五条第一項若しくは第二項」とあるのは「第三十八条第一項」と、「同条第三項」とあるのは「同条第二項において準用する第三十五条第三項」と読み替えるものとする。

2　前二条の規定は、卸電気通信役務の提供に関する契約について準用する。この場合において、第百五十四条第一項及び前条第一項中「接続条件」とあるのは「提供の条件」と、「協定の細目」とあるのは「契約の細目」と、第百五十四条第一項及び第六項並びに前条第一項中「第三十五条第一項若しくは第二項」とあるのは「第三十九条において準用する第三十八条第一項」と、「同条第三項」とあるのは「第三十五条第三項」と読み替えるものとする。

（その他の協定等に関するあつせん等）

第百五十七条　電気通信事業者間において、電気通信役務の円滑な提供の確保のためにその締結が必要なものとして政令（※）で定める協定又は契約（第三項において「協定等」という。）の締結に関し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は条件その他その細目について当事者間の協議が調わないときは、当事者は、委員会に対し、あつせんを申請することができる。ただし、当事者が同項の規定による仲裁の申請をした後は、この限りでない。

2　第百五十四条第二項から第六項までの規定は、前項のあつせんについて準用する。この場合において、同条第六項中「第三十五条第一項若しくは第二項の申立て、同条第三項の規定による裁定の申請又は次条第一項」とあるのは、「第百五十七条第三項」と読み替えるものとする。

3　電気通信事業者間において、協定等の締結に関し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は条件その他その細目について当事者間の協議が調わないときは、当事者の双方は、委員会に対し、仲裁を申請することができる。

4　第百五十五条第二項から第四項までの規定は、前項の仲裁について準用する。

※　本法施行令第七条

第百五十七条の二　電気通信事業者と第百六十四条第一項第三号に掲げる電気通信事業（以下「第三号事業」という。）を営む者との間において、当該第三号事業を営む者が申し入れた当該第三号事業を営むに当たつて利用すべき電気通信役務の提供に関する契約（第三項において単に「契

約」という。）の締結に関し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は条件その他その細目について当事者間の協議が調わないときは、当事者は、委員会に対し、あっせんを申請することができる。ただし、当事者が第三項の規定による仲裁の申請をした後は、この限りでない。

2　第百五十四条第二項から第六項までの規定は、前項のあっせんについて準用する。この場合において、同条第六項中「第三十五条第一項若しくは第二項の申立て、同条第三項の規定による裁定の申請又は次条第一項」とあるのは、「第百五十七条の二第三項」と読み替えるものとする。

3　電気通信事業者と第三号事業を営む者との間において、当該第三号事業を営む者が申し入れた契約の締結に関し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は条件その他その細目について当事者間の協議が調わないときは、当事者の双方は、委員会に対し、仲裁を申請することができる。

4　第百五十五条第二項から第四項までの規定は、前項の仲裁について準用する。

（申請の経由）

第百五十八条　この節の規定により委員会に対してするあっせん又は仲裁の申請は、総務大臣を経由してしなければならない。

（政令への委任）

第百五十九条　この節に規定するもののほか、あっせん及び仲裁の手続に関し必要な事項は政令（※）で定める。

※　電気通信紛争処理委員会令

（委員会への諮問）

第百六十条　総務大臣は、次に掲げる事項については、委員会に諮問しなければならない。ただし、委員会が軽微な事項と認めたものについては、この限りでない。

一　第三十五条第一項若しくは第二項の規定による電気通信設備の接続に関する命令、同条第三項若しくは第四項の規定による電気通信設備の接続に関する裁定、第三十八条第一項の規定による電気通信設備若しくは電気通信設備設置用工作物の共用に関する命令、同条第二項において準用する第三十五条第三項若しくは第四項の規定による電気通信設備若しくは電気通信設備設置用工作物の共用に関する裁定、第三十九条において準用する第三十五条第三項若しくは第四項の規定による卸電気通信役務の提供に関する裁定、第三十九条において準用する第三十八条第一項の規定による卸電気通信役務の提供に関する命令、第百二十八条第一項の規定による土地等の使用に関する認可、第百二十九条第一項の規定による土地等の使用に関する裁定又は第百三十八条第三項の規定による支障の除去に必要な措置に関する裁定

二　第十九条第二項の規定による契約約款の変更の命令、第二十条第三項の規定による保障契約約款の変更の命令、第二十一条第四項の規定による特定電気通信役務の料金の変更の命令、第二十九条第一項の規定による業務の改善命令、第三十条第四項の規定による同条第三項の規定に違反する行為の停止若しくは変更の命令、第三十一条第四項の規定による同条第二項各号に掲げる行為の停止若しくは変更の命令若しくは第三十条第三項各号若しくは第三十一条第二項各号に掲げる行為を停止させ若しくは変更させるために必要な措置をとるべきことの命令、第三十三条第六項の規定による接続約款の変更の認可の申請の命令、同条第八項の規定による接続約款の変更の命令、第三十四条第三項の規定による接続約款の変更の命令、第三十六条第三項の規定による計画の変更の勧告又は第百二十一条第二項の規定による業務の改善命令

（聴聞の特例）

第百六十一条　総務大臣は、第十九条第二項、第二十条第三項、第二十一条第四項、第二十九条第一項若しくは第二項、第三十条第四項、第三十一条第四項、第三十三条第六項若しくは第八項、第三十四条第三項、第三十五条第一項若しくは第二項、第三十八条第一項（第三十九条において準用する場合を含む。）又は第百二十一条第二項の規定による処分をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見の陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2　前項に規定する処分に係る聴聞を行う場合において、当該処分が前条の規定により委員会に諮問すべきこととされている処分であるときは、当該処分に係る聴聞の主宰者は、委員会の委員のうちから、委員会の推薦により指名するものとする。

3　第一項に規定する処分に係る聴聞の主宰者は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

（勧告）

第百六十二条　委員会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項に関し、総務大臣に対し、必要な勧告をすることができる。

2　総務大臣は、前項の勧告を受けたときは、その内容を公表しなければならない。

（適用除外等）

第百六十四条　この法律の規定は、次に掲げる電気通信事業については、適用しない。

一　専ら一の者に電気通信役務（当該一の者が電気通信事業者であるときは、当該一の者の電気通信事業の用に供する電気通信役務を除く。）を提供する電気通信事業

二　その一の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含む。）又は同一の建物内である電気通信設備その他総務省令で定める基準に満たない規模の電気通信設備により電気通信役務を提供する電気通信事業

三　電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務を電気通信回線設備を設置することなく提供する電気通信事業

2　前項の規定にかかわらず、第三条及び第四条の規定は同項各号に掲げる電気通信事業を営む者の取扱中に係る通信について、第百五十七条の二の規定は第三号事業を営む者について適用する。

（意見の申出）

第百七十二条　電気通信事業者の電気通信役務に関する料金その他の提供条件又は電気通信事業者等の業務の方法に関し苦情その他の意見のある者は、総務大臣に対し、理由を記載した文書を提出して意見の申出をすることができる。

2　総務大臣は、前項の申出があつたときは、これを誠実に処理し、処理の結果を申出者に通知しなければならない。

○電気通信事業法施行令（昭和六十年政令第七十五号）（抄）

（あつせん等の対象となる協定等）

第七条　法第百五十七条第一項の政令で定める協定又は契約は、次に掲げるものとする。

一　電気通信回線設備との接続に必要な電気通信設備の設置若しくは保守、土地及びこれに定着する建物その他の工作物の利用又は情報の提供に関する協定又は契約

二　電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理その他業務の委託に関する協定又は契約

三　前二号に掲げるもののほか、電気通信役務の円滑な提供の確保のためのデータベース（法第十八条第三項に規定する利用者に係る情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。）、自家発電設備その他の総務省令（※）で定める設備の利用又は運用に関する協定又は契約

※　電気通信事業法施行規則第五十四条の二

○電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）（抄）

（接続に係る申立て）

第二十三条の十四　法第三十五条第一項の申立てをしようとする電気通信事業者は、様式第十七の五の申立書を、同条第二項の申立てをしようとする電気通信事業者は様式第十七の六の申立書を提出しなければならない。

（接続に係る裁定の申請）

第二十三条の十五　法第三十五条第三項又は第四項の裁定の申請をしようとする電気通信事業者は、様式第十七の七の申請書を提出しなければならない。

（共用に係る申立て）

第二十五条の三　法第三十八条第一項の申立てをしようとする電気通信事業者は、当該申立てが次の各号に掲げるものであるときは、それぞれ当該各号に掲げる様式の申立書を総務大臣に提出しなければならない。

一　電気通信設備の共用に係る申立て　様式第十七の六

二　電気通信設備設置用工作物の共用に係る申立て　様式第十八の三

（共用に係る裁定の申請）

第二十五条の四　法第三十八条第二項において準用する法第三十五条第三項又は第四項の裁定の申請をしようとする電気通信事業者は、当該裁定の申請が次の各号に掲げるものであるときは、それぞれ当該各号に掲げる様式の申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一　電気通信設備の共用に係る裁定の申請　様式第十七の七

二　電気通信設備設置用工作物の共用に係る裁定の申請　様式第十八の四

（卸電気通信役務の提供に係る裁定の申請）

第二十五条の八　法第三十九条において準用する法第三十五条第三項又は第四項の裁定の申請をしようとする電気通信事業者は、様式第十九の申請書を提出しなければならない。

（卸電気通信役務の提供に係る申立て）

第二十五条の九　法第三十九条において準用する法第三十八条第一項の申立てをしようとする電気通信事業者は、様式第十九の二の申立書を提出しなければならない。

（利用又は運用に関する協定等があつせん等の対象となる設備）

第五十四条の二　電気通信事業法施行令（昭和六十年政令第七十五号）第七条第三号の総務省令で定める設備は、次のとおりとする。

一　データベース（法第十八条第三項に規定する利用者（以下この号において「利用者」という。）に係る情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。）その他の利用者に関する情報の取扱いに関して用いられる設備

二　自家発電設備、クロージャ（伝送路設備をその先端において他の伝送路設備と接続させる設備をいう。）その他の土地等（法第百二十八条第一項に規定する土地等をいう。）又は電気通信設備に附属して設置される設備

三　専用役務の提供に当たつて用いられ、又は使用契約に基づき提供される設備（前二号に掲げるものを除く。）

四　無線局の免許人等（電波法第六条第一項第九号に規定する免許人等

をいう。）が当該免許人等以外の者に運用させる無線局の無線設備（前号に掲げるものを除く。）

（申請等の方法）

第六十九条　次の各号に掲げる申請、届出、申立て又は報告（以下「申請等」という。）をしようとする者は、当該申請等をその者の住所を管轄する総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）を経由して行うことができる。

一～八　（略）

九　法第三十五条第一項又は第二項の申立て

十　法第三十五条第三項又は第四項の裁定の申請

十一　法第三十五条第三項又は第四項の裁定の申請

十二　法第三十八条第一項の申立て

十三　法第三十八条第二項において準用する法第三十五条第三項又は第四項の裁定の申請

十四　法第三十九条において準用する法第三十五条第三項又は第四項の裁定の申請

十五　法第三十九条において準用する法第三十八条第一項の申立て

十六～二十九　（略）

三十　法第百四十条第一項の届出

三十一　法第百四十条第四項の認可の申請

三十二　法第百四十一条第一項の指定の申請

三十三　（略）

2　（略）

（電磁的方法による提出）

第七十条　この省令の規定により総務大臣に提出する書類は、これらの書類の記載事項を記録した総務大臣が別に告示する電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。以下同じ。）による記録に係る記録媒体により提出することができる。

2　前項により電磁的方法による記録に係る記録媒体により提出する場合には、申請者又は届出者の氏名及び住所並びに申請又は届出の年月日を記載した書類を添付しなければならない。

様式第１７の５（第23条の14関係）

接続協定に関する命令申立書

年　　月　　日

総務大臣　殿

郵便番号
(ふりがな)
住　　所
(ふりがな)
氏　　名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）　印

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

連 絡 先（連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）

電気通信設備の接続に関する協議が 不調 / 不能 のため、電気通信事業法第35条第１項の規定により、次のとおり協議の開始又は再開の命令を申し立てます。

当事者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所	
接続しようとする電気通信設備	
締結又は変更しようとする協定の概要	
予定する協定の期間	
協議の不調又は不能の理由	
その他参考となる事項	

注　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

様式第１７の６（第23条の14、第25条の３関係）

接続
共用　協定に関する命令申立書

年　　月　　日

総務大臣　殿

郵便番号
(ふりがな)
住　　所
(ふりがな)
氏　　名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）　印

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

連 絡 先（連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）

電気通信設備の 接続
共用 に関する協議が 不調
不能 のため、電気通信事業法 第35条第２項
第38条第１項 の規定により、次のとおり協議の開始又は再開の命令を申し立てます。

当事者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所	
接続又は共用しようとする電気通信設備	
締結又は変更しようとする協定の概要	
予定する協定の期間	
協議の不調又は不能の理由	
当該接続又は共用が公共の利益を増進するために必要であり、かつ、適切であると認められる理由	
その他参考となる事項	

注　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

様式第１７の７（第23条の15、第25条の４関係）

接続
共用 協定裁定申請書

年　　月　　日

総務大臣　殿

郵便番号
(ふりがな)
住　　所
(ふりがな)
氏　　名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。　印）

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

連 絡 先（連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）

電気通信設備の接続
共用 に関する協議が不調のため、電気通信事業法（注１）の規定により、次のとおり裁定を申請します。

当事者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所	
接続又は共用しようとする電気通信設備	
裁定を求める事項	
予定する協定の期間	
協議の不調の理由及び協議の経過	
接続又は共用命令を経ている場合は、その年月日	
その他参考となる事項	

注１　次に掲げる条項のうち、該当するものを記載すること。
(1) 第 35 条第３項
(2) 第 35 条第４項
(3) 第 38 条第２項において準用する同法第 35 条第３項
(4) 第 38 条第２項において準用する同法第 35 条第４項
２　用紙の大きさは、日本工業規Ａ列４番とすること。

様式第１８の３（第25条の３関係）

共用協定に関する命令申立書

年　　月　　日

総務大臣　殿

郵便番号
(ふりがな)
住　　所
(ふりがな)
氏　　名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）　　印
登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号
連 絡 先（連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）

電気通信設備設置用工作物の共用に関する協議が　不調／不能　のため、電気通信事業法第38条第１項の規定により、次のとおり協議の開始又は再開の命令を申し立てます。

当事者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所	
共用しようとする電気通信設備設置用工作物	
締結又は変更しようとする協定の概要	
予定する協定の期間	
協議の不調又は不能の理由	
当該共用が公共の利益を増進するために必要であり、かつ、適切であると認められる理由	
その他参考となる事項	

注　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

様式第１８の４（第23条の15、第25条の４関係）

共用協定裁定申請書

年　　月　　日

総務大臣　殿

郵便番号
(ふりがな)
住　　所
(ふりがな)
氏　　名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）　　印
登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号
連 絡 先（連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）

電気通信設備設置用工作物の共用に関する協議が不調のため、電気通信事業法（注１）の規定により、次のとおり裁定を申請します。

当事者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所	
共用しようとする電気通信設備設置用工作物	
裁定を求める事項	
予定する協定の期間	
協議の不調の理由及び協議の経過	
共用命令を経ている場合は、その年月日	
その他参考となる事項	

注１　次に掲げる条項のうち、該当するものを記載すること。
⑴　第 38 条第２項において準用する同法第 35 条第３項
⑵　第 38 条第２項において準用する同法第 35 条第４項
２　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

様式第１９（第25条の８関係）

卸電気通信役務の提供に係る裁定申請書

年　　月　　日

総務大臣　殿

郵便番号
(ふりがな)
住　　所
(ふりがな)
氏　　名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）　印

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

連 絡 先（連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）

卸電気通信役務の提供に係る協議が不調のため、電気通信事業法第39条において準用する同法 第35条第３項 / 第35条第４項 の規定により、次のとおり裁定を申請します。

当事者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所	
裁定を求める事項	
協議の不調の理由及び協議の経過	
卸電気通信役務の提供に関する命令を経ている場合は、その年月日	
その他参考となる事項	

注　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

様式第１９の２（第25条の９関係）

卸電気通信役務の提供に係る命令申立書

年　　月　　日

総務大臣　殿

郵便番号
(ふりがな)
住　　所
(ふりがな)
氏　　名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）　印

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

連 絡 先（連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）

卸電気通信役務の提供に係る協議が 不調 / 不能 のため、電気通信事業法第39条において準用する同法第38条第１項の規定により、次のとおり協議の開始又は再開の命令を申し立てます。

当事者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所	
締結又は変更しようとする契約の概要	
予定する契約の期間	
協議の不調又は不能の理由	
当該卸電気通信役務の提供が公共の利益を増進するために必要であり、かつ、適切であると認められる理由	
その他参考となる事項	

注　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

○放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）（抄）

（目的）

第一条　この法律は、次に掲げる原則に従つて、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ることを目的とする。

一　放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること。

二　放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによつて、放送による表現の自由を確保すること。

三　放送に携わる者の職責を明らかにすることによつて、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること。

（定義）

第二条　この法律及びこの法律に基づく命令の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

一　「放送」とは、公衆によつて直接受信されることを目的とする電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。）の送信（他人の電気通信設備（同条第二号に規定する電気通信設備をいう。以下同じ。）を用いて行われるものを含む。）をいう。

二　「基幹放送」とは、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定により放送をする無線局に専ら又は優先的に割り当てられるものとされた周波数の電波を使用する放送をいう。

三　「一般放送」とは、基幹放送以外の放送をいう。

四～十四　（略）

十五　「地上基幹放送」とは、基幹放送であつて、衛星基幹放送及び移動受信用地上基幹放送以外のものをいう。

十六・十七　（略）

十八　「テレビジョン放送」とは、静止し、又は移動する事物の瞬間的影像及びこれに伴う音声その他の音響を送る放送（文字、図形その他の影像（音声その他の音響を伴うものを含む。）又は信号を併せ送るものを含む。）をいう。

十九　（略）

二十　「放送局」とは、放送をする無線局をいう。

二十一　「認定基幹放送事業者」とは、第九十三条第一項の認定を受けた者をいう。

二十二　「特定地上基幹放送事業者」とは、電波法の規定により自己の地上基幹放送の業務に用いる放送局（以下「特定地上基幹放送局」という。）の免許を受けた者をいう。

二十三　「基幹放送事業者」とは、認定基幹放送事業者及び特定地上基幹放送事業者をいう。

二十四　（略）

二十五　「一般放送事業者」とは、第百二十六条第一項の登録を受けた者及び第百三十三条第一項の規定による届出をした者をいう。

二十六　「放送事業者」とは、基幹放送事業者及び一般放送事業者をいう。

二十七～二十九　（略）

（再放送）

第十一条　放送事業者は、他の放送事業者の同意を得なければ、その放送を受信し、その再放送をしてはならない。

（基幹放送普及計画）

第九十一条　総務大臣は、基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図る

ため、基幹放送普及計画を定め、これに基づき必要な措置を講ずるものとする。

2　基幹放送普及計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　基幹放送を国民に最大限に普及させるための指針、基幹放送をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、基幹放送による表現の自由ができるだけ多くの者によつて享有されるようにするための指針その他基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項

二　協会の放送、学園の放送又はその他の放送の区分、国内放送、国際放送、中継国際放送、協会国際衛星放送又は内外放送の区分、中波放送、超短波放送、テレビジョン放送その他の放送の種類による区分その他の総務省令で定める基幹放送の区分ごとの同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる一定の区域（以下「放送対象地域」という。）

三　放送対象地域ごとの放送系（同一の放送番組の放送を同時に行うことのできる基幹放送局の総体をいう。以下この号において同じ。）の数（衛星基幹放送及び移動受信用地上基幹放送に係る放送対象地域にあつては、放送系により放送をすることのできる放送番組の数）の目標

3　基幹放送普及計画は、第二十条第一項、第二項第一号及び第五項に規定する事項、電波法第五条第四項の基幹放送用割当可能周波数、放送に関する技術の発達及び需要の動向、地域の自然的経済的社会的文化的諸事情その他の事情を勘案して定める。

4　総務大臣は、前項の事情の変動により必要があると認めるときは、基幹放送普及計画を変更することができる。

5　総務大臣は、基幹放送普及計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。

（一般放送の業務の登録）

第百二十六条　一般放送の業務を行おうとする者は、総務大臣の登録を受けなければならない。ただし、有線電気通信設備を用いて行われるラジオ放送その他の一般放送の種類、一般放送の業務に用いられる電気通信設備の規模等からみて受信者の利益及び放送の健全な発達に及ぼす影響が比較的少ないものとして総務省令（※）で定める一般放送については、この限りでない。

2　前項の登録を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　総務省令で定める一般放送の種類

三　一般放送の業務に用いられる電気通信設備の概要

四　業務区域

3　前項の申請書には、第百二十八条第一号から第五号までに該当しないことを誓約する書面その他総務省令で定める書類を添付しなければならない。

※　本法施行規則第百三十三条

（受信障害区域における再放送）

第百四十条　登録一般放送事業者であつて、市町村の区域を勘案して総務省令（※1）で定める区域の全部又は大部分において有線電気通信設備を用いてテレビジョン放送を行う者として総務大臣が指定する者は、当該登録に係る業務区域内に地上基幹放送（テレビジョン放送に限る。以下この条、第百四十二条及び第百四十四条において同じ。）の受信の障害が発生している区域があるときは、正当な理由がある場合として総務省令（※2）で定める場合を除き、当該受信の障害が発生している区域において、基幹放送普及計画により放送がされるべきものとされるすべての地上基

幹放送を受信し、そのすべての放送番組に変更を加えないで同時に再放送をしなければならない。

2　前項の規定により指定を受けた者（以下「指定再放送事業者」という。）は、同項の規定による再放送の役務の提供条件について契約約款を定め、その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。当該契約約款を変更しようとするときも、同様とする。

3　指定再放送事業者は、第一項の規定による再放送及び当該再放送以外の放送を併せて行うときは、当該再放送の役務の提供のみについて契約を締結することができるよう前項の提供条件を定めることその他の受信者の利益を確保するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4　第十一条の規定は、第一項の規定による地上基幹放送の再放送については、適用しない。

5　国及び地方公共団体は、指定再放送事業者が一般放送の業務に用いる有線電気通信設備の設置が円滑に行われるために必要な措置が講ぜられるよう配慮するものとする。

6　第一項の指定に関し必要な事項は、総務省令（※3）で定める。

※1　本法施行規則第百六十条

※2　同規則第百六十三条

※3　同規則第百六十一条

（電気通信紛争処理委員会によるあっせん及び仲裁）

第百四十二条　有線電気通信設備を用いてテレビジョン放送の業務を行う一般放送事業者（登録一般放送事業者については、指定再放送事業者に限る。）が、地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者に対し、その地上基幹放送を受信してする再放送に係る第十一条の同意（以下この節において単に「同意」という。）について協議を申し入れたにもかかわらず、当該基幹放送事業者が協議に応じず、又は協議が調わないときは、当事者は、電気通信紛争処理委員会（以下「紛争処理委員会」という。）に対し、あっせんを申請することができる。ただし、当事者が第三項の規定による仲裁の申請をし、又は当該一般放送事業者が第百四十四条第一項の規定による裁定の申請をした後は、この限りでない。

2　電気通信事業法第百五十四条第二項から第六項までの規定は、前項のあっせんについて準用する。この場合において、同条第六項中「第三十五条第一項若しくは第二項の申立て、同条第三項の規定による裁定の申請又は次条第一項の規定による仲裁の申請」とあるのは、「放送法第百四十二条第三項の規定による仲裁の申請をし、又は同条第一項の一般放送事業者が同法第百四十四条第一項の規定による裁定の申請」と読み替えるものとする。

3　第一項の規定による協議が調わないときは、当事者の双方は、紛争処理委員会に対し、仲裁を申請することができる。ただし、同項の一般放送事業者が第百四十四条第一項の規定による裁定の申請をした後は、この限りでない。

4　電気通信事業法第百五十五条第二項から第四項までの規定は、前項の仲裁について準用する。

5　第一項又は第三項の規定により紛争処理委員会に対してするあっせん又は仲裁の申請は、総務大臣を経由してしなければならない。

（政令への委任）

第百四十三条　前条に規定するもののほか、あっせん及び仲裁の手続に関し必要な事項は、政令（※）で定める。

※　電気通信紛争処理委員会令

（裁定）

第百四十四条　第百四十二条第一項の一般放送事業者が、地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者に対し、その地上基幹放送を受信してする再放送に係る同意について協議を申し入れたにもかかわらず、当該基幹放送事業者が協議に応じず、又は協議が調わないときは、当該一般放送事業者は、総務大臣の裁定を申請することができる。ただし、当事者が同条第三項の規定による仲裁の申請をした後は、この限りでない。

２　総務大臣は、前項の規定による裁定の申請があつたときは、その旨を当該申請に係る基幹放送事業者に通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない。

３　総務大臣は、前項の基幹放送事業者がその地上基幹放送の再放送に係る同意をしないことにつき正当な理由がある場合を除き、当該同意をすべき旨の裁定をするものとする。

４　同意をすべき旨の裁定においては、第一項の申請をした者が再放送をすることができる地上基幹放送、その者が再放送の業務を行うことができる区域及び当該再放送の実施の方法を定めなければならない。

５　総務大臣は、第一項の裁定をしようとするときは、紛争処理委員会に諮問しなければならない。

６　総務大臣は、第一項の裁定をしたときは、遅滞なく、その旨を当事者に通知しなければならない。

７　第四項の裁定が前項の規定により当事者に通知されたときは、当該裁定の定めるところにより、当事者間に協議が調つたものとみなす。

○放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）附則（抄）

（有線テレビジョン放送法の廃止に伴う経過措置）

第五条　この法律の施行の際現に附則第二条の規定による廃止前の有線テレビジョン放送法（以下この条において「旧有線テレビジョン放送法」という。）第十二条の規定による届出をしている者であって、新放送法第百二十六条第一項の規定により登録を受けるべき者に該当するものは施行日に同項の登録を受けたものと、新放送法第百三十三条第一項の規定により届出をすべき者に該当するものは施行日に同項の届出をしたものとみなす。

2　施行日前に旧有線テレビジョン放送法の規定によりした次の表の上欄に掲げる申請は、新放送法の規定によりした同表の下欄に掲げる申請又は届出とみなす。

旧有線テレビジョン放送法第三条第一項の規定による許可の申請（新放送法第百二十六条第一項の規定により登録を受けるべき者に係るものに限る。）	新放送法第百二十六条第一項の規定による登録の申請
旧有線テレビジョン放送法第三条第一項の規定による許可の申請（新放送法第百三十三条第一項の規定により届出をすべき者に係るものに限る。）	新放送法第百三十三条第一項の規定による届出
旧有線テレビジョン放送法第七条第一項の規定による許可の申請（前項の規定により新放送法第百二十六条第一項の登録を受けたものとみなされる者（以下この条において「みなし登録一般放送事業者」という。）に係るものに限る。）	新放送法第百三十条第一項の規定による変更登録の申請
旧有線テレビジョン放送法第七条第一項の規定による許可の申請（前項の規定により新放送法第百三十三条第一項の届出をしたものとみなされる者（以下この条において「みなし届出一般放送事業者」という。）に係るものに限る。）	新放送法第百三十三条第二項の規定による届出
旧有線テレビジョン放送法第十条の二第一項及び第二項並びに第十条の三第二項の規定による認可の申請	新放送法第百三十四条第二項の規定による届出
旧有線テレビジョン放送法第十三条第三項の規定による裁定の申請	新放送法第百四十四条第一項の規定による裁
旧有線テレビジョン放送法第十四条第一項の規定による認可の申請（みなし登録一般放送事業者に係るものに限る。）	新放送法第百四十条第二項の規定による届出

3～5　（略）

6　この法律の施行の際現に旧有線テレビジョン放送法第三条第一項の許可を受けている者であって、みなし登録一般放送事業者に該当するものは、施行日に新放送法第百四十条第一項の指定を受けたものとみなす。

7～11　（略）

○放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）（抄）

（登録を要しない一般放送）

第百三十三条　法第百二十六条第一項ただし書の総務省令で定める一般放送は、次に掲げるもの以外のものとする。

一　衛星一般放送

二　一の有線放送施設（有線一般放送を行うための有線電気通信設備をいう。以下同じ。）に係る引込端子の数が五〇一以上の規模の有線電気通信設備を用いて行われるラジオ放送（ラジオ放送の多重放送を受信し、これを再放送をすることを含む。）以外の放送

2　前項第二号の場合において、次の表の上欄に掲げる引込端子については、その数にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げる数をもつてその数とする。この場合、同表の二の項の当該受信設備のうち、一の構内（その構内が二以上の者の占有に属している場合においては、同一の者の占有に属する区域。同表の三の項において同じ。）にあるものについては、その数にかかわらず、一の受信設備とみなす。

一　一の引込端子に他の一般放送の業務に用いられる電気通信設備（当該設備に順次接続する一般放送の業務に用いられる電気通信設備を含む。下欄において同じ。）を接続する場合における当該一の引込端子	当該他の一般放送の業務に用いられる電気通信設備のうち、一の構内（その構内が二以上の者の占有に属している場合においては、同一の者の占有に属する区域。同表の三の項において同じ。）にあるものについては、その数にかかわらず、一の受信設備とみなす。
二　一の引込端子に二以上の受信設備を接続する場合における当該一の引込端子	当該受信設備の数
三　二以上の引込端子が一の構内にある場合における当該二以上の引込端子	一

3　前項の表の二の項及び三の項の規定は、同表の一の項の下欄に掲げる引込端子について準用する。

（指定に係る区域）

第百六十条　法第百四十条第一項の総務省令で定める区域は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める区域とする。

一　受信障害区域（その属する都道府県を放送対象地域とする地上基幹放送（テレビジョン放送に限る。（以下この款において同じ。））の受信障害が発生している区域をいう。以下同じ。）内のみにおいて、法第百四十条第一項の規定による再放送（以下「義務再放送」という。）をする場合　当該受信障害区域

二　受信障害区域の属する市町村（特別区を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市にあつては、区とする。以下この条において同じ。）に隣接する市町村の区域において設置されるテレビジョン放送を行うための有線電気通信設備と一体として当該受信障害区域に設置された有線電気通信設備を用いて義務再放送を行う場合　当該受信障害区域の属する市町村に隣接する市町村の区域及び当該受信障害区域

三　有線テレビジョン放送を行う場合（前二号に掲げる場合を除く。）　当該有線テレビジョン放送を行う区域が属する市町村の区域

2　市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する市町村の合併が行われた場合における前項第二号及び第三号の適用については、これらの規定中「市町村の区域」とあるのは、「法第百四十条第一項の規定による指定の際現に有線テレビジョン放送を行つている区域の属する合併関係市町村（市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第二条第三項に規定する合併関係市町村をいう。）の区域」とする。

（指定再放送事業者の指定に関する基準）

第百六十一条　総務大臣は、有線テレビジョン放送事業者（登録一般放送事業者に限る。以下この款において同じ。）が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、法第百四十条第一項の指定をすることができる。

一　有線テレビジョン放送事業者が次のイからトまでのいずれにも該当しないこと。

イ　法に規定する罪を犯して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ロ　法第百三条第一項又は第百四条（第五号を除く。）の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

ハ　電波法第七十五条第一項又は第七十六条第四項（第四号を除く。）の規定により基幹放送局の免許の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

ニ　第百六十五条第一項の規定により指定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

ホ　法人又は団体であつて、その役員がイからニまでのいずれかに該当する者であるもの

ヘ　一般放送の業務を適確に遂行するに足りる技術的能力を有しない者

ト　法第百三十六条第一項の総務省令で定める技術基準に適合する一般放送の業務に用いられる電気通信設備を権原に基づいて利用できない者

二　有線テレビジョン放送事業者が現に法第百四十条第一項に規定する区域の全部又は大部分において有線テレビジョン放送を行うものであること（法第百二十六条第一項の規定による登録又は法第百三十条第一項の規定による変更登録を受けた場合において、当該区域の全部又は大部分において有線テレビジョン放送を行うことに関し有線電気通信設備の設置計画が合理的であり、かつ、その実施が確実なものと認められる場合を含む。）。

2　総務大臣は、前項の規定による有線テレビジョン放送事業者の指定について、同項第一号ヘ及びト並びに第二号の基準に適合しているかどうかを調査するため必要があると認めるときは、当該有線テレビジョン放送事業者に対し、必要な書類の提出及び説明を求めることができる。

3　法第百四十条第一項の規定による指定については、同項の市町村の区域を勘案して定める区域を明らかにして指定するものとする。

4　総務大臣は、法第百四十条第一項の規定により指定をしたときは、有線テレビジョン放送事業者にその旨を通知するものとする。

5　前各項の規定は、指定の変更について準用する。

（義務再放送を要しない場合）

第百六十三条　法第百四十条第一項の正当な理由がある場合として総務省令で定める場合は、次の各号に掲げるとおりとする。この場合、義務再放送を要しない地上基幹放送は、第一号に掲げる場合にあつては、当該一の放送事業者のものに限るものとする。

一　指定再放送事業者が、その有線電気通信設備を用いて、同時再放送以外の方法で当該義務再放送に係る一の放送事業者の地上基幹放送の全ての放送番組に変更を加えないで当該地上基幹放送と同時に有線テレビジョン放送を行う場合

二　技術的理由その他のやむを得ない事由により、受信障害区域内のみに限つて義務再放送を行うことができない場合であつて、当該受信障害区域以外の区域における再放送についての同意が得られない場合

三　指定再放送事業者がその責めに帰することができない事由により、

受信障害区域の一部の区域において義務再放送を行うことが著しく困難である場合であつて、総務大臣が当該義務再放送を行う必要がないと認めた場合

（裁定の申請）

第百六十六条　法第百四十四条第一項の規定による裁定の申請は、別表第五十一号の様式の申請書により行うものとする。

（意見書）

第百六十七条　法第百四十四条第二項の意見書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　意見書を提出する基幹放送事業者の氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

二　法第百四十四条第一項本文の同意をしない理由

三　協議の経過（協議をしていない場合は、その具体的事情）

四　その他参考となる事項

（裁定の通知）

第百六十八条　法第百四十四条第六項の通知は、裁定書の謄本を添付して行うものとする。

（書類の提出等）

第二百十六条　法（第五章、第六章、第百四十七条、第百七十五条及び第百八十条の規定に限る。）又はこの省令の規定（第四章及び第五章の規定に限る。）により総務大臣に提出する書類は、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定める方法により提出することができる。

一　申請、届出又は報告（以下「申請等」という。）　当該申請等をしようとする者が行い、又は行おうとする放送対象地域（当該申請等に係る放送の放送対象地域が全国である場合にあつては、当該放送の業務に用いられる電気通信設備の設置場所。次項において同じ。）又は業務区域（これらの区域が二以上の総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。次号及び次項において同じ。）の管轄区域にわたるときは、そのいずれか一の管轄区域）を管轄する総合通信局長を経由して当該申請等を行うこと。

二　第百六十七条の規定による意見書　当該意見書に係る裁定の申請に係る地上基幹放送（テレビジョン放送に限る。）を行う基幹放送事業者の放送対象地域を管轄する総合通信局長を経由して提出すること。

2～4　（略）

（電磁的方法により記録することができる書類等）

第二百十七条　この省令の規定に基づき作成する書類及び総務大臣に提出する書類は、これらの書類の記載事項を記録した総務大臣が別に告示する電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。以下同じ。）による記録に係る記録媒体により作成し及び提出することができる。

2　前項により電磁的方法による記録に係る記録媒体により提出する場合には、申請者又は届出者の氏名及び住所並びに申請又は届出の年月日を記載した書類を添付しなければならない。

別表第五十一号（第166条関係）

裁定申請書

年　　月　　日

総務大臣　殿

郵　便　番　号
住　　所
（ふりがな）
氏　　名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名）
電　話　番　号

再放送同意について協議が不調[注1]／不能のため、放送法第144条第１項の規定により、下記のとおり裁定を申請します。

記

１　申請に係る基幹放送事業者の氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
２　申請に係る再放送の概要
⑴　再放送しようとするテレビジョン放送
⑵　再放送の業務を行おうとする区域
⑶　再放送の実施の方法
⑷　申請者が希望する再放送の開始期日
３　協議の経過
４　その他参考となる事項

注１　不要の文字は、抹消すること。
注２　「申請に係る再放送の概要」については、例えば、「再放送しようとするテレビジョン放送」は「(何）社（何）テレビジョン放送局の放送」のように、「再放送の業務を行おうとする区域」は「(何）県（何）市」、「(何）県（何）郡（何）町」のように、「再放送の実施の方法」は、同時再放送のみを行う場合にあつては「同時再放送」と、それ以外の場合にあつてはその具体的方法を記載すること。
注３　「協議の経過」については、申請に至るまでの経過の説明のほか、協議が調わない場合には申請に係る放送事業者との意見の対立点を、また、協議をすることができない場合にはその事情を具体的に明らかにすること。
注４　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。
注５　該当箇所に全部を記載することができない場合は、その箇所に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

○放送法施行規則の一部を改正する省令（平成二十三年総務省令第六十二号）附則（抄）

（指定に係る区域等の規定の適用の特例）

第七条　改正法附則第五条第六項に規定する改正法による改正後の放送法第百四十条第一項の指定を受けたものとみなされる者（以下「みなし指定事業者」という。）について新規則第百六十条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「当該各号に定める区域」とあるのは、「当該各号に定める区域又は放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行の日の前日において、同法附則第二条の規定による廃止前の有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）第三条の規定による許可若しくは同法第七条の規定による変更の許可を既に受けた放送法施行規則の一部を改正する省令（平成二十三年総務省令第六十二号）附則第二条の規定による廃止前の有線テレビジョン放送法施行規則（昭和四十七年郵政省令第四十号）別記第一に定める施設区域（施設設置完了予定が到来していない区域も含む。）」とする。

2　みなし指定事業者について新規則第百六十条第二項の規定を適用する場合においては、同項中「市町村の合併の特例に関する法律」とあるのは「放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）による廃止前の有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）第三条の規定による許可若しくは同法第七条の規定による変更の許可等の後に市町村の合併が行われた場合又は放送法等の一部を改正する法律の施行の日以後に市町村の合併の特例に関する法律」と、「法第百四十条第一項の規定による」とあるのは「放送法等の一部を改正する法律による廃止前の有線テレビジョン放送法第三条の規定による許可若しくは同法第七条の規定による変更の許可等の際現に有線テレビジョン放送を行っている区域の属する当該許可若しくは変更の許可等を受けたときの市町村又は法第百四十条第一項の規定による」とする。

3　みなし指定事業者について新規則第百六十五条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「第百六十一条第一項各号（第一号へ及びトを除く。）のいずれか」とあるのは、「第百六十一条第一項第一号（へ及びトを除く。）又は現に法第百四十条第一項に規定する区域の全部若しくは大部分において有線テレビジョン放送を行うものであること（放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）による廃止前の有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）第三条の規定による許可若しくは同法第七条の規定による変更の許可等若しくは法第百二十六条の規定による登録若しくは法第百三十条の規定による変更登録をした場合において、当該区域の全部又は大部分において有線テレビジョン放送を行うことに関し有線テレビジョン放送施設の施設計画又は有線電気通信設備の設置計画が合理的であり、かつ、その実施が確実なものと認められる場合を含む。）のいずれか」とする。

○電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）（抄）

（目的）

第一条　この法律は、電波の公平且つ能率的な利用を確保することによつて、公共の福祉を増進することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律及びこの法律に基づく命令の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

一　「電波」とは、三百万メガヘルツ以下の周波数の電磁波をいう。

二　「無線電信」とは、電波を利用して、符号を送り、又は受けるための通信設備をいう。

三　「無線電話」とは、電波を利用して、音声その他の音響を送り、又は受けるための通信設備をいう。

四　「無線設備」とは、無線電信、無線電話その他電波を送り、又は受けるための電気的設備をいう。

五　「無線局」とは、無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。但し、受信のみを目的とするものを含まない。

六　「無線従事者」とは、無線設備の操作又はその監督を行う者であつて、総務大臣の免許を受けたものをいう。

（電気通信紛争処理委員会によるあつせん及び仲裁）

第二十七条の三十五　免許等を受けて無線局（電気通信業務その他の総務省令（※1）で定める業務を行うことを目的とするものに限る。以下この条において同じ。）を開設し、又は免許等を受けた無線局に関する周波数その他の総務省令（※2）で定める事項を変更しようとする者が、当該無線局の開設又は無線局に関する事項の変更により混信その他の妨害を与えるおそれがある他の無線局の免許人等に対し、妨害を防止するために必要な措置に関する契約の締結について協議を申し入れたにもかかわらず、当該他の無線局の免許人等が協議に応じず、又は協議が調わないときは、当事者は、電気通信紛争処理委員会（第三項及び第五項において「委員会」という。）に対し、あつせんを申請することができる。

2　電気通信事業法第百五十四条第二項から第六項までの規定は、前項のあつせんについて準用する。この場合において、同条第六項中「第三十五条第一項若しくは第二項の申立て、同条第三項の規定による裁定の申請又は次条第一項」とあるのは、「電波法第二十七条の三十五第三項」と読み替えるものとする。

3　第一項の規定による協議が調わないときは、当事者の双方は、委員会に対し、仲裁を申請することができる。

4　電気通信事業法第百五十五条第二項から第四項までの規定は、前項の仲裁について準用する。

5　第一項又は第三項の規定により委員会に対してするあつせん又は仲裁の申請は、総務大臣を経由してしなければならない。

※1　本法施行規則第二十条の二

※2　同規則第二十条の三

（政令への委任）

第二十七条の三十六　前条に規定するもののほか、あつせん及び仲裁の手続に関し必要な事項は、政令（※）で定める。

※　電気通信紛争処理委員会令

○電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）（抄）

（あつせん等の対象となる無線局に係る業務）

第二十条の二　法第二十七条の三十五第一項の総務省令で定める業務は、次に掲げるものとする。

一　電気通信業務

二　放送の業務

三　人命若しくは財産の保護又は治安の維持に係る業務

四　電気事業に係る電気の供給の業務

五　鉄道事業に係る列車の運行の業務

六　ガス事業に係るガスの供給の業務

七　設備規則第三条第五号に規定するＭＣＡ陸上移動通信又は同条第六号に規定するデジタルＭＣＡ陸上移動通信を行う無線局を使用する業務

（あつせん等に係る無線局に関する事項）

第二十条の三　法第二十七条の三十五第一項の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　通信の相手方

二　通信事項

三　無線設備の設置場所（包括登録に係る登録局にあつては、無線設備を設置しようとする区域（移動する無線局にあつては、移動範囲））

四　無線設備

五　放送事項

六　放送区域

七　識別信号

八　電波の型式

九　周波数

十　空中線電力

十一　運用許容時間

○無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）（抄）

（定義）

第三条　この規則の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

一～四　（略）

五　「ＭＣＡ陸上移動通信」とは、一定の区域において二以上の無線局に共通に割り当てられた二以上の周波数の電波のうち、ＭＣＡ制御局（使用する電波の周波数を指示して通信の中継を行う陸上移動中継局であつて、二以上の通信の中継を同時に行うことができるもの（次号に規定するデジタルＭＣＡ制御局を除く。）をいう。以下同じ。）の指示する周波数の電波を使用して当該ＭＣＡ制御局と陸上移動局又は指令局（ＭＣＡ制御局の中継により陸上移動局と通信を行う基地局をいう。以下同じ。）との間で行われる単一通信路の無線通信及びその無線通信を中継するためにＭＣＡ制御局相互間で行われる無線通信並びにそれらの無線通信を制御するために行われる無線通信をいう。

六　「デジタルＭＣＡ陸上移動通信」とは、一定の区域において二以上の無線局に共通に割り当てられた周波数の電波のうち、デジタルＭＣＡ制御局（使用する電波の周波数を指示して通信の中継を行う陸上移動中継局であつて、デジタル方式により二以上の通信の中継を同時に行うことができるものをいう。以下同じ。）の指示する周波数の電波を使用して当該デジタルＭＣＡ制御局と陸上移動局又はデジタル指令局（デジタルＭＣＡ制御局の中継により陸上移動局と通信を行う基地局をいう。以下同じ。）との間で行われる無線通信及びその無線通信を中継するためにデジタルＭＣＡ制御局相互間で行われる無線通信並びにそれらの無線通信を制御するために行われる無線通信をいう。

七～十一　（略）

○電気通信紛争処理委員会令（平成十三年政令第三百六十二号）

（特別委員）

第一条　電気通信紛争処理委員会（以下「委員会」という。）に、あっせん若しくは仲裁に参与させ、又は特別の事項を調査審議させるため、特別委員を置くことができる。

２　特別委員は、電気通信事業、電波の利用又は放送の業務に関して優れた識見を有する者のうちから、総務大臣が任命する。

３　特別委員の任期は、二年とする。

４　特別委員は、再任されることができる。

５　特別委員は、非常勤とする。

（会議）

第二条　委員会は、委員長が招集する。

２　委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

３　委員会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（資料の提出等の要求）

第三条　委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（事務局長）

第四条　委員会の事務局長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

（参事官）

第四条の二　委員会の事務局に、参事官一人を置く。

２　参事官は、命を受けて局務に関する重要事項の調査審議に参画する。

（事務局の内部組織の細目）

第四条の三　前二条に定めるもののほか、委員会の事務局の内部組織の細目は、総務省令（※）で定める。

※　電気通信紛争処理委員会事務局組織規則

（あっせんの通知）

第五条　委員会は、当事者の一方からあっせんの申請がなされたときは、その写しを添えて、その相手方に対し、遅滞なく、総務省令（※）で定めるところにより、その旨を通知しなければならない。

※　電気通信紛争処理委員会手続規則第一条

（あっせんをしない場合等の通知）

第六条　委員会は、電気通信事業法（以下「事業法」という。）第百五十四条第二項（事業法第百五十六条第一項及び第二項、第百五十七条第二項並びに第百五十七条の二第二項、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十七条の三十五第二項並びに放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第百四十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定によりあっせんをしないものとしたときは、当事者に対し、遅滞なく、総務省令（※）で定めるところにより、その旨を通知しなければならない。当事者間に合意が成立する見込みがない場合においてあっせんを打ち切ったときも、同様とする。

※　電気通信紛争処理委員会手続規則第一条

（名簿の作成）

第七条　委員会は、事業法第百五十五条第三項（事業法第百五十六条第一項及び第二項、第百五十七条第四項並びに第百五十七条の二第四項、電波法第二十七条の三十五第四項並びに放送法第百四十二条第四項において準用する場合を含む。第九条において同じ。）の規定による委員会の委員その他の職員の名簿を作成しなければならない。

2　前項の名簿の記載事項は、総務省令（※）で定める。

※　電気通信紛争処理委員会手続規則第二条

（仲裁委員の選定等）

第八条　委員会は、仲裁の申請があったときは、当事者に対して前条第一項の名簿の写しを送付しなければならない。

2　当事者が合意により仲裁委員となるべき者を選定したときは、総務省令（※）で定めるところにより、その者の氏名を前項の名簿の写しの送付を受けた日から二週間以内に委員会に対し通知しなければならない。

3　前項の期間内に同項の規定による通知がなかったときは、当事者の合意による選定がなされなかったものとみなす。

※　電気通信紛争処理委員会手続規則第一条

第九条　当事者の合意による仲裁委員となるべき者の選定がなされない場合において、各当事者は、仲裁委員に指名されることが適当でないと認める事業法第百五十五条第三項に規定する委員会の委員その他の職員があるときは、総務省令（※）で定めるところにより、その者の氏名を前条第二項に規定する期間内に委員会に対し通知することができる。

2　委員会は、事業法第百五十五条第三項ただし書の規定により仲裁委員を指名するに当たっては、当該事件の性質、当事者の意思等を勘案してするものとし、仲裁委員を指名したときは、当事者に対し、遅滞なく、総務省令（※）で定めるところにより、その者の氏名を通知しなければならない。

※　電気通信紛争処理委員会手続規則第一条

（仲裁委員が欠けた場合の措置）

第十条　委員会は、仲裁委員が死亡、罷免、辞任その他の理由により欠けた場合においては、当事者に対し、遅滞なく、総務省令（※）で定めるところにより、その旨を通知しなければならない。

2　前二条の規定は、仲裁委員が欠けた場合における後任の仲裁委員となるべき者の選定及び後任の仲裁委員の指名について準用する。

※　電気通信紛争処理委員会手続規則第一条

（文書及び物件の提出）

第十一条　仲裁委員は、仲裁を行う場合において必要があると認めるときは、当事者の申出により、相手方の所持する当該仲裁に係る事件に関係のある文書又は物件を提出させることができる。

（仲裁判断の作成）

第十二条　仲裁委員は、仲裁判断をするための審尋その他必要な調査を終了したときは、速やかに、仲裁判断をしなければならない。

（あっせん及び仲裁の手続の非公開）

第十三条　あっせん委員の行うあっせん及び仲裁委員の行う仲裁の手続は、公開しない。ただし、あっせん委員又は仲裁委員は、相当と認める者に傍聴を許すことができる。

（あっせん及び仲裁の状況の報告）

第十四条　委員会は、総務大臣に対し、総務省令（※）で定めるところにより、あっせん及び仲裁の状況について報告しなければならない。

※　電気通信紛争処理委員会手続規則第三条

（あっせん及び仲裁の申請手続）

第十五条　事業法第百五十四条第一項（事業法第百五十六条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）、第百五十七条第一項及び第百五十七条の二第一項、電波法第二十七条の三十五第一項並びに放送法第百四十二条第一項の規定によるあっせん並びに事業法第百五十五条第一項（事業法第百五十六条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）、第百五十七条第三項及び第百五十七条の二第三項、電波法第二十七条の三十五第三項並びに放送法第百四十二条第三項の規定による仲裁の申請書の様式その他申請手続について必要な事項は、総務省令（※）で定める。

※　電気通信紛争処理委員会手続規則

（委員会の運営）

第十六条　この政令に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める（※）。

※　電気通信紛争処理委員会運営規程

○電気通信紛争処理委員会事務局組織規則（平成十三年総務省令第百五十四号）

１　電気通信紛争処理委員会の事務局に、紛争処理調査官を置く。

２　紛争処理調査官は、命を受けて、電気通信事業、電波の利用又は放送の業務に係る紛争の処理に関する重要事項についての調査、企画及び立案を行う。

○総務省電気通信紛争処理委員会事務局組織規程（平成十三年総務省訓令第二三二号）

（総則）

第一条　総務省電気通信紛争処理委員会事務局（以下「事務局」という。）の事務分掌その他組織の細目は、別に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

（上席調査専門官及び調査専門官）

第二条　事務局に、上席調査専門官及び調査専門官を置く。

２　上席調査専門官は、命を受けて、参事官又は紛争処理調査官を助け、調査専門官の事務の調整に関する事務を行う。

３　調査専門官は、命を受けて、事務局の事務を分担処理する。

○電気通信紛争処理委員会手続規則（平成十三年総務省令第百五十五号）

（あっせん及び仲裁に関する通知の方法）

第一条　電気通信紛争処理委員会令（以下「令」という。）第五条、第六条、第八条第二項（令第十条第二項において準用する場合を含む。）、第九条第一項（令第十条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）及び第二項（令第十条第二項において準用する場合を含む。）並びに第十条第一項の規定による通知は、書面により行うものとする。

２　令第九条第一項の規定による通知には、仲裁委員に指名されることが適当でないとする理由を付すものとする。

（名簿の記載事項）

第二条　令第七条第二項の総務省令で定める名簿の記載事項は、次に掲げるものとする。

一　氏名及び職業

二　経歴

三　任命及び任期満了の年月日

（あっせん及び仲裁の状況の報告）

第三条　令第十四条の規定による報告は、国の会計年度経過後一月以内に、当該会計年度中における次に掲げる事項についてするものとする。

一　あっせん及び仲裁の申請件数

二　あっせんをしないものとした事件及びあっせんを打ち切った事件の件数

三　あっせんにより解決した事件の件数

四　仲裁判断をした事件の件数

五　その他電気通信紛争処理委員会（以下「委員会」という。）の事務に関し重要な事項

（あっせんの申請）

第四条　電気通信事業法（以下「事業法」という。）第百五十四条第一項（事業法第百五十六条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）、第百五十七条第一項又は第百五十七条の二第一項のあっせんの申請をしようとする者は、様式第一の申請書を委員会に提出しなければならない。

２　電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十七条の三十五第一項のあっせんの申請をしようとする者は、様式第二の申請書を委員会に提出しなければならない。

３　放送法（昭和二十五年法律第百三十二項）第百四十二条第一項のあっせんの申請をしようとする者は、様式第三の申請書を委員会に提出しなければならない。

４　証拠となるものがある場合においては、それを第一項、第二項又は前項の申請書に添えて提出しなければならない。

（仲裁の申請）

第五条　事業法第百五十五条第一項（事業法第百五十六条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）、第百五十七条第三項又は第百五十七条の二第三項の仲裁の申請をしようとする者は、様式第四の申請書を委員会に提出しなければならない。

２　電波法第二十七条の三十五第三項の仲裁の申請をしようとする者は、様式第五の申請書を委員会に提出しなければならない。

３　放送法第百四十二条第三項の仲裁の申請をしようとする者は、様式第六の申請書を委員会に提出しなければならない。

４　証拠となるものがある場合においては、それを第一項、第二項又は前

項の申請書に添えて提出しなければならない。

5　紛争が生じた場合に事業法、電波法又は放送法による仲裁に付する旨の合意を証する書面がある場合においては、それを第一項、第二項又は第三項の申請書に添えて提出しなければならない。

（申請の方法）

第六条　事業法第百五十四条第一項（事業法第百五十六条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）、第百五十七条第一項若しくは第百五十七条の二第一項、電波法第二十七条の三十五第一項若しくは放送法第百四十二条第一項のあっせん又は事業法第百五十五条第一項（事業法第百五十六条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）、第百五十七条第三項若しくは第百五十七条の二第三項、電波法第二十七条の三十五第三項若しくは放送法第百四十二条第三項の仲裁の申請をしようとする者は、当該申請を当該申請をしようとする者の住所を管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長を経由して行うことができる。

（電磁的方法による提出）

第七条　電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第七十条の規定は、この省令の規定により委員会に提出する書類について準用する。

様式第１（第４条第１項関係）

あ　っ　せ　ん　申　請　書

年　　月　　日

電気通信紛争処理委員会委員長　殿

郵 便 番 号
（ふりがな）
住　　所
（ふりがな）
氏　　名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）
印
登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号
（申請者が電気通信事業法第164条第１項第３号に掲げる電気通信事業を営む者であるときは、記載を要しない。）
連　絡　先（連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）

（協定又は契約（注１））に関する協議が不調／不能のため、電気通信事業法（関連条項（注１））の規定により、次のとおりあっせんを申請します。

当事者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所	
あっせんを求める事項	
協議の不調又は不能の理由及び協議の経過	
その他参考となる事項	

注１　次の区分により、該当する協定又は契約及び電気通信事業法の関連条項を記載すること。

協　定　又　は　契　約	関　連　条　項
電気通信設備の接続に関する協定	第154条第１項
電気通信設備又は電気通信設備設置用工作物の共用に関する協定	第156条第１項
卸電気通信役務の提供に関する契約	第156条第２項
電気通信役務の円滑な提供の確保のためにその締結が必要な協定又は契約	第157条第１項
電気通信事業法第164条第１項第３号に掲げる電気通信事業を営むに当たって利用すべき電気通信役務の提供に関する契約	第157条の２第１項

２　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

様式第２（第４条第２項関係）

あ　っ　せ　ん　申　請　書

年　　月　　日

電気通信紛争処理委員会委員長　殿

郵 便 番 号
（ふりがな）
住　　所
（ふりがな）
氏　　名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）　印
連　絡　先（連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）

電波法第27条の35第１項に規定する契約に関する協議が不調／不能のため、同項の規定により、次のとおりあっせんを申請します。

当事者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所	
あっせんを求める事項	
協議の不調又は不能の理由及び協議の経過	
その他参考となる事項	

注　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

様式第３（第４条第３項関係）

あ　っ　せ　ん　申　請　書

年　　月　　日

電気通信紛争処理委員会委員長　殿

郵 便 番 号

（ふりがな）

住　　所

（ふりがな）

氏　　名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載することとし､代表者が自筆で記入したときは､押印を省略できる。）

印

連　絡　先（連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）

放送法第142条第１項に規定する同意に関する協議が不調／不能のため、同項の規定により、次のとおりあっせんを申請します。

当事者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）、住所及び放送事業者の種別（注１）	
あっせんを求める事項	
協議の不調又は不能の理由及び協議の経過	
その他参考となる事項	

注１　放送事業者の種別は、基幹放送事業者（放送法第２条第23号の基幹放送事業者をいう。様式第６において同じ。）、指定再放送事業者（放送法第140条第２項の指定再放送事業者をいう。様式第６において同じ。）又は届出一般放送事業者（放送法第133条第１項の届出をした者をいう。様式第６において同じ。）のいずれかを記載すること。

２　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

様式第４（第５条第１項関係）

仲　裁　申　請　書

年　月　日

電気通信紛争処理委員会委員長　殿

郵便番号
（ふりがな）
住　所
（ふりがな）
氏　名（自筆で記入したときは､押印を省略できる。法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）　印
登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号（申請者が電気通信事業法第164条第１項第３号に掲げる電気通信事業を営む者であるときは、記載を要しない。）
連絡先（連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）

（協定又は契約（注１））に関する協議が不調のため、電気通信事業法（関連条項（注１））の規定により、次のとおり仲裁を申請します。

当事者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所	
仲裁判断を求める事項（注２）	
協議の不調の理由及び協議の経過	
その他参考となる事項	

注１　次の区分により、該当する協定又は契約及び電気通信事業法の関連条項を記載すること。

協定又は契約	関連条項
電気通信設備の接続に関する協定	第155条第１項
電気通信設備又は電気通信設備設置用工作物の共用に関する協定	第156条第１項
卸電気通信役務の提供に関する契約	第156条第２項
電気通信役務の円滑な提供の確保のためにその締結が必要な協定又は契約	第157条第３項
電気通信事業法第164条第１項第３号に掲げる電気通信事業を営むに当たって利用すべき電気通信役務の提供に関する契約	第157条の２第３項

２　協議の相手である当事者が当該協議に関して既に仲裁の申請を行っており、その旨の通知が電気通信紛争処理委員会からあった場合には、当該協議の相手である当事者の仲裁判断を求める事項に対する答弁を記載すること。

３　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

様式第５（第５条第２項関係）

仲　裁　申　請　書

年　月　日

電気通信紛争処理委員会委員長　殿

郵便番号
（ふりがな）
住　所
（ふりがな）
氏　名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）　印
連絡先（連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）

電波法第27条の35第１項に規定する契約に関する協議が不調のため、同条第３項の規定により、次のとおり仲裁を申請します。

当事者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所	
仲裁判断を求める事項（注１）	
協議の不調の理由及び協議の経過	
その他参考となる事項	

注１　協議の相手である当事者が当該協議に関して既に仲裁の申請を行っており、その旨の通知が電気通信紛争処理委員会からあった場合には、当該協議の相手である当事者の仲裁判断を求める事項に対する答弁を記載すること。
２　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

様式第６（第５条第３項関係）

仲　裁　申　請　書

年　月　日

電気通信紛争処理委員会委員長　殿

郵便番号

（ふりがな）

住　所

（ふりがな）

氏　名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）　印

連絡先（連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）

放送法第142条第１項に規定する同意に関する協議が不調のため、同条第３項の規定により、次のとおり仲裁を申請します。

当事者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）、住所及び放送事業者の種別（注１）	
仲裁判断を求める事項（注２）	
協議の不調の理由及び協議の経過	
その他参考となる事項	

注１　放送事業者の種別は、基幹放送事業者、指定再放送事業者又は届出一般放送事業者のいずれかを記載すること。

２　協議の相手である当事者が当該協議に関して既に仲裁の申請を行っており、その旨の通知が電気通信紛争処理委員会からあった場合には、当該協議の相手である当事者の仲裁判断を求める事項に対する答弁を記載すること。

３　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

○電気通信紛争処理委員会運営規程

平成十三年十一月三十日
電気通信事業紛争処理委員会決定第一号

最終改正　平成二十三年六月二十八日
電気通信事業紛争処理委員会決定第一号

（目的）

第一条　電気通信紛争処理委員会（以下「委員会」という。）の議事の手続その他委員会の運営に関しては、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（会議）

第二条　委員長は、委員会の会議（以下「会議」という。）を招集しようとするときは、委員等（委員及び議事に関係のある特別委員をいう。以下同じ。）に対しあらかじめ議題、日時及び場所を通知する。

2　委員長は、特に緊急の必要があると認めるときは、委員等にあらかじめ通知した上で、文書による審議を行うことができる。なお、文書による審議を行った場合は、委員長はその結果について次の会議に報告しなければならない。

3　委員長は、委員会の議長となり、議事を整理する。

（指名の欠格）

第三条　委員会は、委員又は特別委員が次の各号のいずれかに該当するときその他事件の当事者と特別な関係にあるときは、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号。以下「法」という。）第百五十四条第三項（法第百五十六条第一項及び第二項、第百五十七条第二項及び百五十七条の二第二項、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十七条の三十五第二項並びに放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第百四十二条第二項において準用する場合を含む。）に規定するあっせん委員又は法第百五十五条第二項（法第百五十六条第一項及び第二項、第百五十七条第四項及び百五十七条の二第四項、電波法第二十七条の三十五第四項並びに放送法第百四十二条第四項において準用する場合を含む。）に規定する仲裁委員に指名しない。

一　委員若しくは特別委員又はその配偶者若しくは配偶者であった者が事件の当事者、当事者の子会社、当事者を子会社とする親会社又は当該親会社の子会社（当事者を除く。）の役員であるとき。

二　委員又は特別委員が事件の当事者、当事者の子会社、当事者を子会社とする親会社又は当該親会社の子会社（当事者を除く。）の役員の四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族であるとき。

三　委員又は特別委員が事件について当事者の代理人又は補佐人であるとき、又はあったとき。

2　委員会は、既にあっせん委員又は仲裁委員の指名をされた委員又は特別委員が前項の特別な関係にあることが分かったときは、速やかに当該指名を解除する。

3　前二項の規定は、仲裁委員を、当事者が合意によって選定した者につき指名する場合には、適用しない。

（回避）

第三条の二　委員及び特別委員は、前条第一項各号に規定する場合のほか自己の公正性又は独立性に疑いを生じさせるおそれのある事情がある場合には、事件の担当を回避すべき旨を委員会に申し出なければならない。

（代理人及び補佐人）

第三条の三　当事者は、弁護士、弁護士法人又は委員会の承認を得た適当な者を代理人とすることができる。

2　代理人の権限は、書面で証明しなければならない。

3　当事者又は代理人は、あっせん委員及び仲裁廷（三人の仲裁委員の合議体をいう。以下同じ。）の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（手続の分離又は併合）

第三条の四　あっせん委員又は仲裁廷は、適当と認めるときは、当事者全員の合意を得て、あっせん又は仲裁の手続を分離し、又は併合することができる。

（あっせんをしない場合等の通知）

第四条　委員会は、法第百五十四条第二項（法第百五十六条第一項及び第二

項、第百五十七条第二項及び第百五十七条の二第二項、電波法第二十七条の三十五第二項並びに放送法第百四十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定によりあっせんをしないものとしたときは、当事者に対し、その旨を理由を附して通知する。当事者間に合意が成立する見込みがない場合においてあっせんを打ち切ったときも、同様とする。

（あっせんの答弁書の提出期間の指示）

第四条の二　委員会は、電気通信紛争処理委員会令（平成十三年政令第三百六十二号）第五条の規定により通知するときは、相当の期間を指定して答弁書を提出すべき旨の通知をすることができる。

（複数のあっせん委員によるあっせんの審理の指揮）

第四条の三　複数のあっせん委員が指名された場合は、あっせんの審理の指揮を行う者を、あっせん委員の互選により選任する。

（委員等に関する事実の開示）

第四条の四　委員会は、仲裁の申請がなされた場合において、法第百五十五条第三項（法第百五十六条第一項及び第二項、第百五十七条第四項及び第百五十七条の二第四項、電波法第二十七条の三十五第四項並びに放送法第百四十二条第四項において準用する場合を含む。）の規定による委員会の委員その他の職員について当該事件に関し公正性又は独立性に疑いを生じさせる事実があるときは、その事実を当事者に対して開示する。

2　前項の開示は、電気通信紛争処理委員会令第八条の規定による名簿の写しを送付する際に行うほか、仲裁委員について該当する事実の存在が判明したときに速やかに行う。

第五条　削除

（仲裁手続の準則）

第五条の二　仲裁廷は、この規程に定めるところによるほか、当事者が別段の合意をしている場合を除き、委員会が別に定める準則に従って仲裁手続を行う。

2　仲裁の当事者は、前項の準則と異なる別段の合意がある場合は、仲裁廷の求めに応じ、その合意の内容を記載した書面を提出しなければならない。

（準備手続）

第六条　仲裁の審理の指揮を行う仲裁委員は、必要があると認めるときは、仲裁委員の一人又は二人をして争点若しくは証拠の整理その他の準備手続を行わせることができる。

2　仲裁の審理期日に仲裁委員の一人又は二人が欠席したときは、出席した仲裁委員は、前項の準備手続を任意に行うことができる。

3　前二項の規定により準備手続を行った仲裁委員は、当該準備手続の後における最初の審理期日までに、他の仲裁委員に対しその結果を報告しなければならない。

（和解の勧告）

第七条　仲裁廷は、当事者双方の承諾がある場合には、仲裁手続のいかなる段階であっても、仲裁を求める事項の全部又は一部について、当事者に対し和解の勧告を行うことができる。

2　仲裁廷は、必要があると認めるときは、前項の和解の勧告を、仲裁委員の一人又は二人をして行わせることができる。

（仲裁判断）

第八条　仲裁判断には、次の各号に掲げる事項を記載し、仲裁委員がこれに署名しなければならない。ただし、第四号及び第五号については、当事者がこれを記載することを要しない旨を特に合意している場合及び次項に規定する場合においては、この限りでない。

一　当事者の氏名（当事者が法人であるときは、その名称及び代表者の氏名）及び住所

二　代理人があるときは、その氏名及び住所

三　主文

四　事実

五　理由

六　仲裁判断の年月日及び仲裁地

2　仲裁廷は、仲裁手続中に仲裁を求める事項の全部又は一部について当事者が和解し、かつ、当事者双方の申立てがあったときは、その和解の内容を仲裁判断とすることができる。

（証拠資料の閲覧）

第八条の二　仲裁廷は、仲裁判断その他の仲裁廷の決定の基礎となるべき証拠資料の内容を、当事者が委員会の事務局において閲覧できるようにする。

（諮問を要しない事項）

第九条　法第百六十条ただし書に規定する委員会への諮問を要しない事項は、委員長が軽微な事項として個別に認定したものとする。

（諮問及び答申並びに勧告）

第十条　委員会に対する諮問は、総務大臣は文書をもって行い、かつ、効率的な審議が行えるように必要な資料を添付するものとする。

2　委員会が総務大臣に対して行う答申及び勧告は文書をもって行う。

3　委員長は、委員の中から起草委員を命じ、答申及び勧告の案の起草をさせることができる。

4　答申及び勧告には、委員の間において見解の分かれる事項については、複数の意見を並記することができる。

（意見の聴取）

第十一条　委員会は、その調査審議に当たり、必要と認めるときは、当該調査審議事項と関連する利害関係者その他の参考人から公聴会その他の方法により意見を聴取することができる。

2　前項の場合において、委員会は、必要と認めるときは、広く意見を募集することができる。

3　委員会は、意見の聴取に係る議題の審議に当たり、聴取した意見を参考とする。

（聴聞の主宰者の推薦）

第十二条　法第百六十一条第二項に規定する聴聞の主宰者は、委員会の委員のうちから、委員長の指名により推薦する。

（不利益処分に関する調査審議）

第十三条　委員会は、不利益処分に関する審議に当たり、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二十四条第一項の聴聞の審理の経過を記載した調書の内容及び同条第三項の報告書に記載された聴聞の主宰者の意見を参考とする。

（議事録）

第十四条　委員会は、開催した会議について議事録を作成し、次の事項を記載する。

一　開催の年月日及び場所

二　開会及び閉会の時刻

三　出席した委員及び特別委員の氏名

四　出席した利害関係者及びその他の参考人の氏名

五　出席した関係職員の所属及び氏名

六　議題

七　調査審議の内容

八　議決事項

九　その他必要な事項

2　前項の議事録は、出席した委員及び特別委員の確認を得て作成し、委員長の承認を得るものとする。

（議事録等の保存）

第十五条　前条第二項の規定により委員長の承認を得た議事録（以下「会議の議事録」という。）及び会議で使用した資料は、委員会の事務局において保存する。

（会議の公開）

第十六条　会議は、会議を公開することにより当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがある場合その他の委員長が非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。

2　前項の規定により委員長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合は、委員会はその理由を公表する。

（会議の議事録の公表）

第十七条　会議の議事録は、前条第一項の規定により委員長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合、これを公開することにより当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがある場合その他の委員長が非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公表する。

2　前項の規定により委員長が会議の議事録を非公開とすることを必要と認めた場合は、委員会はその理由を公表する。

3　会議の議事録の公表までの間、委員会の事務局は、議事概要を速やかに作成し、委員長の承認を得て公表する。

（会議で使用した資料の閲覧）

第十八条　会議で使用した資料は、第十六条第一項の規定により委員長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合、これを公開することにより当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがある場合その他の委員長が非公開とすることを必要と認めた場合を除き、委員会の事務局において一般の閲覧に供する。

2　前項の規定により委員長が会議で使用した資料を非公開とすることを必要と認めた場合は、委員会はその理由を公表する。

（あっせん又は仲裁の手続に係る資料の非公開）

第十九条　あっせん又は仲裁の手続においてあっせん委員、仲裁委員又は委員会の事務局が作成し、又は取得した資料は、公開しない。

2　前項の規定に関わらず、委員会は、あっせん又は仲裁の当事者がその公開を承諾する場合又はその公開が委員会の運営又は紛争の公正かつ円滑な解決の妨げになるものではなく、当事者の事業運営に支障をもたらさないものとして、委員会が公開を適当と認める場合には、前項の資料を委員会の事務局において一般の閲覧に供することができる。

（あっせん及び仲裁の手続に関して知ることができた事実の公表）

第二十条　委員会は、あっせん又は仲裁の手続に関してあっせん委員、仲裁委員又は委員会の事務局が知ることができた次の事実を公表することができる。

一　あっせん又は仲裁の申請の受理の年月日

二　あっせん又は仲裁の手続の終結の年月日（手続を行わない場合には、手続を行わないことが確定した年月日）

三　あっせん又は仲裁の手続に関する主な経過、当事者の氏名（当事者が法人であるときは、その名称）、当事者の主な主張及び結果の概要

2　前項第三号の事実の公表は、次の場合に限り行うことができるものとする。

一　あっせん又は仲裁の当事者がその公表を承諾する場合

二　前号に規定する場合の他、その公表が委員会の運営又は紛争の公正かつ円滑な解決の妨げになるものではなく、当事者の事業運営に支障をもたらさないものとして、委員会が公表を適当と認める場合

3　第一項第三号の事実の公表は、事件の性質を勘案し、処理の終結の後の適当な時点に行うものとすることができる。

附　則

（平成十三年十一月三十日電気通信事業紛争処理委員会決定第一号）

この規程は、決定の日から施行する。

附　則

（平成十四年二月二十六日電気通信事業紛争処理委員会決定第一号）

1　この決定は、平成十四年二月二十七日から施行する。

2　この決定の施行の際現にされているあっせんの申請に係る審理については、本決定の規定は適用せず、なお従前の例による。

附　則

（平成十四年六月二十五日電気通信事業紛争処理委員会決定第二号）

この決定は、平成十四年七月一日から施行する。

附　則

（平成十五年二月十日電気通信事業紛争処理委員会決定第一号）

この決定は、平成十五年二月十二日から施行する。

附　則

（平成十五年十月三日電気通信事業紛争処理委員会決定第二号）

1　この決定は、平成十五年十月三日から施行する。ただし、第二条の規定

については、仲裁法（平成十五年法律第百三十八条）の施行の日〔平成十六年三月一日〕から施行する。

2　第一条の規定による改正の後の規定は、この決定の施行の日以後に開始した仲裁手続から適用し、第二条の規定による改正の後の規定は、同条の施行の日以後に開始した仲裁手続から適用する。

附　則

（平成十六年三月十五日電気通信事業紛争処理委員会決定第一号）

この決定は、平成十六年四月一日から施行する。

附　則

（平成十六年十一月三十日電気通信事業紛争処理委員会決定第二号）

この決定は、平成十六年十二月一日から施行する。

附　則

（平成二十年三月十八日電気通信事業紛争処理委員会決定第一号）

この決定は、平成二十年四月一日から施行する。

附　則

（平成二十三年六月二十八日電気通信事業紛争処理委員会決定第一号）

この決定は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行の日〔平成二十三年六月三十日〕から施行する。

○電気通信紛争処理委員会仲裁準則

平成十五年十月三日
電気通信事業紛争処理委員会決定第三号

最終改正　平成二十三年六月二十八日
電気通信事業紛争処理委員会決定第二号

（適用範囲）

第一条　この決定は、当事者間で別段の合意がない場合に限り、適用する。

（書面によってする通知）

第二条　仲裁手続における通知を書面によってするときは、名あて人が直接当該書面を受領した時又は名あて人の住所、常居所、営業所、事務所若しくは配達場所（名あて人が発信人からの書面の配達を受けるべき場所として指定した場所をいう。以下この条において同じ。）に当該書面が配達された時に、通知がされたものとする。

2　仲裁手続における通知を書面によってする場合において、名あて人の住所、常居所、営業所、事務所及び配達場所のすべてが相当の調査をしても分からないときは、発信人は、名あて人の最後の住所、常居所、営業所、事務所又は配達場所にあてて当該書面を書留郵便その他配達を試みたことを証明することができる方法により発送すれば足りる。この場合においては、当該書面が通常到達すべきであった時に通知がされたものとする。

（忌避の手続）

第三条　仲裁委員の忌避についての決定は、当事者の申立てにより、仲裁廷が行う。

2　前項の申立てをしようとする当事者は、仲裁委員の指名があったことを知った日から十五日以内に、忌避の原因を記載した申立書を仲裁廷に提出しなければならない。この場合において、仲裁廷は、当該仲裁人に忌避の原因があると認めるときは、忌避を理由があるとする決定をしなければならない。

（暫定措置又は保全措置）

第四条　仲裁廷は、当事者の一方の申立てにより、いずれの当事者に対しても、紛争の対象について仲裁廷が必要と認める暫定措置又は保全措置を講ずることを命ずることができる。

2　仲裁廷は、いずれの当事者に対しても、前項の暫定措置又は保全措置を講ずるについて、相当な担保を提供すべきことを命ずることができる。

（仲裁手続の方法）

第五条　仲裁廷は、この決定の規定に反しない限り、適当と認める方法によって仲裁手続を実施することができる。この場合における仲裁廷の権限には、証拠に関し、証拠としての許容性、取調べの必要性及びその証明力についての判断をする権限が含まれる。

（異議権の放棄）

第六条　仲裁手続においては、当事者は、電気通信紛争処理委員会（以下「委員会」という。）の行う仲裁手続に適用される法令、委員会による決定又は当事者間の合意により定められた仲裁手続の準則（いずれも公の秩序に関しないものに限る。）が遵守されていないことを知りながら、遅滞なく異議を述べないときは、異議を述べる権利を放棄したものとみなす。

（仲裁地）

第七条　仲裁地は、東京都とする。

2　仲裁廷は、前項の規定による仲裁地にもかかわらず、適当と認めるいかなる場所においても、次に掲げる手続を行うことができる。

一　仲裁廷の評議

二　当事者、鑑定人又は第三者の陳述の聴取

三　物又は文書の見分

四　前二号に掲げるもののほか、事実関係につき行う調査

（仲裁手続の開始）

第八条　仲裁手続は、一方の当事者が他方の当事者に対し書面をもって特定の紛争を仲裁手続に付する旨の通知をした日又は一方の当事者の申請を受けて委員会が他方の当事者に仲裁の申請があった旨の通知をした日のうち最も早い日に開始する。

（仲裁に付することについての回答期間の指示）

第八条の二　委員会は、当事者の一方から仲裁の申請がなされた場合（当事者の双方に、紛争が生じた場合に法による仲裁に付する旨の合意がある場合を除く。）においてその旨の通知をするときは、その相手方に対し、相当の期間を指定して、当該申請に係る事件を仲裁に付することに同意するかどうかを書面で回答すべきことを求めることができる。

（言語）

第九条　仲裁手続において使用する言語は、日本語とする。その言語を使用して行うべき手続は、次に掲げるものとする。

一　口頭による手続

二　当事者が行う書面による陳述又は通知

三　仲裁廷が行う書面による決定（仲裁判断を含む。）又は通知

（当事者の陳述）

第十条　仲裁廷は、すべての当事者に対し、仲裁申請書に記載した事項に加えて、自己の主張、主張の根拠となる事実及び紛争の要点を、仲裁廷が定めた期間内に陳述することを命じることができる。この場合において、当事者は、取り調べる必要があると思料するすべての証拠書類を提出し、又は提出予定の証拠書類その他の証拠を引用することができる。

2　すべての当事者は、仲裁手続の進行中において、自己の陳述の変更又は追加をすることができる。ただし、当該変更又は追加が時機に後れてされたものであるときは、仲裁廷は、これを許さないことができる。

（口頭審理）

第十一条　仲裁廷は、当事者に証拠の提出又は意見の陳述をさせるため、口頭審理を実施することができる。ただし、一方の当事者が口頭審理の実施の申立てをしたときは、仲裁手続における適切な時期に、当該口頭審理を実施しなければならない。

（当事者の守秘）

第十二条　当事者は、電気通信紛争処理委員会運営規程（平成十三年電気通信事業紛争処理委員会決定第一号）（以下「運営規程」という。）第八条の二の規定により閲覧した証拠資料により知り得た相手方当事者の秘密を漏らしてはならない。

（不熱心な当事者がいる場合の取扱い）

第十三条　仲裁廷は、一方の当事者が、正当な理由なく口頭審理の期日に出頭せず、又は証拠書類を提出しないときは、その時までに収集された証拠に基づいて、仲裁判断をすることができる。

2　仲裁廷は、電気通信紛争処理委員会令（平成十三年政令第三百六十二号）第十一条に規定する申出を行った当事者の相手方の当事者が、正当な理由なく同条に規定する文書又は物件を提出しないときは、当該文書又は物件に関する当該申出を行った当事者の主張を真実と認めることができる。

（仲裁廷による鑑定人の選任等）

第十四条　仲裁廷は、一人又は二人以上の鑑定人を選任し、必要な事項について鑑定をさせ、文書又は口頭によりその結果を報告させることができる。

2　前項の場合において、仲裁廷は、当事者に対し、次に掲げる行為をすることを求めることができる。

一　鑑定に必要な情報を鑑定人に提供すること。

二　鑑定に必要な文書その他の物を、鑑定人に提出し、又は鑑定人が見分をすることができるようにすること。

3　当事者の求めがあるとき、又は仲裁廷が必要と認めるときは、鑑定人は、第一項の規定による報告をした後、口頭審理の期日に出頭しなければならない。

4　当事者は、前項の口頭審理の期日において、次に掲げる行為をすることができる。

一　鑑定人に質問をすること。

二　自己が依頼した専門的知識を有する者に当該鑑定に係る事項について陳述をさせること。

（裁判所により実施する証拠調べ）

第十五条　仲裁廷又は当事者は、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定による調査の嘱託、証人尋問、鑑定、書証（当事者が文書を提出してするものを除く。）及び検証（当事者が検証の目的を提示してするものを除く。）であって仲裁廷が必要と認めるものにつき、裁判所に対し、その実施を求める申立てをすることができる。

（仲裁判断において準拠すべき法）

第十六条　仲裁廷は、仲裁手続に付された紛争に最も密接な関係がある法令であって事件に直接適用されるべきものを適用する。

（仲裁廷の議事）

第十七条　仲裁廷の長は、委員会が仲裁委員の中から指名する。

2　仲裁廷の長は、仲裁の審理の指揮を行う。

3　仲裁廷の議事は、仲裁廷を構成する仲裁委員の過半数で決する。

4　前項の規定にかかわらず、仲裁手続における手続上の事項は、仲裁廷の長が決することができる。

（和解勧告の実施の承諾等の方法）

第十八条　運営規程第七条の承諾又はその撤回は、書面でしなければならない。

（仲裁判断の訂正の申立て期限）

第十九条　当事者は、仲裁廷に対し、仲裁判断における計算違い、誤記その他これらに類する誤りの訂正を申し立てるときは、これを、仲裁判断の通知を受けた日から三十日以内にしなければならない。

（仲裁廷による仲裁判断の解釈）

第二十条　当事者は、仲裁廷に対し、仲裁判断の特定の部分の解釈を求める申立てをすることができる。

2　前項の申立ては、仲裁判断の通知を受けた日から三十日以内にしなければならない。

（追加仲裁判断）

第二十一条　当事者は、仲裁手続における申立てのうちに仲裁判断において判断が示されなかったものがあるときは、仲裁廷に対し、当該申立てについての仲裁判断を求める申立てをすることができる。この場合においては、前条第二項の規定を準用する。

（仲裁費用の分担）

第二十二条　当事者が仲裁手続に関して支出した費用は、各自が負担する。

附　則

（平成十五年十月三日　電気通信事業紛争処理委員会決定第三号）

1　この決定は、仲裁法（平成十五年法律第百三十八号）の施行の日〔平成十六年三月一日〕から施行する。ただし、第一条及び第十二条の規定は、電気通信事業紛争処理委員会運営規程の一部を改正する決定（平成十五年電気通信事業紛争処理委員会決定第二号）の施行の日から施行する。

2　この決定の施行前に開始した仲裁手続については、なお従前の例による。

3　前項に定めるもののほか、この決定の施行前に提起された仲裁委員忌避の訴えについては、なお従前の例による。

附　則

（平成十六年十一月三十日　電気通信事業紛争処理委員会決定第三号）

この決定は、平成十六年十二月一日から施行する。

附　則

（平成二十三年六月二十八日　電気通信事業紛争処理委員会決定第二号）

この決定は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行の日〔平成二十三年六月三十日〕から施行する。

電気通信紛争処理委員会

電　話：03－5253－5686
ﾌｧｸｼﾐﾘ：03－5253－5197
e-mail：hunso-shori@ml.soumu.go.jp
URL　：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hunso/